大学及び学協会における利益相反相反マネジメント（組織としての利益相反を含む）の現状に関する実証的研究

An Empirical Study on the Present Circumstances Concerning the Management of Conflict of Interest Including Institutional Conflict of Interest at Japanese Universities and Academic Societies

平成 24～26 年度文部科学省科学研究費補助金　基盤研究費（C）（課題番号：24530989）

2013 年 4 月

新谷　由紀子
菊本　　虔
（筑波大学産学リエゾン共同研究センター）

は　じ　め　に

本書は、文部科学省科学研究費補助金基盤研究（C）（一般）（H24～H26）の研究課題「大学及び学協会における産学連携に伴う組織としての利益相反に関する調査研究（代表：新谷由紀子）」（課題番号：24530989）で実施している研究の一環として行った調査の成果をまとめたものである。本研究は、日本においてその実施が著しく立ち遅れている、産学連携に伴う組織としての利益相反マネジメントに関して、特に、学術の世界における状況を把握するために、主要な大学及び学協会を対象として実態調査を行い、その現状と課題を明らかにするとともに、欧米におけるその取扱いを参照しつつ、日本の文化風土に適合したマネジメントの在り方を明らかにすることによって、大学及び学協会における組織としての利益相反マネジメントが制度として定着していくことに寄与し、もって、日本における産学連携の適正な成長を促し、日本社会の健全な発展に貢献することを目的とするものである。

本書は、上に記した研究の全体像のうち、日本の大学及び学協会における利益相反マネジメントに関するアンケート調査の実施結果をまとめたものである。この調査により、大学や学協会における利益相反マネジメントの整備状況等を明らかにし、調査研究の基礎資料とするものである。

本書の構成は以下のとおりである。

第 1 章では、本調査研究の背景と目的を説明している。

第 2 章では、大学における利益相反マネジメント（組織としての利益相反を含む）に関するアンケート調査結果をまとめた。

第 3 章では、学協会における利益相反マネジメント（組織としての利益相反を含む）に関するアンケート調査結果をまとめた。

第 4 章では、第 2 章と第 3 章にまとめた調査結果を比較し、整理を行った。

これらの成果が、大学の研究活動や産学連携活動の健全な発展の一助となることを願っている。

平成 25 年 4 月

筑波大学産学リエゾン共同研究センター
新　谷　由紀子
菊　本　　虔

大学及び学協会における利益相反相反マネジメント（組織としての利益相反を含む）の現状に関する実証的研究

目　　次

第１章　本調査研究の背景と目的 …… 1
　第１節　本調査研究の背景 …… 1
　　１．大学における産学連携に伴う組織としての利益相反マネジメント体制構築の必要性 …… 1
　　２．学協会における産学連携に伴う組織としての利益相反マネジメント体制構築の必要性 …… 2
　第２節　本調査研究の目的 …… 3
第２章　大学における利益相反マネジメント（組織としての利益相反を含む）に関するアンケート調査結果 …… 4
　第１節　調査の対象と方法 …… 4
　第２節　回収状況 …… 8
　第３節　調査結果の概要 …… 9
　　１．回答者の属性 …… 9
　　２．用語の定義 …… 9
　　３．個人としての利益相反マネジメントの整備状況について …… 10
　　（１）　利益相反ポリシー等の制定について …… 10
　　（２）　個人的利益の自己申告について …… 15
　　（３）　責務相反について …… 22
　　（４）　特定の研究計画に係る利益相反マネジメントについて …… 30
　　（５）　利益相反マネジメント体制について …… 32
　　４．大学（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況について … 40
　　（１）　大学（組織）としての利益相反ポリシー等の制定について … 40
　　（２）　大学（組織）としての利益相反ポリシーや規則規程等について …… 45
　　５．実際に生じた個人としての利益相反事例について …… 47
　　６．実際に生じた組織としての利益相反事例について …… 49
　　７．大学における利益相反に関する自由意見 …… 51
　第４節　調査結果のまとめ …… 52
第３章　学協会における利益相反マネジメント（組織としての利益相反を含む）に関するアンケート調査結果 …… 60
　第１節　調査の対象と方法 …… 60

第２節　回収状況 …… 63
第３節　調査結果の概要 …… 64
１．回答者の属性 …… 64
２．用語の定義 …… 65
３．利益相反マネジメントの整備状況について …… 65
（１）　利益相反の指針・細則等の制定について …… 65
（２）　利益相反マネジメントの対象者 …… 68
４．個人としての利益相反マネジメントの整備状況について …… 70
（１）　個人的利益の自己申告について …… 70
（２）　利益相反マネジメント体制について …… 73
５．学協会（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況について …… 76
（１）　学協会の役員・委員等の個人的利益の自己申告の有無 …… 76
（２）　学協会の役員・委員等の個人的利益の自己申告について …… 78
（３）　学協会（組織）そのものの利益相反に関する禁止事項 …… 82
６．実際に生じた個人としての利益相反事例について …… 83
７．実際に生じた組織としての利益相反事例について …… 84
８．学協会における利益相反に関する自由意見 …… 85
第４節　調査結果のまとめ …… 86
第４章　　おわりに …… 91

【資料編】
１．大学／学協会における利益相反マネジメントに関する調査（大学／学協会（組織）としての利益相反を含む）アンケート集計結果 …… 97
（１）　大学 …… 98
（２）　学協会 …… 153
２．調査票 …… 173
（１）　大学 …… 173
（２）　学協会 …… 182

第１章　本調査研究の背景と目的

第１節　本調査研究の背景

１．大学における産学連携に伴う組織としての利益相反マネジメント体制構築の必要性

日本では、国の産学連携推進施策の拡充に伴い、特に、2000 年以降産学連携活動が急速に拡大していくこととなった。他方、それに伴い、教職員が得る金銭的利益と大学におけるその職務上の責任との間で利益の衝突の起こる可能性が増大した。これがいわゆる「個人としての利益相反」であり、大学ではこうした産学連携に伴う利益相反の管理が課題とされるようになった。[1)-3)]

大学における産学連携に伴う利益相反マネジメントに関する国の行政レベルの検討としては、2002 年の文部科学省科学技術・学術審議会の利益相反ワーキング・グループ報告書を嚆矢とする。同報告書が主な対象としたのは、当面緊急に対処する必要のあった「個人としての利益相反」であり、「大学（組織）としての利益相反」については、その後の検討課題とされた。[4)] このため、2011 年度の文部科学省調査によれば利益相反ポリシーを制定している日本の大学等（短大、高専、共同利用機関を含む。）は約 24%であるが、そのほとんどは個人としての利益相反についてのみマネジメント体制を構築してきたものと推測される。組織としての利益相反とは、通常次のように定義される。すなわち、ある組織が外部から金銭的利益を得る、あるいは、外部の組織・団体と特別の関係にあるためにその組織に本来期待される役割を果たす能力が損なわれる場合、又は損なわれるように見える場合には、その組織は利益相反の状況にある。[5)-7)] 2004 年の国立大学法人化により、同法人が TLO（技術移転機関）に対して出資することが認められ、また、2005 年の文部科学省通知により、国立大学法人が、その保有する特許技術のライセンス対価として大学発ベンチャー等の株式を取得する可能性が出てきたことなどにより、公立大学及び私立大学を含め国立大学でも、組織としての利益相反の起こる可能性が高まってきている。もちろん、これらの外にも、企業が自らの事業の正当性を検証するために大学に研究を委託する場合、大学自体に当該研究の科学的客観性が保持されているかどうかの問題が生じ得る可能性があり、組織としての利益相反マネジメントが必要とされる場合がある。このように、各大

---

1) D.ボック（宮田由紀夫訳）『商業化する大学』（玉川大学出版部、2004）
2) S.クリムスキー（宮田由紀夫訳）『産学連携と科学の堕落』（海鳴社、2006）
3) 玉井克哉・宮田由紀夫 編著『日本の産学連携』（玉川大学出版部、2007）
4) 文部科学省科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 利益相反ワーキング・グループ『利益相反ワーキング・グループ報告書』（2002）
5) Task Force on Research Accountability(AAU) 'Report on Individual and Institutional Financial Conflict of Interest' Association of American Universities, 2001
6) Stark, A. 'Conflict of Interest in American Public Life' Harvard University Press, 2007
7) Shamoo, A. et al. 'Responsible Conduct of Research' Oxford University Press, 2009

学において組織としての利益相反を管理する必要性があるのにもかかわらず、現状では実施している大学はわずかであり、したがって、その必要性に関する意識は、現実問題としては極めて希薄であると推測される。

２．学協会における産学連携に伴う組織としての利益相反マネジメント体制構築の必要性

2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震に起因して発生した東京電力福島第一原子力発電所の重大事故に関連して、東京電力が津波対策の基準としていた土木学会原子力土木委員会津波評価部会作成の「原子力発電所の津波評価技術」（2002 年）について、その作成手続きが問題となった。[8] この津波評価技術に関する報告書は、電力会社が土木学会に委託した研究（受託研究）による成果であった。しかも、土木学会には電力会社の社員が多数会員として所属しており、そのため、土木学会は、津波評価の事業に関しては、電力会社とは特別の関係があり、「組織としての利益相反」が生じる可能性が極めて大きかった。それにもかかわらず、当時の当該部会構成員 30 人のうち電気事業者が 40%を占め、さらに、電力中央研究所等の関係者を合わせると、電気事業者及び関係者は全体の 63%に及んでいた。土木学会が、津波評価部会構成員の大半を委託者側である電気事業者等で占める構成としたことは、同学会が委託者である電気事業者に配慮し、委託者側に有利な報告書を作らせたのではないかという疑念を招き、報告書の科学的客観性を損ない、又は損なうように見える場合として、組織としての利益相反が生じることにつながった。（同時に、当該部会の電気事業者関係の構成員は「個人としての利益相反」の状況にあったので、いわゆる多重利益相反（Multiple Conflicts of Interest）[5] の状況を生じていた。）ところが、当時、土木学会では利益相反に関する意識が希薄であり、こうした組織及び個人としての利益相反の状況に関して何ら考慮されることがなかった。

また、最近の事例として、2010 年に日本脂質栄養学会が「長寿のためのコレステロールガイドライン」を発表し、既存の日本動脈硬化学会の 2007 年版ガイドラインにおけるコレステロールに関する見解と正面から対立したことが、マスコミ報道でも大きく取り上げられて社会問題化した。[9] 日本脂質栄養学会の場合は編集委員の油脂関連企業や製薬企業等との個人としての利益相反関係を開示したものの、両学会とも組織としての利益相反、すなわち、学会自体への資金提供等には全く触れることがなかった。

上記の事例以外にも、日本では近年、多くの同様の事例が生じてきている。

---

[8] 国会事故調東京電力福島原子力発電所事故調査委員会『調査報告書【本編】』p.92（2012.6.28）

[9] 朝日新聞出版『週刊朝日』p.114（2010.11.19）

第 2 節　本調査研究の目的

前述のとおり、2011 年度の文部科学省調査では利益相反ポリシーを制定している日本の大学等は 24%に過ぎず、また、そのほとんどは個人としての利益相反のみについてマネジメントを行っているものと推測される。学協会については、現状では一部を除き詳細が不明である。つまり、日本の大学及び学協会においては、組織としての利益相反マネジメントの体制を構築しているところは、極めて少数であると考えられる。

一般に、日本の社会を構成する各種の集団では、所属する集団に対する共同体意識が強いといわれている。日本の社会全体でみれば、所属する集団を維持するためにあらゆる手段を講じ、それが社会的に悪影響を及ぼす事例は後を絶たない。つまり、共同体意識を壊しかねない「組織としての利益相反マネジメント」については、これまでは知識を持たないか、あるいは、持ったとしても意識的に遠ざけてきたのが実態であろうと推測される。しかし、内向きの強固な共同体意識を優先させる行動は、組織の公正さや信頼性を失わせるばかりでなく、社会的な損失を招く結果につながる。日本の社会においては、単に当事者の意識改革にまつのではなく、不合理な行動を抑制するシステム、すなわち組織としての利益相反マネジメントシステムを集団の体制の中に組み込んでいくことが必要であると考えられる。特に、高い客観性が要求される日本の学術の世界における代表的な組織である大学及び学協会に対して、組織としての利益相反マネジメントシステムの普及を図っていくことは、日本の社会全体の改革につながるものと考える。

本研究は、日本においてその実施が著しく立ち遅れている、産学連携に伴う組織としての利益相反マネジメントに関して、特に、学術の世界における状況を把握するために、主要な大学及び学協会を対象として利益相反マネジメント全体の実態調査を行い、その現状と課題を明らかにし、日本の文化風土に適合したガイドラインを作成する基礎資料とすることを目的とする。

第 2 章　大学における利益相反マネジメント（組織としての利益相反を含む）に関するアンケート調査結果

第 1 節　調査の対象と方法

大学における利益相反マネジメント（組織としての利益相反を含む）の現状の把握のため、2010 年度に企業との共同研究を実施した国公私立大学[10)]の研究担当副学長を対象にアンケート調査を実施した。企業との共同研究を実施した大学を選択したのは、大学では、産学連携において利益相反問題が生じやすいためである。したがって、本アンケート調査は、全国の国公私立大学 778 校（国立大学 86 校、公立大学（法人）95 校、私立大学 597 校）のうち、国立大学 81 校、公立大学 47（内訳：公立大学 8 校、公立大学法人 39 校）、私立大学 177 校、計 305 校が調査対象となった（表 2-1-1）。調査対象大学は表 2-1-2 のとおりである。

調査票（資料編 2 参照）はメール便で送付したが、インターネット上でもダウンロードを可能とし、記入後、同封の返信用封筒、E-mail、FAX のいずれかでの返送を依頼した。調査実施日は 2012 年 9 月 3 日、締切りは同年 10 月 11 日とした。

なお、2010 年度の共同研究件数または金額で上位 100 位内の大学について、返信のなかった大学 40 校（国立大学 21 校、公立大学 3 校、公立大学法人 3 校、私立大学 13 校）に対し、2012 年 11 月 9 日に再度メール便にて回答を依頼し、最終的に同年 12 月 17 日到着分まで受け付けた。

なお、今回の調査では、調査票の記入とともに「利益相反指針・細則等」の送付を求めた。このため、アンケート調査の取りまとめについては、送付を求めた各種資料を精査し、設問の誤解のために誤った回答をしているもの等については修正を行っている。

10) 文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課大学技術移転推進室「平成 22 年度大学等における産学連携等実施状況について」（2011.11.30）参照

表 2-1-1　調査対象大学の抽出状況

	項目	国立大学	公立大学（法人）	私立大学	計
a	全大学数（2010 年 5 月現在）[11]	86	95	597	778
	割合	11.1%	12.2%	76.7%	100.0%
b	上記「a」のうち 2010 年度に企業との共同研究を実施した大学数	81	47	177	305
	割合	26.6%	15.4%	58.0%	100.0%
c	調査対象大学の割合（b／a）	94.2%	49.5%	29.6%	39.2%

[11] 文部科学省生涯学習政策局調査企画課「平成 22 年度学校基本調査 : 調査結果の概要（高等教育機関）」参照

表 2-1-2　調査票配付対象大学一覧

通し番号	種別	種別番号	大学名
1	国立大学	1	北海道大学
2	国立大学	2	北海道教育大学
3	国立大学	3	室蘭工業大学
4	国立大学	4	小樽商科大学
5	国立大学	5	帯広畜産大学
6	国立大学	6	旭川医科大学
7	国立大学	7	北見工業大学
8	国立大学	8	弘前大学
9	国立大学	9	岩手大学
10	国立大学	10	東北大学
11	国立大学	11	宮城教育大学
12	国立大学	12	秋田大学
13	国立大学	13	山形大学
14	国立大学	14	福島大学
15	国立大学	15	茨城大学
16	国立大学	16	筑波大学
17	国立大学	17	宇都宮大学
18	国立大学	18	群馬大学
19	国立大学	19	埼玉大学
20	国立大学	20	千葉大学
21	国立大学	21	東京大学
22	国立大学	22	東京医科歯科大学
23	国立大学	23	東京外国語大学
24	国立大学	24	東京学芸大学
25	国立大学	25	東京農工大学
26	国立大学	26	東京芸術大学
27	国立大学	27	東京工業大学
28	国立大学	28	東京海洋大学
29	国立大学	29	お茶の水女子大学
30	国立大学	30	電気通信大学
31	国立大学	31	一橋大学
32	国立大学	32	横浜国立大学
33	国立大学	33	新潟大学
34	国立大学	34	長岡技術科学大学
35	国立大学	35	上越教育大学
36	国立大学	36	富山大学
37	国立大学	37	金沢大学
38	国立大学	38	福井大学
39	国立大学	39	山梨大学
40	国立大学	40	信州大学
41	国立大学	41	岐阜大学
42	国立大学	42	静岡大学
43	国立大学	43	浜松医科大学
44	国立大学	44	名古屋大学
45	国立大学	45	名古屋工業大学
46	国立大学	46	豊橋技術科学大学
47	国立大学	47	三重大学
48	国立大学	48	滋賀大学
49	国立大学	49	滋賀医科大学
50	国立大学	50	京都大学
51	国立大学	51	京都工芸繊維大学
52	国立大学	52	大阪大学
53	国立大学	53	大阪教育大学
54	国立大学	54	神戸大学
55	国立大学	55	奈良教育大学
56	国立大学	56	奈良女子大学
57	国立大学	57	和歌山大学
58	国立大学	58	鳥取大学
59	国立大学	59	島根大学
60	国立大学	60	岡山大学
61	国立大学	61	広島大学
62	国立大学	62	山口大学
63	国立大学	63	徳島大学
64	国立大学	64	鳴門教育大学
65	国立大学	65	香川大学
66	国立大学	66	愛媛大学
67	国立大学	67	高知大学
68	国立大学	68	九州大学
69	国立大学	69	九州工業大学
70	国立大学	70	佐賀大学
71	国立大学	71	長崎大学
72	国立大学	72	熊本大学
73	国立大学	73	大分大学
74	国立大学	74	宮崎大学
75	国立大学	75	鹿児島大学
76	国立大学	76	鹿屋体育大学

通し番号	種別	種別番号	大学名
77	国立大学	77	琉球大学
78	国立大学	78	北陸先端科学技術大学院大学
79	国立大学	79	奈良先端科学技術大学院大学
80	国立大学	80	筑波技術大学
81	国立大学	81	政策研究大学院大学
82	公立大学	1	釧路公立大学
83	公立大学	2	名寄市立大学
84	公立大学	3	茨城県立医療大学
85	公立大学	4	千葉県立保健医療大学
86	公立大学	5	富山県立大学
87	公立大学	6	岐阜薬科大学
88	公立大学	7	情報科学芸術大学院大学
89	公立大学	8	兵庫県立大学
90	公立大学法人	9	公立はこだて未来大学
91	公立大学法人	10	札幌医科大学
92	公立大学法人	11	札幌市立大学
93	公立大学法人	12	岩手県立大学
94	公立大学法人	13	宮城大学
95	公立大学法人	14	秋田県立大学
96	公立大学法人	15	会津大学
97	公立大学法人	16	福島県立医科大学
98	公立大学法人	17	埼玉県立大学
99	公立大学法人	18	産業技術大学院大学
100	公立大学法人	19	首都大学東京
101	公立大学法人	20	横浜市立大学
102	公立大学法人	21	新潟県立大学
103	公立大学法人	22	石川県立看護大学
104	公立大学法人	23	石川県立大学
105	公立大学法人	24	福井県立大学
106	公立大学法人	25	静岡県立大学
107	公立大学法人	26	静岡文化芸術大学
108	公立大学法人	27	愛知県立大学
109	公立大学法人	28	名古屋市立大学
110	公立大学法人	29	滋賀県立大学
111	公立大学法人	30	京都府立大学
112	公立大学法人	31	京都府立医科大学
113	公立大学法人	32	大阪市立大学
114	公立大学法人	33	大阪府立大学
115	公立大学法人	34	奈良県立医科大学
116	公立大学法人	35	和歌山県立医科大学
117	公立大学法人	36	鳥取環境大学
118	公立大学法人	37	岡山県立大学
119	公立大学法人	38	県立広島大学
120	公立大学法人	39	広島市立大学
121	公立大学法人	40	山口県立大学
122	公立大学法人	41	高知工科大学
123	公立大学法人	42	北九州市立大学
124	公立大学法人	43	九州歯科大学
125	公立大学法人	44	福岡県立大学
126	公立大学法人	45	福岡女子大学
127	公立大学法人	46	長崎県立大学
128	公立大学法人	47	大分県立看護科学大学
129	私立大学	1	藤女子大学
130	私立大学	2	北海学園大学
131	私立大学	3	北海道医療大学
132	私立大学	4	北海道工業大学
133	私立大学	5	北海道情報大学
134	私立大学	6	酪農学園大学
135	私立大学	7	八戸工業大学
136	私立大学	8	岩手医科大学
137	私立大学	9	仙台大学
138	私立大学	10	東北工業大学
139	私立大学	11	東北福祉大学
140	私立大学	12	東北文化学園大学
141	私立大学	13	東北薬科大学
142	私立大学	14	いわき明星大学
143	私立大学	15	足利工業大学
144	私立大学	16	国際医療福祉大学
145	私立大学	17	自治医科大学
146	私立大学	18	獨協医科大学
147	私立大学	19	文星芸術大学
148	私立大学	20	高崎健康福祉大学
149	私立大学	21	埼玉医科大学
150	私立大学	22	埼玉工業大学
151	私立大学	23	城西大学
152	私立大学	24	女子栄養大学

通し番号	種別	種別番号	大学名
153	私立大学	25	日本薬科大学
154	私立大学	26	人間総合科学大学
155	私立大学	27	聖徳大学
156	私立大学	28	千葉工業大学
157	私立大学	29	青山学院大学
158	私立大学	30	大妻女子大学
159	私立大学	31	学習院大学
160	私立大学	32	北里大学
161	私立大学	33	共立女子大学
162	私立大学	34	慶應義塾大学
163	私立大学	35	工学院大学
164	私立大学	36	駒澤大学
165	私立大学	37	実践女子大学
166	私立大学	38	芝浦工業大学
167	私立大学	39	上智大学
168	私立大学	40	昭和大学
169	私立大学	41	昭和女子大学
170	私立大学	42	昭和薬科大学
171	私立大学	43	成蹊大学
172	私立大学	44	創価大学
173	私立大学	45	拓殖大学
174	私立大学	46	玉川大学
175	私立大学	47	中央大学
176	私立大学	48	津田塾大学
177	私立大学	49	帝京大学
178	私立大学	50	東海大学
179	私立大学	51	東京医科大学
180	私立大学	52	東京家政大学
181	私立大学	53	東京家政学院大学
182	私立大学	54	東京工科大学
183	私立大学	55	東京工芸大学
184	私立大学	56	東京慈恵会医科大学
185	私立大学	57	東京女子医科大学
186	私立大学	58	東京電機大学
187	私立大学	59	東京農業大学
188	私立大学	60	東京薬科大学
189	私立大学	61	東京理科大学
190	私立大学	62	東邦大学
191	私立大学	63	日本大学
192	私立大学	64	日本医科大学
193	私立大学	65	日本歯科大学
194	私立大学	66	日本獣医生命科学大学
195	私立大学	67	日本女子大学
196	私立大学	68	日本体育大学
197	私立大学	69	文化学園大学
198	私立大学	70	法政大学
199	私立大学	71	星薬科大学
200	私立大学	72	東京都市大学
201	私立大学	73	明治大学
202	私立大学	74	明星大学
203	私立大学	75	立教大学
204	私立大学	76	早稲田大学
205	私立大学	77	麻布大学
206	私立大学	78	神奈川大学
207	私立大学	79	神奈川工科大学
208	私立大学	80	湘南工科大学
209	私立大学	81	聖マリアンナ医科大学
210	私立大学	82	桐蔭横浜大学
211	私立大学	83	横浜商科大学
212	私立大学	84	新潟薬科大学
213	私立大学	85	金沢医科大学
214	私立大学	86	金沢工業大学
215	私立大学	87	北陸学院大学
216	私立大学	88	福井工業大学
217	私立大学	89	帝京科学大学
218	私立大学	90	山梨学院大学
219	私立大学	91	長野大学
220	私立大学	92	朝日大学
221	私立大学	93	静岡理工科大学
222	私立大学	94	富士常葉大学
223	私立大学	95	光産業創成大学院大学
224	私立大学	96	愛知大学
225	私立大学	97	愛知医科大学
226	私立大学	98	愛知学院大学
227	私立大学	99	愛知工科大学
228	私立大学	100	愛知工業大学
229	私立大学	101	金城学院大学
230	私立大学	102	星城大学
231	私立大学	103	大同大学
232	私立大学	104	中京大学
233	私立大学	105	至学館大学
234	私立大学	106	中部大学
235	私立大学	107	豊田工業大学
236	私立大学	108	豊橋創造大学
237	私立大学	109	名古屋学芸大学
238	私立大学	110	名古屋芸術大学
239	私立大学	111	名古屋産業大学
240	私立大学	112	南山大学
241	私立大学	113	藤田保健衛生大学
242	私立大学	114	名城大学
243	私立大学	115	鈴鹿医療科学大学
244	私立大学	116	四日市看護医療大学
245	私立大学	117	長浜バイオ大学
246	私立大学	118	大谷大学
247	私立大学	119	京都医療科学大学
248	私立大学	120	京都学園大学
249	私立大学	121	京都産業大学
250	私立大学	122	京都女子大学
251	私立大学	123	京都精華大学
252	私立大学	124	京都薬科大学
253	私立大学	125	同志社大学
254	私立大学	126	同志社女子大学
255	私立大学	127	立命館大学
256	私立大学	128	藍野大学
257	私立大学	129	大阪芸術大学
258	私立大学	130	大阪工業大学
259	私立大学	131	大阪国際大学
260	私立大学	132	大阪産業大学
261	私立大学	133	大阪樟蔭女子大学
262	私立大学	134	関西大学
263	私立大学	135	関西医科大学
264	私立大学	136	関西福祉科学大学
265	私立大学	137	近畿大学
266	私立大学	138	摂南大学
267	私立大学	139	関西学院大学
268	私立大学	140	甲南大学
269	私立大学	141	神戸学院大学
270	私立大学	142	神戸松蔭女子学院大学
271	私立大学	143	神戸女子大学
272	私立大学	144	姫路獨協大学
273	私立大学	145	兵庫医科大学
274	私立大学	146	兵庫医療大学
275	私立大学	147	畿央大学
276	私立大学	148	奈良大学
277	私立大学	149	岡山学院大学
278	私立大学	150	岡山商科大学
279	私立大学	151	岡山理科大学
280	私立大学	152	川崎医療福祉大学
281	私立大学	153	倉敷芸術科学大学
282	私立大学	154	くらしき作陽大学
283	私立大学	155	中国学園大学
284	私立大学	156	広島工業大学
285	私立大学	157	広島国際大学
286	私立大学	158	広島国際学院大学
287	私立大学	159	福山大学
288	私立大学	160	安田女子大学
289	私立大学	161	四国大学
290	私立大学	162	聖カタリナ女子大学
291	私立大学	163	松山大学
292	私立大学	164	九州産業大学
293	私立大学	165	九州女子大学
294	私立大学	166	久留米大学
295	私立大学	167	久留米工業大学
296	私立大学	168	産業医科大学
297	私立大学	169	サイバー大学
298	私立大学	170	中村学園大学
299	私立大学	171	福岡大学
300	私立大学	172	福岡工業大学
301	私立大学	173	長崎国際大学
302	私立大学	174	長崎総合科学大学
303	私立大学	175	熊本保健科学大学
304	私立大学	176	尚絅大学
305	私立大学	177	別府大学

第 2 節　回収状況

2010 年度に共同研究を実施した国公私立大学の研究担当副学長 305 人を対象に実施した本アンケート調査の回収状況は表 2-2-1 のとおりである。国立大学の回収率は 89%に及び、全体でも 54%と過半数となった。

表 2-2-1　調査票回収状況

対象		対象数	回答数	回収率
国立大学		81	72	88.89%
公立大学（法人）		47	29	61.70%
内訳	公立大学	8	5	62.50%
	公立大学法人	39	24	61.54%
私立大学		177	65	36.72%
計		305	166	54.43%

第 3 節　調査結果の概要

１．回答者の属性

今回の調査で調査票に回答した 166 件の回答者の属性は、図 2-3-1 のとおりである。事務担当者が最も多く 77%、次いで教員 10%、理事等の役員 8%であった。

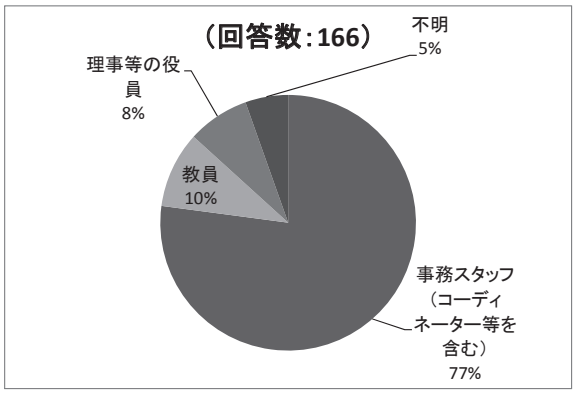


図 2-3-1　回答者の属性

２．用語の定義

本アンケート調査においては用語を表 2-3-1 のとおりに定義した。いずれも大学を対象として利益相反を定義したものである。また、大学における組織としての利益相反については二つの局面があるとし、表 2-3-2 のとおり事例を挙げて解説し、設問の回答を依頼した。

表 2-3-1　利益相反の用語の定義（大学）

用語	定義
個人としての利益相反	教職員が企業等から得る利益（実施料収入、兼業報酬、株式等）又は企業等に負っている責任（主に兼業等）と、大学における当該教職員の責任（教育・研究等）が対立している状況にあることから、研究の客観性又は教育の公正性に影響を及ぼすこと、又は影響を及ぼすように見えることをいう。(前者は狭義の利益相反、後者は責務相反)
組織としての利益相反	大学（組織）又は大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する学長、理事、副学長若しくは研究科長等が外部から金銭的利益を得たり、あるいは、外部の組織・団体と特別の関係にあったりすることから、研究の客観性又は教育の公正性を担保するための適正な手続きの履行に影響を及ぼすこと、又は影響を及ぼすように見えることをいう。

表 2-3-2　大学（組織）としての利益相反が有する二つの局面とその事例

局面	事例
大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合	例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など。
大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合	例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など。この場合、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合となる（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。

３．個人としての利益相反マネジメントの整備状況について

（１）利益相反ポリシー等の制定について

「貴大学では個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を制定していますか。（単に、「利益相反ポリシー」、「利益相反規則」などを制定している場合は、通常、個人としての利益相反ポリシー・規則等を制定しているものと考えられます。）」という設問には図 2-3-2～2-3-5 のとおりの回答があった。なお、本節以降、特別な記載のない限り、「公立大学」は公立大学法人を含むものとする。図 2-3-2 をみると、全体では 75%が個人としての利益相反ポリシー等を制定している。そもそも本アンケート調査が、2010 年度に共同研究を実施した国公私立大学を対象としており、産学連携が活発に実施され、結果的に利益相反が生じる可能性が高く、利益相反ポリシー等を制定している大学割合が高いと考えられる。2011 年度の文部科学省の全国調査では、短大と高専を含むものであるが、図 2-3-6 のような結果となっており、全体でも整備済みは 24%となっている。

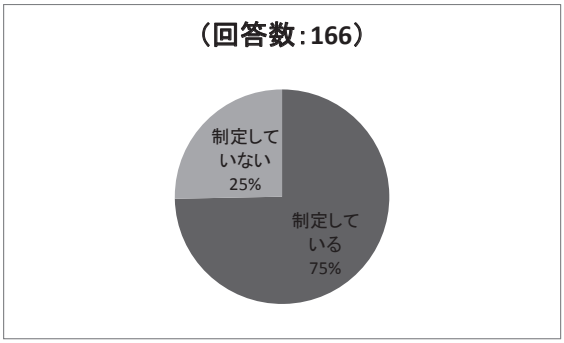


図 2-3-2　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の制定（全体）

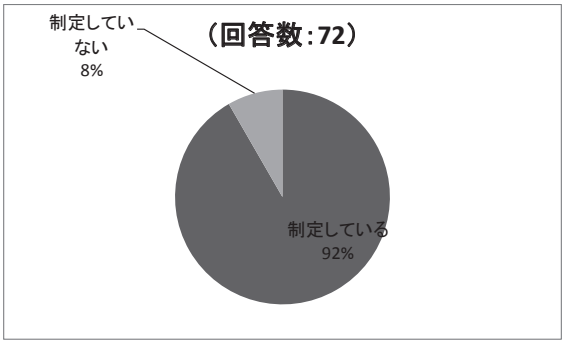


図 2-3-3　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の制定（国立大学）

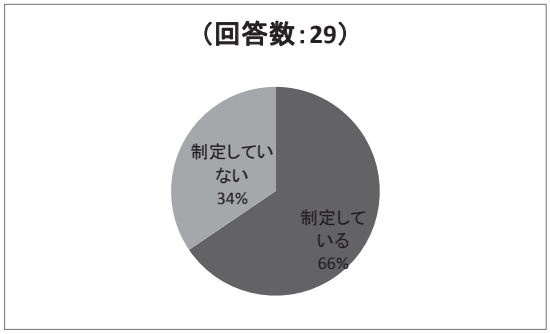


図 2-3-4　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の制定（公立大学）

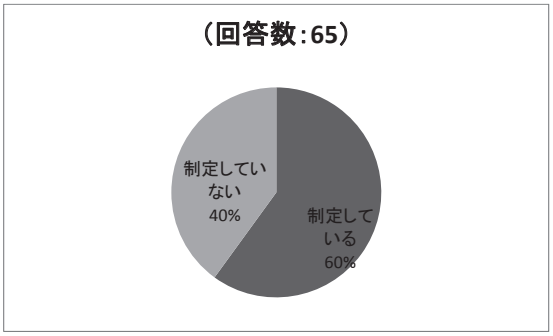


図 2-3-5　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の制定（私立大学）

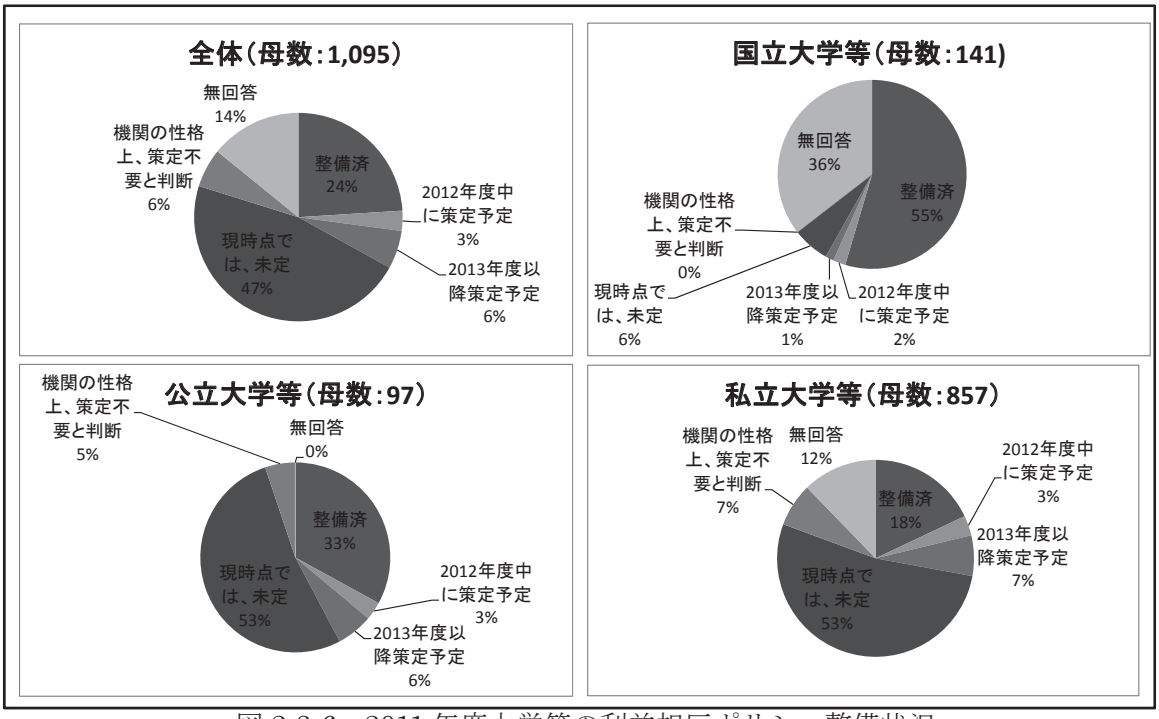


図 2-3-6　2011 年度大学等の利益相反ポリシー整備状況

注）国立大学等・・・国立大学、国立高等専門学校、大学共同利用機関

公立大学等・・・公立大学（短大含む）、公立高等専門学校

私立大学等・・・私立大学（短大含む）、私立高等専門学校

※文部科学省『平成 23 年度 大学等における産学連携等実施状況について』[12)] より筆者が作成。

12)　文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課大学技術移転推進室「平成 23 年度 大学等における産学連携等実施状況について」（2012）p.4,15

また、個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定している」と回答した大学に対して、制定年月日の記載を求めた。この結果を制定年別にまとめると図 2-3-7 のとおりであった。全体では 2009 年の制定が最も多く 25%、次いで 2004 年と 2005 年が各 16%となっている。大学種別でみると、国立大学は 2004 年と 2005 年が 27%と最も多くなっているが、公立大学では多い順に 2009 年（42%）、2010 年（16%）、私立大学は 2009 年（44%）、2011 年（18%）となっており、国立大学は法人化された頃から積極的にポリシー等の制定に取り組み始めたが、公私立大学ではそれより 5 年程遅れた 2009～2010 年頃から制度を導入し始めた大学が多いことがわかった。

さらに、個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定していない」と回答した大学に対して、現在の状況について回答を求めた結果、図 2-3-8～2-3-11 のとおりとなった。全体では「今後利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である」とした回答が最も多く 50%、次いで「現在のところ利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない」が 29%となった。また、国立大学と私立大学では「策定検討中」が半数を超えたが、公立大学では「策定予定はない」が 40%と最も多かった。

また、「現在利益相反ポリシーや規則・規程等を策定中である」と回答した大学は公立大学と私立大学でそれぞれ 2 件ずつあったが、公立大学では「個人」としての利益相反ポリシー等のみ策定中であり、私立大学では「個人及び組織」としての利益相反ポリシー等の策定中であるとの回答であった（図 2-3-12～2-3-14）。

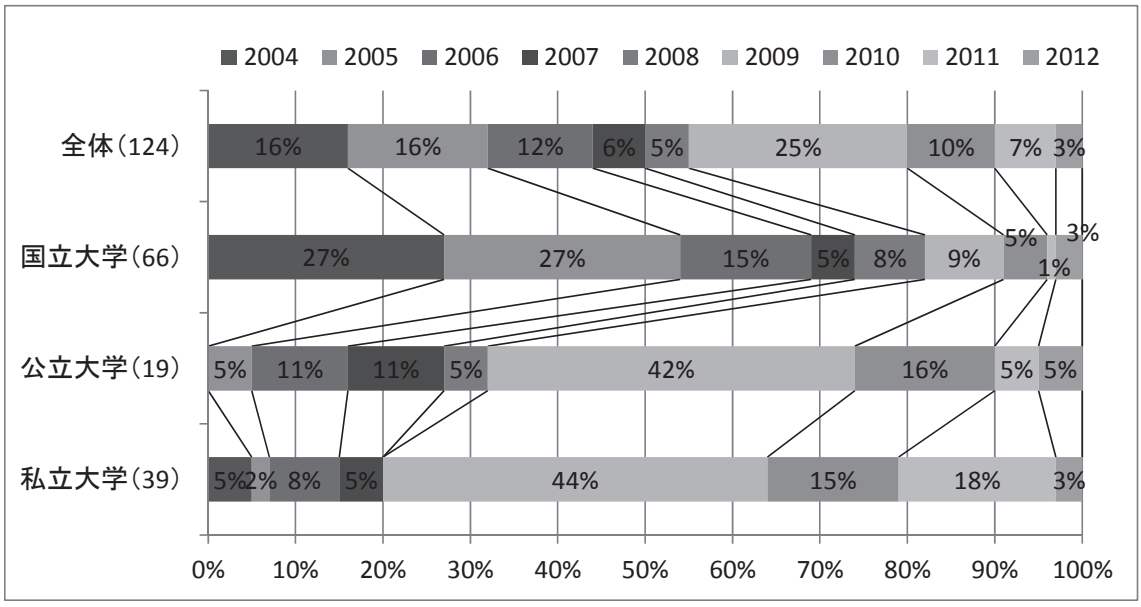


図 2-3-7　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の制定年

注）（　）内は回答数。なお、ポリシーや規則等の制定年月日が異なる場合は、何らかの規則等を最初に制定した年とした。

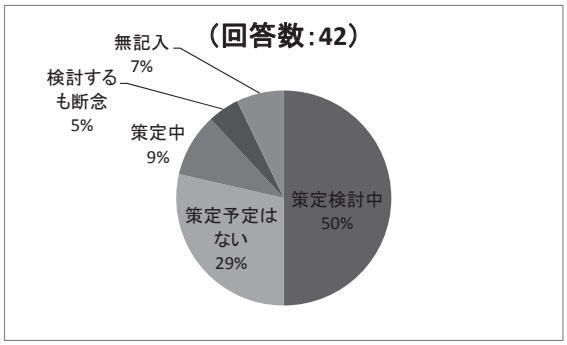


図 2-3-8　利益相反ポリシー等策定への取り組み状況（全体）

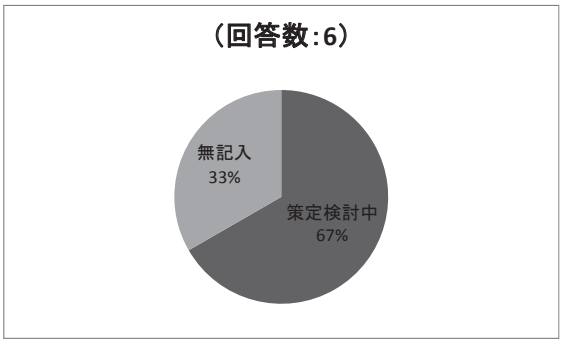


図 2-3-9　利益相反ポリシー等策定への取り組み状況（国立大学）

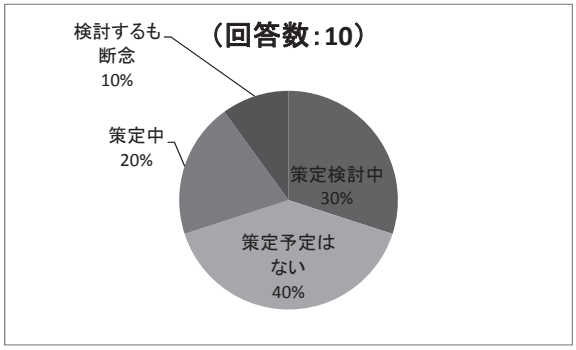


図 2-3-10　利益相反ポリシー等策定への取（公立大学）

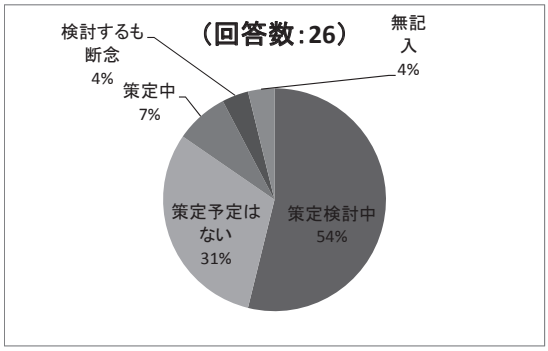


図 2-3-11　利益相反ポリシー等策定への取（私立大学）

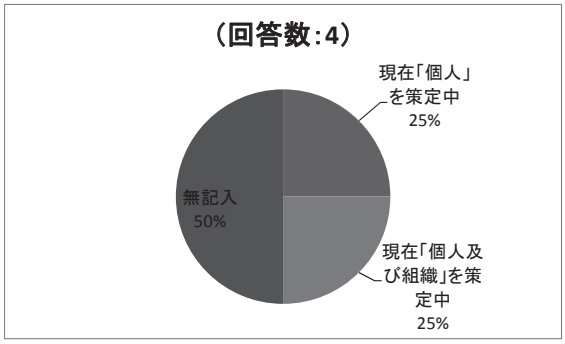


図 2-3-12　策定中のポリシー等の内容（全体）

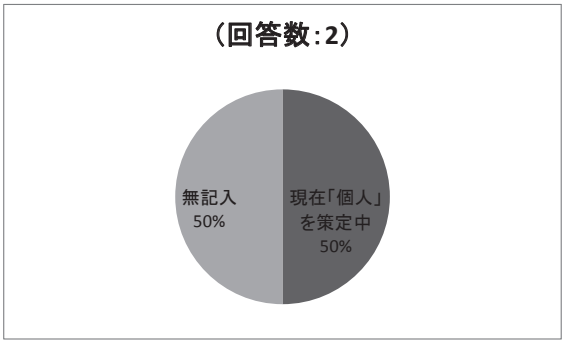


図 2-3-13　策定中のポリシー等の内容（公立大学）

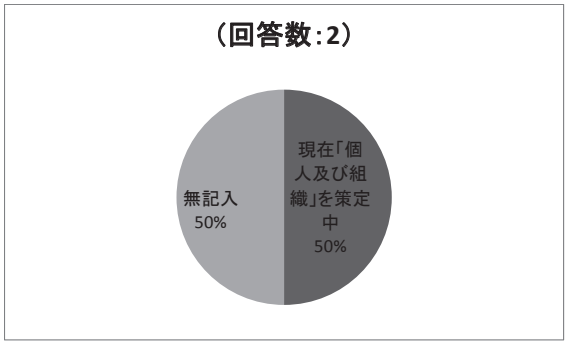


図 2-3-14　策定中のポリシー等の内容（私立大学）

「今後利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である」と回答した大学は全体で 21 件あり、「個人及び組織」の両方のポリシー等の策定を検討中としたものが 52%と最も多かった（図 2-3-15）。大学種別でみても同傾向であるが、公立大学のみは「個人及び組織」、「個人のみ」、「組織のみ」がそれぞれ同数となった（図 2-3-16～2-3-18）。

なお、「現在のところ利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない」と回答した大学の理由としては公私立大学に 6 件の記載があったが、「事例がなく、必要性を感じていない」が 4 件と最も多かった。また、「利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが断念した」理由の記載が私立大学に 1 件あり、「全学の意識が統一されなかった」とのことであった。

個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定している」と回答した大学に対しては、さらに以下の（2）～（5）について引き続き回答を求めた。

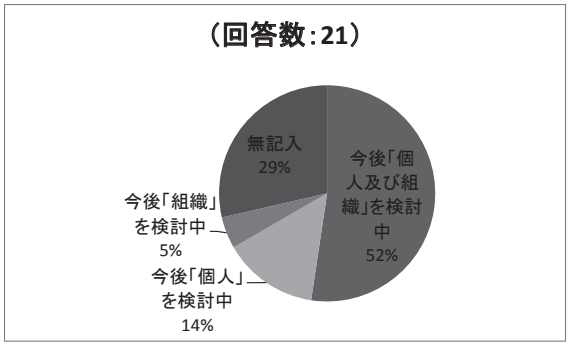


図 2-3-15　検討中のポリシー等の内容（全体）

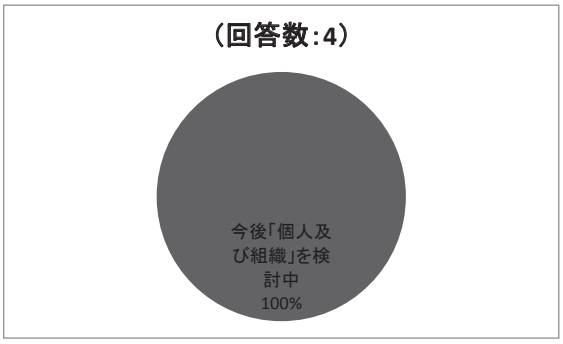


図 2-3-16　検討中のポリシー等の内容（国立大学）

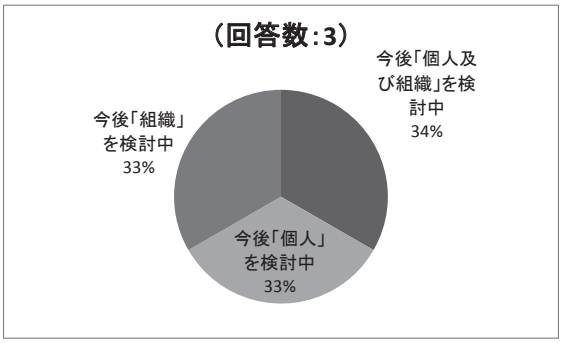


図 2-3-17　検討中のポリシー等の内容（公立大学）

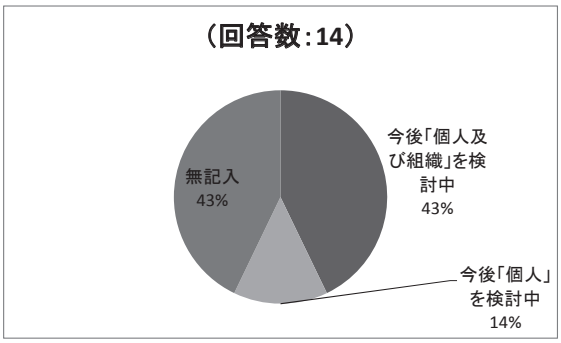


図 2-3-18　検討中のポリシー等の内容（私立大学）

（2）個人的利益の自己申告について

「個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の内容に関して、個人的利益の自己申告についてお伺いします。」とし、次の①～④の問を設けた。

①個人的利益の内容

「自己申告の対象となる個人的利益の内容について記入してください。（記入例：兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料など）」との設問に対して、国立大学 65 件、公立大学 17 件、私立大学 38 件、計 120 件の記載があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると表 2-3-3 のとおりとなった。

「給与・兼業報酬」と「知財関連収入（実施料、ロイヤルティ、売却）」は国公私立大学ともに申告対象となっている場合が最も多い。また、国立大学では続いて「株式、エクイティ」となっているが、公私立大学では、「原稿料、印税」、「講演料」などが続いている。教員が受領するであろう種類の個人的利益が想定されているほか、「その他報酬」（15 件）や「あらゆる経済的利益」（2 件）といった金銭的利益全てを示唆する記載もみられた。

なお、表 2-3-3 は個人的利益の内容に限って集計したものであり、「ベンチャー活動」や「学生の共同研究等への関与」など、活動自体の記載についてはまとめていない。

表 2-3-3　申告対象の個人的利益の内容

内容	件数			
	国立大学	公立大学	私立大学	計
給与・兼業報酬	49	11	30	90
知財関連収入（実施料、ロイヤルティ、売却）	45	8	21	74
株式、エクイティ	29	4	10	43
原稿料、印税	16	7	15	38
講演料	11	6	16	33
物品受領	10	4	9	23
謝金	10	2	6	18
その他報酬	10	1	4	15
未公開株式	6	0	5	11
新株予約権、ストックオプション	6	0	5	11
コンサルティング料、指導料	2	3	5	10
（無償の）役務提供	4	2	3	9
その他サービスの対価	3	2	4	9
（金融機関以外からの）融資・保証	1	0	4	5
研究助成金	0	2	2	4
寄付金	1	1	2	4
旅行などの接待	1	0	1	2
贈与	0	0	2	2
あらゆる経済的利益	0	0	2	2
決めていない、明記なし	3	0	1	4
自己又は家族が所有又は経営している会社と大学との取引	1	0	0	1
診療報酬を除く収入	1	0	0	1
自らの所得として計上している収入	1	0	0	1
公正・客観的研究を困難にするもの	0	1	0	1
関係企業からの個人的収入	0	0	1	1
自己申告させていない	1	0	0	1
計	211	54	148	413

②個人的利益の自己申告の基準値（金額）

「個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記入してください。（記入例：1 企業・団体当たりの利益が年間 100 万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間 100 万円以上など）」との設問に対して、国立大学 65 件、公立大学 17 件、私立大学 39 件、計 121 件の記載があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると表 2-3-4 のとおりとなった。全体に「1 企業・団体当たりの利益が年間 100 万円以上（または超）」という基準を示している大学が多いことがわかった。また、基準値を設定せず、全て申告させている大学も多かった。また、ロイヤルティや原稿料など、収入の種類別に金額を異にした基準を設けている大学もみられた。

表 2-3-4　個人的利益の自己申告の基準値（金額）

内容		件数			
		国立大学	公立大学	私立大学	計
100 万円／社・年以上		33	5	15	53
基準値は設定していない、全て申告		12	4	11	27
100 万円／社・年超		7	5	4	16
100 万円／年以上		2	0	4	6
200 万円／年以上		1	1	2	4
10 万円／社・年以上		1	0	1	2
50 万円／社・年以上		2	0	0	2
500 万円／年以上		1	0	1	2
10 万円／年以上		0	0	1	1
80 万円／社・年以上		1	0	0	1
300 万円／年以上		1	0	0	1
100 万円／年超		1	0	0	1
5 万円／件以上		1	0	0	1
200 万円／件超		0	0	1	1
おおよそ 100 万円		1	0	0	1
年収の 10%以上		1	0	0	1
100 時間以上		1	0	0	1
売却実績 1,000 万円以上		1	0	0	1
取締役等の役員はすべて		1	0	0	1
非公開		0	1	0	1
ロイヤルティ	200 万円／年以上	1	1	0	2
	100 万円／年以上	2	0	0	2
	基準値は設定していない、全て申告	2	0	0	2
	30 万円／年以上	1	0	0	1
	200 万円／社・年以上	1	0	0	1
原稿料・講演料：50 万円／社・年以上		3	0	0	3
物品	200 万円／社・年以上	1	0	0	1
	200 万円／年相当以上	0	1	0	1
研究とは無関係な旅行・贈答：5 万円／社・年以上		1	0	0	1
計		80	18	40	138

③保有する株式の自己申告の基準値

「保有する株式の自己申告の基準値について記入してください。（記入例：公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の 5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく 1 株についても対象など)」との設問に対して、国立大学 63 件、公立大学 17 件、私立大学 39 件、計 119 件の記載があった（資料編 1 参照)。内容をまとめると表 2-3-5 のとおりとなった。全体では「全て、基準を定めていない」とする回答が 57 件と最も多かった。株式の種類別にみると、公開株式の場合は発行済み株式の総数の 5%以上とする回答が最も多く 35 件となった。また、未公開株式は全て（1 株以上）とする回答が最も多かった（26 件)。

表 2-3-5　保有する株式の自己申告の基準値

内容		件数			
		国立大学	公立大学	私立大学	計
全体	全て、基準は定めていない	20	9	28	57
	有無のみ	2	0	0	2
	100 万円相当	1	0	0	1
	100 万円かつ 5%以上	0	1	0	1
	100 万円または 5%以上	0	0	1	1
	委員会の審議で設定	1	0	0	1
公開株式	5%以上	23	3	9	35
	5%以上（ストックオプションを含む）	7	1	1	9
	公開後 1 年間は全て	2	0	0	2
	1%以上	1	0	1	2
	5%超	1	0	0	1
	8%以上	0	1	0	1
	200 万円相当	1	0	0	1
	研究関連は全て	1	0	0	1
未公開株式	全て（ストックオプションを含む）	21	2	3	26
	全て	8	0	5	13
	5%以上	6	1	2	9
	8%以上	1	0	0	1
	大学発ベンチャーは200万円相当以上	0	1	0	1
持分等	1%以上	0	0	1	1
	5%以上	1	0	0	1
計		97	19	51	167

④産学連携活動に伴う大学への資金について

「産学連携活動に伴う大学への資金（共同研究及び受託研究（治験を含む。）や奨学寄付金）について記入してください。」との設問には、設問に対しては、全体で 72%が「自己申告させている」という回答であった（図 2-3-19）。大学種別にみても、ほぼ 7 割前後は「自己申告させている」との回答である（図 2-3-20～2-3-22）。

さらに、「自己申告させている」との回答者に「具体的に記入してください。（記入例：1 企業・団体当たりの合計金額が年間 200 万円以上、臨床研究実施計画等の審査の場合にのみ自己申告させている、など）」とたずねたところ、国立大学 45 件、公立大学 13 件、私立大学 29 件、計 87 件の記載があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると表 2-3-6 のとおりとなった。全体では「金額を問わず全て、基準なし」と「200 万円／社・年以上」の回答が 16 件と最も多かったが、全般に 200 万円という基準を採択している大学が多くみられる。「臨床研究や厚生労働省科学研究費補助金の研究の場合にも、「200 万円／社・年以上（または超）」という基準が採択されているとした回答が最も多くなった。

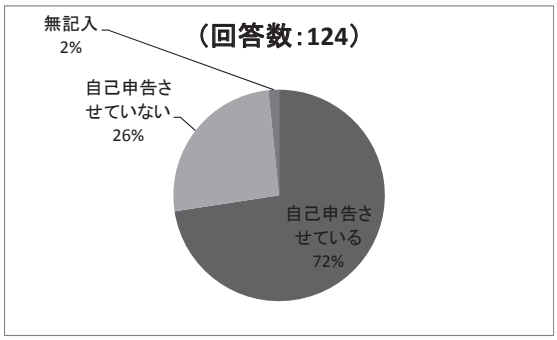


図 2-3-19　産学連携活動に伴う大学への資金の自己申告（全体）

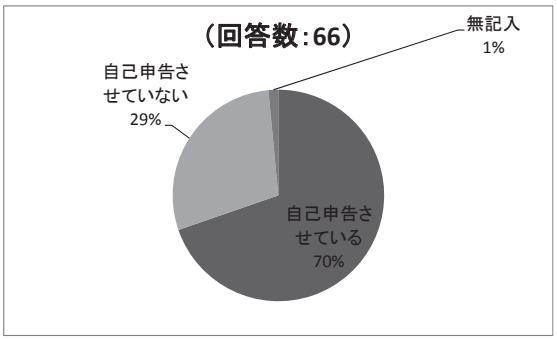


図 2-3-20　産学連携活動に伴う大学への資金の自己申告（国立大学）

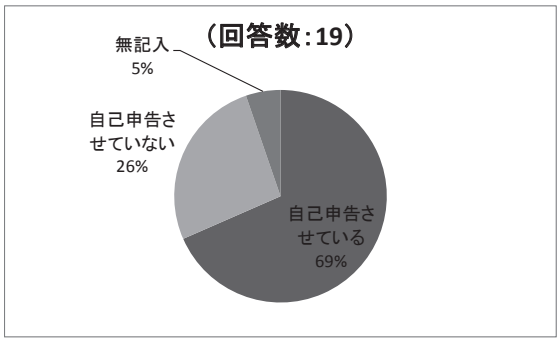


図 2-3-21　産学連携活動に伴う大学への資金の自己申告（公立大学）

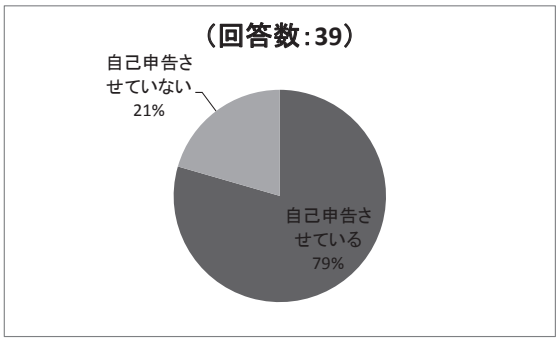


図 2-3-22　産学連携活動に伴う大学への資金の自己申告（私立大学）

表 2-3-6　産学連携活動に伴う自己申告の内容

内容		件数			
		国立大学	公立大学	私立大学	計
金額を問わず全て、基準なし		7	1	8	16
200 万円／社・年以上		4	5	7	16
200 万円／社・年超		2	4	3	9
他に利害関係のある場合のみ		5	2	0	7
有無のみ		5	0	0	5
200 万円／年以上		0	0	4	4
100 万円／社・年以上		3	0	1	4
100 万円／社・年以上（寄付のみ）		2	0	0	2
50 万円／社・年以上		1	0	0	1
200 万円／年超		1	0	0	1
200 万円／社・年以上（共同・受託研究以外）		1	0	0	1
300 万円／社・年超		0	0	1	1
500 万円／社・年以上（寄付、助成金）		1	0	0	1
200 万円／社・年以上（他に利害関係のある場合）		1	0	0	1
100 万円／件以上		0	1	0	1
100 万円／社・年超（相手方が大学発ベンチャーの場合）		0	0	1	1
共同・受託研究の件数のみ		1	0	0	1
寄付の件数と総額		1	0	0	1
寄付のすべて		1	0	0	1
500 万円／社・年以上（物品購入の場合）		1	0	0	1
臨床研究	200 万円／社・年以上	3	0	0	3
	100 万円／社・年以上	1	0	0	1
	200 万円／年超	1	0	0	1
	300 万円／年以上	1	0	0	1
	50 万円／件以上	0	0	1	1
厚生労働省科学研究費補助金	200 万円／社・年超	2	0	0	2
	200 万円／社・年以上	0	0	2	2
	全て	0	0	1	1
	全て（相手方が大学発ベンチャーの場合）	0	0	1	1

厚労科研・臨床研究	全て	0	0	2	2
計		45	13	32	90

（3）責務相反について

「広い意味での利益相反（Conflict of Interest）には責務相反（Conflict of Commitment）が含まれ、責務相反の問題の一つに兼業があります。兼業についてお伺いします。」とし、次の①～③の問を設けた。なお、本稿の「3．個人としての利益相反マネジメントの整備状況について」の（2）～（5）については、個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定している」と回答した大学に対する質問の回答をまとめたものだが、責務相反については、通常各大学の兼業規程で定めており、したがって、「（3）責務相反について」の設問で、個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定していない」と回答した大学に、4件（国立大学1件、私立大学3件）の回答の記載があった。このため、以下の①～③は、この4件を含む回答状況をまとめた。

①大学発ベンチャーの代表取締役就任

「貴大学では、教員が大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用したベンチャー）の代表取締役に就任することを認めていますか。」との設問に対しては、全体で74%が「認めている」という回答であった（図2-3-23）。大学種別にみると、ほぼ7割前後は「認めている」との回答である（図2-3-24～2-3-26）。「認めている」は国立大学の割合が一番高く79%、私立大学が一番低く67%となった。

なお、「認めている」と回答した大学に対して「具体的に記入してください。（記入例：ベンチャー設立から3年以内に限って認めている、特に年限を定めず認めている、など）」とたずねたところ、国立大学50件、公立大学14件、私立大学26件、計90件の記載があった（資料編1参照）。内容をまとめると表2-3-7のとおりとなった。記入例が示すとおり、主に就任年限等をたずねたものである。これについては「特に年限の定めはない」や「特に制限・条件はない」との回答が最も多く、それぞれ24件、19件となった。また、「個別に判断」（14件）、「通常の兼業と同じ扱い」（6件）という回答も次いで多かった。なお、期限を定めても、更新を妨げないとする回答も6件みられた。さらに、年限のほかにも条件を記載した回答もみられ、例えば、「兼業前2年間当該企業と契約関係等の利害関係を持たない」（8件）、「当該企業と大学間の契約折衝業務を含まない」（6件）といった記載が国立大学にみられた。

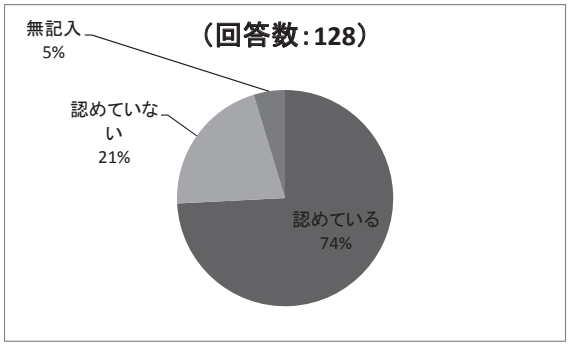


図 2-3-23　大学発ベンチャーの代表取締役就任（全体）

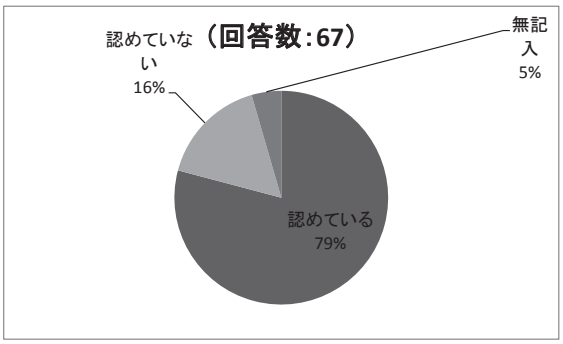


図 2-3-24　大学発ベンチャーの代表取締役就任（国立大学）

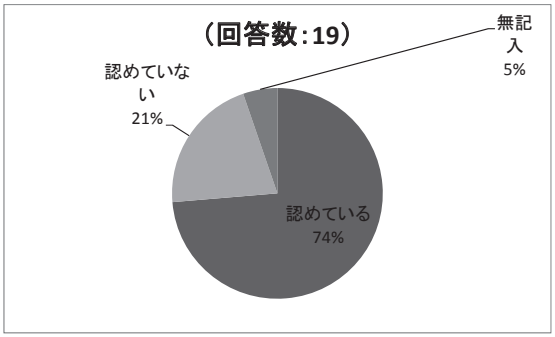


図 2-3-25　大学発ベンチャーの代表取締役就任（公立大学）

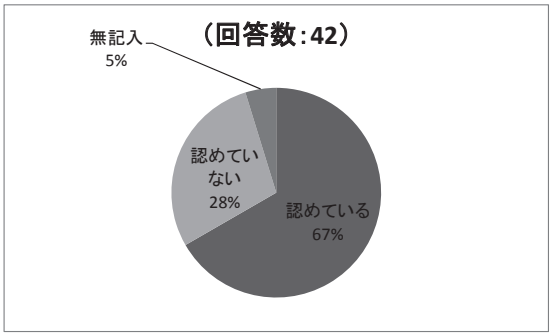


図 2-3-26　大学発ベンチャーの代表取締役就任（私立大学）

表 2-3-7　大学発ベンチャーの代表取締役就任の要件

内容	件数			
	国立大学	公立大学	私立大学	計
特に年限の定めはない	14	2	8	24
特に制限・条件はない	6	5	8	19
個別に判断	8	1	5	14
通常の兼業と同じ扱い	2	1	3	6
1 年以内（更新を妨げない）	2	0	1	3
1 年以内、原則 1 年	1	1	0	2
2 年以内（更新を妨げない）	1	0	1	2
2 年以内	1	1	0	2
4 年以内（更新を妨げない）	1	0	0	1
法令等に任期の定めがある場合は 4 年以内	1	0	0	1
法令等に任期の定めがある場合は 5 年を限度	0	1	0	1
兼業前 2 年間当該企業と契約関係等の利害関係を持たない	8	0	0	8
当該企業と大学間の契約折衝業務を含まない	6	0	0	6
利害関係の発生の恐れがない	1	2	0	3
学長・理事長の承認	1	1	2	3
兼業前後 2 年間当該企業と契約関係等の利害関係を持たない	2	0	0	2
兼業後 2 年間は利害関係を持たない	0	1	0	1
半年ごとに内容・報酬等を報告	1	0	0	1
1 年ごとに内容・報酬等を報告	0	1	0	1
届出による	0	0	1	1
入試関連の講師等を行わない	0	1	0	1
計	56	18	29	102

②大学発ベンチャーの取締役就任

「貴大学では、教員が大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用したベンチャー）の取締役に就任することを認めていますか。」との設問に対しては、全体で 83%が「認めている」という回答であった（図 2-3-27）。大学種別にみると「認めている」は国立大学の割合が一番高く 93%、私立大学が一番低く 71%となった（図 2-3-28～2-3-30）。

なお、「認めている」と回答した大学に対して「具体的に記入してください。（記入例：特に条件を定めず認めている、CTO（Chief Technology Officer）に限って認めている、など）」とたずねたところ、国立大学 57 件、公立大学 14 件、私立大学 26 件、計 97 件の記載があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると表 2-3-8 のとおりとなった。これについては「特に制限・条件はない」との回答が最も多く 34 件となった。また、「個別に判断」（12 件）、「通常の兼業と同じ扱い」（8 件）という回答も次いで多かった。「兼業前 2 年間当該企業と契約関係等の利害関係を持たない」（8 件）、「当該企業と大学間の契約折衝業務を含まない」（7 件）といった記載が国立大学にみられた。

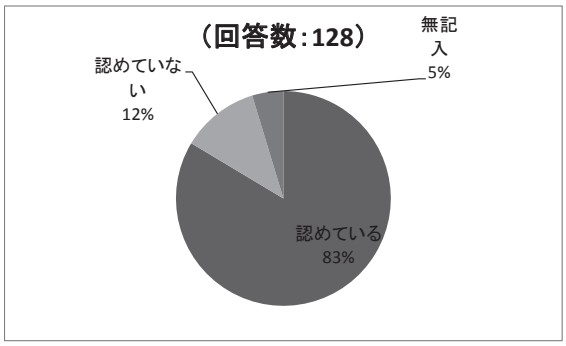


図 2-3-27　大学発ベンチャーの取締役就任（全体）

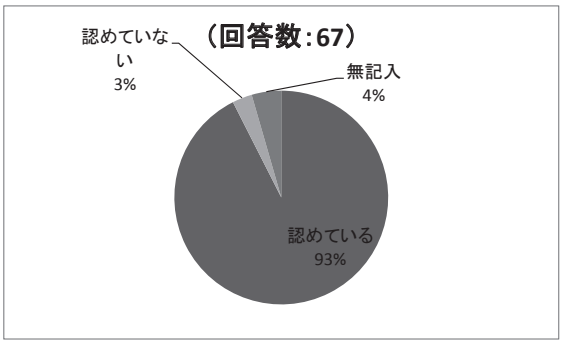


図 2-3-28　大学発ベンチャーの取締役就任（国立大学）

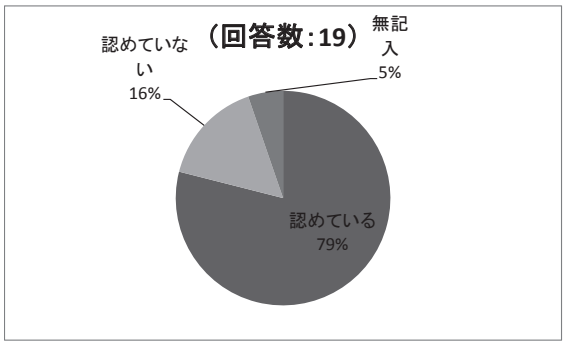


図 2-3-29　大学発ベンチャーの取締役就任（公立大学）

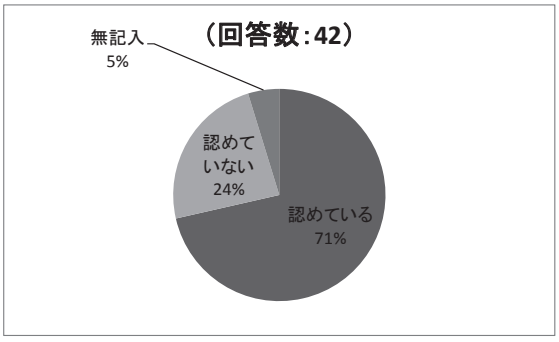


図 2-3-30　大学発ベンチャーの取締役就任（私立大学）

表 2-3-8　大学発ベンチャーの取締役就任の要件

内容	件数			
	国立大学	公立大学	私立大学	計
特に制限・条件はない	13	7	14	34
個別に判断	7	0	5	12
通常の兼業と同じ扱い	4	1	3	8
兼業前 2 年間当該企業と契約関係等の利害関係を持たない	8	0	0	8
当該企業と大学間の契約折衝業務を含まない	7	0	0	7
特に年限の定めはない	4	0	2	6
学長・理事長の承認	1	1	3	5
1 年以内（更新を妨げない）	2	0	1	3
利害関係の発生の恐れがない	1	2	0	3
兼業前後 2 年間当該企業と契約関係等の利害関係を持たない	2	0	0	2
2 年以内（更新を妨げない）	1	0	0	1
2 年以内	0	1	0	1
法令等に任期の定めがある場合は 5 年を限度	0	1	0	1
兼業後 2 年間は利害関係を持たない	0	1	0	1
半年ごとに内容・報酬等を報告	1	0	0	1
1 年ごとに内容・報酬等を報告	0	1	0	1
届出による	0	0	1	1
代表権を持たない	1	0	0	1
役員（監査役を除く）、顧問、評議員のみ認める	1	0	0	1
必要に応じて条件を課す	1	0	0	1
直接経営権のない場合に認める	1	0	0	1
法人改善の人事規則に準じる	1	0	0	1
入試関連の講師等を行わない	0	1	0	1
計	56	16	29	101

③兼業の制限

「貴大学では、教員の兼業について時間や報酬に関する制限を設けていますか。」との設問に対しては、全体で 68%が「制限を設けている」という回答であった（図 2-3-31）。大学種別にみると「制限を設けている」割合が一番高いのが公立大学で 84%、私立大学が一番低く 55%となった（図 2-3-32～2-3-34）。

なお、「制限を設けている」と回答した大学に対して「具体的に記入してください。（記入例：兼業時間については年間の総勤務時間数の 30%を越えないこと、報酬については本給を越えないことなど）」とたずねたところ、国立大学 48 件、公立大学 16 件、私立大学 22 件、計 86 件の記載があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると表 2-3-9 のとおりとなった。記入例が示すとおり、主に時間や報酬の制限についてたずねたものである。

まず時間制限については、大部分の大学では勤務時間内外を問わず規定しており、全体でみると「8 時間／週」との回答が最も多く 18 件となった。一方、私立大学では「1 日／週（研修日：週 1 日が基準）」が 7 件と最も多い取扱いであった。しかし、1 日 8 時間労働とみれば、週 1 日というのはほぼ同義と考えられる。また、公立大学では「8 時間／週」（4 件）と並んで「原則勤務時間外」（4 件）とする回答も多かった。私立大学では「8 時間／週」（3 件）と同数であった回答が「4 時間／週」（3 件）である。国立大学では、「8 時間／週」（11 件）に次いで「20 時間／週」（7 件）という回答が多かった。

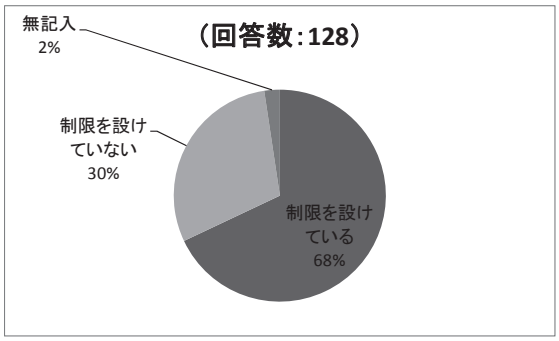


図 2-3-31　兼業の制限（全体）

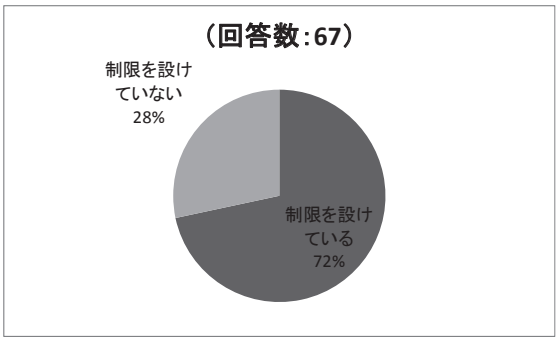


図 2-3-32　兼業の制限（国立大学）

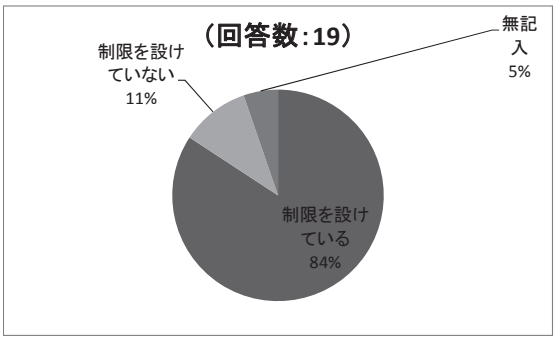


図 2-3-33　兼業の制限（公立大学）

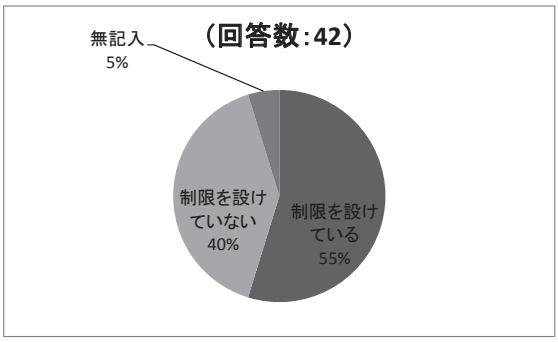


図 2-3-34　兼業の制限（私立大学）

表 2-3-9　兼業制限の内容

内容		件数			
		国立大学	公立大学	私立大学	計
全体	8 時間／週（「部局による」、「これを超える場合制限可」を含む）	11	4	3	18
	20 時間／週	7	1	0	8
	1 日／週（研修日：週 1 日が基準）	0	0	7	7
	職務の遂行に支障が生じない範囲	4	0	2	6
	16 時間／週	4	0	0	4
	4 時間／週（「理事等のみ」を含む）	1	0	3	4
	10 時間／週（「これを超える場合制限可」を含む）	3	0	0	3
	15 時間／週	3	0	0	3
	7 件（「これを超える場合制限可」を含む）	2	1	0	3
	120 時間／年	1	1	0	2
	360 時間／年	2	0	0	2
	416 時間／年（8 時間／週×52 週）	0	2	0	2
	480 時間／年（場合・部局による）	2	0	0	2
	60 日／年（半日 2 回で 1 日）	0	0	2	2
	総勤務時間数の 20%	1	1	0	2
	総勤務時間数の 30%	1	0	1	2
	4 時間／日	1	0	0	1
	5 時間／週	0	1	0	1
	6 時間／週	1	0	0	1
	12 時間／週（これを超える場合制限可）	1	0	0	1
	半～1 日／週（資格により異なる）	0	0	1	1
	2 日／週	1	0	0	1
	3 日／週	1	0	0	1
	4 授業科目／週	1	0	0	1
	30 時間／月	1	0	0	1
	32 時間／月（部局による）	1	0	0	1
	40 時間／月（場合による）	1	0	0	1
	45 時間／月	1	0	0	1

全体	60 時間／月（部局による）	1	0	0	1
	80 時間／月	1	0	0	1
	8 日／月	0	1	0	1
	200 時間／年	1	0	0	1
	240 時間／年	0	1	0	1
	300 時間／年	0	1	0	1
	52 日／年	1	0	0	1
	1 コマ／年	0	0	1	1
	勤務時間（38 時間 45 分／週）が確保できること	1	0	0	1
	勤務時間（155 時間／4 週）が確保できること	1	0	0	1
	週 4 日は勤務時間を確保	0	1	0	1
	10 時間 5 講義（基準時間）以下	0	0	1	1
	持ち時間の 1／3 以内	0	0	1	1
	部局により異なる	1	0	0	1
	個別に審査	0	1	0	1
	理事長の許可	0	0	1	1
勤務時間外	原則勤務時間外	1	4	1	6
	10 時間／日（土・日いずれかに）	1	1	0	2
	2 回／週	0	0	2	2
	16 時間／週（これを超える場合制限可）	1	0	0	1
	360 時間／年（大学発ベンチャーを除く）	1	0	0	1
	勤務時間総数の 20%（7 時間 45 分／週）	1	0	0	1
	（月の兼業時間数／月の平日数）が 2 時間	0	1	0	1
	（月の兼業時間数／月の土日数÷2）が 10 時間	0	1	0	1
勤務時間内	10 時間／週（月～金）	1	1	0	2
	2 時間／週	1	0	0	1
小計		66	24	26	116

報酬	（前年の）給与以内（審議がある場合を含む）	11	2	0	13
	規定なし	3	2	3	8
	5 万円／時間	2	0	0	2
	20 万円／回	2	0	0	2
	社会通念上合理的であること	2	0	0	2
	10 万円／時間	1	0	0	1
	400 万円／年以上の報酬の場合は総額の概数を公表（氏名なし）	1	0	0	1
	営利企業の役員等兼業により受ける報酬は年収の範囲内とはしない	1	0	0	1
	個別に審査	0	1	0	1
小計		23	5	3	31
計		89	29	29	147

一方、報酬については、「(前年の）給与以内（審議がある場合を含む)」が 13 件と最も多い回答となった。しかしこの回答はすべて国立大学（11 件）または公立大学（2 件）であった。また、「規定なし」とする大学も 8 件と続いて多かった。私立大学では「規定なし」が 3 件と、最も多い回答となった。

（4）特定の研究計画に係る利益相反マネジメントについて

「貴大学では、全学に共通する個人的利益の自己申告制度以外に、特定の研究計画の審査に関連して、利益相反に係る事実の申告と審査の制度を設けていますか。」とし、次の①、②の問を設けた。なお、本稿の「３．個人としての利益相反マネジメントの整備状況について」の（2）～（5）については、個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定している」と回答した大学に対する質問の回答をまとめたものだが、特定の研究計画に係る利益相反マネジメントについては特別に規程等を設けている大学があり、したがって、「（4）特定の研究計画に係る利益相反マネジメントについて」の設問で、個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定していない」と回答した大学に、私立大学 3 件の記載があった。このため、以下の①、②では、この 3 件を含む回答状況をまとめた。

①ヒトを対象とする研究（臨床研究など）について

ヒトを対象とする研究（臨床研究など）については、全体で 52%が「利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている」という回答で、36%が「研究計画の審査制度を設けているが、利益相反に関する審査を含んでいない」という回答であった（図 2-3-35)。「利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている」は国立大学（65%）と私立大学（43%）では

回答の割合が大きかったが、公立大学では「研究計画の審査制度を設けているが、利益相反に関する審査を含んでいない」（53%）の回答割合が上回った（図 2-3-36～2-3-38）。

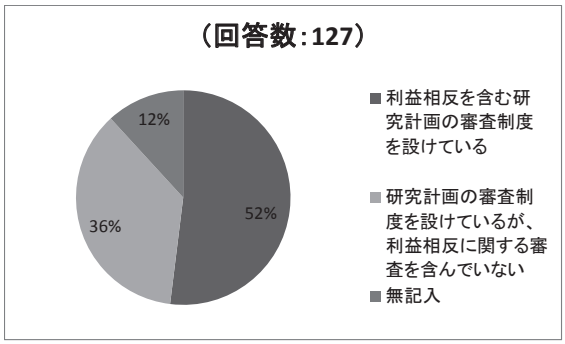


図 2-3-35　ヒトを対象とする研究に係る利益相反マネジメント（全体）

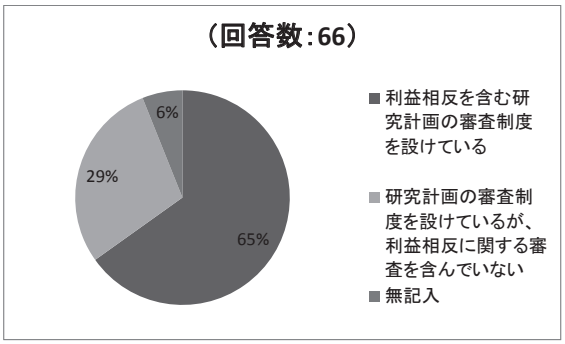


図 2-3-36　ヒトを対象とする研究に係る利益相反マネジメント（国立大学）

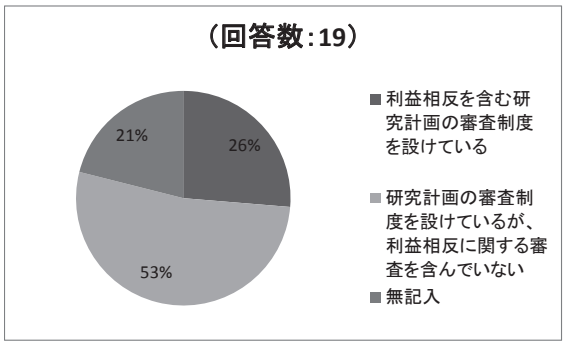


図 2-3-37　ヒトを対象とする研究に係る利益相反マネジメント（公立大学）

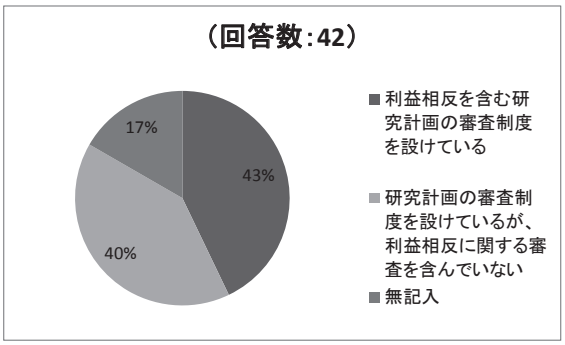


図 2-3-38　ヒトを対象とする研究に係る利益相反マネジメント（私立大学）

②厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究について

厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究については、全体で 59%が「ヒトを対象としない研究であっても、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている」という回答で、32%が「（申請がない等の理由により）ヒトを対象としない研究については、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けていない」という回答であった（図 2-3-39）。公立大学では両者の回答が半々であったが、国立大学と私立大学では「審査制度を設けている」が過半数となった（図 2-3-40～2-3-42）。

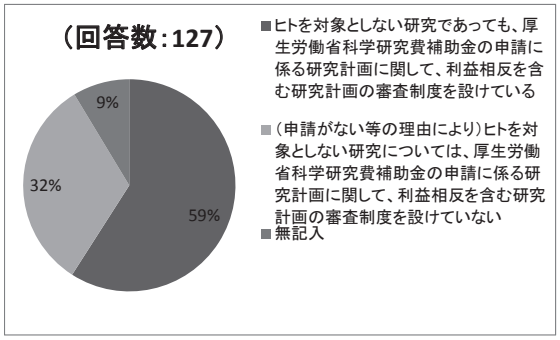


図 2-3-39　厚労科研究の申請に係る利益相反マネジメント（全体）

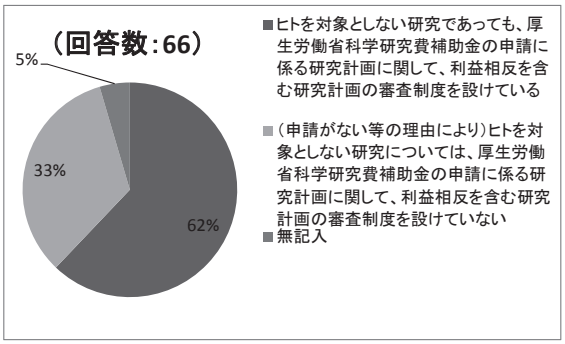


図 2-3-40　厚労科研究の申請に係る利益相反マネジメント（国立大学）

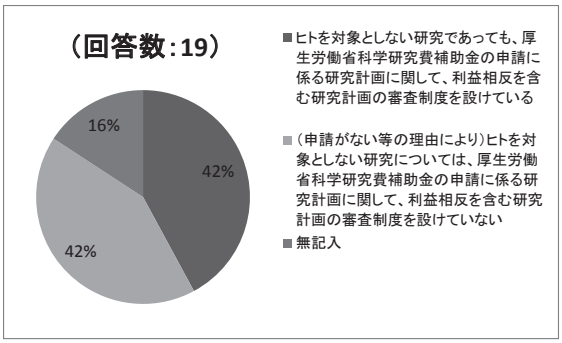


図 2-3-41　厚労科研究の申請に係る利益相反マネジメント（公立大学）

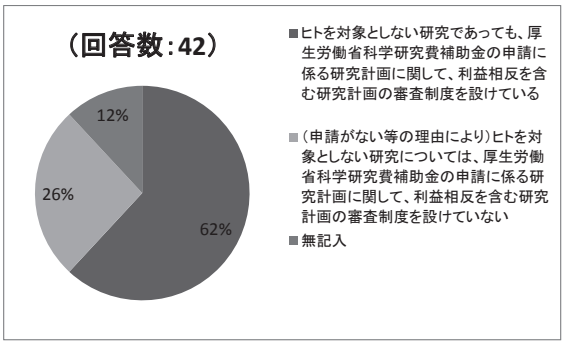


図 2-3-42　厚労科研究の申請に係る利益相反マネジメント（私立大学）

（5）利益相反マネジメント体制について

「貴大学の利益相反マネジメント体制について、お伺いします。」とし、次の①～④の問を設けた。

①利益相反に関する学内委員会制度について

利益相反に関する学内委員会制度については、全体で 98%が「学内委員会として利益相反委員会を設けている」との回答であった（図 2-3-43）。国立大学や公立大学では 100%設置している（図 2-3-44～3-3-46）。

また、「学内委員会として利益相反委員会を設けている」との回答者に、「具体的に記入してください。（記入例：利益相反委員会は教員のみで構成される、利益相反委員会は教員及び幹部事務職員により構成される、利益相反委員会は教員及び学外有識者 2 名により構成される、など）」とたずねたところ、国立大学 66 件、公立大学 17 件、私立大学 35 件、計 118 件の記載があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると表 2-3-10 のとおりとなった。記入例が示すとおり、主に委員会の構成員についてたずねたものである。これについては「教員」（92 件）、「学外有識者」（60 件）、「幹部事務職員」（47 件）が上位に並んだ。また、「理事」（21 件）、「（研究／総務／財務担当等の特定の）副学長（理事）」（15 件）、「副学長」（10 件）はほぼ同等の職位であり、合計すると 46 件となった。その他は、「事務職員」（15 件）、「学部長、研究科長等」（13 件）などが上位にみられた。

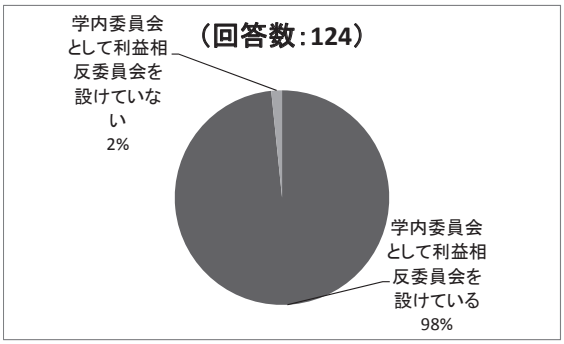


図 2-3-43 利益相反に関する学内委員会制度（全体）

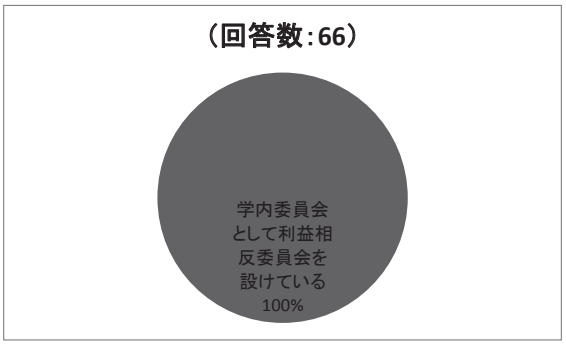


図 2-3-44 利益相反に関する学内委員会制度（国立大学）

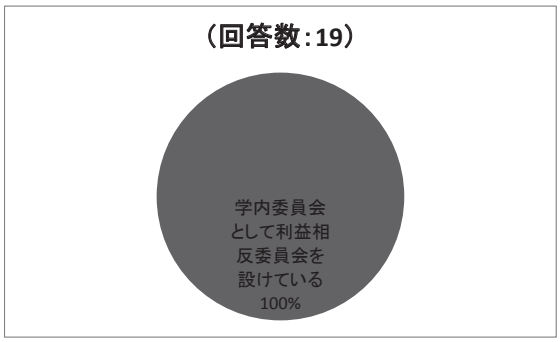


図 2-3-45 利益相反に関する学内委員会制度（公立大学）

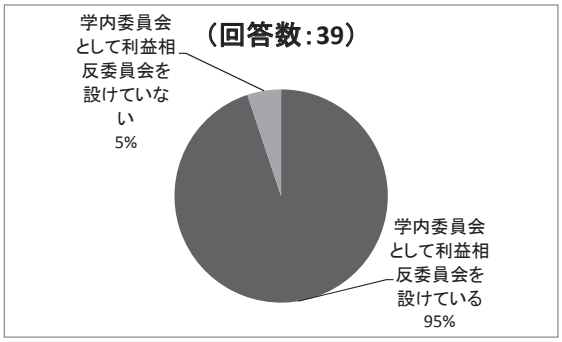


図 2-3-46 利益相反に関する学内委員会制度（私立大学）

表 2-3-10　学内の利益相反委員会の構成

内容	件数			
	国立大学	公立大学	私立大学	計
教員	46	13	33	92
学外有識者	29	9	22	60
幹部事務職員	30	5	12	47
理事	15	2	4	21
（研究／総務／財務担当等の特定の）副学長（理事）	10	3	2	15
事務職員	8	2	5	15
学部長、研究科長等	10	2	1	13
副学長	5	3	2	10
事務局長	7	0	2	9
知財／研究推進／教育／総務等部長	5	0	4	9
その他学長が必要と認める者	7	0	0	7
弁護士	3	0	3	6

役員	5	0	0	5
利益相反アドバイザー	5	0	0	5
産学連携（地域連携等）センター長	2	2	1	5
研究推進・支援／社会貢献／人事労務課長	2	1	1	4
その他委員長が必要と認める者	3	1	0	4
その他委員会が必要と認める者	1	1	2	4
産学連携センター教員	1	1	1	3
部局長	3	0	0	3
法務・知財室長／知財アドバイザー	0	0	3	3
公認会計士	2	0	1	3
（任意で）学外有識者	1	1	1	3
学長	0	1	1	2
学長補佐	2	0	0	2
産学官連携本部長	2	0	0	2
評議員	1	0	0	1
教育研究センター長	0	1	0	1
事務局次長	0	1	0	1
産学連携従事者	0	0	1	1
その都度決める	0	1	0	1
計	205	50	102	357

②利益相反に関する学外委員会制度について

利益相反に関する学外委員会制度について、全体で 91%が「学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けていない」との回答であった（図 2-3-47)。「学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けている」との回答は国立大学でも 12%にとどまり、公立大学では 5%、私立大学では 3%と低い割合になっている（図 2-3-48～3-3-50)。

また、「学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けている」との回答者に、「具体的に記入してください。（記入例：利益相反アドバイザリーボードは学外有識者のみで構成される、など)」とたずねたところ、国立大学 7 件、公立大学 1 件、私立大学 1 件、計 9 件の記載があった（資料編 1 参照)。内容をまとめると表 2-3-11 のとおりとなった。記入例が示すとおり、主に委員会の構成員についてたずねたものである。これについては「学外有識者のみで構成」は、国立大学で 5 件あった。他は、個別に相談に応じる形式や、むしろ利益相反委員会を中心として外部有識者を交えるといったものであった。

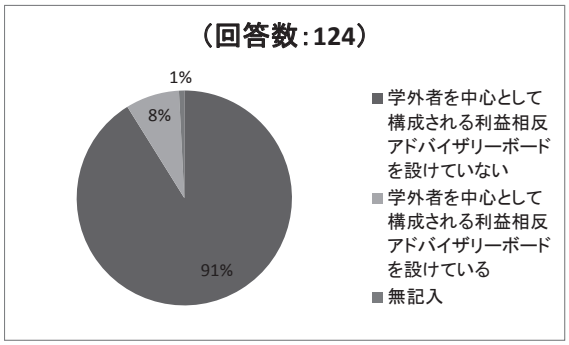


図 2-3-47 利益相反に関する学外委員会制度（全体）

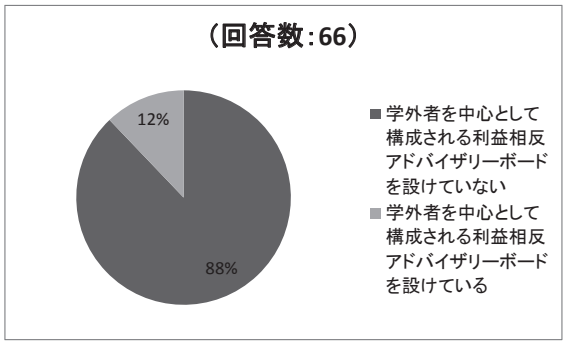


図 2-3-48 利益相反に関する学外委員会制度（国立大学）

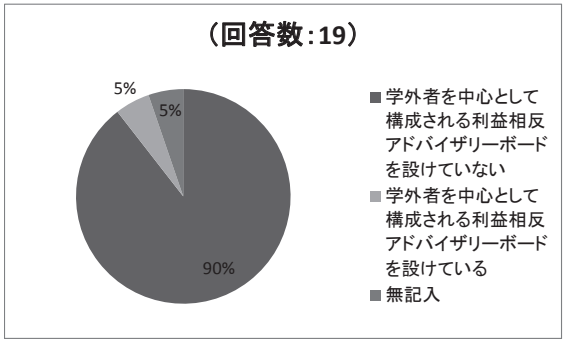


図 2-3-49 利益相反に関する学外委員会制度（公立大学）

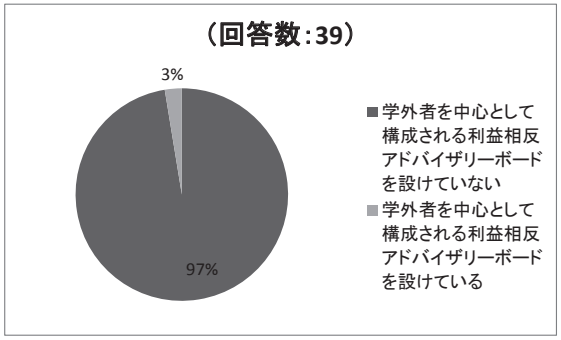


図 2-3-50 利益相反に関する学外委員会制度（私立大学）

表 2-3-11　利益相反アドバイザリーボード（学外委員中心）の構成

内容	件数			
	国立大学	公立大学	私立大学	計
学外有識者のみで構成	5	0	0	5
異議申立時に利益相反委員会委員若干名と必要に応じて外部有識者	0	0	1	1
状況に応じて求めることができる	1	0	0	1
学者、弁護士など利益相反カウンセラーとして必要に応じて設置	1	0	0	1
教員と学外有識者による相談室を設置	0	1	0	1
計	7	1	1	9

③利益相反アドバイザーについて

「学内の利益相反問題について教員等からの相談に応じてアドバイスをすることが職務である利益相反アドバイザーについてお伺いします。」とし、利益相反アドバイザーの有無についてたずねたところ、「利益相反アドバイザーを設けている」との回答が全体で 57%あり、「利益相反アドバイザーを設けていない」の 42%を上回った（図 2-3-51）。また、国立大学と私立大学では「利益相反アドバイザーを設けている」との回答割合がそれぞれ 59%と大きかったが、公立大学では「利益相反アドバイザーを設けていない」が 53%と過半数となった（図 2-3-52～3-3-54）。

また、「利益相反アドバイザーを設けている」との回答者に、「具体的に記入してください。（記入例：利益相反アドバイザーは教員が兼任により就任している、利益相反アドバイザーは企業出身の専門家が就任している、利益相反アドバイザーは顧問弁護士が兼業している、など）」とたずねたところ、国立大学 38 件、公立大学 9 件、私立大学 22 件、計 69 件の記載があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると表 2-3-12 のとおりとなった。記入例が示すとおり、主に誰が利益相反アドバイザーに任命されているのかといった設問であるが、「教員」と「（顧問）弁護士」が各 27 件で同数となり、国公私立大学ともに多数となった。複数人設置している大学もある。なお、「その都度相談する」といった回答もいくつかみられた。

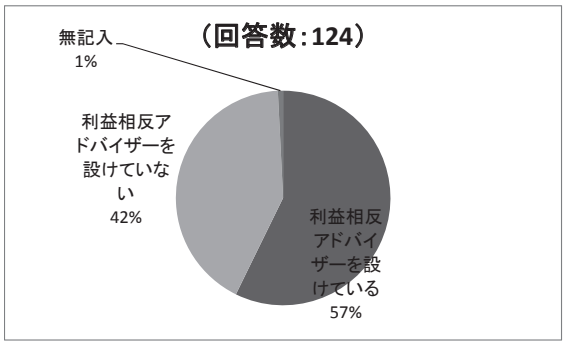


図 2-3-51　利益相反アドバイザーの設置（全体）

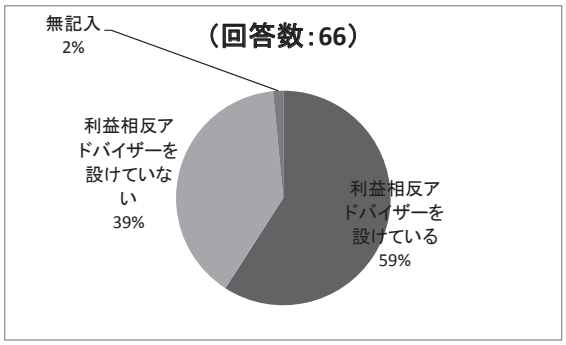


図 2-3-52　利益相反アドバイザーの設置（国立大学）

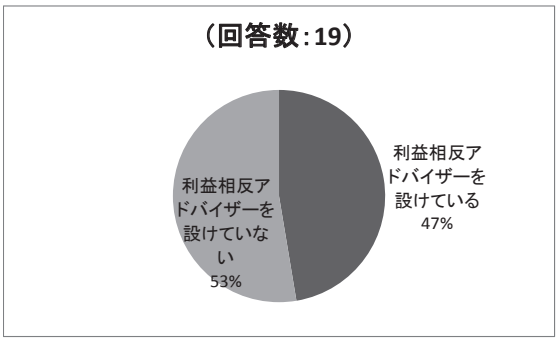


図 2-3-53　利益相反アドバイザーの設置（公立大学）

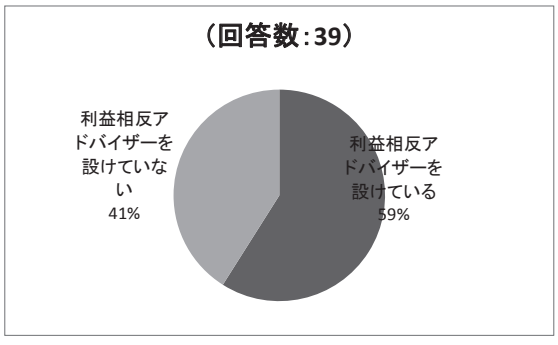


図 2-3-54　利益相反アドバイザーの設置（私立大学）

表 2-3-12　利益相反アドバイザーの職名等

内容	件数			
	国立大学	公立大学	私立大学	計
教員	13	5	9	27
（顧問）弁護士	17	3	7	27
学外専門家、学外有識者（その都度相談を含む）	5	0	2	7
公認会計士	5	1	0	6
企業出身の専門家	1	1	3	5
他大学の教員	0	2	1	3
弁理士	2	0	1	3
専門的知識を有する者	2	1	0	3
事務職員	2	0	1	3
（知財専門等）客員教授、特命教授	2	0	0	2
産学連携コーディネーター、知財マネージャー	2	0	0	2
事務局部長等	0	0	1	1
顧問	0	0	1	1
職員	0	0	1	1
教員 OB	0	0	1	1
監査法人職員	1	0	0	1
その他必要と認めた者	1	0	0	1
規程にあるが未任命	1	0	0	1
計	54	13	28	95

④利益相反担当の事務職員について

「利益相反担当の事務職員についてお伺いします。」とし、利益相反担当の事務職員の設置状況についてたずねたところ、「利益相反担当の兼任の事務職員を置いている」との回答が全体で 90%を占めた（図 2-3-55）。この回答は国公私立大学ともに 90%前後に上った（図 2-3-56～3-3-58）。「利益相反担当の専任の事務職員を置いている」との回答のあった大学は国立大学のみで、3 件（5%）に過ぎなかった。

また、「利益相反担当の専任の事務職員を置いている」との回答者に、「具体的に記入してください。（記入例：専任の事務職員 1 名を置いている、利益相反担当の室を設けて専任事務職員 2 名を置いている、など）」とし、設置状況についてたずねたところ、該当する国立大学 3 件では、「利益相反マネジメントの事務室を設け、専任事務職員 1 名と専任事務補

佐員 1 名」、「担当係を設け、専任事務職員 2 名」、「非常勤の事務職員 1 名」との回答が得られた（資料編 1 参照）。

一方、大半の「利益相反担当の兼任の事務職員を置いている」との回答者に、「具体的に記入してください。（記入例：兼任の事務職員 1 名を置いている、担当の係を設けて兼任の事務職員 1 名を置いている、など）」とし、設置状況についてたずねたところ、国立大学 58 件、公立大学 17 件、私立大学 35 件、計 110 件の記載があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると表 2-3-13 のとおり、人数と設置状況が判明した。人数については、国公私立大学ともに 1 名が最も多く、43 件の回答があった。多くの大学で 1～2 名の対応となっている。また、設置状況としては、「担当の係を設置」が最も多く、全体で 19 件、次いで「研究協力／推進課（部門、グループ）等で対応」が 10 件となった。

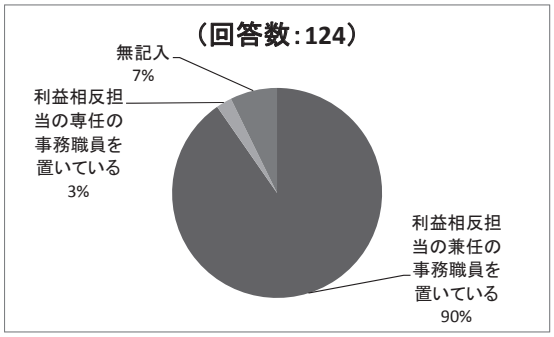


図 2-3-55　利益相反担当の事務職員の設置（全体）

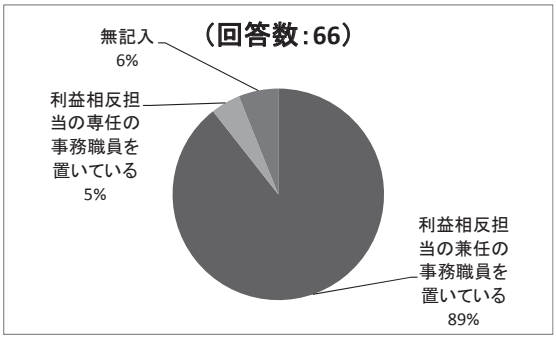


図 2-3-56　利益相反担当の事務職員の設置（国立大学）

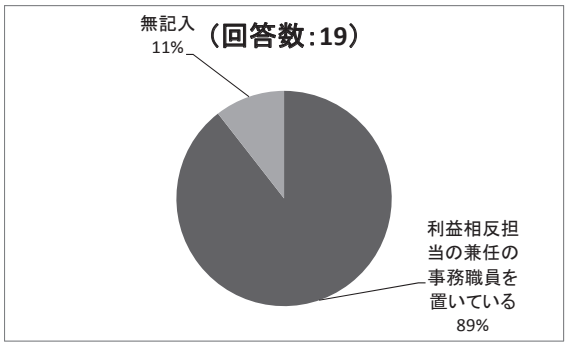


図 2-3-57　利益相反担当の事務職員の設置（公立大学）

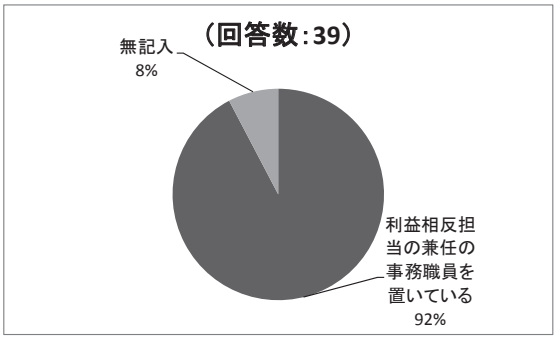


図 2-3-58　利益相反担当の事務職員の設置（私立大学）

表 2-3-13　利益相反担当の兼任の事務職員の設置状況

内容		件数			
		国立大学	公立大学	私立大学	計
人数	1名	25	12	6	43
	2名	11	1	11	23
	3名	5	0	2	7
	4名	0	1	2	3
	5名	1	0	1	2
	数名	0	0	1	1
	非常勤職員1名	1	0	0	1
	常勤職員1名、非常勤職員1名	1	0	0	1
	全学と部局で約20名	0	0	1	1
	小計	44	14	24	82
設置状況	担当の係を設置	10	2	7	19
	研究協力／推進課（部門、グループ）等で対応	3	2	5	10
	学術研究（支援）部等で対応	1	0	2	3
	担当の課が対応	2	1	0	3
	担当の部門・部署が対応	0	1	2	3
	社会連携／リエゾン／知財センターに設置	0	1	2	3
	総務部で対応	1	0	1	2
	担当グループで対応	2	0	0	2
	知財担当者／産学連携コーディネーターが兼任	0	1	1	2
	研究協力／産学連携係で対応	2	0	0	2
	人事課（担当）	1	1	0	2
	担当の室を設置	1	0	0	1
	服務研修係で対応	1	0	0	1
	研究国際部で対応	1	0	0	1
	総務グループで対応	0	1	0	1
	庶務課で対応	0	0	1	1
	研究資金管理課で対応	1	0	0	1
	法務・知的財産室と連携	0	0	1	1
	各部局総務が対応	1	0	0	1
	臨床試験治験センターで対応	0	0	1	1
	小計	27	10	23	60
計		71	24	47	142

４．大学（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況について

「大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。」とし、次の「（１）」の質問を設けた。

（１）大学（組織）としての利益相反ポリシー等の制定について

「貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反に関して、ポリシーや規則・規程等を制定していますか。」という設問には、全体で 67%が「制定していない」という回答であった（図 2-3-59）。大学別にみても、過半数は制定していない（図 2-3-60～2-3-62）。

また、大学（組織）としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定している」と回答した大学に対して、制定年月日の記載を求めた。この結果を制定年別にまとめると図 2-3-63 のとおりであった。全体では 2006 年と 2009 年の制定が並んで最も多く 20%となった。大学種別でみると、国立大学は 2004 年が最も多く 27%、次いで 2005 年（23%）となっているが、公立大学では多い順に 2009 年（33%）、2006 年（22%）、私立大学は 2009 年と 2011 年が 33%で並んだ。

大学（組織）としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定している」と回答した大学に対して、「具体的に記入してください。（記入例：大学（組織）としての利益相反に関するポリシーを制定している、大学（組織）としての利益相反に関する規則を制定している、など）」とたずねたところ、国立大学 18 件、公立大学 8 件、私立大学 4 件、計 30 件の記載があり、ほとんどが「ポリシーを制定している」といった回答であった（資料編 1 参照）。また、同様に、大学（組織）としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定している」と回答した大学全体 41 件（国立大学 23 件、公立大学 9 件、私立大学 9 件）の利益相反関連の規則・規程等の内容を筆者が確認したところ、1 国立大学と 2 私立大学（1 学校法人）を除き、「ポリシー・規程等に大学（組織）利益相反の定義が入っており、役員の自己申告はあるが、大学自体のシステムはない。」という状況であった。つまり、大学（組織）としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定している」と回答したほとんどの大学では、ポリシーや規則等、何らかの定めに図 2-3-64 のような、文部科学省の WG 報告書が取りまとめた「大学（組織）としての利益相反」という言葉の定義を掲載しているの

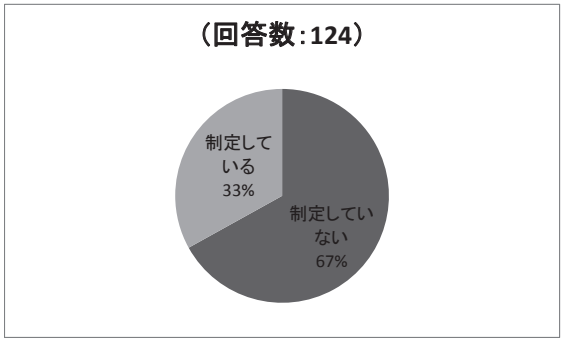


図 2-3-59 組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等の制定（全体）

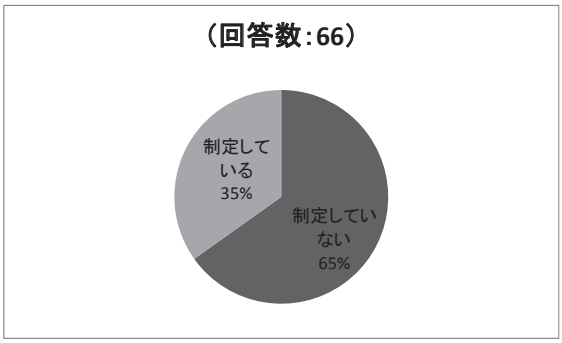


図 2-3-60 組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等の制定（国立大学）

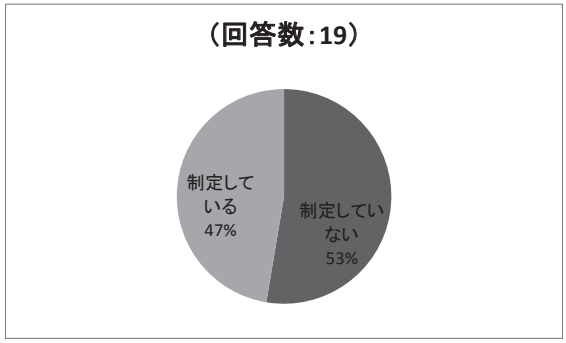


図 2-3-61 組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等の制定（公立大学）

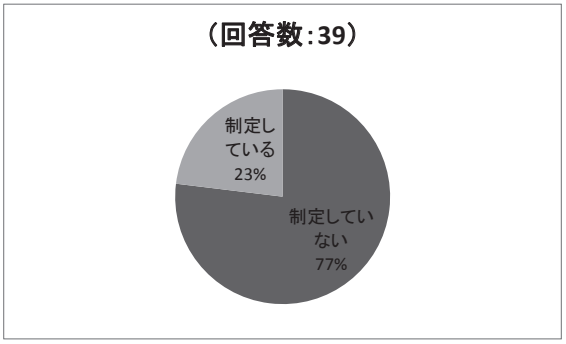


図 2-3-62 組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等の制定（私立大学）

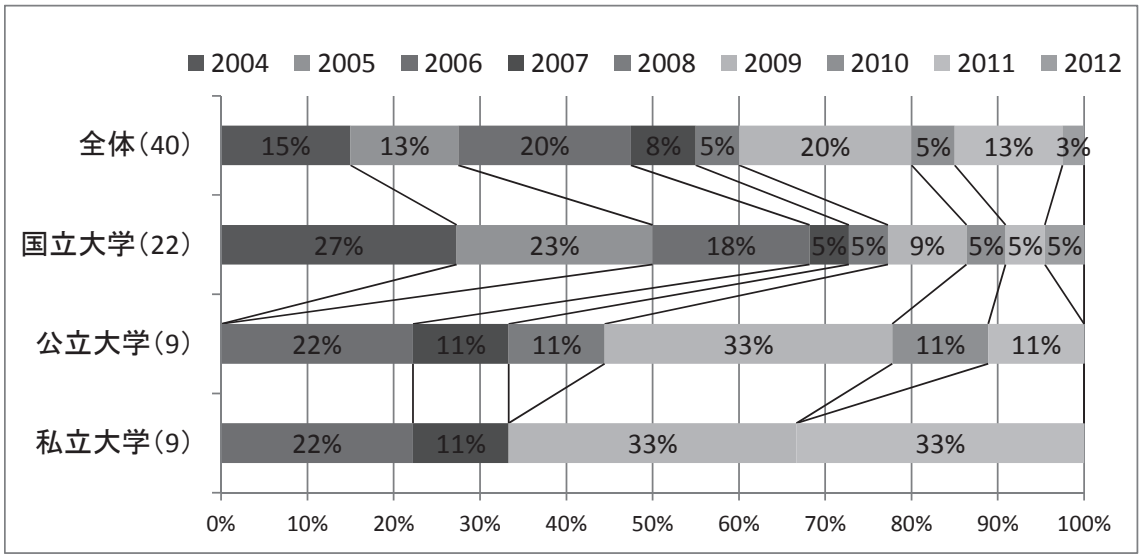
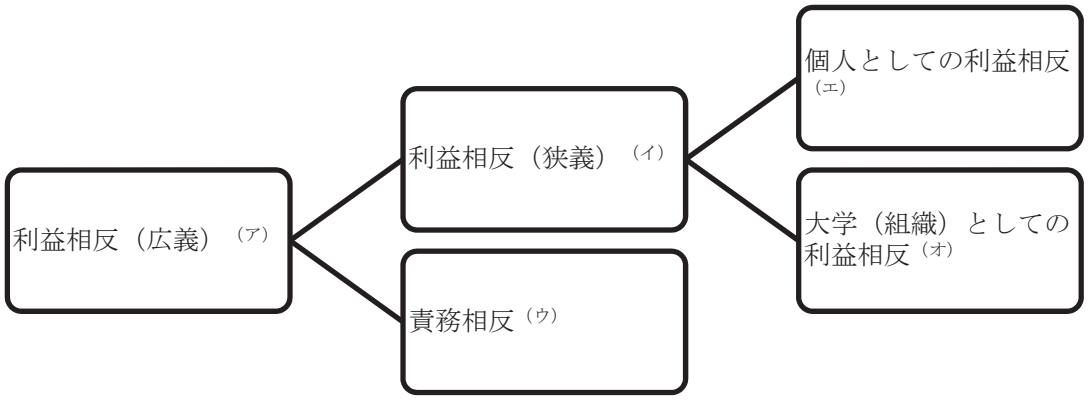


図 2-3-63　大学（組織）としての利益相反ポリシーや規則・規程等の制定年

注）（　）内は回答数。



（ア）広義の利益相反：狭義の利益相反（イ）と責務相反（ウ）の双方を含む概念。

（イ）狭義の利益相反：教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。

（ウ）責務相反： 教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

（エ）個人としての利益相反：狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反

（オ）大学（組織）としての利益相反：狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

※狭義の利益相反と責務相反の異同

どちらも大学における責任の遂行が問題となる点では同じであるが、その要因が「企業等から得る利益」である場合には狭義の利益相反、「企業等に対して負う責任（責務）」である場合には責務相反、と区別することができる。

図 2-3-64　利益相反の概念整理（文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会利益相反ワーキング・グループ『利益相反ワーキング・グループ報告書』（2002.11.1）[13] より）

みであって、それが生じた場合の対応や未然に防止する手続きは具体的に定められていない。また、基本的に、役員の利益相反マネジメントが行われているだけで、それは個人としての利益相反マネジメントと同様の扱い（個人的利益の自己申告書の提出など）である。したがって、これらについては、「個人としての利益相反ポリシー等」のみ定めている大学の状況とほとんど変わりがない。「個人としての利益相反ポリシー等」を定めている大学では、職員のみならず役員の自己申告を要請しているのが通常であるからである。また、「大学自体」が株式等を取得していることなどについても具体的に定めている大学はほぼない。

[13] 文部科学省　科学技術・学術審議会・技術・研究基盤部会・産学官連携推進委員会・利益相反ワーキング・グループ：利益相反ワーキング・グループ報告書、pp.4-5、東京、2002.

つまり、「大学（組織）としての利益相反」という言葉の定義をポリシー等に掲げている大学はあっても、ほとんどの大学でマネジメントとしては個人としての利益相反の場合と明確に区別されてはおらず、実態としては「個人としての利益相反マネジメント」のみ制定の場合と同様のマネジメントを行っているということである。

なお、1国立大学と2私立大学（1学校法人）のみ、大学（組織）としての利益相反への対応を定めた規定を設けていた。国立大学については、利益相反マネジメント要項に「大学としての利益相反の対応に係る手続等」という項目を定めており、職員等が大学（組織）としての利益相反問題を予見した場合、随時利益相反アドバイザーに問題提起をすることができることが定められている。また、私立大学（学校法人）の方では、学校法人の利益相反マネジメント規程に「大学としての利益相反への対応」という項目を定めており、やはり、教職員等において各大学等が大学としての利益相反の状況にあると思われた場合には、随時問題提起をすることができると定められている。また、別の3つの国立大学の利益相反マネジメント規則や規程には、「職員（役職員、教職員等）の責務」として、職員は、利益相反の発生が懸念される場合や該当する場合は、利益相反委員会（利益相反アドバイザー、利益相反相談室）に相談する等、利益相反の回避に自ら努めること等が定められているものがあったが、特に組織としての利益相反について具体的な対処を示した記載はなく、個人、組織両者の利益相反問題に関する抽象的な規定となっている。

一方、大学（組織）としての利益相反に関して、ポリシーや規則・規程等を「制定していない」と回答した大学に対して、現在の状況について回答を求めた結果、図2-3-65～2-3-68のとおりとなった。全体では「現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない」とした回答が最も多く55%、次いで「今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である」が33%となり、回答はこの2種類のみとなった。なお、公立大学では「検討中」が70%と、「策定予定はない」の30%を上回った。

また、「現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない」と回答した大学の理由として、国立大学13件、公立大学2件、私立大学7件、計22件の記載があった（資料編1参照）。内容をまとめると表2-3-14のとおりとなった。「該当事例がないから」とする回答が最も多く6件、「役員の自己申告もさせているから」、「個人としての利益相反規則等を制定したばかり（制定途中）だから」各5件と続いた。

大学（組織）としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定している」と回答した大学に対しては、さらに以下の「(2)」について引き続き回答を求めた。

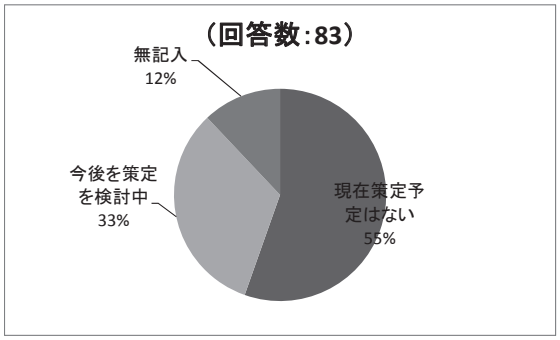


図 2-3-65　大学（組織）としての利益相反ポリシー等策定への取り組み状況（全体）

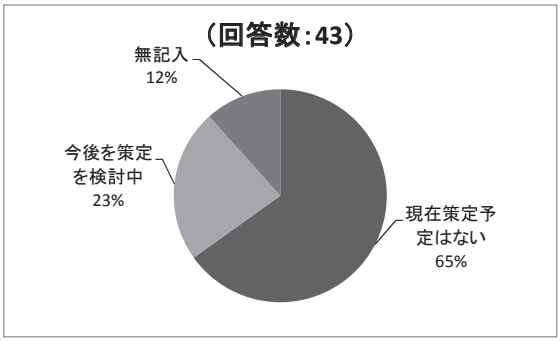


図 2-3-66　大学（組織）としての利益相反ポリシー等策定への取り組み状況（国立大学）

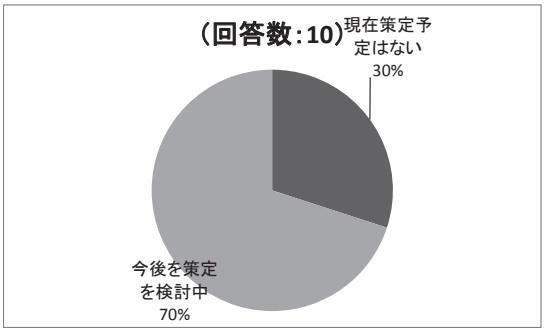


図 2-3-67　大学（組織）としての利益相反ポリシー等策定への取り組み状況（公立大学）

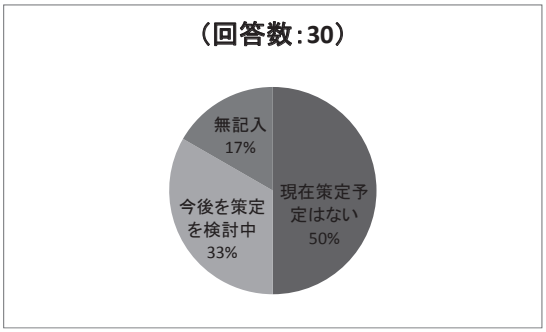


図 2-3-68　大学（組織）としての利益相反ポリシー等策定への取り組み状況（私立大学）

表 2-3-14　組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定がない理由

内容	件数			
	国立大学	公立大学	私立大学	計
該当事例がないから	3	1	2	6
役員の自己申告もさせているから	5	0	0	5
個人としての利益相反規則等を制定したばかり（制定途中）だから	2	1	2	5
必要性がないから	1	0	1	2
将来の課題、今後状況が変わる可能性もある	2	0	0	2
現状で対応できている	0	0	2	2
計	13	2	7	22

（2）大学（組織）としての利益相反ポリシーや規則・規程等について

「既に制定されている大学（組織）としての利益相反ポリシー、規則・規程等について、お伺いします。」とし、次の①～④の問を設けた。

① 意思決定権限のある者の個人的利益の申告義務について

「学長、理事、研究科長等の大学（組織）のために意思決定を行う権限のある者について、一般の職員とは異なる特別の個人的利益の申告義務を課していますか。」との設問に対しては、「一般職員と同様の申告義務を課している」との回答が全体で 83%を占めた(図 2-3-69)。一方、「特別の申告義務を課している」との回答は国立大学にのみ 13%（3 件）あった（図 2-3-70～3-3-72)。また、「特別の申告義務を課している」との回答者に、「具体的に記入してください。(記入例：学長及び役員については、大学と特別の関係にない企業の株式保有も申告させている、学長及び役員については、個人的利益の申告の基準値を年間 1 企業・団体当たり 50 万円（一般職員は 100 万円）としている、など)」とし、個人としての利益相反マネジメントとの相違をたずねたところ、「学長、役員、部局長についてはすべて申告させている」、「役員の兼業を役員会に報告している」、「臨床研究を実施してなくても申告を義務づけている。申告内容は臨床研究実施者と同じ」との回答が得られた。一般の教職員よりも役員等の申告内容の基準を厳しいものとしたり、報告の場が相違したりしているとの回答となった。

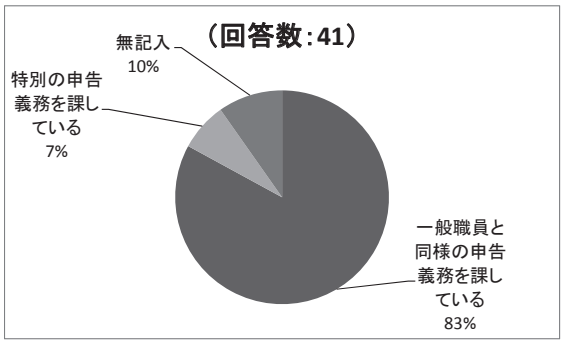


図 2-3-69　意思決定権者の個人的利益の申告義務（全体）

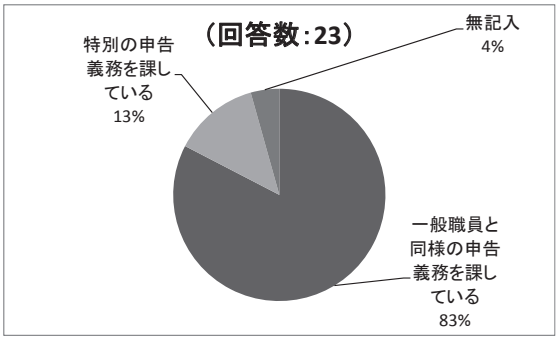


図 2-3-70　意思決定権者の個人的利益の申告義務（国立大学）

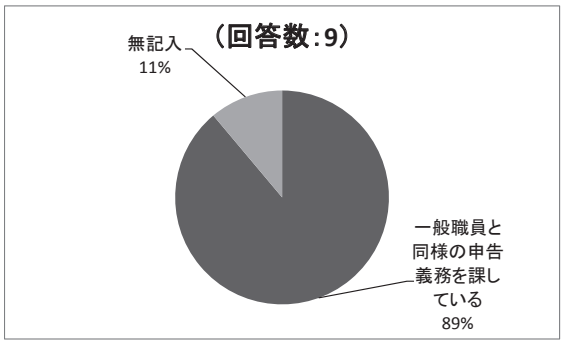


図 2-3-71　意思決定権者の個人的利益の申告義務（公立大学）

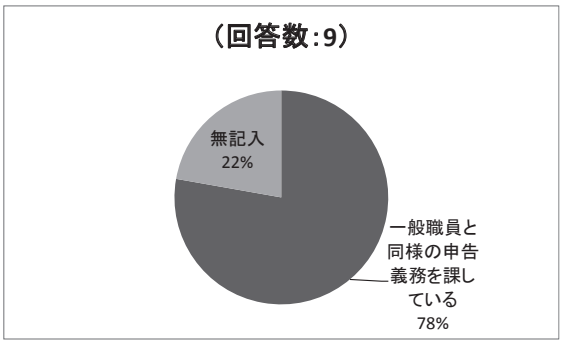


図 2-3-72　意思決定権者の個人的利益の申告義務（私立大学）

② 大学（組織）そのものの利益相反に関する禁止事項について

「大学（組織）そのものの利益相反についてどのような禁止事項を設けていますか。」との設問に対しては、「特に禁止事項を設けていない」との回答が全体で 90%を占めた（図 2-3-73）。一方、「大学（組織）と共同研究・受託研究、製品・サービスの納入、工事の請負等の契約関係にある企業について、大学（組織）や大学と関連する財団などが寄付金を受けることを禁止している」との回答は国立大学にのみ 5%（1 件）あった（図 2-3-74～3-3-76）。なお、回答の選択肢の一つである「大学（組織）が相当程度の株式（未公開株式等を含む）を保有する企業について、大学（組織）が共同研究・受託研究（治験等の臨床研究を含む）を行うことを禁止している」との回答はなかった。また、「その他」を選択した大学が国立大学と公立大学に各 1 件あった。これらの大学に対して「具体的に記入してください。」と記載を求めたところ、「禁止事項を設けるのではなく、大学としての利益相反の対応に係る手続き等を定めている」（国立大学）、「法人としての大学がその社会的責任を果たしていないと客観的に見られ（組織としての利益相反）ないこと」（公立大学）というような抽象的な回答であった（資料編 1 参照）。

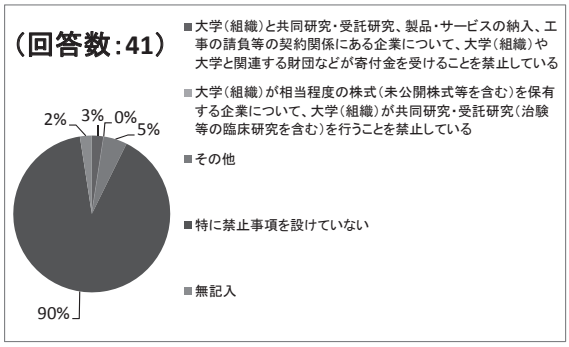


図 2-3-73　大学（組織）自体の利益相反に関する禁止事項（全体）

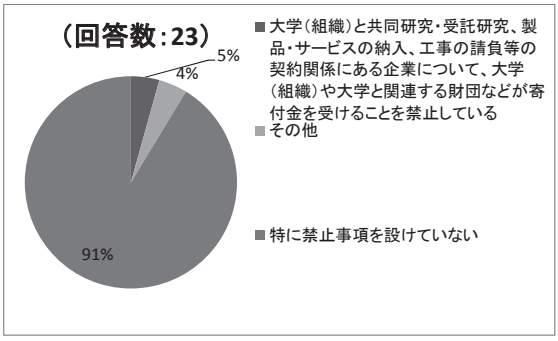


図 2-3-74　大学（組織）自体の利益相反に関する禁止事項（国立大学）

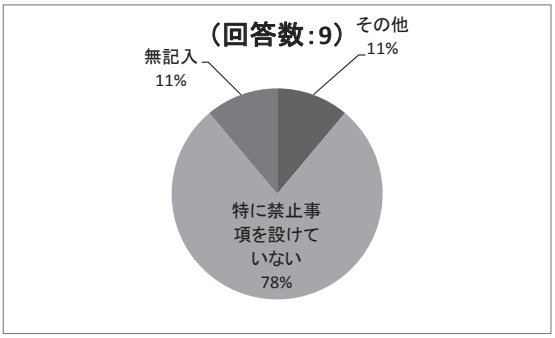


図 2-3-75　大学（組織）自体の利益相反に関する禁止事項（公立大学）

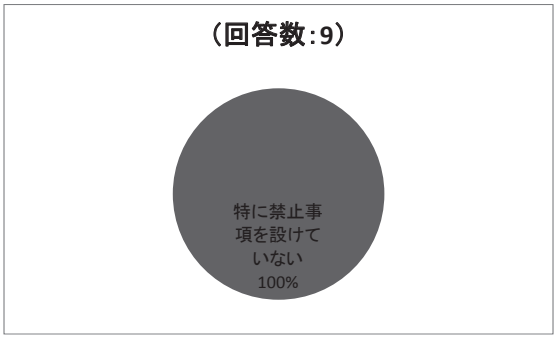


図 2-3-76　大学（組織）自体の利益相反に関する禁止事項（私立大学）

③大学（組織）としての利益相反を審議するための委員会の設置について

「大学（組織）としての利益相反を審議するための特別の委員会を設置していますか。」との設問に対しては、「特別の委員会を設置せず、個人としての利益相反委員会で併せて審議している」との回答が全体で 88%を占めた（図 2-3-77）。一方、「設置している」との回答は公立大学に 11%（1 件）あった（図 2-3-78～3-3-80）。この「設置している」との回答者に対して「具体的に記入してください。（記入例：組織としての利益相反委員会を設置している、常設ではないが問題が起こるつど設置している、一般市民を委員に参加させている、など）」と記載を求めたところ、「キャンパス毎に委員会を設定」との回答があった。わかれたキャンパスごとにそれぞれ委員会を設置し、大学としてまとめて別に委員会を設置しているとのことである。

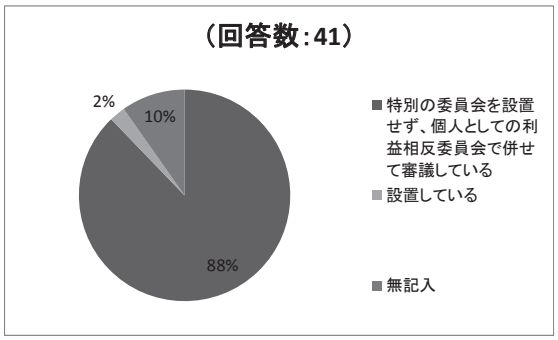


図 2-3-77　大学（組織）としての利益相反委員会の設置（全体）

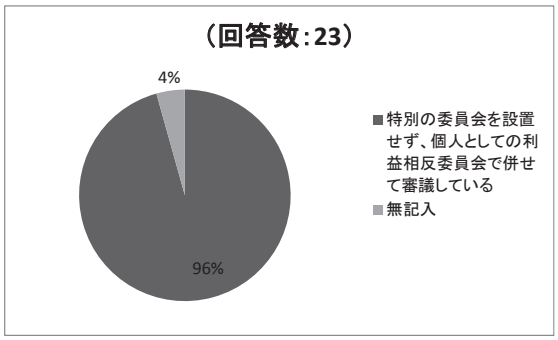


図 2-3-78　大学（組織）としての利益相反委員会の設置（国立大学）

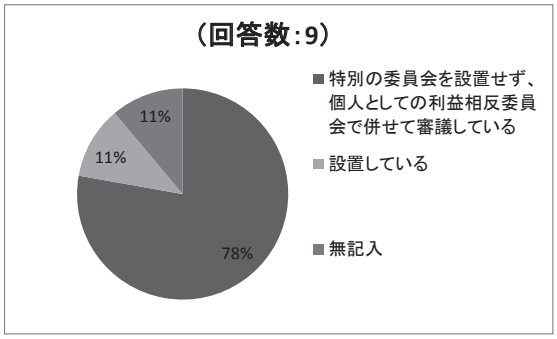


図 2-3-79　大学（組織）としての利益相反委員会の設置（公立大学）

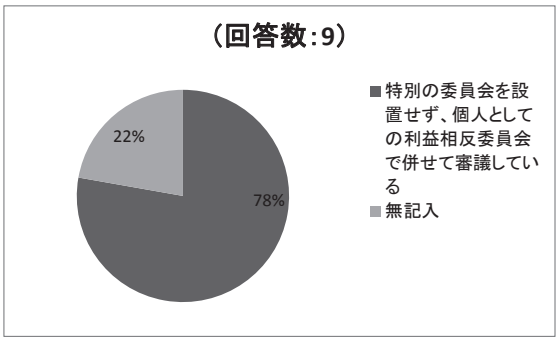


図 2-3-80　大学（組織）としての利益相反委員会の設置（私立大学）

④大学（組織）としての利益相反マネジメントに関する特別な仕組みについて

「上記「2.1」～「2.3」（筆者注：上記①～③の設問のこと）以外に大学（組織）としての利益相反マネジメントに個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的に記入してください。」との設問に対しては、該当する記載はなかった。

５．実際に生じた個人としての利益相反事例について

「貴学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。」という設問には、全体で 88%が「生じたことがない」という回答であった（図 2-3-81）。「生じたことがある」との回答は国立大学に 14%（10 件）、私立大学に 9%（6 件）の回答があった（図 2-3-82～2-3-84）。

また、個人としての利益相反事例について「生じたことがある」と回答した大学に対して「問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いの困難なケースなどをご記入ください。）」と、具体的内容の記載を求めたところ、国立大学 9 件、私立大学 6 件、計 15 件の回答があり、内容をまとめると表 2-3-15 のとおりとなった（資料編 1 参照）。「臨床研究・厚労科研関連企業からの寄付金や個人的利益」、「代表・役員を務める企業から物品購入」、「共同研究・寄付金受領企業が自社広告に大学の名称・写真等を利用したがる」などがそれぞれ 2 件となった。生じた問題の対応については、「注意」にとどまる場合や「役員辞任」など、大学やケースに応じて異なっていたり、そもそも営利企業の兼業と共同研究を禁止したりしている大学などもみられた。

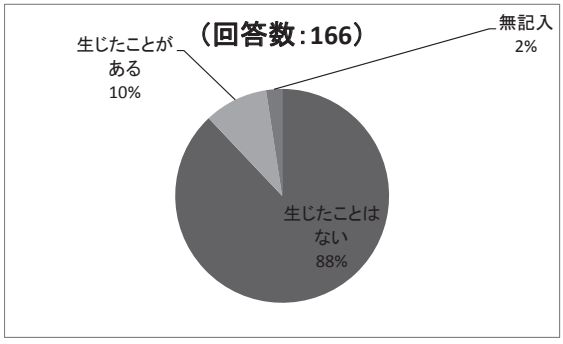


図 2-3-81　個人としての利益相反事例（全体）

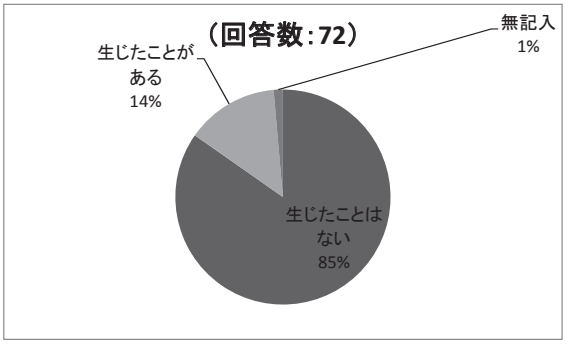


図 2-3-82　個人としての利益相反事例（国立大学）

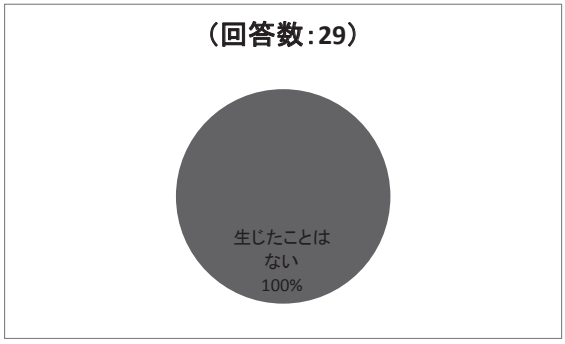


図 2-3-83　個人としての利益相反事例（公立大学）

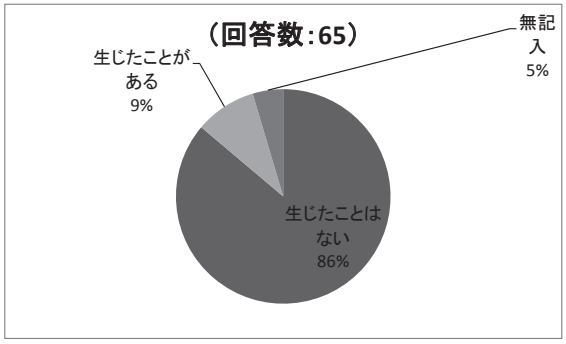


図 2-3-84　個人としての利益相反事例（私立大学）

表 2-3-15　実際に生じた個人としての利益相反事例

内容		件数		
事例	対処	国立大学	私立大学	計
臨床研究・厚労科研関連企業からの寄付金や個人的利益	インフォームド・コンセント、検討中	1	1	2
代表・役員を務める企業から物品購入	研究者と経理部署に注意、役員を辞任	1	1	2
共同研究・寄付金受領企業が自社広告に大学の名称・写真等を利用したがる		2	0	2
臨床研究関連企業の顧問就任	顧問退任	1	0	1
理事長兼任の団体への寄付金を研究費に回した	改善指導	1	0	1
兼業報酬 100 万円以上	勤務記録の保存	1	0	1
兼業と職務の責務相反	内容・時間で判定	0	1	1
兼業と共同研究（禁止している）	大きな問題とならなかった	1	0	1
企業（ベンチャー）の役員就任	止めた	0	1	1
大学発ベンチャーとの共同研究	権利・義務の明確化	0	1	1
計		8	5	13

６．実際に生じた組織としての利益相反事例について

「貴学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄付をしている（あるいは過去にした、将来する）企業との共同研究について、契約内容について他企業よりも優遇した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業に対して、治験審査委員会（IRB）等の研究審査委員会で特権や例外を設けた。／大学発ベンチャーに関係する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学教職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄付をしたりしている会社の株式を所有している。）」という設問には、全体で 95%が「生じたことがない」という回答であった（図 2-3-85）。「生じたことがある」との回答は国立大学と私立大学にあり、ともに各 1%（各 1 件）であった（図 2-3-86～2-3-88）。

また、組織としての利益相反事例について「生じたことがある」と回答した大学に対して「問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いの困難な

ケースなどをご記入ください。)」と、具体的内容の記載を求めたところ、国立大学１件、私立大学１件、計２件の回答があった。国立大学では、大学が特許権を有して大学発ベンチャーで製作している機器を国の大型研究費で大学が購入しなければならないといった事例の記載があった。また、私立大学では、「一般論として利益相反は避けられない」との記載であった（資料編１参照)。

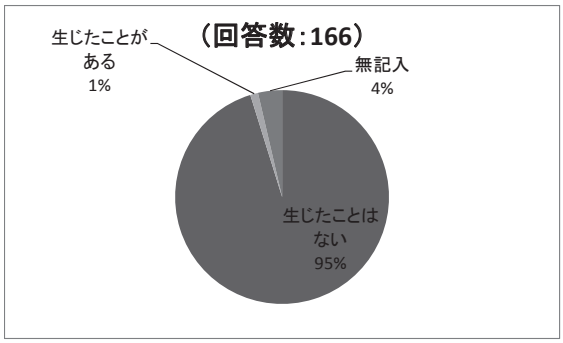


図 2-3-85 組織としての利益相反事例（全体）

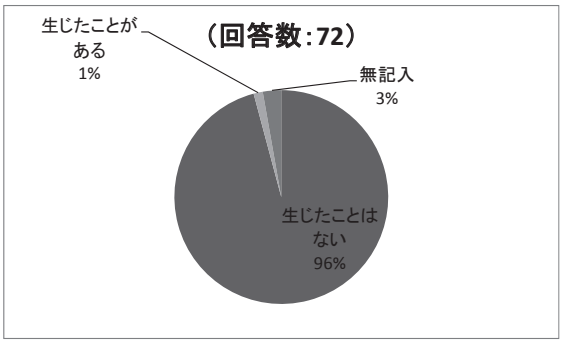


図 2-3-86 組織としての利益相反事例（国立大学)

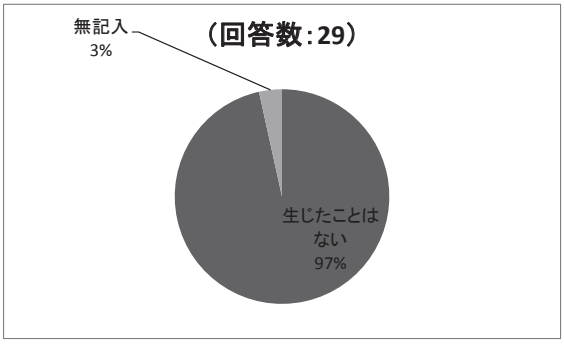


図 2-3-87　組織としての利益相反事例（公立大学)

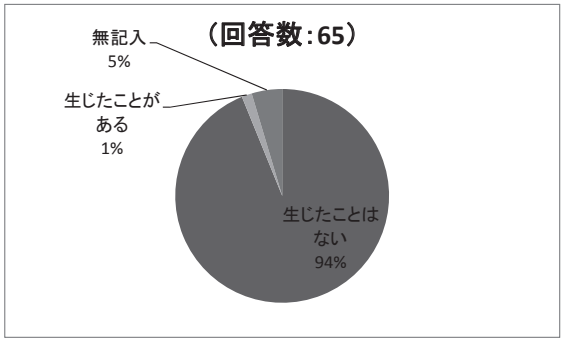


図 2-3-88　組織としての利益相反事例（私立大学)

７．大学における利益相反に関する自由意見

「大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。」という設問には、国立大学 4 件、公立大学 2 件、私立大学 10 件、計 16 件の記載があった（資料編 1 参照)。内容をまとめると、表 2-3-16 のとおりとなった。上位を占めたのは「マネジメントが困難、ノウハウがない、専門家がいない」（4 件)、「利益相反マネジメントの重要性の認識が薄い」(3 件) など、利益相反マネジメントの運営に苦慮している記載であった。また、それに続き、「他大学を参考にしている（したい)」（3 件)、「明確な指針がない、より具体的な国のガイドラインがほしい」（2 件）といった対応面での記載もみられた。

表 2-3-16　大学における利益相反に関する自由意見

内容	件数			
	国立大学	公立大学	私立大学	計
マネジメントが困難、ノウハウがない、専門家がいない	3	0	1	4
利益相反マネジメントの重要性の認識が薄い	1	0	2	3
他大学を参考にしている（したい）	0	1	2	3
明確な指針がない、より具体的な国のガイドラインがほしい	2	0	0	2
運営組織等の整備が必要	0	0	2	2
（社会連携の促進等）環境に合わせた自己申告の基準等の見直しが必要	1	0	1	2
具体的な問題事例は生じていない、ほとんどない	0	1	1	2
完全に把握ができない	1	0	0	1
教職員の啓蒙活動が必要	0	0	1	1
設置者との協議が必要	0	1	0	1
利益相反の指針等はない	0	0	1	1
計	8	3	11	22

第 4 節　調査結果のまとめ

本調査では、大学における「個人としての利益相反」と「大学（組織）としての利益相反」を定義し、実際に産学連携活動が行われている大学において、両者のマネジメント状況を明らかにした。

まず、個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を制定している大学は、全体では 75%となった(図 2-3-2)。制定年としては、国立大学では 2004 年と 2005 年が最も多く 27%、公立大学では多い順に 2009 年（42%）、2010 年（16%）、私立大学は 2009 年（44%）、2011 年（18%）となっており、国立大学は法人化された頃から積極的にポリシー等の制定に取組み始めたが、公私立大学ではそれより 5 年程遅れた 2009～2010 年頃から制度を導入し始めた大学が多いことがわかった（図 2-3-7）。

一方、個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定していない」と回答した 25%の大学に対して、現在の状況について回答を求めた結果、全体では「今後利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である」とした回答が最も多く 50%、次いで「現在のところ利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない」が 29%となった（図 2-3-8）。また、国立大学と私立大学では「策定検討中」が半数を超えたが、公立大学では「策定予定はない」が 40%と最も多かった（図 2-3-9～2-3-11）。

「現在利益相反ポリシーや規則・規程等を策定中である」と回答した大学は公立大学と私立大学でそれぞれ 2 件ずつあったが、公立大学では「個人」としての利益相反ポリシー等のみ策定中であり、私立大学では「個人及び組織」としての利益相反ポリシー等の策定中であるとの回答であった（図 2-3-12～2-3-14）。また、「今後利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である」と回答した大学は全体で 21 件あり、「個人及び組織」の両方のポリシー等の策定を検討中としたものが 52%と最も多かった(図 2-3-15)。大学種別でみても同傾向であるが、公立大学のみは「個人及び組織」、「個人のみ」、「組織のみ」がそれぞれ同数となった（図 2-3-16～2-3-18）。

さらに、個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定している」と回答した大学に対して、それらの内容について問を設けた。

一つ目は、個人的利益の自己申告についてであり、まず、個人的利益の内容を具体的に記載してもらった。この結果、「給与・兼業報酬」と「知財関連収入（実施料、ロイヤルティ、売却）」は国公私立大学ともに申告対象となっている場合が最も多いことがわかった（表 2-3-3）。また、国立大学では続いて「株式、エクイティ」となっているが、公私立大学では、「原稿料、印税」、「講演料」などが続いている。教員が受領するであろう種類の個人的利益が想定されているほか、「その他報酬」（15 件）や「あらゆる経済的利益」（2 件）といった金銭的利益全てを示唆する記載もみられた。次に、個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記載を求めた。この結果は、全体に「1 企業・団体当たりの利益が年間 100

万円以上（または超）」という基準を示している大学が多いことがわかった（表 2-3-4）。また、基準値を設定せず、全て申告させている大学も多かった。また、ロイヤルティや原稿料など、収入の種類別に金額を異にした基準を設けている大学もみられた。一方、保有する株式の自己申告の基準値について記載を求めたところ、全体では「全て、基準を定めていない」とする回答が 57 件と最も多かった（表 2-3-5）。株式の種類別にみると、公開株式の場合は発行済み株式の総数の 5%以上とする回答が最も多く 35 件となった。また、未公開株式は全て（1 株以上）とする回答が最も多かった（26 件）。

さらに、直接には個人的利益とはならない産学連携活動に伴う大学への資金に関する取扱いについては、全体で 72%が「自己申告させている」という回答であった（図 2-3-19）。大学種別にみても、ほぼ 7 割前後は「自己申告させている」との回答である（図 2-3-20～2-3-22）。さらに、「自己申告させている」との回答者に具体的な記載を求めたところ、全体では「金額を問わず全て、基準なし」と「200 万円／社・年以上」の回答が 16 件と最も多かった（表 2-3-6）。臨床研究や厚生労働省科学研究費補助金の研究の場合にも、「200 万円／社・年以上（または超）」という基準が採択されているとした回答が最も多くなった。

二つ目に責務相反についての問を設けた（個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定していない」と回答した大学 4 件（国立大学 1 件、私立大学 3 件）の回答を含む。）。まず、大学発ベンチャーの代表取締役就任については、全体で 74%が「認めている」という回答であった（図 2-3-23）。大学種別にみると、ほぼ 7 割前後は「認めている」との回答である（図 2-3-24～2-3-26）。「認めている」は国立大学の割合が一番高く 79%、私立大学が一番低く 67%となった。なお、「認めている」と回答した大学に対して具体的な記載を求めたところ、「特に年限の定めはない」や「特に制限・条件はない」との回答が最も多く、それぞれ 24 件、19 件となった（表 2-3-7）。また、「個別に判断」（14 件）、「通常の兼業と同じ扱い」（6 件）という回答も次いで多かった。なお、期限を定めても、更新を妨げないとする回答も 6 件みられた。さらに、年限のほかにも条件を記載した回答もみられ、例えば、「兼業前 2 年間当該企業と契約関係等の利害関係を持たない」（8 件）、「当該企業と大学間の契約折衝業務を含まない」（6 件）といった記載も国立大学にみられた。また、大学発ベンチャーの取締役就任についての設問に対しては、全体で 83%が「認めている」との回答であった（図 2-3-27）。大学種別にみると「認めている」は国立大学の割合が一番高く 93%、私立大学が一番低く 71%となった（図 2-3-28～2-3-30）。なお、「認めている」と回答した大学に対して具体的な記載を求めたところ、「特に制限・条件はない」との回答が最も多く 34 件となった（表 2-3-8）。また、「個別に判断」（12 件）、「通常の兼業と同じ扱い」（8 件）という回答も次いで多かった。「兼業前 2 年間当該企業と契約関係等の利害関係を持たない」（8 件）、「当該企業と大学間の契約折衝業務を含まない」（7 件）といった記載が国立大学にみられた。次に、兼業の制限の設問に対しては、全体で 68%が「制限を設けている」という回答であった（図 2-3-31）。大学種別にみると「制限を設けている」割合が一番高いのが公立大学で 84%、私立大学が一番低く 55%となった（図 2-3-32～2-3-34）。

なお、「制限を設けている」と回答した大学に対して具体的な記載を求めたところ、まず時間制限については、大部分の大学では勤務時間内外を問わず規定しており、全体でみると「8 時間／週」との回答が最も多く 18 件となった（表 2-3-9）。一方、私立大学では「1 日／週（研修日：週 1 日が基準）」が 7 件と最も多い取扱いであった。しかし、1 日 8 時間労働とみれば、週 1 日というのはほぼ同義と考えられる。また、公立大学では「8 時間／週」（4 件）と並んで「原則勤務時間外」（4 件）とする回答も多かった。私立大学では「1 日／週（研修日：週 1 日が基準）」（3 件）と同数であった回答が「4 時間／週」（3 件）である。国立大学では、「8 時間／週」（11 件）に次いで「20 時間／週」（7 件）という回答が多かった。一方、報酬については、「（前年の）給与以内（審議がある場合を含む）」が 13 件と最も多い回答となった。しかしこの回答はすべて国立大学（11 件）または公立大学（2 件）であった。また、「規定なし」とする大学も 8 件と続いて多かった。私立大学では「規定なし」が 3 件と、最も多い回答となった。

三つ目に、特定の研究計画に係る利益相反マネジメントについての質問を設けた（個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定していない」と回答した私立大学 3 件を含む。）。まず、ヒトを対象とする研究（臨床研究など）については、全体で 52%が「利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている」という回答で、36%が「研究計画の審査制度を設けているが、利益相反に関する審査を含んでいない」であった（図 2-3-35）。「利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている」は国立大学（65%）と私立大学（43%）では回答の割合が大きかったが、公立大学では「研究計画の審査制度を設けているが、利益相反に関する審査を含んでいない」（53%）の方が上回った（図 2-3-36～2-3-38）。

一方、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究については、全体で 59%が「ヒトを対象としない研究であっても、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている」という回答で、32%が「（申請がない等の理由により）ヒトを対象としない研究については、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けていない」であった（図 2-3-39）。公立大学では両者の回答が半々であったが、国立大学と私立大学では「審査制度を設けている」が過半数となった（図 2-3-40～2-3-42）。

四つ目に利益相反マネジメント体制についての問を設けた。まず、利益相反に関する学内委員会制度についてたずねたところ、全体で 98%が「学内委員会として利益相反委員会を設けている」との回答であった（図 2-3-43）。国立大学や公立大学では 100%設置している（図 2-3-44～3-3-46）。また、「学内委員会として利益相反委員会を設けている」との回答者に具体的な記載を求めたところ、「教員」（92 件）、「学外有識者」（60 件）、「幹部事務職員」（47 件）が上位に並んだ（表 2-3-10）。また、「理事」（21 件）、「（研究／総務／財務担当等の特定の）副学長（理事）」（15 件）、「副学長」（10 件）はほぼ同等の職位であり、合計すると 46 件となった。その他は、「事務職員」（15 件）、「学部長、研究科長等」（13 件）などが上位にみられた。

次に、利益相反に関する学外委員会制度については、全体で 91%が「学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けていない」との回答であった（図 2-3-47)。「学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けている」との回答は国立大学でも 12%にとどまり、公立大学では 5%、私立大学では 3%と低い割合になっている（図 2-3-48～3-3-50)。また、「学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けている」との回答者に具体的な記載を求めたところ、「学外有識者のみで構成」は、国立大学で 5 件あった（表 2-3-11)。他は、個別に相談に応じる形式や、むしろ利益相反委員会を中心として外部有識者を交えるといったものであった。

さらに、利益相反アドバイザーについて、その利益相反アドバイザーの有無をたずねたところ、「利益相反アドバイザーを設けている」との回答が全体で 57%あり、「利益相反アドバイザーを設けていない」の 42%を上回った（図 2-3-51)。また、国立大学と私立大学では「利益相反アドバイザーを設けている」との回答割合がそれぞれ 59%と大きかったが、公立大学では「利益相反アドバイザーを設けていない」が 53%と過半数となった（図 2-3-52～3-3-54)。また、「利益相反アドバイザーを設けている」との回答者に、具体的な記載を求めたところ、「教員」と「（顧問）弁護士」が各 27 件で同数となり、国公私立大学ともに多数となった（表 2-3-12)。複数人設置している大学もある。なお、「その都度相談する」といった回答もいくつかみられた。利益相反担当の事務職員については、「利益相反担当の兼任の事務職員を置いている」との回答が全体で 90%を占めた（図 2-3-55)。この回答は国公私立大学ともに 90%前後に上った（図 2-3-56～3-3-58)「利益相反担当の専任の事務職員を置いている」との回答のあった大学は国立大学のみで、3 件（5%）に過ぎなかった。またこの 3 件の具体的内容は、「利益相反マネジメントの事務室を設け、専任事務職員 1 名と専任事務補佐員 1 名」、「担当係を設け、専任事務職員 2 名」、「非常勤の事務職員 1 名」であった（資料編 1 参照)。一方、大半の「利益相反担当の兼任の事務職員を置いている」との回答者に具体的な記載を求めたところ、人数と設置状況が判明した（表 2-3-13)。人数については、国公私立大学ともに 1 名が最も多く、全体で 43 件の回答があった。多くの大学で 1～2 名の対応となっている。また、設置状況としては、「担当の係を設置」が最も多く、全体で 19 件、次いで「研究協力／推進課（部門、グループ）等で対応」が 10 件となった。

大学（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況については、まず、大学（組織）としての利益相反ポリシー等の制定について質問したところ、全体で 67%が「制定していない」という回答であった（図 2-3-59)。大学別にみても、過半数は制定していない（図 2-3-60～2-3-62)。また、大学（組織）としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定している」と回答した大学に対して、制定年月日の記載を求めた。この結果、全体では 2006 年と 2009 年の制定が並んで最も多く 20%となった（図 2-3-63)。大学種別でみると、国立大学は 2004 年が最も多く 27%、次いで 2005 年（23%）となっているが、公立大学では多い順に 2009 年（33%)、2006 年（22%)、私立大学は 2009 年と 2011 年が 33%で並んだ。な

お、大学（組織）としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定している」と回答した大学に対して、具体的な記載を求めたところ、ほとんどが「ポリシーを制定している」といった回答であった。また、同様に、大学（組織）としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定している」と回答した大学全 41 件（国立大学 23 件、公立大学 9 件、私立大学 9 件）の利益相反関連の規則・規程等の内容を筆者が確認したところ、1 大学（国立大学）を除き、ポリシー・規程等に「大学（組織）としての利益相反」の定義が入っているのみで、役員の自己申告はあるが、大学自体のシステムはない、という状況であった。つまり、大学（組織）としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定している」と回答したほとんどの大学では、ポリシーや規則等、何らかの定めに文部科学省の WG 報告書が取りまとめた「大学（組織）としての利益相反」という言葉の定義を掲載しているのみであって、それが生じた場合の対応や未然に防止する手続きは具体的に定められていない。また、基本的に、役員の利益相反マネジメントが行われているだけで、それは個人としての利益相反マネジメントと同様の扱い（個人的利益の自己申告書の提出など）である。したがって、これらについては、「個人としての利益相反ポリシー等」のみ定めている大学の状況とほとんど変わりがない。「個人としての利益相反ポリシー等」を定めている大学では、職員のみならず役員の自己申告を要請しているのが通常であるからである。また、「大学自体」が株式等を取得していることなどについても具体的に定めている大学はほぼない。つまり、「大学（組織）としての利益相反」という言葉の定義はポリシー等に掲げている大学はあっても、ほとんどの大学でマネジメントとしては個人としての利益相反の場合との区別は明確にされておらず、実態としては「個人としての利益相反マネジメント」と同様のマネジメントを行っているということである。

なお、1 国立大学と 2 私立大学（1 学校法人）のみ、大学（組織）としての利益相反への対応を定めた規定を設けていた。国立大学については、利益相反マネジメント要項に「大学としての利益相反の対応に係る手続等」という項目を定めており、職員等が大学としての利益相反問題を予見した場合、随時利益相反アドバイザーに問題提起をすることができることが定められている。また、私立大学（学校法人）の方では、学校法人の利益相反マネジメント規程に「大学としての利益相反への対応」という項目を定めており、やはり、教職員等において各大学等が大学としての利益相反の状況にあると思われた場合には、随時問題提起をすることができると定められている。また、別の 3 つの国立大学の利益相反マネジメント規則や規程には、「職員（役職員、教職員等）の責務」として、職員は、利益相反の発生が懸念される場合や該当する場合は、利益相反委員会（利益相反アドバイザー、利益相反相談室）に相談する等、利益相反の回避に自ら努めること等が定められているものがあったが、特に組織としての利益相反について具体的な対処を示した記載はなく、個人、組織両者の利益相反問題に関する抽象的な規定となっている。

一方、大学（組織）としての利益相反に関して、ポリシーや規則・規程等を「制定していない」と回答した大学に対して、現在の状況について回答を求めた結果、全体では「現

在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない」とした回答が最も多く 55%、次いで「今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である」が 33%となり、回答はこの 2 種類のみとなった（図 2-3-65～2-3-68）。なお、公立大学では「検討中」が 70%で、「策定予定はない」の 30%を上回った。また、「現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない」と回答した大学の理由としては、「該当事例がないから」とする回答が最も多く 6 件、「役員の自己申告もさせているから」、「個人としての利益相反規則等を制定したばかり（制定途中）だから」各 5 件と続いた（表 2-3-14）。

大学（組織）としての利益相反ポリシーや規則・規程等を「制定している」と回答した大学に対しては、さらにそれらの内容について問を設けた。

まず、大学（組織）としての利益相反ポリシーや規則・規程等について、意思決定権限のある者の個人的利益の申告義務についてたずねたところ、「一般職員と同様の申告義務を課している」との回答が全体で 83%を占めた（図 2-3-69）。一方、「特別の申告義務を課している」との回答は国立大学にのみ 13%（3 件）あった（図 2-3-70～3-3-72）。また、「特別の申告義務を課している」との回答者に具体的な記載を求めたところ、「学長、役員、部局長についてはすべて申告させている」、「役員の兼業を役員会に報告している」、「臨床研究を実施してなくても申告を義務づけている。申告内容は臨床研究実施者と同じ」との回答が得られた。一般の教職員よりも役員等の申告内容の基準を厳しいものとしたり、報告の場が相違していたりするとの回答となった。

次に、大学（組織）そのものの利益相反に関する禁止事項についての設問に対しては、「特に禁止事項を設けていない」との回答が全体で 90%を占めた（図 2-3-73）。一方、「大学（組織）と共同研究・受託研究、製品・サービスの納入、工事の請負等の契約関係にある企業について、大学（組織）や大学と関連する財団などが寄付金を受けることを禁止している」との回答は国立大学にのみ 5%（1 件）あった（図 2-3-74～3-3-76）。なお、回答の選択肢の一つである「大学（組織）が相当程度の株式（未公開株式等を含む）を保有する企業について、大学（組織）が共同研究・受託研究（治験等の臨床研究を含む）を行うことを禁止している」との回答はなかった。また、「その他」を選択した大学が国立大学と公立大学に各 1 件あった。これらの大学に対して「具体的に記入してください。」と記載を求めたところ、「禁止事項を設けるのではなく、大学としての利益相反の対応に係る手続き等を定めている」（国立大学）、「法人としての大学がその社会的責任を果たしていないと客観的に見られ（組織としての利益相反）ないこと」（公立大学）というような抽象的な回答であった。

さらに、大学（組織）としての利益相反を審議するための委員会の設置についての設問に対しては、「特別の委員会を設置せず、個人としての利益相反委員会で併せて審議している」との回答が全体で 88%を占めた（図 2-3-77）。一方、「設置している」との回答は公立大学に 11%（1 件）あった（図 2-3-78～3-3-80）。この「設置している」との回答者に対し

て具体的な記載を求めたところ、「キャンパス毎に委員会を設定」との回答があった。わかれたキャンパスごとにそれぞれ委員会を設置し、大学としてまとめて別に委員会を設置しているとのことである。その他、大学（組織）としての利益相反マネジメントに関する特別な仕組みについては、該当する記載はなかった。

さて、実際に生じた個人としての利益相反事例についての設問には、全体で 88%が「生じたことがない」という回答であった（図 2-3-81）。「生じたことがある」との回答は国立大学に 14%（10 件）、私立大学に 9%（6 件）の回答があった（図 2-3-82～2-3-84）。

また、個人としての利益相反事例について「生じたことがある」と回答した大学に対して具体的内容の記載を求めたところ、「臨床研究・厚労科研関連企業からの寄付金や個人的利益」、「代表・役員を務める企業から物品購入」、「共同研究・寄付金受領企業が自社広告に大学の名称・写真を利用したがる」などがそれぞれ 2 件となった（表 2-3-15）。生じた問題の対応については、「注意」にとどまる場合や「役員辞任」など、大学やケースに応じて異なっていたり、そもそも営利企業の兼業と共同研究を禁止したりしている大学などもみられた。

実際に生じた組織としての利益相反事例についての設問には、全体で 95%が「生じたことがない」という回答であった（図 2-3-85）。「生じたことがある」との回答は国立大学と私立大学にあり、ともに各 1%（各 1 件）であった（図 2-3-86～2-3-88）。また、組織としての利益相反事例について「生じたことがある」と回答した大学に対して具体的内容の記載を求めたところ、国立大学 1 件、私立大学 1 件、計 2 件の回答があった。国立大学では、大学が特許権を有して大学発ベンチャーで製作している機器を国の大型研究費で大学が購入しなければならないといった事例の記載があった。また、私立大学では、「一般論として利益相反は避けられない」との記載であった。

最後に大学における利益相反に関する自由意見の記載を求めたところ、国立大学 4 件、公立大学 2 件、私立大学 10 件、計 16 件の記載があった。内容をまとめると、上位を占めたのは、「マネジメントが困難、ノウハウがない、専門家がいない」（4 件）、「利益相反マネジメントの重要性の認識が薄い」（3 件）など、利益相反マネジメントの運営に苦慮している記載であった（表 2-3-16）。また、それに続き、「他大学を参考にしている（したい）」（3 件）、「明確な指針がない、より具体的な国のガイドラインがほしい」（2 件）といった対応面での記載もみられた。

共同研究等の産学連携活動を少しでも行っている大学においては、個人としての利益相反マネジメントシステムがその対応の濃淡の差はあれ、75%が導入されていた。特に国立大学での導入率は 9 割を超える状態で、公私立大学の約 6 割という状態と比較すると、先導的な役割を果たしてきた。システムの概要はほぼ同様であるが、毎年の自己申告の金額

基準が 100 万円／社以上、株式については全てまたは公開株式が 5%以上で未公開株式が全てといったものが多数を占めている。また、産学連携活動に伴う大学への資金の取扱いも 72%は自己申告させており、全てまたは 200 万円／社以上といった基準が一般的である。責務相反については、74%の大学で大学発ベンチャーの代表取締役の就任が認められており、83%が取締役の就任を認めていて、しかも、年限や報酬に関して特に制限がないといったものが多数となっている。これは、国立大学でも、法人化以前から研究成果型の代表取締役の就任を一定の条件のもと認めていたという背景があろう。一方、役員ではない通常の場合の兼業制限については、時間については 8 時間／週や 20 時間／週、1 日／週、報酬については給与以内または規定なしなどが多数を占めるなどさまざまな条件がみられた。

ヒトを対象とした研究における利益相反マネジメントでは、全体で 52%が審査制度を設けており、厚労科研については 59%と、過半数程度となっている。

さらに、98%が学内の利益相反委員会を設置しており、その多くは教員、学外有識者、幹部事務職員、理事等の構成となっている。一方、学外委員会制度を設置している大学は 8%にすぎず、客観性の点で問題が生じる可能性がある。利益相反アドバイザーは 57%の大学で設置しており、主に教員や弁護士が就任している。事務職員は兼任が 90%であり、1〜2 名の体制のところが多い。

一方、大学（組織）としての利益相反マネジメントについては、ポリシー等を制定している大学が 33%あったものの、実際には、これらの大学では、ポリシー等に言葉の定義を掲載しているのみで、その対応を定めている大学は 1 国立大学と 2 つの私立大学（1 学校法人）のみであり、学内職員からの随時の問題提起という対応を規定しているものであった。また、役員にも自己申告を課しているため、大学（組織）としての利益相反マネジメントを行っている、としている大学もみられたが、これは、個人としての利益相反ポリシー等を定めている大学にも通常みられることであり、これとほとんど変わりがない。特に役員には厳しい対応をしているといった大学もわずかであった。実際には、例えば、大学自体が株式を所有しているときに、どのようなマネジメントを行うか、大部分の大学では具体的な手続きを示していない。こうした点からみても、大学（組織）としての利益相反問題はほとんどの大学でマネジメントされていないことがわかる。

実際に生じた利益相反問題では、臨床研究と寄付金等の個人的利益との相反や兼業先企業からの物品購入、大学の名称利用等が生じやすい問題となっている。大学（組織）としての利益相反問題は、上述のように意識が薄いだけに、現状では問題化することも少ないと推測される。また、自由意見の中では、やはり、マネジメントが困難、専門家がいない等、現場で運営の難しさを挙げる指摘が多かった。

第 3 章　学協会における利益相反マネジメント（組織としての利益相反を含む）に関するアンケート調査結果

第 1 節　調査の対象と方法

学協会における利益相反マネジメント（組織としての利益相反を含む）の現状の把握のため、学協会の会長 300 人を対象にアンケート調査を実施した。学協会 300 団体の抽出方法は、まず、日本学術会議協力学術団体[14)]（2011 年 9 月 12 日現在で 1,870 団体）から産学連携を実施する機会が多いと考えられる自然科学系の団体のうち、次の①～③に該当する団体を除く 567 団体を抽出した。

①地方（ローカル）を拠点とする学会

②国際学会の日本支部

③産学連携活動が困難な分野の団体（ex.生物学の分類などを対象とする団体）

さらに、この 567 団体から Excel 2010 で乱数を発生させて 300 団体を無作為抽出した。調査対象学協会は表 3-1-1 のとおりである。

調査票（資料編 2 参照）はメール便で送付ししたが、インターネット上でもダウンロードを可能とし、記入後、同封の返信用封筒、E-mail、FAX のいずれかでの返送を依頼した。調査実施日は 2012 年 9 月 3 日、締切りは同年 10 月 11 日とした。なお、最終的に同年 11 月 12 日到着分まで受け付けた。

14)　日本学術会議が、学術研究団体及び学術研究団体の連合体のうち、同会議の活動に協力することを申し出、幹事会で承認されたものに日本学術会議協力学術研究団体の称号を付与している。当該団体としての要件は次の通りである。① 学術研究の向上発達を図ることを主たる目的とし、かつその目的とする分野における学術研究団体として活動しているものであること、② 研究者の自主的な集まりで、研究者自身の運営によるものであること、③ 「学術研究団体」の場合は、その構成員（個人会員）の数が 100 人以上であること、④ 「学術研究団体の連合体」の場合は、3 つ以上の協力学術研究団体を含むものであること

表 3-1-1　調査票配付対象学協会一覧

番号	学協会名
1	一般社団法人エレクトロニクス実装学会
2	一般社団法人日本移植学会
3	一般社団法人プラスチック成形加工学会
4	一般社団法人プラズマ・核融合学会
5	一般社団法人画像電子学会
6	一般社団法人学会支援機構　日本体力医学会
7	一般社団法人軽金属学会
8	一般社団法人照明学会
9	一般社団法人情報科学技術協会
10	一般社団法人触媒学会
11	一般社団法人電気学会
12	一般社団法人電子情報通信学会
13	一般社団法人日本アレルギー学会
14	一般社団法人日本トライボロジー学会
15	一般社団法人日本ペインクリニック学会
16	一般社団法人日本リウマチ学会
17	一般社団法人日本リモートセンシング学会
18	一般社団法人日本医学物理学会
19	一般社団法人日本医療薬学会
20	一般社団法人日本口腔衛生学会
21	一般社団法人日本心血管インターベンション治療学会
22	一般社団法人日本人間工学会
23	一般社団法人日本塑性加工学会
24	一般社団法人日本土壌肥料学会
25	一般社団法人日本糖尿病教育・看護学会
26	一般社団法人日本肥満学会
27	一般社団法人日本溶射学会
28	一般社団法人日本応用数理学会
29	一般社団法人日本温泉気候物理医学会
30	一般社団法人日本音響学会
31	一般社団法人日本画像学会
32	一般社団法人日本外科学会
33	一般社団法人日本外傷学会
34	一般社団法人日本核医学会
35	一般社団法人日本顎関節学会
36	一般社団法人日本環境化学会
37	一般社団法人日本機械学会
38	一般社団法人日本血栓止血学会
39	一般社団法人日本建設機械施工協会
40	一般社団法人日本口腔腫瘍学会
41	一般社団法人日本手外科学会
42	一般社団法人日本循環器学会
43	一般社団法人日本消化器外科学会
44	一般社団法人日本消化器内視鏡学会
45	一般社団法人日本食物繊維学会
46	一般社団法人日本森林学会
47	一般社団法人日本人工臓器学会
48	一般社団法人日本生殖医学会
49	一般社団法人日本創傷・オストミー・失禁管理学会
50	一般社団法人日本地震工学会
51	一般社団法人日本痛風・核酸代謝学会
52	一般社団法人日本鉄道技術協会
53	一般社団法人日本糖尿病学会
54	一般社団法人日本熱傷学会
55	一般社団法人日本燃焼学会
56	一般社団法人日本保健物理学会
57	一般社団法人日本防錆技術協会
58	一般社団法人日本輸血・細胞治療学会事務局
59	一般社団法人日本流体力学会
60	一般社団法人日本臨床薬理学会
61	一般社団法人廃棄物資源循環学会
62	ゼオライト学会
63	ターボ機械協会
64	ダム工学会
65	ナノ・バイオメディカル学会
66	日本高圧力学会
67	医用画像情報学会
68	応用統計学会
69	化学とマイクロ・ナノシステム研究会
70	海洋気象学会
71	海洋調査技術学会
72	海洋理工学会
73	環境技術学会
74	環境資源工学会
75	極限環境生物学会

番号	学協会名
76	光化学協会
77	公益財団法人情報通信学会
78	公益財団法人動物臨床医学研究所
79	公益財団法人日本醸造協会
80	公益社団法人におい・かおり環境協会
81	公益社団法人応用物理学会
82	公益社団法人高分子学会
83	公益社団法人精密工学会
84	公益社団法人日本顕微鏡学会
85	公益社団法人日本小児科学会
86	公益社団法人日本表面科学会
87	公益社団法人日本分析化学会
88	公益社団法人石油学会
89	公益社団法人砥粒加工学会
90	公益社団法人日本ガスタービン学会
91	公益社団法人日本コンクリート工学会
92	公益社団法人日本栄養・食糧学会
93	公益社団法人日本化学療法学会
94	公益社団法人日本産科婦人科学会
95	公益社団法人日本実験動物学会
96	公益社団法人日本植物学会
97	公益社団法人日本診療放射線技師会
98	公益社団法人日本水産学会
99	公益社団法人日本整形外科学会
100	公益社団法人日本生物工学会
101	公益社団法人日本伝熱学会
102	公益社団法人日本木材加工技術協会
103	公益社団法人日本木材保存協会
104	公益社団法人日本冷凍空調学会
105	公益社団法人農業農村工学会
106	口腔病学会
107	財団法人日本消化器病学会
108	歯科基礎医学会
109	社団法人セメント協会
110	社団法人日本火災学会
111	社団法人日本肝臓学会
112	社団法人日本金属学会
113	社団法人日本血液学会
114	社団法人日本鋼構造協会
115	社団法人日本蚕糸学会
116	社団法人日本生体医工学会
117	社団法人日本繊維製品消費科学会
118	社団法人日本脳神経外科学会
119	社団法人日本皮膚科学会
120	社団法人日本病理学会
121	社団法人日本気象学会
122	社団法人日本形成外科学会
123	社団法人日本口腔外科学会
124	社団法人日本繊維機械学会
125	社団法人日本鉄鋼協会
126	社団法人日本内科学会
127	社団法人日本老年医学会
128	社団法人農林水産・食品産業技術振興協会
129	社団法人粉体粉末冶金協会
130	社団法人物理探査学会
131	種生物学会
132	樹木医学会
133	獣医麻酔外科学会
134	情報計算化学生物学会
135	植生学会
136	植物化学調節学会
137	森林計画学会
138	森林立地学会
139	人工知能学会
140	水産海洋学会
141	水文・水資源学会
142	生態工学会
143	石油技術協会
144	先端材料技術協会
145	電気化学会
146	電子スピンサイエンス学会
147	都市環境デザイン会議
148	統計科学研究会
149	特定非営利活動法人ヒューマンインタフェース学会
150	特定非営利活動法人日本レーザー医学会

番号	学協会名
151	特定非営利活動法人日本医工学治療学会
152	特定非営利活動法人日本歯周病学会
153	特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会
154	特定非営利活動法人日本脳神経外科救急学会
155	特定非営利活動法人日本栄養改善学会
156	特定非営利活動法人日本顎咬合学会
157	特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会
158	特定非営利活動法人日本歯科保存学会
159	特定非営利活動法人日本消化吸収学会
160	特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会
161	特定非営利活動法人日本肺癌学会
162	特定非営利活動法人日本分子生物学会
163	特定非営利活動法人日本免疫学会
164	日本AEM学会
165	日本DNA多型学会
166	日本EMDR学会
167	日本RNA学会
168	日本アミノ酸学会
169	日本うつ病学会
170	日本エイズ学会
171	日本ケミカルバイオロジー学会
172	日本コンタクトレンズ学会
173	日本バイオインフォマティクス学会
174	日本ばね学会
175	日本ビタミン学会
176	日本医学会
177	日本医用マススペクトル学会
178	日本育種学会
179	日本雨水資源化システム学会
180	日本衛生学会
181	日本炎症・再生医学会
182	日本応用糖質科学会
183	日本加速器学会
184	日本家屋害虫学会
185	日本家禽学会
186	日本家畜臨床学会
187	日本花粉学会
188	日本介護福祉学会
189	日本海洋工学会
190	日本顎顔面補綴学会
191	日本顎口腔機能学会
192	日本感性工学会
193	日本環境感染学会
194	日本環境毒性学会
195	日本関節鏡・膝・スポーツ整形外科学会
196	日本眼科学会
197	日本眼感染症学会
198	日本基礎理学療法学会学
199	日本義肢装具士協会
200	日本救急医学会
201	日本菌学会
202	日本計算機統計学会
203	日本計算数理工学会
204	日本結晶学会
205	日本結晶成長学会
206	日本健康医学会
207	日本健康科学学会
208	日本健康行動科学会
209	日本研究皮膚科学会
210	日本肩関節学会
211	日本原子力学会
212	日本口腔科学会
213	日本口臭学会
214	日本喉頭科学会
215	日本鉱物科学会
216	日本高次脳機能障害学会
217	日本国際保健医療学会
218	日本骨折治療学会
219	日本骨代謝学会
220	日本混相流学会
221	日本再生歯科医学会
222	日本細菌学会
223	日本細胞生物学会
224	日本材料科学会
225	日本作業行動学会

番号	学協会名
226	日本作物学会
227	日本産科婦人科内視鏡学会
228	日本産業カウンセリング学会
229	日本歯科医学会
230	日本耳科学会
231	日本質量分析学会
232	日本集中治療医学会
233	日本獣医画像診断学会
234	日本小児アレルギー学会
235	日本小児耳鼻咽喉科学会
236	日本小児神経学会
237	日本情報地質学会
238	日本植物生理学会
239	日本植物病理学会
240	日本植物分類学会
241	日本食品工学会
242	日本心臓病学会
243	日本心不全学会
244	日本心脈管作動物質学会
245	日本神経化学会
246	日本神経病理学会
247	日本水産増殖学会
248	日本水処理生物学会
249	日本精神分析学会
250	日本脊髄外科学会
251	日本雪工学会
252	日本舌側矯正歯科学会
253	日本先天代謝異常学会
254	日本船舶海洋工学会
255	日本組織細胞化学会
256	日本蘇生学会
257	日本早期認知症学会
258	日本堆積学会
259	日本蛋白質科学会
260	日本暖地畜産学会
261	日本地衣学会
262	日本地熱学会
263	日本聴覚医学会
264	日本低温医学会
265	日本糖質学会
266	日本頭頸部癌学会
267	日本毒性病理学会
268	日本乳酸菌学会
269	日本脳科学会
270	日本脳腫瘍病理学会
271	日本脳神経外科コングレス
272	日本微生物学連盟
273	日本微生物資源学
274	日本微量元素学会
275	日本美容外科学会
276	日本放射線化学会
277	日本放線菌学会
278	日本防菌防黴学会
279	日本膜学会
280	日本慢性看護学会
281	日本脈管学会
282	日本無機リン化学会
283	日本薬剤疫学会
284	日本有機地球化学会
285	日本有機農業学会
286	日本酪農科学会
287	日本緑化工学会
288	日本緑内障学会
289	日本臨床バイオメカニクス学会
290	日本臨床生理学会
291	日本臨床微生物学会
292	日本臨床麻酔学会
293	日本老年泌尿器科学会
294	日本哺乳動物卵子学会
295	認知神経科学会
296	脳機能とリハビリテーション研究会
297	農業施設学会
298	品質工学会
299	分子シミュレーション研究会
300	無機マテリアル学会

第 2 節　回収状況

自然科学系の学協会会長 300 人を対象に実施した本アンケート調査の回収状況は表 3-2-1 のとおりである。108 件、3 分の 1 を超える回答が得られた。

表 3-2-1　調査票回収状況

対象	対象数	回答数	回収率
学協会	300	108	36.00%

第 3 節　調査結果の概要

１．回答者の属性

今回の調査で回収した 108 件の調査票に回答した学協会の分野は、図 3-3-1 のとおりである（複数回答）。医学分野が最も多く 55%、次いで工学 26%、農学 19%であった。

また、学協会の会員数については、最小値 120 人、最大値 882,352 人、平均 12,569 人であり（資料編 1 参照）、2,000 人以上 5,000 人未満が 28%、1,000 人以上 2,000 人未満が 21%で、1,000 人以上 5,000 人未満が 49%を占めている（図 3-3-2）。

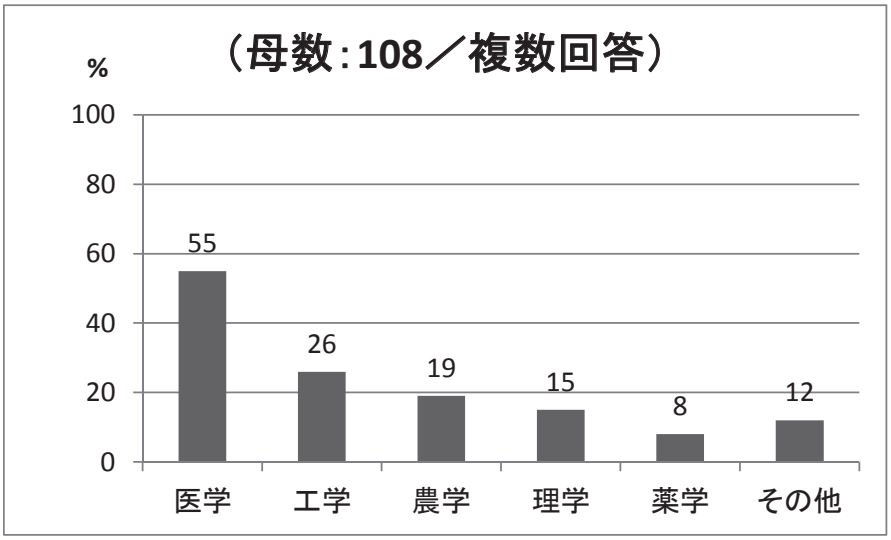


図 3-3-1　学協会の分野

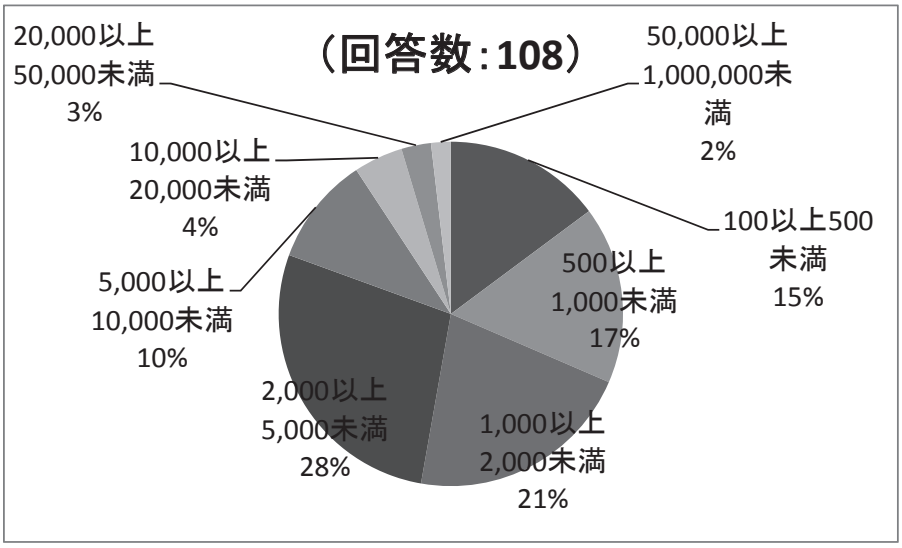


図 3-3-2　学協会の会員数

２．用語の定義

本アンケート調査においては用語を表 3-3-1 のとおりに定義した。いずれも学協会を対象として利益相反を定義したものである。

表 3-3-1　利益相反の用語の定義（学協会）

用語	定義
個人としての利益相反	学協会の会員が企業等から得る利益（実施料収入、兼業報酬、株式等）と学協会における当該会員としての資格に伴う責任が対立している状況にあることから、会員として果たすべき役割の公正な遂行に影響を及ぼすこと、又は影響を及ぼすように見えることをいう。
組織としての利益相反	学協会（組織）又は学協会（組織）のために意思決定を行う権限を有する会長、理事、副会長又は指針等作成部会構成員等が外部から金銭的利益を得たり、あるいは、外部の組織・団体と特別の関係にあったりすることから、学協会に期待される本来の役割の公正な遂行に影響を及ぼすこと、又は影響を及ぼすように見えることをいう。

３．利益相反マネジメントの整備状況について

（１）利益相反の指針・細則等の制定について

「貴学協会では利益相反に関する指針・細則等を制定していますか。」という設問には図 3-3-3 のとおりの回答があった。図 3-3-3 をみると、全体では 74%が制定していない。上述のとおり、アンケート対象には産学連携を実施する機会が多いと考えられる自然科学系の団体を選択したが、利益相反に関する指針・細則等を制定している学協会の割合は低いことが判明した。

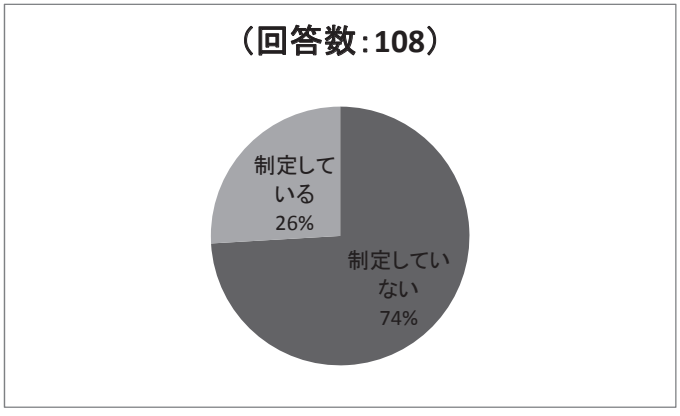


図 3-3-3　利益相反の指針・細則等の制定

また、利益相反に関する指針・細則等を「制定している」と回答した 26%の学協会に対して制定年月日の記載を求めた。この結果を制定年別にまとめると図 3-3-4 のとおりであった。2012 年の制定が最も多く 33%、次いで 2011 年が 30%、2010 年 18%となっている。ここ 1～2 年の間に制定に取り組み始めた学会が多く、大学よりも遅れている状況にある。

さらに、利益相反に関する指針・細則等を「制定していない」と回答した学協会に対して、現在の状況について回答を求めた結果、図 3-3-5 のとおりとなった。「現在のところ利益相反指針・細則等を策定する予定はない」とした回答が最も多く 55%、次いで「今後利益相反指針・細則等を策定するかどうかを検討中である」が 26%となった。

また、「現在利益相反指針・細則等を策定中である」と回答した学協会は 13 件あったが、「個人及び組織」の両方の指針・細則等の策定中が 54%と最も多く、次いで「組織のみ」の指針・細則等の策定中が 23%で、「個人のみ」の指針・細則等策定中との回答はなかった（図 3-3-6)。いずれの回答でも、2012～2013 年中には施行予定との回答であった。

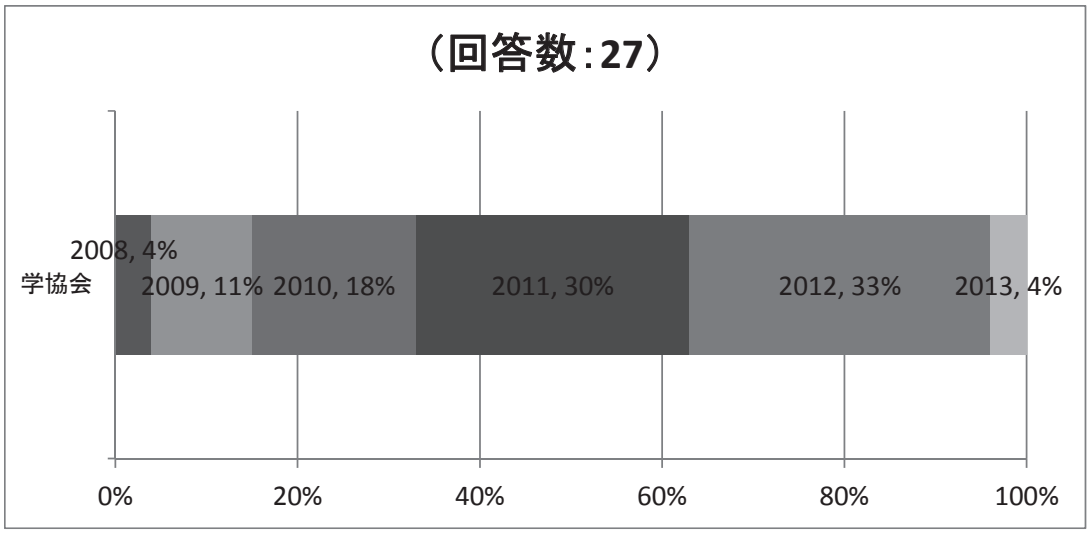


図 3-3-4　利益相反に関する指針・細則等の制定年

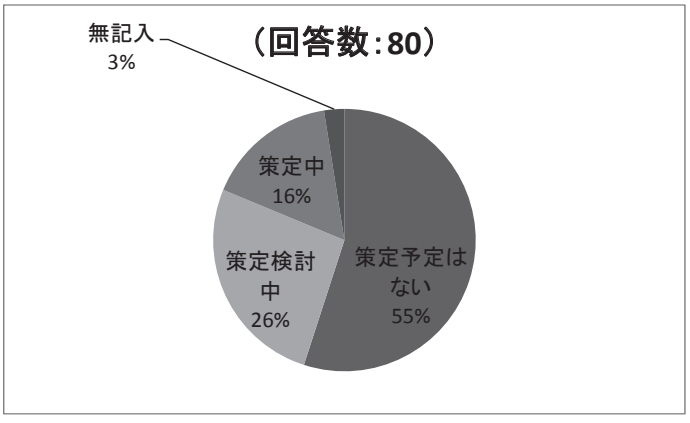


図 3-3-5　利益相反指針・細則等策定への取り組み状況

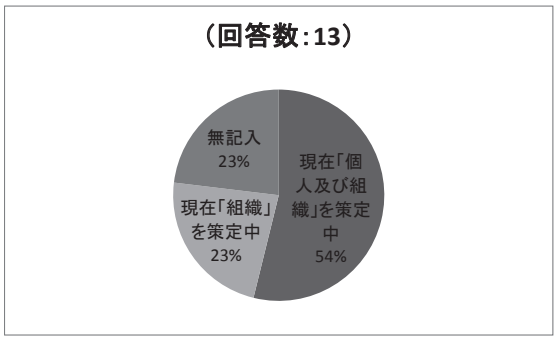


図 3-3-6　策定中の指針・細則等の内容

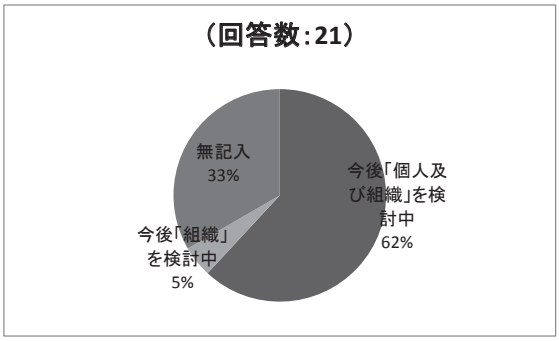


図 3-3-7　検討中の指針・細則等の内容

「今後利益相反指針・細則等を策定するかどうかを検討中である」と回答した学協会は 21 件あり、「個人及び組織」の両方の指針・細則等の策定を検討中としたものが 62%と最も多かった（図 3-3-7）。

なお、「現在のところ利益相反指針・細則等を策定する予定はない」と回答した学協会の理由としては 27 件の記載があったが（資料編 1 参照）、記載をまとめると表 3-3-2 のとおりとなった。「事例がない、可能性がない、問題がない」（11 件）、「必要性を感じない」（5 件）などといった記載が多く、また、「「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等の法令で対応」（3 件）、「定款で対応」（3 件）、「倫理規程（綱領）で対応」（3 件）、「投稿規程で対応」（1 件）など、現在のところは法令・定款等の対応で十分であると考えている学協会が多くみられた。なお、「利益相反指針・細則等の策定を検討したことがあるが断念した」との回答はなかった。

表 3-3-2　利益相反指針・細則等を策定する予定がない理由

理由	件数
事例がない、可能性がない、問題がない	11
必要性を感じない	5
「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等の法令で対応	3
定款で対応	3
倫理規程（綱領）で対応	3
投稿規程で対応	1
問題は執行部で対応	1
会員の所属機関で対応	1
今後の課題として認識	1
体制が整っていない	1
合計	30

（2）利益相反マネジメントの対象者

利益相反に関する指針・細則等を「制定している」と回答した学協会に対して、「利益相反に関する指針・細則等で、マネジメントの対象となっている者すべてに○印を付けてください。」とし、マネジメント対象者について選択式で質問したところ、図 3-3-8 のとおりとなった。最も多かったのは、「学協会会員以外でも学協会主催の学術講演会で発表する者又は学協会機関紙などで発表する者」と「学協会の役員（会長、理事、監事等）」で、いずれも 96%であった。「学協会会員」（86%）と「学協会の各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員」（82%）は 8 割台となったが、多くの学協会でマネジメントの対象者を広範に定めていることがわかった。

また、「その他」を選択した学協会に対して「具体的に記入してください。（記入例：配偶者・一親等の親族など）」とし、具体的な記載を求めたところ、表 3-3-3 のとおりとなった（資料編 1 参照）。学協会関連者の「配偶者」（13 件）、「一親等の親族」（12 件）、「財産・収入を共有する者、生計を一にする者」（10 件）や、「学協会の事務職員、従業員」（11 件）といった回答が多くみられた。

なお、「学協会会員」、「学協会会員以外でも学協会主催の学術講演会で発表する者又は学協会機関紙などで発表する者」、「学協会の役員（会長、理事、監事等）」、「学協会の各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員」の 4 つともマネジメントの対象とすると回答した学協会は 22 件あり、それらは 1 件を除き全て医学分野の学協会であったが、これら 22 の学協会における申告内容の公表について関係資料を筆者が調べたところ、表 3-3-4 のとおりとなった。表 3-3-4 をみると、「原則非公開、必要な範囲内で公表可、著作（原則全学協会刊行物）・講演（筆頭／責任演者）公表」（14 件）が最も多く、多くの学会では、著作や講演については発表時に利益相反の状態を公表するという対応となっている。

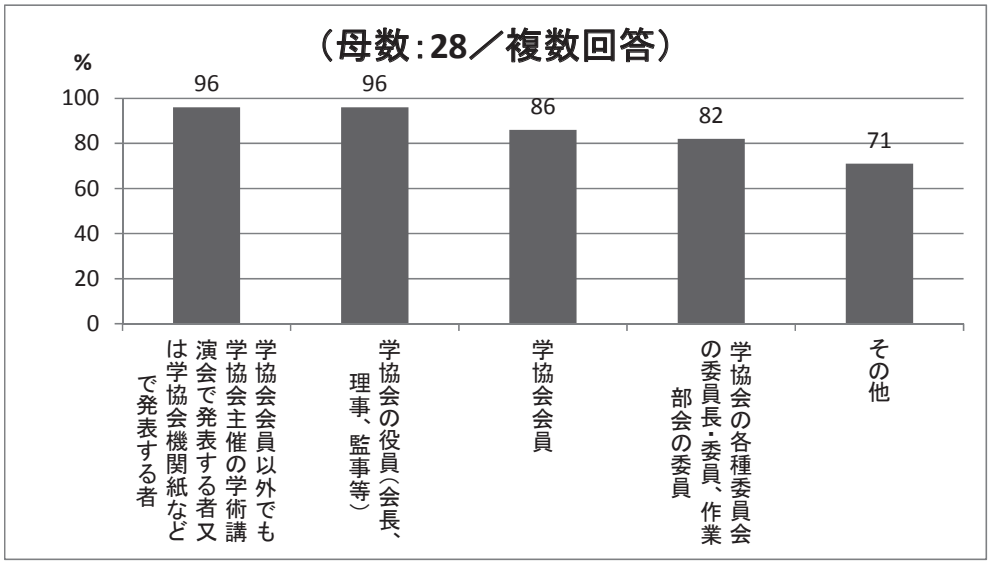


図 3-3-8　利益相反マネジメントの対象者

表 3-3-3　その他の利益相反マネジメント対象者

具体的に	件数
配偶者	13
一親等の親族	12
学協会の事務職員、従業員	11
財産・収入を共有する者、生計を一にする者	10
編集者	1
各種委員会委員長のみ	1
合計	48

表 3-3-4　申告内容の公表

内容	件数
原則非公開、必要な範囲内で公表可、著作（原則全学協会刊行物）・講演（筆頭／責任演者）公表	14
原則非公開、必要な範囲内で公表可、著作（会員の発表雑誌）・講演（筆頭／責任演者）公表	2
原則非公開、必要な範囲内で公表可、講演（筆頭／責任演者）公表	2
原則非公開、必要な範囲内で公表可、講演（全員）公表	1
原則非公開、必要な範囲内で公表可	1
不明	2
計	22

４．個人としての利益相反マネジメントの整備状況について

（１）個人的利益の自己申告について

「学協会の会員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。（例えば、学協会主催の学術講演会での発表、学協会機関紙などの刊行物での発表の際に会員等に要求される個人的利益の自己申告）」とし、次の①～④の問を設けた。

①個人的利益の内容

「自己申告の対象となる個人的利益の内容について記入してください。（記入例：兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料、旅費・贈答品など）」との設問に対して、27 件の記載があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると表 3-3-5 のとおりとなった。「講演料・日当」が 26 件、「知財関連収入（実施料、ロイヤルティ、売却）」と「原稿料」がそれぞれ 24 件と上位を占めた。「株式、エクイティ」（20 件）、「研究助成金」（19 件）なども続いている。大学のように兼業規程がないためか、「役員・顧問職の有無と報酬」（11 件）など、大学にはみられない特徴的な回答もあった。

表 3-3-5　申告対象の個人的利益の内容

内容	件数
講演料・日当	26
知財関連収入（実施料、ロイヤルティ、売却）	24
原稿料	24
株式、エクイティ	20
研究助成金	19
贈答品	16
旅行費、交通費、宿泊費、参加費	14
寄付金	12
役員・顧問職の有無と報酬	11
その他報酬	8
寄付講座	7
謝金	1
企業等からの報酬	1
事業収入	1
客員研究員の受入れ	1
計	

②個人的利益の自己申告の基準値（金額）

「個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記入してください。（記入例：1 企業・団体当たりの利益が年間 100 万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間 100 万円以上など）」との設問に対して、26 件の記載があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると表 3-3-6 のとおりとなった。全体に基準はほぼ同様であった。「1 企業・団体当たりの利益が年間 100 万円以上（または超）」という回答が最も多く 22 件、ロイヤルティは 100 万円／年以上が 8 件、原稿料・講演料は 50 万円／社・年以上が 15 件、旅行・贈答は 5 万円／社・年以上が 12 件など、収入の種類別に金額を異にした基準を設けている場合も、基準値は同じであった。

表 3-3-6　個人的利益の自己申告の基準値（金額）

内容	計
100 万円／社・年以上	20
100 万円／社・年超	2
1 円以上、全て申告	2
ロイヤルティ：　100 万円／年以上	8
原稿料・講演料：50 万円／社・年以上	15
旅行・贈答：5 万円／社・年以上	12
計	59

③保有する株式の自己申告の基準値

「保有する株式の自己申告の基準値について記入してください。（記入例：公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の 5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく 1 株についても対象など）」との設問に対しては、26 件の記載があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると表 3-3-7 のとおりとなった。基準は多くの学協会で類似しており、全体では「100 万円以上（超）または 5%以上」とする回答が 20 件と最も多かった。

表 3-3-7　保有する株式の自己申告の基準値

内容	件数
100 万円以上または 5%以上	17
100 万円超または 5%以上	3
1 株以上、全て	3
5%以上	2
100 万円以上	1
計	26

④産学連携活動に伴う資金について

「産学連携活動に伴う資金（共同研究費及び受託研究費（治験を含む。）や奨学寄付金など）について記入してください。」との設問には、設問に対しては、89%が「自己申告させている」という回答であった（図 3-3-9）。さらに、「自己申告させている」との回答者に「具体的に記入してください。（記入例：1 企業・団体当たりの合計金額が年間 200 万円以上、など）」とたずねたところ、25 件の記載があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると表 3-3-8 のとおりとなった。全体では「200 万円／社・年以上」の回答が 13 件と最も多かった。臨床研究や寄付の場合にも、「200 万円／社・年以上」という基準が採択されているとした回答が最も多くなった。

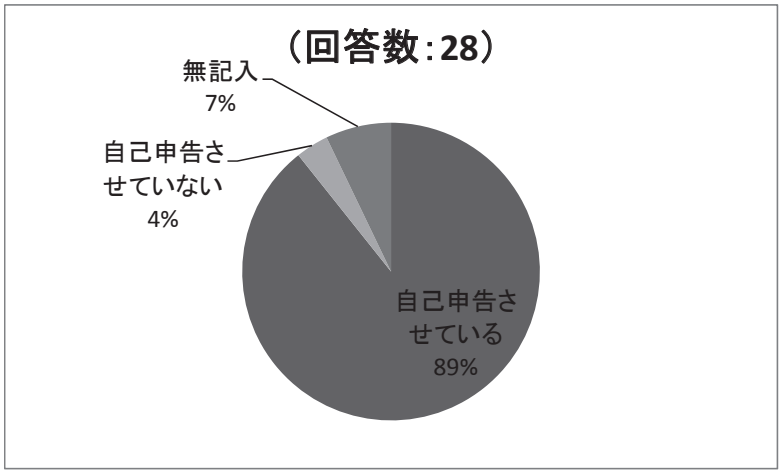


図 3-3-9　産学連携活動に伴う資金の自己申告

表 3-3-8　産学連携活動に伴う自己申告の内容

内容		件数
200 万円／社・年以上		13
200 万円／年以上		2
200 万円／社・年超		1
200 万円／件以上		1
1 円／社・3 年以上		1
臨床研究	200 万円／社・年以上	4
	200 万円／件・年以上	3
寄付	200 万円／社・年以上	8
	200 万円／年以上	1
寄付講座に所属		2
計		36

（2）利益相反マネジメント体制について

「学協会の利益相反マネジメント体制についてお伺いします。」とし、次の①、②の問を設けた。

①利益相反委員会の設置について

「利益相反委員会の設置についてお伺いします。」という設問については、71%が「学協会に利益相反委員会を設置している」との回答であった（図 3-3-10）。また、「学協会に利益相反委員会を設置している」との回答者に、「具体的に記入してください。（記入例：利益相反委員会に外部有識者 1 人を委員として参加させている、など）」とたずねたところ、20 件の記載があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると表 3-3-9 のとおりとなった。記入例が示すとおり、主に委員会の構成員についてたずねたものである。これについては、外部有識者についての記載においては、「1 人」という回答が最も多く 11 件、次いで「なし、学会員のみ」が 4 件となった。人数については「若干名」が 6 件と最も多かった。さらに、特筆事項として、弁護士や女性の参加を記載する回答もみられた。

一方、「学協会に利益相反委員会を設置していない」と回答した 29%の学協会に対し、「具体的に記入してください。（記入例：理事会が利益相反委員会の役割を果たしている、など）」とたずねたところ、7 件の回答があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると、「倫理委員会で対応、検討」が 2 件、「理事会で対応」が 2 件、「設置予定・準備中」が 2 件、「投稿のみマネジメントし、編集委員会が対応」が 1 件となった。倫理委員会や理事会で代替するという対応が多い。

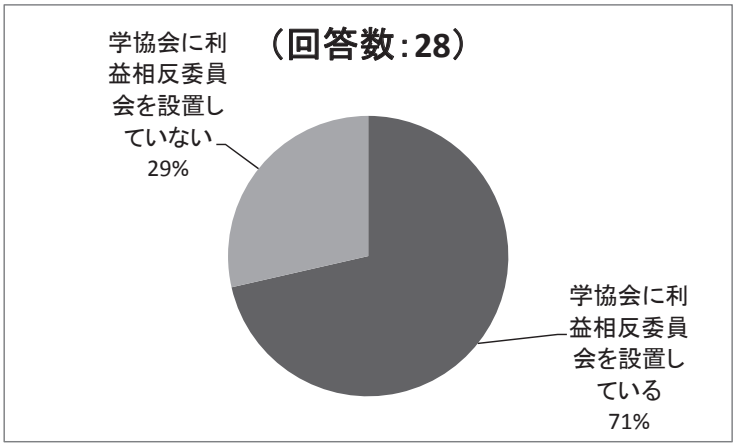


図 3-3-10　利益相反委員会の設置状況

表 3-3-9　学内の利益相反委員会の構成

内容		件数
外部有識者	1 人	11
	なし、学会員のみ	4
	2 人	2
	3 人	1
人数	若干名	6
	6 人	1
特筆事項	外部委員として弁護士が参加	1
	女性委員 1 人参加	1
	倫理委員会が当面兼務	1
計		28

②不服審査の仕組みについて

「不服審査の仕組みについてお伺いします。」という設問については、「学協会に不服審査を担当する委員会を設置している」と「学協会に不服審査を担当する委員会を設置していない」の回答が半々となった（図 3-3-11)。「学協会に不服審査を担当する委員会を設置している」と回答した学協会に対して、「具体的に記入してください。（記入例：理事長が不服審査の申立を受け付けて理事会がその都度特別の委員会を設置し、その答申を理事会で協議して最終決定する､など)」とたずねたところ､14 件の記載があった(資料編 1 参照)。内容をまとめると表 3-3-10 のとおりとなった。記入例が示すとおり、主に不服審査を担当する委員会の仕組みについてたずねたものである。これについては、設置等の状況において、「理事長が審査委員会を設置」という記載が 11 件、次いで「理事会で最終協議」9 件と多かった。また、委員会の構成については、「外部委員 1 名以上」(4 件)、「利益相反委員会委員は兼務できない」(3 件)、「委員長は互選」(3 件）などの記載が多かった。さらに、期日として、「審査請求書受理から 30 日以内に開催」(2 件)、「審査委員会開催日から 1 か月以内に答申書をまとめる」(2 件）といった記載もみられた。

一方、「学協会に不服審査を担当する委員会を設置していない」との回答者に対し、「具体的に記入してください。（記入例：理事会が不服審査の役割を担う、など)」とたずねたところ、12 件の回答があった（資料編 1 参照)。内容をまとめると表 3-3-11 のとおりとなった。「理事会が担う」(5 件)、「最終的に理事会で協議」(2 件）などが複数回答となったほか、「倫理委員会が担う」、「コンプライアンス委員会で再審理」、「調査委員会を設置」といった回答が各 1 件あり、理事会や関連委員会で代替するという対応が多い。

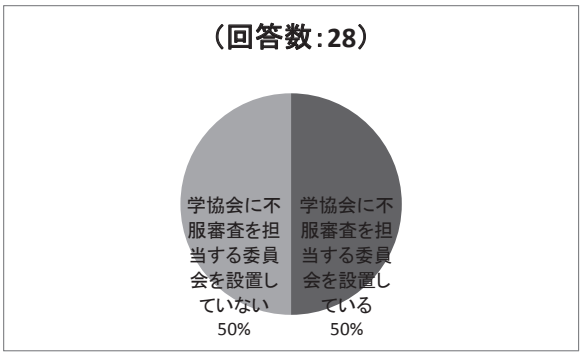


図 3-3-11　不服審査担当委員会の設置状況

表 3-3-10　不服審査担当委員会の仕組み

内容		件数
設置等状況	理事長が審査委員会を設置	11
	理事会で最終協議	9
	その都度設置	2
構成	外部委員 1 名以上	4
	利益相反委員会委員は兼務できない	3
	委員長は互選	3
	利益相反委員会で再審理	1
	委員長は理事長が指名	1
期日	審査請求書受理から 30 日以内に開催	2
	審査委員会開催日から 1 か月以内に答申書をまとめる	2
計		38

表 3-3-11　不服審査担当委員会非設置の学協会の仕組み

内容	件数
理事会が担う	5
最終的に理事会で協議	2
今後の課題、必要に応じて設置予定	2
倫理委員会が担う	1
コンプライアンス委員会で再審理	1
調査委員会を設置	1
未定	1
設置なし	1
計	14

５．学協会（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況について

（１）学協会の役員・委員等の個人的利益の自己申告の有無

「学協会の役員、各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。」とし、「学協会の役員、各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員等の個人的利益の自己申告の制度はありますか。」とたずねたところ、「自己申告の制度がある」との回答が 89%に上った（図 3-3-12）。また、学協会の役員・委員等の個人的利益について「自己申告の制度がある」と回答した学協会に対して制定年月日の記載を求めた。この結果を制定年別にまとめると図 3-3-13 のとおりであった。全体では 2012 年の制定が最も多く 41%、次いで 2011 年が 23%、2010 年 18%となっている。ここ 1～2 年に制定に取り組み始めた学会が多い。

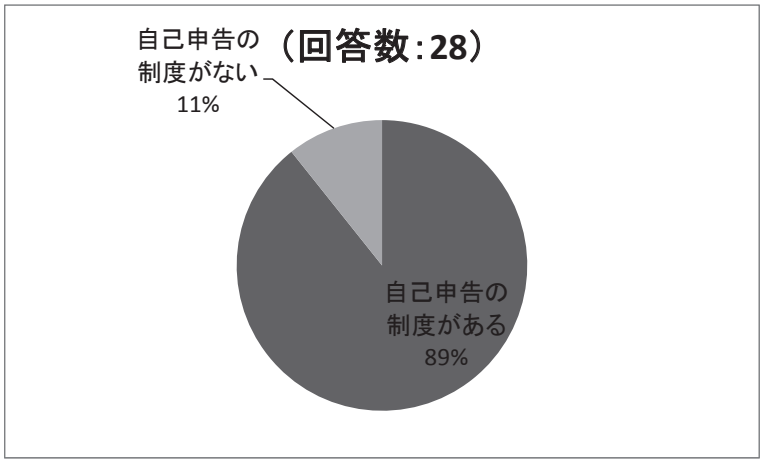


図 3-3-12　役員等の自己申告制度の有無

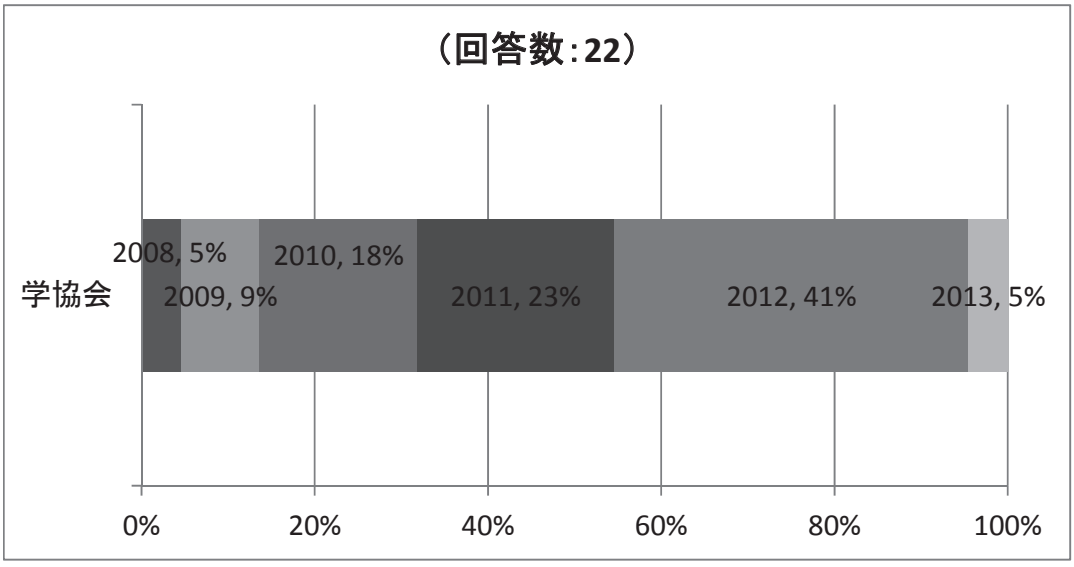


図 3-3-13　役員等の自己申告制度の制定年

さらに、学協会の役員・委員等の個人的利益についての「自己申告の制度がない」と回答した学協会に対して、現在の状況について回答を求めた結果、図 3-3-14 のとおりとなった。「現在のところ組織としての利益相反指針・細則等を策定する予定はない」とした回答が 2 件（67%）、「今後組織としての利益相反指針・細則等を策定するかどうかを検討中である」が 1 件（33%）である。

また、「現在のところ組織としての利益相反指針・細則等を策定する予定はない」と回答した学協会の理由としては、「現行規程に基づく」としたものが 1 件あった。

学協会の役員・委員等の個人的利益について「自己申告の制度がある」と回答した学協会に対しては、さらに以下の（2）～（4）について引き続き回答を求めた。

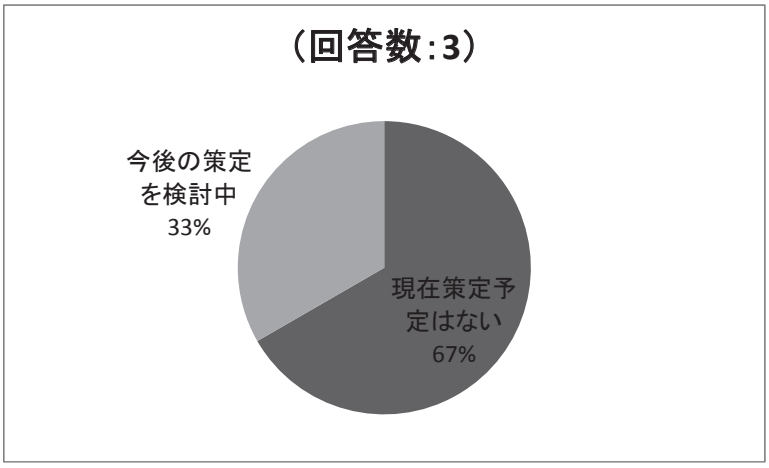


図 3-3-14　役員等の自己申告制度のない学協会の現状

（2）学協会の役員・委員等の個人的利益の自己申告について

学協会の役員・委員等の個人的利益について「自己申告の制度がある」と回答した学協会に対しては、次の①～④の問を設けた。

①役員等の個人的利益の内容

「自己申告の対象となる個人的利益の内容について記入してください。(記入例：兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料、旅費・贈答品など)」との設問に対して、25 件の記載があった（資料編 1 参照)。内容をまとめると表 3-3-12 のとおりとなった。「講演料・日当」(22 件)、「原稿料」(22 件)、「知財関連収入（実施料、ロイヤルティ、売却)」(21 件）が 20 件を超えて上位を占めた。

表 3-3-12　申告対象の役員等の個人的利益の内容

内容	件数
講演料・日当	22
原稿料	22
知財関連収入（実施料、ロイヤルティ、売却)	21
贈答品	16
研究助成金	15
株式、エクイティ	14
旅行費、交通費、宿泊費、参加費	13
役員・顧問職の有無と報酬	10
寄付金	9
その他報酬	7
兼業収入	6
寄付講座	4
企業等からの報酬	1
客員研究員の受入れ	1
公益事業	1
全て	1
計	163

②役員等の個人的利益の自己申告の基準値（金額）

「個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記入してください。（記入例：1 企業・団体当たりの利益が年間 100 万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間 100 万円以上など）」との設問に対して、25 件の記載があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると表 3-3-13 のとおりとなった。「1 企業・団体当たりの利益が年間 100 万円以上（または超）」という回答が最も多く 22 件、ロイヤルティは 100 万円／年以上が 12 件、原稿料・講演料は 50 万円／社・年以上が 13 件、旅行・贈答は 5 万円／社・年以上が 11 件など、収入の種類別に金額を異にした基準を設けている学協会も、それぞれの基準値は同じであった。

表 3-3-13　役員等の個人的利益の自己申告の基準値（金額）

内容	計
100 万円／社・年以上	21
100 万円／社・年超	1
1 円以上、全て申告	1
ロイヤルティ：　100 万円／年以上	12
原稿料・講演料：50 万円／社・年以上	13
旅行・贈答：5 万円／社・年以上	11
定めなし	1
計	60

③役員等が保有する株式の自己申告の基準値

「保有する株式の自己申告の基準値について記入してください。（記入例：公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の 5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく 1 株についても対象など)」との設問に対しては、25 件の記載があった（資料編 1 参照)。内容をまとめると表 3-3-14 のとおりとなった。基準は多くの学協会で類似しており、全体では「100 万円以上（超）または 5%以上」とする回答が 21 件となり、最も多かった。

表 3-3-14　役員等が保有する株式の自己申告の基準値

内容	件数
100 万円以上または 5%以上	19
100 万円超または 5%以上	2
1 株以上、全て	1
5%以上	1
100 万円以上	1
未公開株式は全て	1
定めなし	1
計	26

④産学連携活動に伴う資金について

「産学連携活動に伴う資金（共同研究費及び受託研究費（治験を含む。）や奨学寄付金など）について記入してください。」との設問には、設問に対しては、96%が「自己申告させている」という回答で、「自己申告させていない」との回答はなかった（図 3-3-15）。さらに、「自己申告させている」との回答者に「具体的に記入してください。（記入例：1 企業・団体当たりの合計金額が年間 200 万円以上、など）」とたずねたところ、24 件の記載があった（資料編 1 参照）。内容をまとめると表 3-3-15 のとおりとなった。全体では「200 万円／社・年以上」の回答が 13 件と最も多かった。臨床研究や寄付の場合にも、「200 万円／社・年以上」という基準が採択されているとした回答が多い。

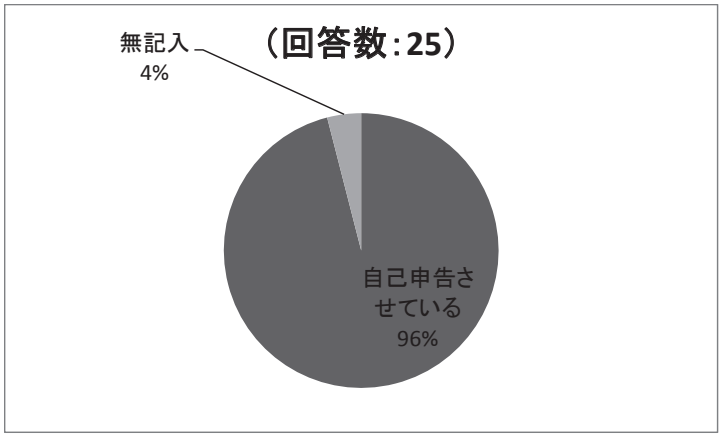


図 3-3-15　役員等の産学連携活動に伴う資金の自己申告

表 3-3-15　役員等の産学連携活動に伴う自己申告の内容

内容		件数
200 万円／社・年以上		13
200 万円／年以上		2
200 万円／社・年超		1
200 万円／件以上		1
1 円／社・3 年以上		1
臨床研究	200 万円／社・年以上	3
	200 万円／件・年以上	3
寄付	200 万円／社・年以上	5
	200 万円／年以上	1
寄付講座に所属		2
計		32

（３）学協会（組織）そのものの利益相反に関する禁止事項

「学協会（組織）そのものの利益相反についてどのような禁止事項を設けていますか。(複数回答)」という選択式の設問には図 3-3-16 のとおりの回答があった。回答としては、「特に禁止事項を設けていない」が 72%と最も多く、「学協会（組織）と受託研究、製品・サービスの納入、工事の請負等の契約関係にある企業について、学協会（組織）が寄付金を受けることを禁止している」とした回答は 8%となった。「その他」については具体的な回答を求めたところ、2 件の記載があったが、「各分科会で対応」、「社会規範に反する行為」といった抽象的な回答であった。

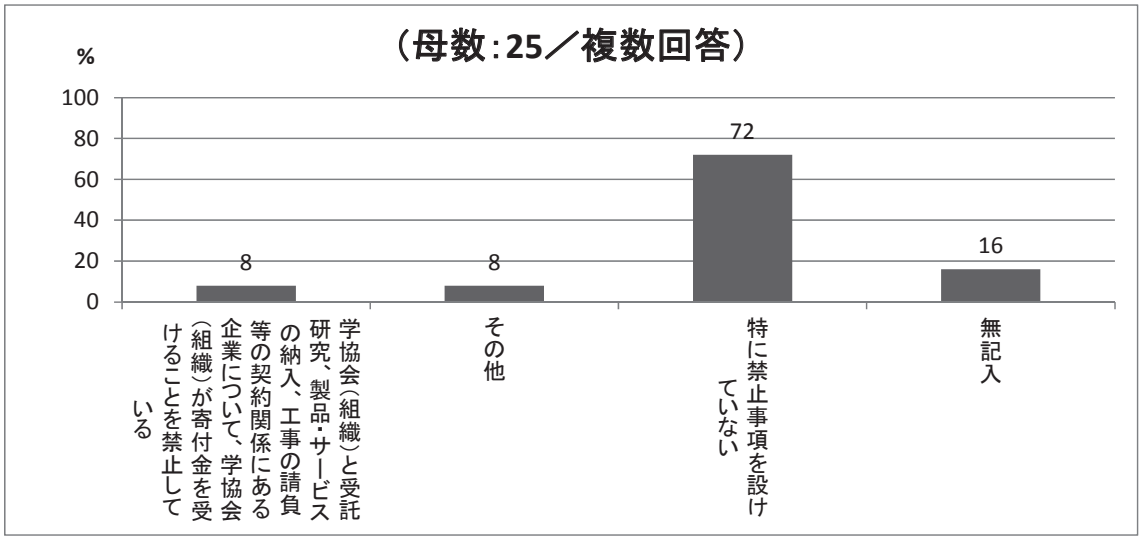


図 3-3-16　学協会（組織）そのものの利益相反に関する禁止事項

（４）学協会（組織）としての利益相反マネジメントに関する特別な仕組み

「上記「１」、「２」（筆者注：上記（１）～（３）の設問のこと。）以外に学協会（組織）としての利益相反マネジメントに個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的に記入してください。」との設問に対しては、具体的な記載が 1 件もなかった。

６．実際に生じた個人としての利益相反事例について

「貴学協会において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。(個人としての利益相反の例：医薬品の製造販売後の使用成績調査を実施し、その結果を学会誌に掲載しようとする学会員が、当該医薬品を製造販売している製薬会社から多額の寄付金を受け取っていた、など)」との設問には、全体で 90%が「生じたことがない」という回答であった（図 3-3-17)。「生じたことがある」との回答は 1%（1 件）であった。

また、個人としての利益相反事例について「生じたことがある」と回答した学協会に対して「問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いの困難なケースなどをご記入ください。)」と、具体的内容の記載を求めたところ、「著作権：相手との和解」との回答があり、知的財産権に関する問題であった。

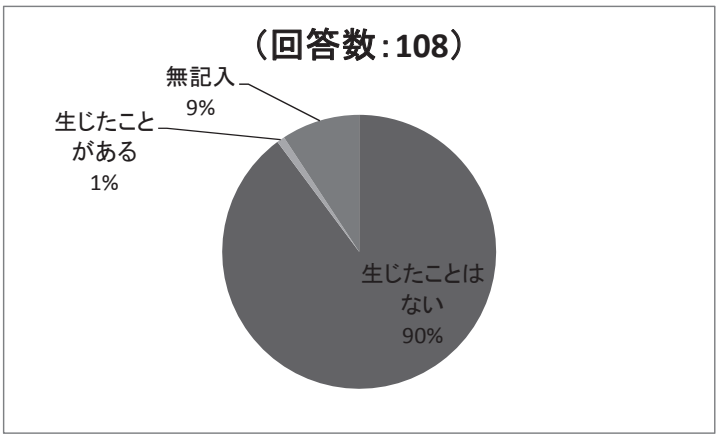


図 3-3-17　個人としての利益相反事例（学協会）

７．実際に生じた組織としての利益相反事例について

「貴学協会において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。(※組織としての利益相反の例：学協会に多額の寄付をしている（あるいは過去にした、将来する）企業から学協会あての委託研究について当該寄附の事実を公表しなかった。／学会で農業用ダムの耐震性の基準に関する指針を策定する部会を構成する際に、ダムの製造にあたる土木会社関係者が多数含まれていた。／学協会に委託研究をしている会社の株式を学協会長が大量に所有していた、など)」という設問には、全体で 88%が「生じたことがない」という回答であった（図 3-3-18)。「生じたことがある」との回答は 1%（1 件）であった。

また、組織としての利益相反事例について「生じたことがある」と回答した学協会に対して「問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いの困難なケースなどをご記入ください。)」と、具体的内容の記載を求めたところ、学協会の製剤安全性検証小委員会委員が、兼業として当該製剤と関係ある製薬企業の安全性レビュー係も務め、一定の報酬を得ていたことが判明したため、勧告を行って企業の役職を辞任してもらったという記載であった。

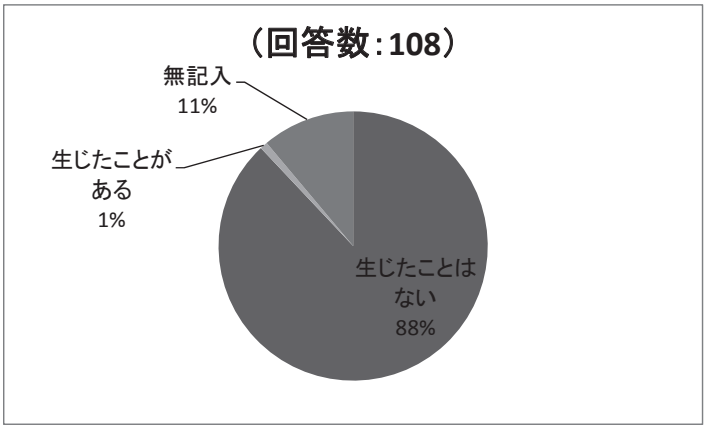


図 3-3-18　組織としての利益相反事例（学協会）

８．学協会における利益相反に関する自由意見

「学協会における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。」という設問には 17 件の回答があり（資料編 1 参照）、内容をまとめると表 3-3-16 のとおりとなった。「規則等で対応する必要がある」、「親学会で整備」といった回答が各 2 件あり、他は各 1 件である。「利益を定性的・定量的に判断するのは困難」や「申請期間（過去 1 年）について議論がある」など、基準作りに苦慮している記載もみられた。そのほか、問題が生じる可能性が低いと判断して、定款等で十分であると判断したり、理事会で対応したりするなどの回答があった。

表 3-3-16　学協会における利益相反に関する自由意見

内容	件数
規則等で対応する必要がある	2
親学会で整備	2
対応に苦慮している	1
利益を定性的・定量的に判断するのは困難	1
申請期間（過去 1 年）について議論がある	1
利益相反マネジメントの問題意識が薄い	1
医学分野での利益相反マネジメントの認識は高い	1
学協会の特性に応じた個別のマネジメントが必要だ	1
問題が生じる可能性が低い	1
学会に対する資金提供がない	1
小規模なので法令や定款に基づく対応で十分	1
理事会で対応する	1
所属機関でマネジメントしているはず	1
材料提供はあるが資金提供のない研究開発がある	1
利益相反マネジメントは学会の運営上必須だ	1
透明性が重要だ	1
計	18

第 4 節　調査結果のまとめ

本調査では、学協会における「個人としての利益相反」と「学協会（組織）としての利益相反」を定義し、実際に産学連携が行われている学協会において、両者のマネジメント状況を明らかにした。

まず、利益相反マネジメント整備に関する質問については、指針・細則等を制定していない学協会が全体で 74%であった（図 3-3-3）。アンケート対象には産学連携を実施する機会が多いと考えられる自然科学系の団体を選択したが、制定年としては、2012 年の制定が最も多く 33%、次いで 2011 年が 30%、2010 年 18%となっている（図 3-3-4）。ここ 1～2 年に制定に取り組み始めた学会が多く、大学よりも遅れている状況である。

一方、利益相反に関する指針・細則等を「制定していない」と回答した学協会に対して、現在の状況について記載を求めた結果、「現在のところ利益相反指針・細則等を策定する予定はない」とした回答が最も多く 55%、次いで「今後利益相反指針・細則等を策定するかどうかを検討中である」が 26%となった（図 3-3-5）。「現在利益相反指針・細則等を策定中である」と回答した学協会は 13 件あったが、「個人及び組織」の両方の指針・細則等の策定中が 54%と最も多く、次いで「組織のみ」の指針・細則等の策定中が 23%で、「個人」のみ指針・細則等策定中との回答はなかった（図 3-3-6）。いずれの回答でも、2012～2013 年中には施行予定との回答であった。

「今後利益相反指針・細則等を策定するかどうかを検討中である」と回答した学協会は 21 件あり、「個人及び組織」の両方の指針・細則等の策定を検討中としたものが 62%と最も多かった（図 3-3-7）。なお、「現在のところ利益相反指針・細則等を策定する予定はない」と回答した学協会の理由としては 27 件の記載があったが、「事例がない、可能性がない、問題がない」（11 件）、「必要性を感じない」（5 件）などといった記載が多く、また、「「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等の法令で対応」（3 件）、「定款で対応」（3 件）、「倫理規程（綱領）で対応」（3 件）、「投稿規程で対応」（1 件）など、現在のところは法令・定款等の対応で十分であると考えている学協会の回答も多くみられた（表 3-3-2）。なお、「利益相反指針・細則等の策定を検討したことがあるが断念した」との回答はなかった。

また、利益相反マネジメントの対象者について選択式で質問したところ、最も多かったのは、「学協会会員以外でも学協会主催の学術講演会で発表する者又は学協会機関紙などで発表する者」と「学協会の役員（会長、理事、監事等）」で、いずれも 96%であった（図 3-3-8）。「学協会会員」（86%）と「学協会の各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員」（82%）は 8 割台となったが、多くの学協会でマネジメントの対象者を広範に定めていることがわかった。また、「その他」を選択した学協会に具体的な記載を求めたところ、学協会関連者の「配偶者」（13 件）、「一親等の親族」（12 件）、「財産・収入を共有する者、生計を一にする者」（10 件）や、「学協会の事務職員、従業員」（11 件）といった回答が多くみ

られた（表 3-3-3）。なお、多くの学会では、著作や講演については発表時に利益相反の状態を公表するという対応となっている。（表 3-3-4）。

利益相反マネジメントの指針・細則等を「制定している」と回答した学協会に対しては、個人としての利益相反マネジメントの整備状況について問を設けた。

一つ目は学協会の会員等の個人的利益の自己申告についてであり、まず、個人的利益の内容を具体的に記載してもらった。この結果、「講演料・日当」が 26 件、「知財関連収入（実施料、ロイヤルティ、売却）」と「原稿料」がそれぞれ 24 件と上位を占めた（表 3-3-5）。「株式、エクイティ」（20 件）、「研究助成金」（19 件）なども続いている。大学のように兼業規程がないためか、「役員・顧問職の有無と報酬」（11 件）など、大学にはみられない特徴的な回答もあった。次に、個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記載を求めた。この結果、全体に基準はほぼ同様であり、「1 企業・団体当たりの利益が年間 100 万円以上（または超）」という回答が最も多く 22 件、ロイヤルティは 100 万円／年以上が 8 件、原稿料・講演料は 50 万円／社・年以上が 15 件、旅行・贈答は 5 万円／社・年以上が 12 件であった（表 3-3-6）。収入の種類別に金額を異にした基準を設けている場合も、それぞれの基準値は同じであった。さらに、保有する株式の自己申告の基準値について記入を求めたところ、基準は多くの学協会で類似しており、全体では「100 万円以上（超）または 5%以上」とする回答が 20 件と最も多かった（表 3-3-7）。

また、直接には個人的利益とはならない産学連携活動に伴う資金に関する取扱いについては、全体で 89%が「自己申告させている」という回答であった（図 3-3-9）。さらに、「自己申告させている」との回答者に具体的な記載を求めたところ、全体では「200 万円／社・年以上」の回答が 13 件と最も多かった（表 3-3-8）。臨床研究や寄付の場合にも、「200 万円／社・年以上」という基準が採択されているとした回答が最も多くなった。

二つ目に利益相反マネジメント体制についての問を設けた。

まず、利益相反委員会の設置については、71%が「学協会に利益相反委員会を設置している」との回答であった（図 3-3-10）。また、「学協会に利益相反委員会を設置している」との回答者に主に委員会の構成員について具体的な記載を求めたところ、外部有識者についての記載で、「1 人」という回答が最も多く 11 件、次いで「なし、学会員のみ」が 4 件となった（表 3-3-9）。人数については「若干名」が 6 件と最も多かった。さらに、特筆事項として、弁護士や女性の参加を記載する回答もみられた。一方、「学協会に利益相反委員会を設置していない」と回答した 29%の学協会に対して具体的な対応をたずねたところ、「倫理委員会で対応、検討」が 2 件、「理事会で対応」が 2 件、「設置予定・準備中」が 2 件、「投稿のみマネジメントし、編集委員会が対応」が 1 件となった（資料編 1 参照）。倫理委員会や理事会で代替するという対応が多い。

不服審査の仕組みに関する設問については、「学協会に不服審査を担当する委員会を設置している」と「学協会に不服審査を担当する委員会を設置していない」の回答が半々となった（図 3-3-11）。「学協会に不服審査を担当する委員会を設置している」と回答した学協

会に対して主に委員会の仕組みについて具体的な記載を求めたところ、設置等の状況については、「理事長が審査委員会を設置」という記載が 11 件、「理事会で最終協議」が 9 件と多かった（表 3-3-10）。また、委員会の構成については、「外部委員 1 名以上」（4 件）、「利益相反委員会委員は兼務できない」（3 件）、「委員長は互選」（3 件）などの記載が多かった。さらに、期日として、「審査請求書受理から 30 日以内に開催」（2 件）、「審査委員会開催日から 1 か月以内に答申書をまとめる」（2 件）といった記載もみられた。一方、「学協会に不服審査を担当する委員会を設置していない」との回答者に対して具体的記載を求めたところ、「理事会が担う」（5 件）、「最終的に理事会で協議」（2 件）などが複数回答となったほか、「倫理委員会が担う」、「コンプライアンス委員会で再審理」、「調査委員会を設置」といった回答が各 1 件あり、理事会や関連委員会で代替するという対応が多くみられた（表 3-3-11）。

学協会（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況については、まず、学協会の役員、各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員等の個人的利益の自己申告の制度の有無をたずねた。この結果、「自己申告の制度がある」との回答が 89%に上った（図 3-3-12）。またそれらの制定年月日の記載を求めたところ、全体では 2012 年の制定が最も多く 41%、次いで 2011 年が 23%、2010 年 18%となった（図 3-3-13）。ここ 1〜2 年に制定に取り組み始めた学会が多い。一方、役員等の「自己申告の制度がない」と回答した学協会に対して、現在の状況について回答を求めた結果、「現在のところ組織としての利益相反指針・細則等を策定する予定はない」とした回答が 2 件（67%）、「今後組織としての利益相反指針・細則等を策定するかどうかを検討中である」が 1 件（33%）となった（図 3-3-14）。「現在のところ組織としての利益相反指針・細則等を策定する予定はない」と回答した学協会の理由としては、「現行規程に基づく」としたものが 1 件あった。

役員等の個人的利益の「自己申告の制度がある」と回答した学協会に対しては、学協会（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況について問を設けた。

一つ目は、役員等の個人的利益の自己申告についてであり、役員等の自己申告の対象となる個人的利益の内容について記載を求めたところ、「講演料・日当」（22 件）、「原稿料」（22 件）、「知財関連収入（実施料、ロイヤルティ、売却）」（21 件）が 20 件を超えて上位を占めた（表 3-3-12）。次に、役員等の個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記載を求めたところ、「1 企業・団体当たりの利益が年間 100 万円以上（または超）」という回答が最も多く 22 件、ロイヤルティは 100 万円／年以上が 12 件、原稿料・講演料は 50 万円／社・年以上が 13 件、旅行・贈答は 5 万円／社・年以上が 11 件など、収入の種類別に金額を異にした基準を設けている学協会も、それぞれの基準値は同じであった（表 3-3-13）。また、役員等が保有する株式の自己申告の基準値について具体的な記載を求めたところ、「100 万円以上（超）または 5%以上」とする回答が 21 件と最も多かった（表 3-3-14）。

さらに、直接には役員等の個人的利益とはならない産学連携活動に伴う資金についての

設問には、96%が「自己申告させている」という回答で、「自己申告させていない」との回答はなかった（図 3-3-15）。さらに、「自己申告させている」との回答者に具体的な記載を求めたところ、全体では「200 万円／社・年以上」の回答が 13 件と最も多かった（表 3-3-15）。臨床研究や寄付の場合にも、「200 万円／社・年以上」という基準が採択されているとした回答が多い。

二つ目に、学協会（組織）そのものの利益相反に関する禁止事項について選択式でたずねたところ（複数回答）、「特に禁止事項を設けていない」が 72%と最も多く、「学協会（組織）と受託研究、製品・サービスの納入、工事の請負等の契約関係にある企業について、学協会（組織）が寄付金を受けることを禁止している」とした回答は 8%となった（図 3-3-16）。「その他」については具体的な回答を求めたところ、2 件の記載があったが、「各分科会で対応」、「社会規範に反する行為」といった抽象的な回答であった。

なお、設問以外に学協会（組織）としての利益相反マネジメントに関する特別な仕組みを設けている学協会はなかった。

さて、実際に生じた個人としての利益相反事例についての設問には、90%が「生じたことがない」という回答であった（図 3-3-17）。「生じたことがある」との回答は 1%（1 件）であった。この 1 件の具体的内容とは、「著作権：相手との和解」であり、知的財産権に関する問題であった。

実際に生じた組織としての利益相反事例についての設問には、88%が「生じたことがない」という回答であった（図 3-3-18）。「生じたことがある」との回答は 1%（1 件）であった。この 1 件の具体的内容とは、学協会の製剤安全性検証小委員会委員が、兼業として当該製剤と関係ある製薬企業の安全性レビュー係も務め、一定の報酬を得ていたことが判明したため、勧告を行って企業の役職を辞任してもらったという記載であった。

最後に学協会における利益相反に関する自由意見の記載を求めたところ、17 件の回答があった。「規則等で対応する必要がある」、「親学会で整備」といった回答が各 2 件あり、他は各 1 件である。「利益を定性的・定量的に判断するのは困難」や「申請期間（過去 1 年）について議論がある」など、基準作りに苦慮している記載もみられた（表 3-3-16）。そのほか、問題が生じる可能性が低いと判断して、定款等で十分であると判断したり、理事会で対応したりするなどの回答があった。

今回の学協会に対する調査では、産学連携を実施する機会が多いと考えられる自然科学系の団体を選別したにもかかわらず、利益相反マネジメントの指針・細則等を制定している割合が 26%と、約 4 分の 1 に過ぎなかった。しかも、制定に取り組み始めたのはここ 1～2 年であるケースが多い。一方、利益相反マネジメントの指針・細則等を制定している学協会においては、学協会の機関誌や講演会での発表者のみならず、学協会の役員等がマネ

ジメント対象になっていることが多いことがわかった。会員等が申告する義務のある個人的利益の内容は、「講演料・日当」が 26 件、「知財関連収入（実施料、ロイヤルティ、売却）」と「原稿料」がそれぞれ 24 件、「株式、エクイティ」（20 件）、「研究助成金」（19 件）のほか、大学のように兼業規程がないためか、「役員・顧問職の有無と報酬」（11 件）など、特徴的な回答もあった。個人的利益の自己申告の基準値（金額）については全体にほぼ同様であり、「1 企業・団体当たりの利益が年間 100 万円以上（または超）」（22 件）、ロイヤルティは 100 万円／年以上（8 件）、原稿料・講演料は 50 万円／社・年以上（15 件）、旅行・贈答は 5 万円／社・年以上（12 件）などに集中する。保有する株式の自己申告の基準値も「100 万円以上（超）または 5%以上」（20 件）の回答が多かった。産学連携活動に伴う資金に関する取扱いについては、「自己申告させている」という 89%の学協会では「200 万円／社・年以上」の回答が 13 件と最も多かった（表 3-3-8）。臨床研究や寄付の場合にも、「200 万円／社・年以上」という基準が採択されているとした回答が最も多くなった。利益相反委員会の設置状況は 71%が設置されているが、不服審査委員会の設置の有無は半々となった。

学協会（組織）としての利益相反マネジメントについては、役員等の自己申告制度について 89%が有するとの回答であったが、その自己申告の基準値は役員等以外の関係者の自己申告の基準値とほぼ同じであった。一方で、学協会（組織）そのものの利益相反に関する認識は薄く、禁止事項があったとしてもきわめて抽象的な内容のものであった。

こうした中で、やはり利益相反マネジメントの基準作りや判断に苦慮しているとの自由意見がみられた一方、問題が生じる可能性が低いとしている学協会も散見された。

第４章　おわりに

今回実施した大学及び学協会の利益相反マネジメント状況に関するアンケート調査では、それぞれ異なる質問項目もあったが、共通した項目について表 4-1-1 に整理した。個人としての利益相反マネジメントについては、学協会よりも大学が先行して整備を行ってきたが、組織としての利益相反マネジメントについては、大学も学協会もともに役員等の意思決定権者の個人としての利益相反マネジメントを実施するにとどまっている場合が大半であることが判明した。また、特に大学においては、利益相反問題について、意思決定権者個人ではなく、組織として外部からどのようにみられるかといった問題については、マネジメント上ほとんど考慮されていないのが実情である。つまり、組織としての利益相反について十分に認識して利益相反マネジメントを実施している大学は極めて少ないといえる。一方、学協会の方では、利益相反マネジメント自体を行っているところが少ないが、医学分野を中心に整備を行っている学協会に関しては、著作や講演については発表時に利益相反の状態を公表するという対応となっている。

個人としての利益相反マネジメントについては、個人的利益の自己申告制度が中心となるが、申告の基準値はどの組織もほぼ類似しており、個人的な金銭的利益は 100 万円以上、産学連携で受け入れる資金としては 200 万円以上、株式は全てまたは公開株式の場合 5%以上といった基準が多数を占めた。

また、利益相反問題をマネジメントする委員会の制度としては、外部委員で構成される利益相反アドバイザリーボードを設置している組織は僅かであり、今後システムを運用する場合の客観性が問われることとなろう。

なお、各組織で生じた利益相反問題の事例については「ない」という回答がほとんどであったが、利益相反状態は、特に産学連携活動が活発に行われている研究大学では不可避なものであり、利益相反そのものをなくしてしまうということはあり得ない。それを踏まえると、結果的に利益相反状態が社会的に大きな問題に発展しなかったというのが実際のところであろう。あるいは、何らかの問題が生じた場合、それが果たして利益相反にかかわる問題であるのかどうか、という判断も困難なところがあるものと推定される。

利益相反マネジメントについては、いまだにノウハウがない、専門家がいない等の指摘があり、いずれの組織も試行錯誤をしながらの状態と推測される。

現状では産学連携における利益相反マネジメントが中心的課題となっており、特に学協会では営利団体からの利益に限ったマネジメントが多くなっている。しかし、2011 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、同じ経済産業省の中に原子力発電を推進する「資源エネルギー庁」と規制する「原子力安全・保安院」が設置されていたため、規制機関がその本来の役割を果たしてこなかったことが問題となった。このため、現在では環境省の外局として原子力規制委員会が設置され、これによって従来指摘されてこなかった活断層の存在も指摘されるようになった。このような状況を鑑みると、経済産業省と原子力安全・保安院の関係のように営利企業に限らず、非営利組織との関係であっても、

表 4-1-1　大学及び学協会における主要な利益相反マネジメント状況の比較

<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th colspan="2">大学（全体）</th><th>学協会</th></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">利益相反マネジメントシステムの導入状況（ポリシー、規則等の制定）</td><td>個人</td><td>制定している：75%
制定していない：25%</td><td>制定している：26%
制定していない：74%</td></tr>
<tr><td>組織</td><td>（上記 75%の内）
制定している：33%
制定していない：67%</td><td>（上記 26%の内、役員等の申告制度）
制定している：89%
制定していない：11%</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">利益相反マネジメントシステムの導入時期</td><td>個人</td><td>2009 年：25%
2004 年：16%
2005 年：16%</td><td>2012 年：33%
2011 年：30%
2010 年：18%</td></tr>
<tr><td>組織</td><td>（上記 33%の内）
2006 年：20%
2009 年：20%
2004 年：15%</td><td>（上記 89%の内、役員等の申告制度）
2012 年：41%
2011 年：23%
2010 年：18%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自己申告</td><td colspan="2">個人的利益の内容

※以下、学協会の（　）は役員等の件数</td><td colspan="2">給与・兼業報酬：90 件
知財関連収入（実施料、ロイヤルティ、売却）：74 件
株式、エクイティ：43 件
原稿料、印税：38 件
講演料：33 件
物品受領：23 件
謝金：18 件</td><td>講演料・日当：26 件（22 件）
原稿料：24 件（22 件）
知財関連収入（実施料、ロイヤルティ、売却）：24 件（21 件）
株式、エクイティ：20 件（14 件）
研究助成金：19 件（15 件）
贈答品：16 件（16 件）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">金額の基準</td><td>全体</td><td colspan="2">100 万円／社・年以上：53 件
基準値は設定していない、全て申告：27 件
100 万円／社・年超：16 件
100 万円／年以上：6 件
200 万円／年以上：4 件</td><td>100 万円／社・年以上：20 件（21 件）
100 万円／社・年超：2 件（1 件）
1 円以上、全て申告：2 件（1 件）</td></tr>
<tr><td>ロイヤルティ</td><td colspan="2">200 万円／年以上：2 件
100 万円／年以上：2 件
基準値は設定していない、全て申告：2 件</td><td>100 万円／年以上：8 件（12 件）</td></tr>
</table>

項目			大学（全体）	学協会
自己申告	金額の基準	原稿料・講演料	50 万円／社・年以上：3 件	50 万円／社・年以上：15 件（13 件）
	株式の基準	全体	全て、基準は定めていない：57 件 有無のみ：2 件	100 万円以上または 5%以上：17 件（19 件） 100 万円超または 5%以上：3 件（2 件） 1 株以上、全て：3 件（1 件）
		公開株式	5%以上：35 件 5%以上（ストックオプションを含む）：9 件	—
		未公開株式	全て（ストックオプションを含む）：26 件 全て：13 件	—
	産学連携	自己申告制度	有：72% 無：26%	有：89%（96%） 無：4%（0%）
		基準（全体）	金額を問わず全て、基準なし：16 件 200 万円／社・年以上：16 件 200 万円／社・年超：9 件	200 万円／社・年以上：13 件（13 件） 200 万円／年以上：2 件（2 件）
		基準（臨床研究）	200 万円／社・年以上：3 件	200 万円／社・年以上：4 件（3 件） 200 万円／件・年以上：3 件（3 件）
組織内利益相反委員会制度			有：98% 無：2%	有：71% 無：29%
利益相反アドバイザリーボード／不服審査委員会		設置	（利益相反アドバイザリーボード） 有：8% 無：91%	（不服審査委員会） 有：50% 無：50%
		内容	学外有識者のみで構成：5 件	理事長が審査委員会を設置：11 件 理事会で最終協議：9 件 外部委員 1 名以上：4 件

項目	大学（全体）	学協会
意思決定権者の個人的利益の自己申告	一般職員と同様の申告義務：83% 特別の申告義務：7%	自己申告の制度がある：89% 自己申告の制度がない：11% （再掲）
組織自体の利益相反に関する禁止事項	特に禁止事項を設けていない：90%	特に禁止事項を設けていない：72%
利益相反問題の発生（個人）	生じたことがある：10% 生じたことはない：88%	生じたことがある：1% 生じたことはない：90%
利益相反問題の発生（組織）	生じたことがある：1% 生じたことはない：95%	生じたことがある：1% 生じたことはない：88%
自由意見	マネジメントが困難、ノウハウがない、専門家がいない：4件 利益相反マネジメントの重要性の認識が薄い：3件 他大学を参考にしている（したい）：3件	規則等で対応する必要がある：2件 親学会で整備：2件

状況によって利益相反が重要な問題となり得る。今後さらなる透明性に努めること、すなわちできる限り公表することと、問題となる職務上の権限を回避するといった適正手続きの確保が、大学及び学協会をを通じて、利益相反マネジメント上重要となってくると考える。

＜謝辞＞
末筆ですが、本調査研究の実施にあたり、調査にご協力をいただきました大学教職員および学協会の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

資　料　編

1.「大学／学協会における利益相反マネジメントに関する調査（大学／学協会（組織）としての利益相反を含む）」アンケート集計結果

1. 調査実施日	平成24年9月3日
2. 調査実施対象	（1）平成22年度に民間企業との共同研究を実施した大学の研究担当副学長。国立大学81人、公立大学8人、公立大学法人39人、私立大学177人、合計305人。
	（2）日本学術会議協力学術団体（2011年9月12日現在で1,870団体）から自然科学系の団体のうち、次の①～③に該当する団体を除く567団体を抽出。 ①地方（ローカル）を拠点とする学会 ②国際学会の日本支部 ③産学連携活動が困難な分野の団体（ex.生物学の分類などを対象とする団体） さらに、この567団体からExcel 2010で乱数を発生させて300団体を無作為抽出。 この学協会の会長300人。
3. 調査実施方法	メール便にて、対象605人に調査票を送付し、記入後は、各個人から同封の返信用封筒、E-mail又はFAXでの返送を依頼した。締切りは平成24年10月11日とした。 なお、平成22年度の共同研究件数または金額で上位100位内の大学について、返信のなかった大学40校（国立大学21校、公立大学3校、公立大学法人3校、私立大学13校）に対し、平成24年11月9日に研究担当副学長宛で再度メール便にて回答を依頼した。

4. 回収状況

（1） 大学

対 象		対象数	回答数	回答率
国立大学		81	72	88.89%
公立大学（法人）		47	29	61.70%
内訳	公立大学	8	5	62.50%
	公立大学法人	39	24	61.54%
私立大学		177	65	36.72%
合計		305	166	54.43%

（2） 学協会

対 象	対象数	回答数	回答率
学協会	300	108	36.00%

（1）大学

＜大学全体（回答数：166）＞　　※1～26および※(1)～(27)は別紙参照

調査事項						回答数	割合	備考
Ⅰ	個人としての利益相反マネジメントの整備状況について							
	1　貴大学では個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を制定していますか。（単に、「利益相反ポリシー」、「利益相反規則」などを制定している場合は、通常、個人としての利益相反ポリシー・規則等を制定しているものと考えられます。）							
	a	制定している			制定年月日　※1	124	74.70%	分母は166
	b	制定していない				42	25.30%	
		ア	i	現在個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を	策定中である	施行予定時期　※2	1	25.00%	分母は4
			ii	現在組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を		施行予定時期	0	0.00%	
			iii	現在個人及び組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を		施行予定時期　※3	1	25.00%	
			無記入			※(1)	2	50.00%	
			小計				4	9.52%	分母は42
		イ	i	今後個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを	検討中である		3	14.29%	分母は21
			ii	今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを			1	4.76%	
			iii	今後個人及び組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを		※(2)	11	52.38%	
			無記入				6	28.57%	
			小計				21	50.00%	分母は42
		ウ	利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが断念した			理由　※4	2	4.76%	
		エ	現在のところ利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない			理由　※5	12	28.57%	
		無記入				※(3)	3	7.14%	
		計					166	100.00%	分母は166
	2　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の内容に関して、個人的利益の自己申告についてお伺いします。							
	2.1	自己申告の対象となる個人的利益の内容について記入してください。（記入例：兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料など）				※6	120	96.77%	分母は124
	2.2	個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記入してください。（記入例：1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間100万円以上など）				※7	121	97.58%	
	2.3	保有する株式の自己申告の基準値について記入してください。（記入例：公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象など）				※8	119	95.97%	
	2.4	産学連携活動に伴う大学への資金（共同研究及び受託研究（治験を含む。）や奨学寄付金）について記入してください。							
		a	自己申告させている			具体的に　※9	90	72.58%	分母は124
		b	自己申告させていない			※(4)	32	25.81%	
		無記入				※(5)	2	1.61%	
		計					124	100.00%	

	調　査　事　項				回答数	割合	備考
Ⅰ	３　広い意味での利益相反（Conflict of Interest）には責務相反（Conflict of Commitment）が含まれ、責務相反の問題の一つに兼業があります。兼業についてお伺いします。（該当者以外に回答有）						
	3.1	貴大学では、教員が大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用したベンチャー）の代表取締役に就任することを認めていますか。					
		a	認めている	具体的に ※10	95	74.22%	分母は128
		b	認めていない	※(6)	27	21.09%	
		無記入		※(7)	6	4.69%	
		計			128	100.00%	
	3.2	貴大学では、教員が大学発ベンチャーの取締役に就任することを認めていますか。					
		a	認めている	具体的に ※11	107	83.59%	分母は128
		b	認めていない	※(8)	15	11.72%	
		無記入		※(9)	6	4.69%	
		計			128	100.00%	
	3.3	貴大学では、教員の兼業について時間や報酬に関する制限を設けていますか。					
		a	制限を設けている	具体的に ※12	87	67.97%	分母は128
		b	制限を設けていない	※(10)	38	29.69%	
		無記入		※(11)	3	2.34%	
		計			128	100.00%	
	４　貴大学では、全学に共通する個人的利益の自己申告制度以外に、特定の研究計画の審査に関連して、利益相反に係る事実の申告と審査の制度を設けていますか。（該当者以外に回答有）						
	4.1	ヒトを対象とする研究（臨床研究など）について					
		a	利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている	※(12)	66	51.97%	分母は127
		b	研究計画の審査制度を設けているが、利益相反に関する審査を含んでいない		46	36.22%	
		無記入		※(13)	15	11.81%	
		計			127	100.00%	
	4.2	厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究について					
		a	ヒトを対象としない研究であっても、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている	※(14)	75	59.06%	分母は127
		b	（申請がない等の理由により）ヒトを対象としない研究については、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けていない	※(15)	41	32.28%	
		無記入		※(16)	11	8.66%	
		計			127	100.00%	
	５　貴大学の利益相反マネジメント体制について、お伺いします。						
	5.1	利益相反に関する学内委員会制度について					
		a	学内委員会として利益相反委員会を設けている	具体的に ※13	122	98.39%	分母は124
		b	学内委員会として利益相反委員会を設けていない		2	1.61%	
		計			124	100.00%	
	5.2	利益相反に関する学外委員会制度について					
		a	学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けている	具体的に ※14	10	8.06%	分母は124
		b	学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けていない	※(17)	113	91.13%	
		無記入			1	0.81%	
		計			124	100.00%	
	5.3	学内の利益相反問題について教員等からの相談に応じてアドバイスをすることが職務である利益相反アドバイザーについてお伺いします。					
		a	利益相反アドバイザーを設けている	具体的に ※15	71	57.26%	分母は124
		b	利益相反アドバイザーを設けていない	※(18)	52	41.94%	
		無記入			1	0.81%	
		計			124	100.00%	

調　査　事　項						回答数	割合	備考
Ⅰ		利益相反担当の事務職員についてお伺いします。						
	5.4	a	利益相反担当の専任の事務職員を置いている	具体的に	※16	3	2.42%	分母は124
		b	利益相反担当の兼任の事務職員を置いている	具体的に	※17	112	90.32%	
		無記入			※(19)	9	7.26%	
		計				124	100.00%	
Ⅱ	大学（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況について							
	大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。							
	1　貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反に関して、ポリシーや規則・規程等を制定していますか。							
		a	制定している	制定年月日	※18	41	33.06%	分母は124
				具体的に	※19			
		b	制定していない			83	66.94%	
			ア	現在組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定中である	施行予定時期	0	0.00%	分母は83
			イ	今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である		27	32.53%	
			ウ	組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが断念した	理由	0	0.00%	
			エ	現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない	理由	※20	46	55.42%
		無記入				※(20)	10	12.05%
		計					124	100.00% 分母は124
	2　既に制定されている大学（組織）としての利益相反ポリシー、規則・規程等について、お伺いします。							
	2.1	学長、理事、研究科長等の大学（組織）のために意思決定を行う権限のある者について、一般の職員とは異なる特別の個人的利益の申告義務を課していますか。						
		a	特別の申告義務を課している	具体的に	※21	3	7.32%	分母は41
		b	一般職員と同様の申告義務を課している			34	82.93%	
		無記入				※(21)	4	9.76%
		計					41	100.00%
	2.2	大学（組織）そのものの利益相反についてどのような禁止事項を設けていますか。						
		a	大学（組織）と共同研究・受託研究、製品・サービスの納入、工事の請負等の契約関係にある企業について、大学（組織）や大学と関連する財団などが寄付金を受けることを禁止している			1	2.44%	分母は41
		b	大学（組織）が相当程度の株式（未公開株式等を含む）を保有する企業について、大学（組織）が共同研究・受託研究（治験等の臨床研究を含む）を行うことを禁止している			0	0.00%	
		c	その他	具体的に	※22	2	4.88%	
		d	特に禁止事項を設けていない		※(22)	37	90.24%	
		無記入				1	2.44%	
		計				41	100.00%	
	2.3	大学（組織）としての利益相反を審議するための特別の委員会を設置していますか。						
		a	設置している	具体的に	※23	1	2.44%	分母は41
		b	特別の委員会を設置せず、個人としての利益相反委員会で併せて審議している		※(23)	36	87.80%	
		無記入			※(24)	4	9.76%	
		計				41	100.00%	

調　査　事　項				回答数	割合	備考
Ⅱ	2.4	上記「2.1」～「2.3」以外に大学（組織）としての利益相反マネジメントに個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的に記入してください。		0	0.00%	分母は41
Ⅲ	実際に生じた個人としての利益相反事例について					
	貴学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。					
	a	生じたことがある	具体的に ※24	16	9.64%	分母は166
	b	生じたことはない		146	87.95%	
	無記入		※(25)	4	2.41%	
	計			166	100.00%	
Ⅳ	実際に生じた組織としての利益相反事例について					
	貴学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄付をしている（あるいは過去にした、将来する）企業との共同研究について、契約内容について他企業よりも優遇した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業に対して、治験審査委員会（IRB）等の研究審査委員会で特権や例外を設けた。／大学発ベンチャーに関係する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学教職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄付をしたりしている会社の株式を所有している。）					
	a	生じたことがある	具体的に ※25	2	1.20%	分母は166
	b	生じたことはない		158	95.18%	
	無記入		※(26)	6	3.61%	
	計			166	100.00%	
Ⅴ	利益相反指針・細則等のWeb上情報等について					
	利益相反ポリシー、規則・規程及び自己申告書の様式等がWeb上で公開されている場合は、以下にURLの記載をお願いいたします。もし、公開されていない場合は、お手数ですが、利益相反ポリシー、規則・規程、自己申告書等のコピーを電子メールの添付文書又は郵送でお送りいただけるようお願いいたします。（複数回答有）					
	ＵＲＬ			85	68.55%	分母は124
	添付有			43	34.68%	
	無記入		※(27)	10	8.06%	
Ⅵ	大学における利益相反に関する自由意見					
	大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。		※26	16	9.64%	分母は166
Ⅶ	貴学の設置形態は					
	a	国立大学法人		72	43.37%	分母は166
	b	公立大学		5	3.01%	
	c	公立大学法人		24	14.46%	
	d	私立大学		65	39.16%	
	計			166	100.00%	
回答総数				166	54.43%	分母は305

＜国立大学（回答数：72）＞　　※1～26および※(3)～(24)は別紙参照

調査事項						回答数	割合	備考
Ⅰ	個人としての利益相反マネジメントの整備状況について							
	1　貴大学では個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を制定していますか。（単に、「利益相反ポリシー」、「利益相反規則」などを制定している場合は、通常、個人としての利益相反ポリシー・規則等を制定しているものと考えられます。）							
	a	制定している			制定年月日　※1	66	91.67%	分母は72
	b	制定していない				6	8.33%	
		ア	i	現在個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を	策定中である	施行予定時期	0		
			ii	現在組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を		施行予定時期	0		
			iii	現在個人及び組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を		施行予定時期	0		
			小計				0	0.00%	分母は6
		イ	i	今後個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを	検討中である		0	0.00%	分母は4
			ii	今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを			0	0.00%	
			iii	今後個人及び組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを			4	100.00%	
			小計				4	66.67%	
		ウ	利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが断念した			理由	0	0.00%	分母は6
		エ	現在のところ利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない			理由	0	0.00%	
		無記入				※(3)	2	33.33%	
	計						72	100.00%	分母は72
	2　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の内容に関して、個人的利益の自己申告についてお伺いします。							
	2.1	自己申告の対象となる個人的利益の内容について記入してください。（記入例：兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料など）				※6	65	98.48%	分母は66
	2.2	個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記入してください。（記入例：1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間100万円以上など）				※7	65	98.48%	
	2.3	保有する株式の自己申告の基準値について記入してください。（記入例：公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象など）				※8	63	95.45%	
	2.4	産学連携活動に伴う大学への資金（共同研究及び受託研究（治験を含む。）や奨学寄付金）について記入してください。							
		a	自己申告させている		具体的に	※9	46	69.70%	分母は66
		b	自己申告させていない			※(4)	19	28.79%	
		無記入				※(5)	1	1.52%	
		計					66	100.00%	

調　査　事　項					回答数	割合	備考
Ⅰ	３　広い意味での利益相反（Conflict of Interest）には責務相反（Conflict of Commitment）が含まれ、責務相反の問題の一つに兼業があります。兼業についてお伺いします。（該当者以外に回答有）						
	3.1	貴大学では、教員が大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用したベンチャー）の代表取締役に就任することを認めていますか。					
		a	認めている	具体的に　※10	53	79.10%	分母は67
		b	認めていない		11	16.42%	
		無記入		※(7)	3	4.48%	
		計			67	100.00%	
	3.2	貴大学では、教員が大学発ベンチャーの取締役に就任することを認めていますか。					
		a	認めている	具体的に　※11	62	92.54%	分母は67
		b	認めていない		2	2.99%	
		無記入		※(9)	3	4.48%	
		計			67	100.00%	
	3.3	貴大学では、教員の兼業について時間や報酬に関する制限を設けていますか。					
		a	制限を設けている	具体的に　※12	48	71.64%	分母は67
		b	制限を設けていない	※(10)	19	28.36%	
		計			67	100.00%	
	４　貴大学では、全学に共通する個人的利益の自己申告制度以外に、特定の研究計画の審査に関連して、利益相反に係る事実の申告と審査の制度を設けていますか。						
	4.1	ヒトを対象とする研究（臨床研究など）について					
		a	利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている		43	65.15%	分母は66
		b	研究計画の審査制度を設けているが、利益相反に関する審査を含んでいない		19	28.79%	
		無記入		※(13)	4	6.06%	
		計			66	100.00%	
	4.2	厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究について					
		a	ヒトを対象としない研究であっても、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている	※(14)	41	62.12%	分母は66
		b	（申請がない等の理由により）ヒトを対象としない研究については、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けていない	※(15)	22	33.33%	
		無記入			3	4.55%	
		計			66	100.00%	
	５　貴大学の利益相反マネジメント体制について、お伺いします。						
	5.1	利益相反に関する学内委員会制度について					
		a	学内委員会として利益相反委員会を設けている	具体的に　※13	66	100.00%	分母は66
		b	学内委員会として利益相反委員会を設けていない		0	0.00%	
		計			66	100.00%	
	5.2	利益相反に関する学外委員会制度について					
		a	学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けている	具体的に　※14	8	12.12%	分母は66
		b	学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けていない	※(17)	58	87.88%	
		計			66	100.00%	
	5.3	学内の利益相反問題について教員等からの相談に応じてアドバイスをすることが職務である利益相反アドバイザーについてお伺いします。					
		a	利益相反アドバイザーを設けている	具体的に　※15	39	59.09%	分母は66
		b	利益相反アドバイザーを設けていない		26	39.39%	
		無記入			1	1.52%	
		計			66	100.00%	

調　査　事　項						回答数	割合	備考
Ⅰ		利益相反担当の事務職員についてお伺いします。						
	5.4	a	利益相反担当の専任の事務職員を置いている	具体的に	※16	3	4.55%	分母は66
		b	利益相反担当の兼任の事務職員を置いている	具体的に	※17	59	89.39%	
		無記入			※(19)	4	6.06%	
		計				66	100.00%	
Ⅱ	大学（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況について 大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。 1　貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反に関して、ポリシーや規則・規程等を制定していますか。							
		a	制定している	制定年月日	※18	23	34.85%	分母は66
				具体的に	※19			
		b	制定していない			43	65.15%	
			ア　現在組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定中である	施行予定時期		0	0.00%	分母は43
			イ　今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である			10	23.26%	
			ウ　組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが断念した	理由		0	0.00%	
			エ　現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない	理由	※20	28	65.12%	
		無記入			※(20)	5	11.63%	
		計				66	100.00%	分母は66
	2　既に制定されている大学（組織）としての利益相反ポリシー、規則・規程等について、お伺いします。							
	2.1	学長、理事、研究科長等の大学（組織）のために意思決定を行う権限のある者について、一般の職員とは異なる特別の個人的利益の申告義務を課していますか。						
		a	特別の申告義務を課している	具体的に	※21	3	13.04%	分母は23
		b	一般職員と同様の申告義務を課している			19	82.61%	
		無記入			※(21)	1	4.35%	
		計				23	100.00%	
	2.2	大学（組織）そのものの利益相反についてどのような禁止事項を設けていますか。						
		a	大学（組織）と共同研究・受託研究、製品・サービスの納入、工事の請負等の契約関係にある企業について、大学（組織）や大学と関連する財団などが寄付金を受けることを禁止している			1	4.35%	分母は23
		b	大学（組織）が相当程度の株式（未公開株式等を含む）を保有する企業について、大学（組織）が共同研究・受託研究（治験等の臨床研究を含む）を行うことを禁止している			0	0.00%	
		c	その他	具体的に	※22	1	4.35%	
		d	特に禁止事項を設けていない			21	91.30%	
		計				23	100.00%	
	2.3	大学（組織）としての利益相反を審議するための特別の委員会を設置していますか。						
		a	設置している	具体的に		0	0.00%	分母は23
		b	特別の委員会を設置せず、個人としての利益相反委員会で併せて審議している		※(23)	22	95.65%	
		無記入			※(24)	1	4.35%	
		計				23	100.00%	

調　査　事　項				回答数	割合	備考
	2.4	上記「2.1」～「2.3」以外に大学（組織）としての利益相反マネジメントに個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的に記入してください。		0	0.00%	分母は23
Ⅲ	実際に生じた個人としての利益相反事例について					
	貴学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。					
	a	生じたことがある	具体的に　※24	10	13.89%	分母は72
	b	生じたことはない		61	84.72%	
	無記入			1	1.39%	
	計			72	100.00%	
Ⅳ	実際に生じた組織としての利益相反事例について					
	貴学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄付をしている（あるいは過去にした、将来する）企業との共同研究について、契約内容について他企業よりも優遇した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業に対して、治験審査委員会（IRB）等の研究審査委員会で特権や例外を設けた。／大学発ベンチャーに関係する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学教職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄付をしたりしている会社の株式を所有している。）					
	a	生じたことがある	具体的に　※25	1	1.39%	分母は72
	b	生じたことはない		69	95.83%	
	無記入			2	2.78%	
	計			72	100.00%	
Ⅴ	利益相反指針・細則等のWeb上情報等について					
	利益相反ポリシー、規則・規程及び自己申告書の様式等がWeb上で公開されている場合は、以下にURLの記載をお願いいたします。もし、公開されていない場合は、お手数ですが、利益相反ポリシー、規則・規程、自己申告書等のコピーを電子メールの添付文書又は郵送でお送りいただけるようお願いいたします。（複数回答有）					
	ＵＲＬ			49	68.06%	分母は72
	添付有			24	33.33%	
	無記入			2	2.78%	
Ⅵ	大学における利益相反に関する自由意見					
	大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。		※26	4	5.56%	分母は72
回答総数				72	88.89%	分母は81

＜公立大学（法人）（回答数：29）＞　　※1～26および※(4)～(23)は別紙参照

調査事項						回答数	割合	備考
Ⅰ	個人としての利益相反マネジメントの整備状況について							
	1　貴大学では個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を制定していますか。（単に、「利益相反ポリシー」、「利益相反規則」などを制定している場合は、通常、個人としての利益相反ポリシー・規則等を制定しているものと考えられます。）							
	a	制定している			制定年月日　※1	19	65.52%	分母は29
	b	制定していない				10	34.48%	
		ア	i	現在個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を	策定中である	施行予定時期　※2	1	50.00%	分母は2
			ii	現在組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を		施行予定時期	0	0.00%	
			iii	現在個人及び組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を		施行予定時期	0	0.00%	
			無記入				1	50.00%	
			小計				2	20.00%	分母は10
		イ	i	今後個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを	検討中である		1	33.33%	分母は3
			ii	今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを			1	33.33%	
			iii	今後個人及び組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを			1	33.33%	
			小計				3	30.00%	
		ウ	利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが断念した			理由	1	10.00%	分母は10
		エ	現在のところ利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない			理由　※5	4	40.00%	
	計						29	100.00%	分母は29
	2　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の内容に関して、個人的利益の自己申告についてお伺いします。							
	2.1	自己申告の対象となる個人的利益の内容について記入してください。（記入例：兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料など）　※6					17	89.47%	分母は19
	2.2	個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記入してください。（記入例：1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間100万円以上など）　※7					17	89.47%	
	2.3	保有する株式の自己申告の基準値について記入してください。（記入例：公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象など）　※8					17	89.47%	
	2.4	産学連携活動に伴う大学への資金（共同研究及び受託研究（治験を含む。）や奨学寄付金）について記入してください。							
		a	自己申告させている			具体的に　※9	13	68.42%	分母は19
		b	自己申告させていない			※(4)	5	26.32%	
		無記入					1	5.26%	
		計					19	100.00%	

調　査　事　項				回答数	割合	備考
Ⅰ	3　広い意味での利益相反（Conflict of Interest）には責務相反（Conflict of Commitment）が含まれ、責務相反の問題の一つに兼業があります。兼業についてお伺いします。					
	3.1	貴大学では、教員が大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用したベンチャー）の代表取締役に就任することを認めていますか。				
		a	認めている　具体的に　※10	14	73.68%	分母は19
		b	認めていない	4	21.05%	
		無記入		1	5.26%	
		計		19	100.00%	
	3.2	貴大学では、教員が大学発ベンチャーの取締役に就任することを認めていますか。				
		a	認めている　具体的に　※11	15	78.95%	分母は19
		b	認めていない	3	15.79%	
		無記入		1	5.26%	
		計		19	100.00%	
	3.3	貴大学では、教員の兼業について時間や報酬に関する制限を設けていますか。				
		a	制限を設けている　具体的に　※12	16	84.21%	分母は19
		b	制限を設けていない	2	10.53%	
		無記入		1	5.26%	
		計		19	100.00%	
	4　貴大学では、全学に共通する個人的利益の自己申告制度以外に、特定の研究計画の審査に関連して、利益相反に係る事実の申告と審査の制度を設けていますか。					
	4.1	ヒトを対象とする研究（臨床研究など）について				
		a	利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている	5	26.32%	分母は19
		b	研究計画の審査制度を設けているが、利益相反に関する審査を含んでいない	10	52.63%	
		無記入		4	21.05%	
		計		19	100.00%	
	4.2	厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究について				
		a	ヒトを対象としない研究であっても、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている	8	42.11%	分母は19
		b	（申請がない等の理由により）ヒトを対象としない研究については、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けていない	8	42.11%	
		無記入		3	15.79%	
		計		19	100.00%	
	5　貴大学の利益相反マネジメント体制について、お伺いします。					
	5.1	利益相反に関する学内委員会制度について				
		a	学内委員会として利益相反委員会を設けている　具体的に　※13	19	100.00%	分母は19
		b	学内委員会として利益相反委員会を設けていない	0	0.00%	
		計		19	100.00%	
	5.2	利益相反に関する学外委員会制度について				
		a	学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けている　具体的に　※14	1	5.26%	分母は19
		b	学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けていない　※(17)	17	89.47%	
		無記入		1	5.26%	
		計		19	100.00%	
	5.3	学内の利益相反問題について教員等からの相談に応じてアドバイスをすることが職務である利益相反アドバイザーについてお伺いします。				
		a	利益相反アドバイザーを設けている　具体的に　※15	9	47.37%	分母は19
		b	利益相反アドバイザーを設けていない	10	52.63%	
		計		19	100.00%	

調　査　事　項						回答数	割合	備考
Ⅰ	5.4	利益相反担当の事務職員についてお伺いします。						
		a	利益相反担当の専任の事務職員を置いている	具体的に		0	0.00%	分母は19
		b	利益相反担当の兼任の事務職員を置いている	具体的に	※17	17	89.47%	
		無記入			※(19)	2	10.53%	
		計				19	100.00%	
Ⅱ	大学（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況について							
	大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。							
	1　貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反に関して、ポリシーや規則・規程等を制定していますか。							
		a	制定している	制定年月日	※18	9	47.37%	分母は19
				具体的に	※19			
		制定していない				10	52.63%	
		b	ア	現在組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定中である	施行予定時期	0	0.00%	分母は10
			イ	今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である		7	70.00%	
			ウ	組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが断念した	理由	0	0.00%	
			エ	現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない	理由	※20	3	30.00%
		計					19	100.00%	分母は19
	2　既に制定されている大学（組織）としての利益相反ポリシー、規則・規程等について、お伺いします。							
	2.1	学長、理事、研究科長等の大学（組織）のために意思決定を行う権限のある者について、一般の職員とは異なる特別の個人的利益の申告義務を課していますか。						
		a	特別の申告義務を課している	具体的に		0	0.00%	分母は9
		b	一般職員と同様の申告義務を課している			8	88.89%	
		無記入				1	11.11%	
		計				9	100.00%	
	2.2	大学（組織）そのものの利益相反についてどのような禁止事項を設けていますか。						
		a	大学（組織）と共同研究・受託研究、製品・サービスの納入、工事の請負等の契約関係にある企業について、大学（組織）や大学と関連する財団などが寄付金を受けることを禁止している			0	0.00%	分母は9
		b	大学（組織）が相当程度の株式（未公開株式等を含む）を保有する企業について、大学（組織）が共同研究・受託研究（治験等の臨床研究を含む）を行うことを禁止している			0	0.00%	
		c	その他	具体的に	※22	1	11.11%	
		d	特に禁止事項を設けていない		※(22)	7	77.78%	
		無記入				1	11.11%	
		計				9	100.00%	
	2.3	大学（組織）としての利益相反を審議するための特別の委員会を設置していますか。						
		a	設置している	具体的に	※23	1	11.11%	分母は9
		b	特別の委員会を設置せず、個人としての利益相反委員会で併せて審議している		※(23)	7	77.78%	
		無記入				1	11.11%	
		計				9	100.00%	

調　査　事　項				回答数	割合	備考
Ⅱ	2.4	上記「2.1」～「2.3」以外に大学（組織）としての利益相反マネジメントに個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的に記入してください。		0	0.00%	分母は9
Ⅲ	実際に生じた個人としての利益相反事例について					
	貴学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。					
	a	生じたことがある	具体的に	0	0.00%	分母は29
	b	生じたことはない		29	100.00%	
	計			29	100.00%	
Ⅳ	実際に生じた組織としての利益相反事例について					
	貴学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄付をしている（あるいは過去にした、将来する）企業との共同研究について、契約内容について他企業よりも優遇した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業に対して、治験審査委員会（IRB）等の研究審査委員会で特権や例外を設けた。／大学発ベンチャーに関係する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学教職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄付をしたりしている会社の株式を所有している。）					
	a	生じたことがある	具体的に	0	0.00%	分母は29
	b	生じたことはない		28	96.55%	
	無記入			1	3.45%	
	計			29	100.00%	
Ⅴ	利益相反指針・細則等のWeb上情報等について					
	利益相反ポリシー、規則・規程及び自己申告書の様式等がWeb上で公開されている場合は、以下にURLの記載をお願いいたします。もし、公開されていない場合は、お手数ですが、利益相反ポリシー、規則・規程、自己申告書等のコピーを電子メールの添付文書又は郵送でお送りいただけるようお願いいたします。（複数回答有）					
	ＵＲＬ			13	68.42%	分母は19
	添付有			8	42.11%	
Ⅵ	大学における利益相反に関する自由意見					
	大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。		**※26**	2	6.90%	分母は29
Ⅶ	貴学の設置形態は					
	b	公立大学		5	17.24%	分母は29
	c	公立大学法人		24	82.76%	
	計			29	100.00%	
回答総数				29	61.70%	分母は47

＜私立大学（回答数：65）＞　　※1～26および※(1)～(27)は別紙参照

調査事項						回答数	割合	備考
Ⅰ	個人としての利益相反マネジメントの整備状況について							
	1　貴大学では個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を制定していますか。（単に、「利益相反ポリシー」、「利益相反規則」などを制定している場合は、通常、個人としての利益相反ポリシー・規則等を制定しているものと考えられます。）							
	a	制定している			制定年月日　※1	39	60.00%	分母は65
	b	制定していない				26	40.00%	
		ア	i	現在個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を	策定中である	施行予定時期	0	0.00%	分母は2
			ii	現在組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を		施行予定時期	0	0.00%	
			iii	現在個人及び組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を		施行予定時期　※3	1	50.00%	
			無記入			※(1)	1	50.00%	
			小計				2	7.69%	分母は26
		イ	i	今後個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを	検討中である		2	14.29%	分母は14
			ii	今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを			0	0.00%	
			iii	今後個人及び組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを		※(2)	6	42.86%	
			無記入				6	42.86%	
			小計				14	53.85%	分母は26
		ウ	利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが断念した			理由　※4	1	3.85%	
		エ	現在のところ利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない			理由　※5	8	30.77%	
		無記入					1	3.85%	
	計						65	100.00%	分母は65
	2　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の内容に関して、個人的利益の自己申告についてお伺いします。							
	2.1	自己申告の対象となる個人的利益の内容について記入してください。（記入例：兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料など）　※6					38	97.44%	分母は39
	2.2	個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記入してください。（記入例：1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間100万円以上など）　※7					39	100.00%	
	2.3	保有する株式の自己申告の基準値について記入してください。（記入例：公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象など）　※8					39	100.00%	
	2.4	産学連携活動に伴う大学への資金（共同研究及び受託研究（治験を含む。）や奨学寄付金）について記入してください。							
		a	自己申告させている			具体的に　※9	31	79.49%	分母は39
		b	自己申告させていない			※(4)	8	20.51%	
		計					39	100.00%	

	調　査　事　項				回答数	割合	備考
Ⅰ	３　広い意味での利益相反（Conflict of Interest）には責務相反（Conflict of Commitment）が含まれ、責務相反の問題の一つに兼業があります。兼業についてお伺いします。（該当者以外に回答有）						
	3.1	貴大学では、教員が大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用したベンチャー）の代表取締役に就任することを認めていますか。					
		a	認めている	具体的に ※10	28	66.67%	分母は42
		b	認めていない	※(6)	12	28.57%	
		無記入		※(7)	2	4.76%	
		計			42	100.00%	
	3.2	貴大学では、教員が大学発ベンチャーの取締役に就任することを認めていますか。					
		a	認めている	具体的に ※11	30	71.43%	分母は42
		b	認めていない	※(8)	10	23.81%	
		無記入		※(9)	2	4.76%	
		計			42	100.00%	
	3.3	貴大学では、教員の兼業について時間や報酬に関する制限を設けていますか。					
		a	制限を設けている	具体的に ※12	23	54.76%	分母は42
		b	制限を設けていない	※(10)	17	40.48%	
		無記入		※(11)	2	4.76%	
		計			42	100.00%	
	４　貴大学では、全学に共通する個人的利益の自己申告制度以外に、特定の研究計画の審査に関連して、利益相反に係る事実の申告と審査の制度を設けていますか。（該当者以外に回答有）						
	4.1	ヒトを対象とする研究（臨床研究など）について					
		a	利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている	※(12)	18	42.86%	分母は42
		b	研究計画の審査制度を設けているが、利益相反に関する審査を含んでいない		17	40.48%	
		無記入		※(13)	7	16.67%	
		計			42	100.00%	
	4.2	厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究について					
		a	ヒトを対象としない研究であっても、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている	※(14)	26	61.90%	分母は42
		b	（申請がない等の理由により）ヒトを対象としない研究については、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けていない		11	26.19%	
		無記入		※(16)	5	11.90%	
		計			42	100.00%	
	５　貴大学の利益相反マネジメント体制について、お伺いします。						
	5.1	利益相反に関する学内委員会制度について					
		a	学内委員会として利益相反委員会を設けている	具体的に ※13	37	94.87%	分母は39
		b	学内委員会として利益相反委員会を設けていない		2	5.13%	
		計			39	100.00%	
	5.2	利益相反に関する学外委員会制度について					
		a	学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けている	具体的に ※14	1	2.56%	分母は39
		b	学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けていない	※(17)	38	97.44%	
		計			39	100.00%	
	5.3	学内の利益相反問題について教員等からの相談に応じてアドバイスをすることが職務である利益相反アドバイザーについてお伺いします。					
		a	利益相反アドバイザーを設けている	具体的に ※15	23	58.97%	分母は39
		b	利益相反アドバイザーを設けていない	※(18)	16	41.03%	
		計			39	100.00%	

調　査　事　項					回答数	割合	備考
Ⅰ	5.4	利益相反担当の事務職員についてお伺いします。					
		a	利益相反担当の専任の事務職員を置いている	具体的に	0	0.00%	分母は39
		b	利益相反担当の兼任の事務職員を置いている	具体的に　※17	36	92.31%	
		無記入		※(19)	3	7.69%	
		計			39	100.00%	
Ⅱ	大学（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況について						
	大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。						
	１　貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反に関して、ポリシーや規則・規程等を制定していますか。						
		a	制定している	制定年月日　※18 具体的に　※19	9	23.08%	分母は39
		制定していない			30	76.92%	
		b	ア	現在組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定中である	施行予定時期	0	0.00%	分母は30
			イ	今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である		10	33.33%	
			ウ	組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが断念した	理由	0	0.00%	
			エ	現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない	理由　※20	15	50.00%	
		無記入				5	16.67%	
		計				39	100.00%	分母は39
	２　既に制定されている大学（組織）としての利益相反ポリシー、規則・規程等について、お伺いします。						
	2.1	学長、理事、研究科長等の大学（組織）のために意思決定を行う権限のある者について、一般の職員とは異なる特別の個人的利益の申告義務を課していますか。					
		a	特別の申告義務を課している	具体的に	0	0.00%	分母は9
		b	一般職員と同様の申告義務を課している		7	77.78%	
		無記入		※(21)	2	22.22%	
		計			9	100.00%	
	2.2	大学（組織）そのものの利益相反についてどのような禁止事項を設けていますか。					
		a	大学（組織）と共同研究・受託研究、製品・サービスの納入、工事の請負等の契約関係にある企業について、大学（組織）や大学と関連する財団などが寄付金を受けることを禁止している		0	0.00%	分母は9
		b	大学（組織）が相当程度の株式（未公開株式等を含む）を保有する企業について、大学（組織）が共同研究・受託研究（治験等の臨床研究を含む）を行うことを禁止している		0	0.00%	
		c	その他	具体的に	0	0.00%	
		d	特に禁止事項を設けていない		9	100.00%	
		計			9	100.00%	
	2.3	大学（組織）としての利益相反を審議するための特別の委員会を設置していますか。					
		a	設置している	具体的に	0	0.00%	分母は9
		b	特別の委員会を設置せず、個人としての利益相反委員会で併せて審議している		7	77.78%	
		無記入		※(24)	2	22.22%	
		計			9	100.00%	

調　査　事　項				回答数	割合	備考
Ⅱ	2.4	上記「2.1」～「2.3」以外に大学（組織）としての利益相反マネジメントに個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的に記入してください。		0	0.00%	分母は9
Ⅲ	実際に生じた個人としての利益相反事例について					
	貴学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。					
	a	生じたことがある	具体的に ※24	6	9.23%	分母は65
	b	生じたことはない		56	86.15%	
	無記入		※(25)	3	4.62%	
	計			65	100.00%	
Ⅳ	実際に生じた組織としての利益相反事例について					
	貴学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄付をしている（あるいは過去にした、将来する）企業との共同研究について、契約内容について他企業よりも優遇した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業に対して、治験審査委員会（IRB）等の研究審査委員会で特権や例外を設けた。／大学発ベンチャーに関係する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学教職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄付をしたりしている会社の株式を所有している。）					
	a	生じたことがある	具体的に ※25	1	1.54%	分母は65
	b	生じたことはない		61	93.85%	
	無記入		※(26)	3	4.62%	
	計			65	100.00%	
Ⅴ	利益相反指針・細則等のWeb上情報等について					
	利益相反ポリシー、規則・規程及び自己申告書の様式等がWeb上で公開されている場合は、以下にURLの記載をお願いいたします。もし、公開されていない場合は、お手数ですが、利益相反ポリシー、規則・規程、自己申告書等のコピーを電子メールの添付文書又は郵送でお送りいただけるようお願いいたします。（複数回答有）					
	ＵＲＬ			23	58.97%	分母は39
	添付有			11	28.21%	
	無記入		※(27)	8	20.51%	
Ⅵ	大学における利益相反に関する自由意見					
	大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。		※26	10	15.38%	分母は65
回答総数				65	36.72%	分母は177

【Ⅰ　個人としての利益相反マネジメントの整備状況について】
【Ⅰ－１-a　貴大学では個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を制定していますか。（単に、「利益相反ポリシー」、「利益相反規則」などを制定している場合は、通常、個人としての利益相反ポリシー・規則等を制定しているものと考えられます。）／制定してる（制定年月日）】　※1

No.	制定年月日	備考	種別
1	2004	年度	国
2	2004.2.17、2004.4.1	（左から）ポリシー、規程	国
3	2004.4		国
4	2004.4.1		国
5	2004.4.1		国
6	2004.4.1		国
7	2004.4.1		国
8	2004.4.1		国
9	2004.4.1		国
10	2004.4.7、2010.4.1		国
11	2004.7.22		国
12	2004.9.3、2004.10.8	（左から）ポリシー、規則	国
13	2004.9.30		国
14	2004.10.21		国
15	2004.11.4		国
16	2004.11.5		国
17	2004.12.8		国
18	2004.12.22		国
19	2005.1.18、2005.3.22、2009.3.17	（左から）利益相反・責務相反マネージメント委員会規則、利益相反・責務相反マネージメントポリシー、臨床研究に係る利益相反ポリシー	国
20	2005.2.9		国
21	2005.3.3		国
22	2005.3.9		国
23	2005.3.11		国
24	2005.3.17		国
25	2005.3.17、 2005.11.22	（左から）利益相反ポリシー、利益相反規則	国
26	2005.3.24		国
27	2005.4.1		国
28	2005.4.18		国
29	2005.4.19		国
30	2005.6.28		国
31	2005.9.20		国
32	2005.9.29		国
33	2005.9.29		国
34	2005.10.6		国
35	2005.11.24		国
36	2005.12.6		国
37	2006.3.20		国
38	2006.3.23		国
39	2006.4.1		国
40	2006.4.1、2006.10.19	（左から）産学連携、臨床研究	国
41	2006.4.12		国
42	2006.5.25		国
43	2006.6		国
44	2006.7.13		国
45	2006.9.15		国
46	2006.11.21		国
47	2007.2.15		国
48	2007.2.21		国
49	2007.2.26		国
50	2008.3.19	ポリシー及び規程	国
51	2008.3.24、2009.10.22	（左から）ポリシー、規程	国
52	2008.9.10		国
53	2008.9.16		国
54	2008.9.25		国
55	2009.4.27		国
56	2009.9.9		国
57	2009.9.16		国
58	2009.10.8		国
59	2009.11.9		国
60	2009.11.12		国
61	2010.2.18		国
62	2010.3.17		国
63	2010.3.26		国

No.	制定年月日	備考	種別
64	2011.3.3		国
65	2012.5.10	規則のみ制定。現在ポリシー作成中（2012.10頃施行）	国
66	2012.8.1		国
67	2005.4.1		公法
68	2006.8.2		公法
69	2006.9.27		公
70	2007.4.1		公法
71	2007.10.23		公法
72	2008.4.1		公法
73	2009.1.7		公
74	2009.2.5		公法
75	2009.4.1		公法
76	2009.4.1		公法
77	2009.4.1		公法
78	2009.7.1		公法
79	2009.9.15、20		公法
80	2009.10.6		公法
81	2010.3.11		公法
82	2010.3.18		公法
83	2010.4.1		公法
84	2011.3.14		公法
85	2012.4		公法
86	2004.3.31		私
87	2004.11.17		私
88	2005.4.1、 2005.12.6	（左から）ポリシー、内規	私
89	2006.3		私
90	2006.4.1		私
91	2006.12.1、2009.4.1	（左から）ポリシー、規程	私
92	2007.4		私
93	2007.11.1		私
94	2009.1.14		私
95	2009.4.1		私
96	2009.4.1		私
97	2009.4.1		私
98	2009.4.1		私
99	2009.4.14		私
100	2009.5.1		私
101	2009.5.23		私
102	2009.9.10		私
103	2009.9.24		私
104	2009.10.1、2009.10.19	（左から）ポリシー、規程	私
105	2009.10.6		私
106	2009.10.9		私
107	2009.10.13		私
108	2009.10.19		私
109	2009.12.1		私
110	2009.12.4	本学では現在のところ、教職員等が公的研究費の支給を受けて行う研究（公的資金研究）における「個人としての利益相反」をマネジメント対象としています	私
111	2010.3		私
112	2010.3.9		私
113	2010.4.1		私
114	2010.4.1		私
115	2010.4.1		私
116	2010.9.1		私
117	2011.2		私
118	2011.3.25		私
119	2011.4		私
120	2011.4.1		私
121	2011.7		私
122	2011.9.5	23年度から適用	私
123	2011.11.1		私
124	2012.4.1		私

【Ⅰ－１-b-ア-ⅰ　貴大学では個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を制定していますか。（単に、「利益相反ポリシー」、「利益相反規則」などを制定している場合は、通常、個人としての利益相反ポリシー・規則等を制定しているものと考えられます。）／制定していない／現在個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定中である（施行予定時期：　年　月頃）】　※2

No.	施行予定時期	種別
1	未定	公法

【Ⅰ－１-b-ア-ⅲ　貴大学では個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を制定していますか。（単に、「利益相反ポリシー」、「利益相反規則」などを制定している場合は、通常、個人としての利益相反ポリシー・規則等を制定しているものと考えられます。）／制定していない／現在個人及び組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定中である（施行予定時期：　年　月頃）】　※3

No.	施行予定時期	種別
1	2013年5月頃	私

【Ⅰ－１-b-ウ　貴大学では個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を制定していますか。（単に、「利益相反ポリシー」、「利益相反規則」などを制定している場合は、通常、個人としての利益相反ポリシー・規則等を制定しているものと考えられます。）／制定していない／利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが断念した（理由）】　※4

No.	理由	種別
1	全学の意識が統一されなかった	私

【Ⅰ－１-b-エ　貴大学では個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を制定していますか。（単に、「利益相反ポリシー」、「利益相反規則」などを制定している場合は、通常、個人としての利益相反ポリシー・規則等を制定しているものと考えられます。）／制定していない／現在のところ利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない（理由）】　※5

No.	理由	種別
1	現在のところ利益相反にかかわる具体的事例が発生していないため	公
2	県立の大学院であり、県職員として包括的に規定されている	公
3	これまで利益相反に類する事例がなく、必要性が生じずに現在に至っている	私
4	制定の機運が高まっていない	私
5	現状で、特に問題が無いので	私
6	大学の事業活動に利益相反マネジメントを行う性質の事業がなく、ポリシー等の策定の必要性を認めていない	私

【Ⅰ-2.1　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の内容に関して、個人的利益の自己申告についてお伺いします。／自己申告の対象となる個人的利益の内容について記入してください。（記入例：兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料など）】　※6

No.	具体的に	種別
1	相手先から給与、配当金等又はコンサルタント料、謝金、その他のサービス対価（策定中）	国
2	企業の株式、知的財産権又は研究成果有体物に関する収入、兼業報酬など	国
3	規則には明記していない	国
4	給与、兼業報酬、謝金、原稿料、コンサルタント料、実施料収入等	国
5	講演、原稿料、謝金	国
6	公開株、非公開株、ロイヤルティ、兼業	国
7	させてない	国
8	産学連携活動の相手方からの兼業収入、個人が保有する特許権等のロイヤルティ・売却収入	国
9	自己又は家族が所有又は経営している会社と大学との取引。兼業収入、売却収入、講演謝金、原稿料	国
10	診療報酬を除く収入	国
11	物品供与（予定を含む）	国
12	・臨床研究の場合：エクイティー、知的財産、報酬・給与（診療報酬は除く、原稿料、借入、ロイヤルティ、講演謝礼、その他の贈与、経営関与（役員、顧問、相談役への就任）、共同研究費、受託研究費、寄附金、インフォームドコンセントへの記載 ・産学連携の場合：公開株式（5%以上）、未公開株（ストックオプションを含む）、ロイヤルティ支払い	国
13	ロイヤルティ収入、兼業収入、公開株式の保有、未公開株式の保有	国

No.	具体的に	種別
14	株式、報酬・給与、ロイヤルティ、その他	国
15	株式の取得、営利企業の兼業、ベンチャー活動、臨床研究など	国
16	株式の保有、兼業収入、ロイヤルティ、物品等の受領など	国
17	株式の保有、特許権等の収入、兼業収入、講演謝金、原稿料など	国
18	株式等の取得・保有・売却等、兼業収入、知的財産権によるロイヤルティ収入、無償で物品等の提供を受けるなど	国
19	株式保有、特許権等のロイヤルティ	国
20	給与、謝金、原稿料、株式、新株予約権等（産学官連携活動に携わる職員等に限る）	国
21	許可を要しない短期兼業、知的財産権の第三者への承継・移転・使用許諾、施設・設備・物品の提供及び貸与、共同研究等への学生の従事、100万円以上の金銭の取得、エクイティの取得	国
22	共同研究、受託研究、兼業活動の報酬、株式保有	国
23	金融機関以外からの融資・保証、兼業等収入、ロイヤルティ（法人化以前の個人発明に係るもの）、無償の役務・機材等の提供	国
24	兼業、株の保有、特許権	国
25	兼業活動、未公開株式、ライセンス、寄付金	国
26	兼業活動、報酬・株式保有、発明の技術移転、共同・受託研究	国
27	兼業の報酬・給与、ロイヤルティ、原稿料、講演料	国
28	兼業報酬、特許に係る収入、未公開株の保有等	国
29	兼業収入	国
30	兼業収入(非常勤医師の場合を除く)、エクイティの保有、特許権等のロイヤルティ収入、高額設備購入時の機種選定関与	国
31	兼業収入（報酬・株式）、特許権等のライセンス・譲渡収入、原稿料その他学外からの報酬	国
32	兼業収入、株式上場収益など	国
33	兼業収入、株式売却益配当、ロイヤルティ、各種収入	国
34	兼業収入、公開株式5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む）の保有、ロイヤルティ収入、聞き、試薬等の有体物の提供、役務等サービスの提供、500万円以上の機器の購入について決裁権者又は契約事務担当者若しくは仕様策定委員の立場で関与したもの等	国
35	兼業収入、謝金、特許権等のロイヤルティ、原稿料、無償の役務、物品、株式等の経済的利益	国
36	兼業収入、設備・物品、株式等の経済的利益、知的財産権、ロイヤルティ、役務等の提供を受ける	国
37	兼業収入、著作物印税や講演料等	国
38	兼業収入、ロイヤルティ、未公開株、新株予約権、謝金、原稿料	国
39	兼業収入、株式等の保有、企業等への役員等への就任、特許等のライセンス契約、臨床試験・治験	国
40	兼業収入、講演料、原稿料、特許権等のロイヤルティ、印税等	国
41	兼業収入、知的財産権（特許、著作権等の移転）のロイヤルティ、原稿料、講演謝礼、その他	国
42	兼業収入、知的財産権のロイヤルティ・売却収入、設備・備品等の供与など	国
43	兼業収入、特許権に係る収入による利益、自己資本保有	国
44	兼業収入、特許権等のロイヤルティ、売却収入	国
45	兼業収入、特許権等のロイヤルティ、公開株式、未公開株式、新株予約権、その他エクイティ	国
46	兼業収入、特許権等のロイヤルティ、講演謝金、原稿料	国
47	兼業収入、特許権等のロイヤルティ、講演料等、原稿料、旅行、贈答品などの提供	国
48	兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入等	国
49	兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入	国
50	兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料など	国
51	兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料	国
52	兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料など兼業として収入があるものすべて	国
53	兼業収入、保有株式等、個人帰属の特許権等のロイヤルティ・売却収入	国
54	兼業報酬、譲渡料及び実施料報酬	国
55	公開、非公開を問わず株式、出資金、ストックオプション、受益権、兼業（技術指導、講演等の報酬（謝金を含む））	国
56	公開株式（新株予約権を含む。）の保有、売却実績、未公開株式を保有、兼業報酬、特許収入等	国
57	公開株式の保有・未公開株式の保有・ロイヤルティ収入・兼業報酬・物品購入	国
58	厚生労働省科学研究費補助金に係るもののみ、兼業収入、その他の経済的な利益の関係。生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子）についても同様	国
59	講演謝金、原稿料、その他の報酬、知的財産権のロイヤルティ、物品・役務の供与	国
60	自らの所得として計上される収入、謝金・原稿料・講演料・知的財産権のロイヤルティ	国

No.	具体的に	種別
61	兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料など、交通費等を含み、個人的利益となるものは名目の如何は問わず全てが対象	国
62	保有公開株、保有未公開株、ロイヤルティ収入、兼業報酬、ベンチャー企業役員等就任	国
63	報酬、謝金、ロイヤルティ	国
64	本学では、職員が、協力研究、技術移転、兼業、研究助成金・寄附金の受け入れ、施設等の利用提供、物品購入等の産学官民連携活動を行っている場合は、自己申告の対象としている	国
65	未公開株保有、公開株保有、新株予約権保有、報酬・謝金等、兼業収入、特許権等のロイヤルティなど	国
66	企業からの給与、謝金、原稿料など一定額以上の金銭又は物品	公
67	特に具体に定めていない	公
68	（1）給与（非常勤講師としての給与を除く）、（2）コンサルタント料や謝金等のサービスの対価、（3）受託研究費、研究助成金など、（4）特許の実施料収入、（5）株式、（6）その他公正かつ客観的な研究を困難にするもの	公法
69	学外に対して産学官連携活動を含む社会貢献活動	公法
70	企業・団体からの収入。産学連携活動に係る受入額	公法
71	技術指導料や役員報酬などが年間の合計で200万円以上、又は相当額の物品の提供がある場合（家族も適用）	公法
72	大学が機関経理せず、研究者個人が管理している研究契約金、寄付金、相談料、調査・試験料、特許権、コンサルタント料、講演・原稿執筆その他これに類する行為による寄付金・報酬等	公法
73	特許実施料収入、株式の取得、講演料、原稿料等	公法
74	給与、サービス対価、エクティ、知的財産権等の金銭的利益	公法
75	兼業、相手方企業等への株式の出資、特許の実施権許諾等	公法
76	兼業収入、ロイヤルティ、原稿料、講演料、企業から無償の機材や役務の提供、学生の派遣	公法
77	兼業収入（外部委員の報酬、講演謝金等）	公法
78	兼業収入、特許権ロイヤルティ、原稿料など	公法
79	兼業収入、特許権等のロイヤルティ・譲渡収入、講演謝金、原稿料	公法
80	講演料、原稿料、給与等の収入及び物品、設備の提供等の便益の供与	公法
81	職員等が産学官連携活動に伴って得る利益（兼業報酬、未公開株式等）	公法
82	特段の規定なし	公法
83	①株式（公開・未公開を問わない）、出資金、株式買入れ選択権（ストックオプション）、受益権等を得ている場合	私
84	あらゆる経済的な利益	私
85	企業から受ける給与、謝礼、原稿料、エクイティ等	私
86	給与、配当金、謝金、研究関連企業等の株式の保有、新株予約権の保有、研究関連企業等からの融資、保証の受入れ	私
87	研究費、兼業収入、特許権等のロイヤルティ、売却収入	私
88	兼業、技術相談・指導、講演など	私
89	兼業収入、株、特許使用料、講演料、原稿料、研究費など	私
90	兼業収入、報酬・給与、原稿料、ロイヤルティ、講演謝金、寄付金など	私
91	講師・講演等謝金、委員等の委嘱、贈与、寄附、借入金、その他経済的利益	私
92	個人帰属の知的財産権、兼業収入、講演会講師等技術相談・指導など	私
93	全て	私
94	全員物品、施設又は役務の提供による経済的利益	私
95	特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料	私
96	なし	私
97	報酬・給与、原稿料、ロイヤルティ、講演謝金、その他の贈与	私
98	本学以外の期間との間で発生する給与、サービス対価、その他金銭的価値を有するものを受け取る関係	私
99	企業・団体からの報酬・給与、ロイヤルティ、原稿料、講演謝礼など	私
100	企業からの謝金（兼業・講演料など）、株式の取得、サービス・物品の供与	私
101	給与、報酬、ロイヤルティ、謝金、交通費、日当、株式、新株予約権、有限会社への出資持分等	私
102	決めていない	私
103	兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、共同・受託研究など	私
104	兼業収入、ロイヤルティ、未公開株、公開株（発行済み5%以上の場合）、新株予約権、融資、無償の役務提供、無償の機材等の提供	私
105	兼業収入、学術指導、講演謝金、原稿料、株式等の収入、その他個人的利益	私
106	兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入	私
107	兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、外部団体からの寄付を含む経済的利益、設備・備品利用など、利益供与全般	私
108	兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料、物品贈与など	私
109	兼職、研究成果、物品供与、寄附金　等	私
110	研究の経済的な利益	私
111	講演料、原稿料、給与等の収入及び物品設備の提供等	私

No.	具体的に	種別
112	産官学連携活動に係る受け入れ、給与等(コンサルタント料、謝金等のサービス対価を含む)の収入、産学官連携活動の相手先である企業等から、株式(公開・未公開を問わない)、出資金、株式買入選択権(ストックオプション)、受益権等	私
113	同一の企業・団体からの個人収入、同一の企業・団体からの機関収入（奨学寄附金の受入れ、共同研究、受託研究、権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、客員研究員やポストドクトラルフェローの受入れ、機器の提供など）、産学連携活動の相手先のエクイティ保有、企業・団体からの無償の役務提供及び機材提供	私
114	特許権（職務発明）のロイヤルティ、兼業収入	私
115	報酬、給与、講演謝金、原稿料、ロイヤルティなど	私
116	報酬・給与、ロイヤルティ、原稿料、講演謝金、接待料、贈与物品	私
117	報酬・給与、ロイヤルティ、指導料、原稿・講演料など	私
118	報酬・給与、ロイヤルティ、講演謝金、原稿料など	私
119	報酬・給与、講演謝礼、原稿料、ロイヤルティなど	私
120	報酬・給与・謝金・原稿料・ロイヤルティ・講演料	私

【Ⅰ-2.2　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の内容に関して、個人的利益の自己申告についてお伺いします。／個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記入してください。（記入例：1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間100万円以上など）】　※7

No.	具体的に	種別
1	複数の企業からの利益の合計が100万円を超える（策定中）	国
2	1つの企業等から年間100万円以上の収入	国
3	委員会での審議にて設定されるが、現時点では設定されていない	国
4	年間の合計金額が同一組織から100万円を超える場合	国
5	１企業あたり年間収入額が100万円以上	国
6	同一企業からの兼業収入100万円以上	国
7	させてない	国
8	産学連携活動の相手方の企業（又は法人・団体）から、一社当たり年間合計80万円（税込）以上	国
9	兼業による年間収入の合計が10%以上。1企業からの収入が100万以上。年間合計300万円以上	国
10	1企業・団体から年間100万円以上の収入	国
11	1企業(団体)につき年間100万円以上（税込）	国
12	1企業・団体当たり年間100万円以上	国
13	ロイヤルティ収入-自己の保有する特許により、産学官連携活動の相手方企業から得たロイヤルティ収入のすべてを対象。兼業収入-産学官連携活動の対象となった相手方企業からの兼業収入で年間100万円以上の兼業収入を対象	国
14	全て	国
15	特になし	国
16	年間50万円以上	国
17	１つの企業から年間100万円以上	国
18	1企業・団体からの利益については、次の区分による年間合計額を基準とする。 ①兼業収入…100万円以上 ②知的財産権によるロイヤルティ収入…200万円以上（研究室への配分額との合計額） ③無償で物品等の提供を受ける…200万円以上（共同研究・受託研究等の研究契約に含まれる場合は除く）	国
19	基準値なし	国
20	産学官連携活動に携わる職員等が、1年間に1企業当たり累積で100万円を超える経済的利益を得る場合	国
21	報酬の有無にかかわらず申告させているが、特定の相手先から100万円以上の金銭を取得した場合については設問を立てて申告をさせている	国
22	1企業・団体からの金額が100万円以上	国
23	1企業等につき年間100万円以上（兼業等収入、ロイヤルティ収入）	国
24	1企業あたり総額100万円以上	国
25	100万円以上（1企業当たり）	国
26	相手方から100万円以上の報酬がある	国
27	兼業の報酬・給与、ロイヤルティは100万円、原稿料、講演料は50万円	国
28	基準なし	国
29	基準値は定めていません。個々のケース毎に総合的に判断しています	国
30	・短期間の兼業活動を行った場合で、報酬総額が一兼業先当たり5万円以上（年間） ・外部の会議への出席・発表に対する講演料等が、一企業等から年間50万円以上 ・原稿料が、一企業等から年間50万円以上 ・研究とは無関係な旅行、贈答品などの提供が、一企業等から年間5万円相当以上	国
31	1企業等あたり1年間に受けた報酬の合計額が100万円を超える場合	国
32	1法人につき年間100万円以上	国
33	1企業（又は法人・個人）当たり年間100万円以上の兼業報酬	国
34	１企業、団体当たりの利益が年間100万円以上	国

No.	具体的に	種別
35	1企業・団体からの収入が年間10万円以上（ただし、取締役等の役職についている場合は収入額に関わらず申告を要する）、特許権等のロイヤルティ・売却収入が年間30万円以上	国
36	1企業・団体当たり１年間の総収入100万円を超える場合	国
37	1企業・団体当たりの収入が年間50万円以上	国
38	1企業・団体当たりの利益が年間100万円より多い	国
39	1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上	国
40	1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上	国
41	1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間500万円以上	国
42	1企業等（又は団体・法人）から年間100万円以上の兼業報酬	国
43	1企業等から受けた報酬の合計額が1年度中に100万円を超える場合	国
44	1企業等当たりの収入が年間100万円以上、1企業等当たりの研究助成金・寄附金が年間500万円以上など	国
45	1年間にその企業等から100万円以上の兼業報酬若しくはその他の分配形式での報酬を受領すること	国
46	1法人につき年間100万円以上	国
47	おおよそ100万円を基準としている	国
48	基準値なし	国
49	基準値を定めていない	国
50	原則全額	国
51	なし	国
52	一つの企業等に関して、年間延べ通算100万円(税込)以上の金銭的収入	国
53	一般：定めていない、臨床研究：1企業あたり年間150万円以上	国
54	基準値を設けていない	国
55	兼業収入：1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上　特許権収入：基準なし	国
56	検討中であるが、100 万円と200 万円の2 段階を予定し、該当者へのヒアリングも予定している	国
57	厚生労働省科学研究費補助金に係るもののみ、すべて	国
58	申告者及びその配偶者等（配偶者及び生計を一にする二親等以内の親族をいう。）が1企業・団体当たりの利益（物品供与を含み、大学が受け入れる寄附金を除く。）が年間100万円以上	国
59	年間に受けた報酬の合計額100万円以上	国
60	年間合計200万円以上の兼業報酬、年間合計200万円以上の譲渡料及び実施料報酬（家族等が受ける場合、これも含む。）	国
61	年間収入総額が1団体につき100万円以上	国
62	売却実績合計1,000万円以上、兼業報酬100万円以上又は兼業時間数100時間、特許収入100万円以上	国
63	複数の企業からの利益の合計が年間100万円以上（奨学寄附金も含む）	国
64	複数の企業等からの利益の合計が年間100万円以上、未公開株式等は1株から	国
65	本学では、個人的利益に関し、自己申告の対象となる金額の基準としては、兼業（1回限りの講演等を含む。）については、１企業等から前年度中に受けた報酬（謝金を含む。）の合計額が100万円を超える場合としている	国
66	同一外部組織から合計年間収入100万円を超える場合	公
67	特に具体に定めていない	公
68	（1）給与（非常勤講師としての給与を除く）は100万円／年、（2）コンサルタント料や謝金等のサービスの対価、（3）受託研究費、研究助成金など、（4）特許の実施料収入、（5）株式、（6）その他公正かつ客観的な研究を困難にするもの：以上200万円／	公法
69	100万円	公法
70	1企業・団体当たりの利益が年間100万円を超える場合（1,000,001円以上）	公法
71	1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上	公法
72	1企業等　1年間　累積100万円を超える場合	公法
73	相手方企業から年間合計100万円を超える経済的利益を得る場合	公法
74	兼業収入が一定の基準を超える＊基準値は公表していません	公法
75	定めていない	公法
76	前年度1年間の合計額が同一組織から年間100万円超（ただし、診療に対する報酬を除く。）	公法
77	一の企業等からの経済的利益の年間合計額が100万円以上	公法
78	一切の利益や便宜の供与を受けることを禁止	公法
79	基準値なし。兼業許可を行っている場合、0円でも定例報告を頂いている	公法
80	技術指導料や役員報酬などが年間の合計で200万円以上、又は相当額の物品の提供がある場合	公法
81	同一企業等から年間100万円以上	公法
82	特段の規定なし	公法
83	100万円超	私
84	1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上	私
85	1企業等から年間100万円以上の経済的利益を受けた場合	私

No.	具体的に	種別
86	1年間通算100万円	私
87	1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上	私
88	1企業あたり1年間で100万円以上	私
89	1企業につき年間100万円以上（税込）の外部研究資金以外の経済的利益	私
90	過去一年間に一つの企業等から100万円相当以上の報酬	私
91	給与等：同一の企業等から、年間の合計金額が100万円以上	私
92	金額・基準値はなし	私
93	兼業収入、株、特許使用料については1企業・団体当たり年間100万円以上、講演料、原稿料については1企業・団体当たり年間50万円以上	私
94	厚生労働科研費・・1企業・団体あたり年額100万円を超える場合、厚労科研費以外の公的研究費（2012年度の例）・・1企業・団体あたりで年額200万円を超える場合（相手先が大学発ベンチャー企業の場合は年額100万円を超える場合）	私
95	定めていない	私
96	総額500万円以上、特定の相手から総額100万円以上	私
97	同一外部組織からの年間収入が100万円以上	私
98	同一組織から100万円を超えるもの	私
99	なし	私
100	年間100万円以上	私
101	年間100万円以上	私
102	年間10万円以上	私
103	本年度より施行しているので基準値は決めてない	私
104	明文化はしていない	私
105	旅費や謝金等の合計が100万円以上	私
106	企業・団体等から1件あたり100万円以上又は年間200万円以上の収入	私
107	企業・団体等から1件あたり100万円以上又は年間200万円以上の収入	私
108	企業・団体等からの収入が年間合計から100万円を超えるもの	私
109	基準なし	私
110	基準値なし（利益相反マネージメントアドバイザーに相談し、自己申告が必要か判断）薬学部・医学部は「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」に準拠	私
111	規程での定めはありません	私
112	金額の基準は定めていない	私
113	決めていない	私
114	全ての個人的利益。但し、複数の企業からの利益の合計が年間100万円以上の場合のみ、詳細な報告を求めている	私
115	同一の企業・団体からの個人収入については100万円以上、同一の企業・団体からの機関収入については200万円以上	私
116	同一の企業等から、年間合計金額が200万円以上の産官学連携活動に係る受け入れがある場合、同一の企業等から、年間の合計金額が100万円以上の給与等(コンサルタント料、謝金等のサービス対価を含む)の収入を得ている場合、産学官連携活動の相手先である企業等から、株式(公開・未公開を問わない)、出資金、株式買入選択権(ストックオプション)、受益権等を得ている場合	私
117	同一企業等から年間基準額100万円以上	私
118	年間100万円を超える収入	私
119	年間の合計収入が同一外郭組織から100万円を超える場合	私
120	年間の合計収入が同一外郭組織から100万円を超える場合など	私
121	報酬・給与、ロイヤルティ、指導料、原稿・講演料などの各収入の合計が100万円を超える場合	私

【Ｉ-2.3　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の内容に関して、個人的利益の自己申告についてお伺いします。／保有する株式の自己申告の基準値について記入してください。（記入例：公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象など）】　**※8**

No.	具体的に	種別
1	①企業の公開株式（ストックオプションを含む。）を5パーセント以上保有、②企業の未公開企業（ストックオプションを含む。）を1株以上保有	国
2	①未公開株式、②公開の場合は研究に関連するもののみ	国
3	１株以上の未公開株（株式公開後1年以内を含む）、発行済み株の5%以上の公開株、未行使の新株予約権	国
4	1株以上の未公開株式（ストックオプションを含む。）のみ対象	国
5	①未公開株式（ストックオプションを含む。）…1株以上 ②公開株式…発行済み株式の5%以上	国
6	委員会での審議にて設定されるが、現時点では設定されていない	国
7	株式数に関係なく	国
8	株式数の関わりなく対象	国
9	株式総数の5%以上	国
10	株式保有の有無を報告	国

No.	具体的に	種別
11	基準値を定めていない	国
12	基準なし	国
13	規定に定義なし	国
14	公開株式→同一組織の発行済株式の5%を超える保有の場合	国
15	公開株式の5%以上	国
16	公開株式の場合5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む）の場合は株式数に関わらず1株についても対象	国
17	公開株式の場合-産学連携活動の対象となった相手企業の公開株式について発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象	国
18	公開企業の場合は5%以上の株式保有、未公開株は1株以上	国
19	させてない	国
20	産学官連携活動の相手方企業の株式等を所有している場合は、所有割合や株式数に関わらず申告の対象としている	国
21	全て	国
22	その企業等から100万円以上若しくはその他の分配形式（ストックオプションまたは未公開株等）でのロイヤルティ収入を有すること	国
23	特になし（自らが兼業して関わる営利企業及び本学教職員の研究成果を利用したベンチャー企業等の株式を本人・配偶者もしくは一親等内の親族が取得する場合は、その全てに報告義務有り）	国
24	発行済　5%以上、未公開株（ストックオプション）は1株でも対象	国
25	発行済み株式総数の5%以上	国
26	保有する株式があるかどうか（策定中）	国
27	未公開株式：株数、持ち株比率、企業名	国
28	未公開株式の場合は1株についても対象	国
29	一般：定めていない、臨床研究：定めていない（附属病院は株式（発行済み株式の5%以上）に制限有。）	国
30	額面で200万円相当以上の公開株式(家族等が保有する場合、これも含む。)を保有している場合	国
31	株式、出資金、新株予約権（ストックオプションを含む。）、受益権等の公開企業の場合、エクイティの5%以上を保有又は保有予定。未公開株式の保有と保有予定	国
32	基準値なし	国
33	基準値なし、価額、総数関係なく保有する場合はすべて	国
34	基準値はなく、適宜審査を行う	国
35	基準値は定めていません。個々のケース毎に総合的に判断しています	国
36	基準値を設けていない	国
37	検討中であるが、公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象など）	国
38	公開、未公開を問わず、株式、出資金、ストックオプション、受益権を保有している場合（数値の定めなし）	国
39	公開、未公開を問わず、株式、出資金、ストックオプション、受益権等の保有の有無	国
40	公開株5%以上、未公開株式5%以上	国
41	公開株の場合-発行済み株の5%以上、未公開株（ストックオプションを含む。）の場合-1株以上	国
42	公開株式（ストックオプションを含む）の5%以上、または未公開株（ストックオプションを含む）を保有したとことがあるか	国
43	公開株式（ストックオプション含む）5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む）の場合は株式数に係わり無く1(株)についても対象	国
44	公開株式：発行済株式総数の5%以上、未公開株：1株以上	国
45	公開株式の5%以上、未公開株は数に関わりなく申告の対象	国
46	公開株式の場合：産学連携活動の相手方の企業の発行済み株式の総数の1%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合：株式数に関わりなく産学連携活動の相手方の未公開株式1（ストックオプションを含む。）を対象	国
47	公開株式の場合、発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象とする	国
48	公開株式の場合：発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合：株式数に関わりなく1株についても対象など	国
49	公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象	国
50	公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象	国
51	公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象	国
52	公開企業の株式は5%以上の保有、未公開企業の　株式は1株以上	国

No.	具体的に	種別
53	厚生労働省科学研究費補助金に係るもののみ、公開・非公開を問わず、株式、出資金、ストックオプション、受益権等すべて	国
54	産学官連携活動に関連して、エクイティ（株式、ストックオプション（新株予約権）、合同会社への出資持分等）を取得した場合は自己申告	国
55	産学官連携活動に携わる職員等が、1企業当たり5%を超えるエクイティを保有する場合	国
56	申告者及びその配偶者等が株式、新株予約権（ストックオプションを含む。）及び出資金等について、連携先が公開企業の場合は保有比率で5%以上、連携先が未公開企業の場合は保有比率に係わらず申告	国
57	知的財産権の承継・移転・使用許諾もしくは施設・設備・物品の提供及び貸与がある場合には、エクイティ（株式（未公開も含む）、ストックオプション（新株予約権）、有限会社への出資持分等）を申告させる	国
58	年間に、産学連携の相手方企業の（1）未公開株式等の保有者（2）全発行株式の5%以上を占める株式等の保有者（3）全出資金の5%以上を占める出資金の出資者（株式会社以外）	国
59	発行株式総数5%以上保有	国
60	本学では、公開、非公開を問わず、株式、出資金、ストックオプション、受益権等のあるエクイティのある場合は、自己申告の対象としている	国
61	本人と配偶者の合算で持ち株比率5%以上（ストックオプション含）	国
62	未公開株（公開後1年以内も含む）：1株以上保有 公開株：発行済み株の5%以上保有	国
63	未公開株式（公開後1年以内を含む）の1株以上の保有、公開企業の発行済株式の5%以上の保有	国
64	公開・非公開に区別なくすべて申告する	公
65	特に具体に定めていない	公
66	5%を超える場合	公法
67	株式及び新株予約権を株式数に関わりなく対象としている	公法
68	公開・非公開を問わず産学連携活動の相手先の株式すべて	公法
69	定めていない	公法
70	産学連携活動の相手方との関係がある場合は、株式数に関わりなく対象	公法
71	同一企業の株式等について、8%以上保有している	公法
72	なし	公法
73	発行済み株式等の総数の5%を超える場合	公法
74	一の企業等からの株式取得による経済的利益の年間合計額が100万円以上かつ、取得した株式が当該企業の全株式の5%以上	公法
75	一切の利益や便宜の供与を受けることを禁止	公法
76	基準値なし	公法
77	公開株は発行済み株数5%以上、未公開株は1株以上、出資金、新株予約権、受益権など	公法
78	公開株式（ストックオプションを含む。）の場合 - 発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象	公法
79	大学発ベンチャー及び教育･研究と関わりのある企業の未公開株を額面で200万円以上保有している場合（家族も適用）	公法
80	特段の規定なし	公法
81	1株以上自己申告	私
82	1株から対象	私
83	1企業年間100万円以上、あるいは当該全株式の5%以上保有の者を対象	私
84	5%以上の株式	私
85	株式1株から	私
86	株式数に関わりなく対象とする	私
87	金額・基準値はなし	私
88	公開・未公開に関わりなく1株についても対象	私
89	公開株式の場合-発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式は1株についても対象	私
90	定めていない	私
91	特に規程なし	私
92	特になし	私
93	特になし	私
94	なし	私
95	なし	私
96	なし	私
97	なし	私
98	保有する場合は全て	私
99	未公開株（1株以上）、公開株（発行済株1%以上）、持分会社の自己資本（1%以上の持分）、新株予約権の保有	私
100	未公開株式を含む企業等の株式及び新株予約権等を取得した場合	私
101	明文化はしていない	私
102	株式（公開株5%以上、未公開株1株以上）	私
103	株式（公開株5%以上、未公開株は1株以上）	私

No.	具体的に	種別
104	株式公開企業のエクイティの5%以上保有	私
105	株数の基準は定めていない	私
106	基準なし	私
107	基準値なし（利益相反マネージメントアドバイザーに相談し、自己申告が必要か判断） 薬学部・医学部は「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」に準拠	私
108	規程での定めはありません	私
109	具体的な基準値はなし	私
110	決めていない	私
111	公開、未公開を問わず、1企業当たり5%を超える場合	私
112	公開・未公開を問わず1株についても対象	私
113	公開の場合5%以上、非公開の場合1株以上	私
114	公開株式、未公開株の場合は株式数に関わりなく1株についても対象	私
115	公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式は1株以上	私
116	産学連携活動に関する企業については、すべてについて報告を求めている	私
117	産学連携活動の相手先のエクイティについて申告させている	私
118	産学連携活動の相手先のエクイティについて、公開企業の場合は5%以上の株式保有が対象、未公開企業の場合は1株以上が対象となる	私
119	特に基準なし	私

【Ⅰ-2.4-a　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の内容に関して、個人的利益の自己申告についてお伺いします。／産学連携活動に伴う大学への資金（共同研究及び受託研究（治験を含む。）や奨学寄付金）について記入してください。／自己申告させている→具体的に記入してください。（記入例：1企業・団体当たりの合計金額が年間200万円以上、臨床研究実施計画等の審査の場合にのみ自己申告させている、など）】　**※9**

No.	具体的に	種別
1	「臨床研究に係わる利益相反」の申告では、年間300万円以上の場合にのみ自己申告させている	国
2	1企業当たりの合計金額が年間200万円以上	国
3	1企業・団体からの金額が年間200万以上	国
4	1企業・団体当たりの１年間の総受入額が200万円を超える場合	国
5	1企業・団体当たりの金額が年間100万円以上の寄附金	国
6	1企業・団体当たりの合計金額が50万円以上	国
7	1企業・団体当たりの合計金額が年間100万円以上、臨床研究実施計画等の審査の場合にのみ自己申告させている	国
8	1企業・団体当たりの合計金額が年間200万円以上、臨床研究実施計画等の審査の場合にのみ自己申告させている	国
9	1企業・団体当たりの合計金額が年間200万円以上、臨床研究実施計画等の審査の場合にのみ自己申告させている	国
10	1企業・団体当たりの合計金額が年間200万円以上。但し、大学と企業等との間で契約を行う共同研究・受託研究は対象外としている	国
11	１企業あたり総額100万円以上の収入	国
12	１企業等当たりの研究助成金・寄附金（応募、申請及び審査の形を経て受ける研究助成金を除く。）が年間500万円以上	国
13	1件当たりの共同研究・受託研究が年間200万円以上、または1企業・団体からの寄附金が年間200万円以上である場合、次により自己申告する。 ①定期申告…「200～500万円」、「500万円以上」のいずれの範囲に該当するか選択肢により申告する。 ②事象発生前申告…金額を記載する。（円単位）	国
14	有無のみ自己申告。金額チェックは大学側にて	国
15	企業・団体当たり金額を問わず	国
16	企業等から年間50万円以上の収入を受けた場合、無償の経済的利益（機材の借用等）を受けた場合	国
17	共同研究、受託研究、寄付金の有無を記載	国
18	金額等に関わらずすべて届出をお願いしている	国
19	金額に関わらず全て	国
20	原則としてすべて	国
21	受託・共同研究：件数のみ申告、寄付金：件数と受入総額を申告	国
22	全て	国
23	全て申請し、許可を受ける	国
24	年間の合計金額が同一組織から200万円を超える場合	国
25	複数の企業からの合計金額が200万円を超える場合（策定中）	国
26	利害関係がある企業ととの共同研究等について、参加の有無を自己申告する	国
27	臨床研究実施計画書の場合、倫理委員会から調査の依頼を受けて、COIマネジメント委員会から自己申告書の提出を求める	国
28	臨床研究の審査時に共同研究、受託研究及び寄付金が年間200万円を超える場合	国

No.	具体的に	種別
29	下記のいずれかに該当する企業との共同研究、受託研究（治験を含む）又は受託試験に、研究担当者又は研究協力者として参加したことがある、又は奨学寄附金を受けたことがある場合、自己申告させている。 ・ 公開株式（ストックオプションを含む）の5パーセント以上を保有したことがある企業 ・ 未公開株（ストックオプションを含む）を保有したことがある企業 ・ 公開株式（但し、5パーセント以上を保有したことがある企業に限る）、または未公開株（ストックオプションを含む）を売却したことがある企業 ・ 個人保有の知的財産権又は研究成果有体物に関する売却先の企業 ・ 年間100万円以上（源泉徴収税額等控除前の支払金額）の兼業報酬先企業 ・ 役員等（役職は問わない）に就任したことがある企業	国
30	基準値を設けていない	国
31	寄付金：1企業(団体)につき年間100万円以上（予定を含む）、物品購入又は業務委託を行うにあたり、機種又は業者の選定等に関与（予定を含む）：1企業(団体)につき年間500万円以上（税込）	国
32	共同研究、受託研究、寄付金、兼業（全ての兼業収入の合計が大学の給与を上回る場合）、学術指導、500万円以上の物品・役務サービス等の調達	国
33	共同研究-1件当たり100万円以上の企業との共同研究代表者、受託研究-1件当たり100万円以上の企業との受託研究代表者、寄付金-共同研究-1件当たり100万円以上の寄付金を受けた職員	国
34	共同研究及び受託研究、奨学寄付金は、全て申告させている	国
35	協力研究、技術移転、研究助成金・寄附金の受け入れ、設備及び物品の供与がある場合は、自己申告の対象としている	国
36	厚生労働省科学研究費補助金に係るもののみ、共同研究、受託研究、学術指導、奨学寄附金・研究助成金、依頼試験・分析、機器の提供等のうち、年間の合計受入額が同一企業・団体から200万円を超える場合	国
37	厚労科研の申請又は実施しようとする職員等が1年間に1機関当たり累積で200万円を超える機関等からの経済的利益を得る場合に申告させている	国
38	産学官連携活動のうち、企業との関係があるかどうか、自己申告させている	国
39	申請臨床研究に係る産学官連携活動の有無。年間100万円以上の場合のみ。研究実施者及び関係者対象	国
40	年一回の申告で、これらに該当するかしないかを調査している。臨床研究については、金額の如何にかかわらず審査を行っている	国
41	年間に産学連携の相手方である一つの企業等に関して、年間延べ通算100万円（税込みの金額）以上の金銭的収入を個人で得た場合	国
42	法人毎に外部資金種別毎に受入れの有無の申告（金額基準は無）	国
43	未公開株式または5%以上の公開株式を保有しているか、1法人につき年間100万円以上の収入を得たか、無償の役務又は物品の提供を受けたか、あるいは融資や保証を受けた（金融機関を除く）法人から、1年間あたり200万円以上の共同研究又は受託研究又は寄付金の受入れがあった場合のみ自己申告させている	国
44	利害関係を有する企業等から研究機器等を購入する場合、株式（家族等が保有する場合、これも含む。）を保有している企業等（中小企業に限る。）と共同研究又は受託研究を行う場合	国
45	臨床研究：1企業あたり間200万円以上	国
46	同一外部団体から年間受入額が200万円を超える場合	公
47	原則、全てについて申告させている	公
48	1企業・団体当たりの合計金額が年間200万円	公法
49	1企業・団体当たりの合計金額が年間200万円を超える場合	公法
50	1件当たり100万円以上	公法
51	1企業等　1年間　累積200万円を超える場合	公法
52	産学官連携活動で年間合計200万円	公法
53	産学連携に係る受入額・・・前年度1年間の同一組織からの年間受入額が200万円超	公法
54	一の企業等からの金品またはサービスの供与の年間合計額が200万円以上	公法
55	疑義が生じるおそれがある場合には、利益相反委員会へ自己申告させている。（企業から提供を受けている外部研究費の金額が200万円以上で、当該企業に資材調達や請負委託等を発注する場合、外部研究費（共同研究費・受託研究費・奨学寄附金等）の提供を受けている企業から別途、公開を前提とした当該企業の事業や経営に係わる評価を行う場合、家族が関係する研究に従事する場合、家族が役員等を務める企業に資材調達や請負委託等を発注する場合	公法
56	共同研究の相手方企業等から個人的な借り入れを行う場合、寄附金を受入れた相手方企業に対し、研究の報告を行う場合	公法
57	受託研究費、研究助成金などについて同一組織から200万円以上	公法
58	同一企業等で年間200万円以上	公法
59	1企業・団体当たりの合計金額が年間200万円以上	私
60	1企業等につき年間200万円以上の経済的利益を受けた場合	私
61	1企業につき年間100万円以上の外部資金を受け入れている場合に自己申告させている	私

No.	具体的に	種別
62	共同研究等研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた研究費が合計50万円以上、奨学寄附金については、1企業・団体あたり年間200万円以上を対象に、①倫理委員会申請時②厚生科研費申請時に自己申告させている	私
63	金額を問わず契約前に申告書、判定、契約手続きへ	私
64	厚生労働科研費・・1企業・団体あたりで年額200万円（相手先が大学発ベンチャー企業の場合は金額を問わず受入れ額がある場合）、厚労科研費以外・・1企業・団体あたりで年額300万円を超える場合（相手先が大学発ベンチャー企業の場合は年額100万円を超える場合）	私
65	全て	私
66	全て。大学に報告の上、事務による契約締結等を行っているため金額にかかわらず申告としている	私
67	全てについて申告させている	私
68	全て申込書と研究計画書を提出	私
69	大学へ研究費が入るものはすべて申告させている	私
70	同一外部組織からの年間収入が200万円以上の場合に申告させている	私
71	同一組織から200万円を超えるもの	私
72	年間200万円以上	私
73	一つの企業等から過去1年間に200万円相当以上の経済的利益（奨学寄付金、受託研究費、共同研究費等）を受け入れたことがある場合	私
74	臨床研究実施計画書等の審査及び厚労科研費申請の為、利益相反チェックシートを自己申告させている	私
75	企業・団体等と年間200万円以上の研究等（共同研究、受託研究、研究助成寄付金等）を行っている場合	私
76	企業・団体等と年間200万円以上の研究等（共同研究、受託研究、研究助成寄付金等）を行っている場合	私
77	機関管理する資金はすべてが申告手続きを経る	私
78	原則、共同研究・受託研究・奨学寄附金は全て自己申告させている	私
79	厚生労働科学研究費補助金の計画調書提出時、臨床研究開始時及び治験開始時に自己申告させている	私
80	大学として機関経理をするので、金額にかかわらず全て自己申告させている	私
81	同一の企業等から、年間の合計金額が200万円以上の場合に自己申告	私
82	同一の企業等から、年間合計金額が200万円以上の産官学連携活動に係る受け入れがある場合	私
83	同一企業等から基準額200万円以上	私
84	年間200万円以上	私
85	年間の合計受入れ金額が同一外郭組織から200万円を超える場合	私
86	年間の合計受入額が同一組織から200万円を超える場合	私
87	臨床研究の審査の場合にのみ、関連する企業との研究、寄附金について自己申告させている	私

【Ⅰ-3.1-a　広い意味での利益相反（Conflict of Interest）には責務相反（Conflict of Commitment）が含まれ、責務相反の問題の一つに兼業があります。兼業についてお伺いします。／貴大学では、教員が大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用したベンチャー）の代表取締役に就任することを認めていますか。／認めている→具体的に記入してください。（記入例：ベンチャー設立から3年以内に限って認めている、特に年限を定めず認めている、など）】　※10

No.	具体的に	種別
1	（1回の申請で）許可することができる兼業の期間は4年以内	国
2	1年以内（法令等に任期の定めがある場合は4年以内）	国
3	以下を条件としている。（1）大学発ベンチャーで活用される研究成果を自らが発明、考案等していること、（2）職務の内容が、主として研究成果活用事業に関係するものであること、（3）大学発ベンチャーとの間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと、（4）兼業の申請前2年間に、大学発ベンチャーとの間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと、（5）兼業の職務内容に、本法人に対する契約の締結に係る折衝の業務（研究成果活用事業に関係する業務を除く。）が含まれていないこと、（6）教員としての職務の遂行に支障を生じないこと	国
4	技術移転事業者の役員等、研究成果活用企業の役員等、営利企業の役員等を兼ねる場合は、審査を行った上で諾否を決定する	国
5	規則に定めた7項目を満たす場合に限り認めている（①自ら成果創出、②職務内容が研究成果活用事業に関係、③企業との間に契約関係で審議参加する恐れがない、④申請前2年以内に利害関係がない、⑤大学との契約折衝の業務がない、⑥職務に支障がない、⑦公正性と信頼性確保に支障がない）	国
6	兼業の承認は原則として2年以下としている	国

No.	具体的に	種別
7	主たる事業が研究成果活用事業であること。許可は、代表取締役の任期等を考慮して定める期限を付して行う。兼業の前後2年間は当該企業と利害関係を持たないこと	国
8	大学の許可基準を満たした場合に、任期等を考慮し期限を定めて認める	国
9	大学発ベンチャー（特に年限は定めない）。要兼業審査委員会承認	国
10	当該ベンチャー企業の特性、報酬、利益授受、学生との関係等を総合的に検討し、必要に応じて認めている	国
11	特に制限がない	国
12	特になし	国
13	特に年限は定めていない	国
14	特に年限は定めていない	国
15	特に年限を定めていない	国
16	特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。その他業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。など	国
17	年限は定めず	国
18	年限を定めず	国
19	年限を定めないが毎年継続の審査をしている	国
20	必要性が極めて高いとき。兼業申請前2年以内を含めて、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないとき。COI委員会の意見を聴取。期限を付す。半年ごとに兼業内容、日時、報酬等を報告	国
21	ベンチャー設立からの年限は定めていないが、役員等の任期等を考慮して定める期限を付して許可している	国
22	過去2年間、当該企業との間に契約関係又は利害関係がある職を占めていた期間がないこと。更に、就任後大学に対する契約の締結に係る折衝業務（研究成果活用事業に関する業務を除く。）が含まれないこと	国
23	技術移転事業者、研究成果活用企業	国
24	許可申請前2年以内に、職員と企業との間に、物品購入等の契約関係その他特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。職務の内容に、大学に対する契約の締結に係る折衝の業務が含まれていないこと	国
25	兼業の申請前2年間及び現在、大学教育職員が当該申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと等	国
26	兼業審査専門委員会の審査による	国
27	兼業申請があった場合に個別に判断する	国
28	研究成果活用企業の主たる事業が研究成果活用事業であるとき	国
29	個別案件ごとに、兼業審査会で審査を行う	国
30	国立大学法人〇〇大学職員兼業規程第8条第1項各号（兼業の申請前2年間に企業との間に特別な利害関係等がある職を占めていた期間がないことや本学に対する契約の締結に係る折衝の業務が含まれていないこと等。）に掲げる基準に適合し、兼業審査委員会の議を経て承認判定を得たもの	国
31	事前に兼業の申出をし、学長の承認を得たものに限って認めている	国
32	主たる事業が研究成果活用業務に関するものである時に認めている	国
33	主たる事業が研究成果活用事業である。兼業の申請前後2年以内に、教員と企業との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のないこと	国
34	主たる事業が研究成果活用事業であること	国
35	従事することにより負担が多くなることが想定される代表取締役の就任に際しては原則就任しないこととしているが、設立時の事情（他に従業員がいない）等、真にやむを得ない場合に限り、兼業審査委員会における審議を経た後許可を行っている	国
36	職務の内容が、主として研究成果活用事業に関係するものであること、職務内容に、本学に対する契約の締結に係る折衝の業務(研究成果活用事業に関係する業務を除く。)が含まれていないこと、研究成果活用企業の事業の実施に必要な資質を有していること	国
37	大学の職務に支障が生じないと認められる場合に限る。また、過去2年以内に、教員と会計取引など関係無い場合等　ただし、これらの制約は代表取締役に限らない	国
38	大学発ベンチャーに対する定めはありませんが、兼業規定の基準を満たしていれば認めている	国
39	特に条件を定めていない	国
40	特に年限を定めずに認めている	国
41	特に年限を定めず認めている	国
42	特に年限を定めず認めている	国
43	特に年限を定めず認めている	国
44	特に年限を定めず認めている	国
45	特に年限を定めず認めている	国
46	特に年限を定めず認めている	国
47	特に年限を定めず認めている	国
48	特に年限を定めず認めているが、研究成果活用企業が活用する研究成果を教員自らが創出していること、職務内容が主として研究成果活用事業に関係するものであることを許可基準としている	国

No.	具体的に	種別
49	認めている。兼業期間は1年以内と定めている。なお、再申請は可能	国
50	本務に支障のない限り、特に年限を定めず認めているが、慣例として2年を目途に更新手続きを行っている。また、代表権を有する役員に就任する場合には、その必要理由を記載した書面の提出を求めている	国
51	特に要件は定めていない	公
52	（1）特別な利害関係がない、（2）職務の遂行について支障がない、（3）職務の公平性及び信頼性の確保に支障が生じない、（4）大学等の入学試験の準備を目的として設置・開講されている予備校、教室、塾、講座等の講師を行わない	公法
53	規程上の条件は定めていない	公法
54	研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合（研究成果活用企業）には、理事長の許可を受けて従事することができる。なお、特に年限の定めなし	公法
55	兼業先との間で利害関係が生じる恐れがない場合は認めることになるが、現時点で事例はない	公法
56	事例はないが、認めないといった取り決めはない	公法
57	特に年限を定めず認めている	公法
58	規定していない	公法
59	教職員兼業規程にて技術移転事業者の例外規定あり、年限原則1年	公法
60	兼業規程の範囲内	公法
61	兼業の状況について、1年ごとに理事長に報告しなければならない。また、従事者は、兼業の終了した日から2年間は、当該企業との間に特別な利害関係等がある業務に従事することができない	公法
62	兼業許可期間は2年以内としている。ただし、法令等により任期の定めがある場合は5年を限度として許可することができる	公法
63	職務内容が主として研究成果活用事業に関するものであること	公法
64	特段の規定なし	公法
65	「就業規則」及び「教員規程」により許可を得ることとしている	私
66	2年、更新可能	私
67	教員が教員所属箇所に届け出た後、教員所属箇所と大学が協議した上で認めている	私
68	全て届出させている	私
69	大学発ベンチャーの代表取締役の就任の兼業の可否については、明文化された規程はないため、就業規則に基づき兼業の可否を審議する。就業規則では「許可なくして本学以外の職務に従事してはならない」と規定される	私
70	当該教授会、研究科委員会、研究所委員会等の議を経て学長が承認する	私
71	特に定めてない	私
72	特に制限はない	私
73	特に年限を定めず認めている	私
74	特に年限を定めず認めている	私
75	特に年限を定めず認めている	私
76	特に年限を定めず認めている	私
77	年限等定めていないが個別に判断している	私
78	年限を定めずに認めているが、規定はない	私
79	年限を定めず認めている	私
80	決めていない	私
81	兼業規程には代表取締役への就任についての直接の定めはなく、一定の兼業許可基準を満たし、理事長が許可すれば、代表取締役への就任は可能。兼業許可期間については、兼業の種類によらず原則として1年以内と規定されているが、兼業の再申請が妨げられるものではない	私
82	現状では、特に該当する規程等はない	私
83	事案ごとに判断する	私
84	特に条件は設けていない	私
85	特に制限はしていない	私
86	特に定めはない	私
87	年限を定めていない	私
88	非常勤としての取締役、監査役等は認めている	私
89	本法人が保有する特許による技術移転事業者及び特許以外による本法人の研究成果活用企業等の役員を兼ねる場合は、兼業審査委員会の審査結果に基づき許可を行う	私
90	本法人が保有する特許による技術移転事業者及び特許以外による本法人の研究成果活用企業等の役員を兼ねる場合は、兼業審査委員会の審査結果に基づき許可を行う	私

【Ⅰ-3.2-a　広い意味での利益相反（Conflict of Interest）には責務相反（Conflict of Commitment）が含まれ、責務相反の問題の一つに兼業があります。兼業についてお伺いします。／貴大学では、教員が大学発ベンチャーの取締役に就任することを認めていますか。／認めている→具体的に記入してください。（記入例：特に条件を定めず認めている、CTO（Chief Technology Officer）に限って認めている、など）】　　**※11**

No.	具体的に	種別
1	以下を条件としている。（1）大学発ベンチャーで活用される研究成果を自らが発明、考案等していること、（2）職務の内容が、主として研究成果活用事業に関係するものであること、（3）大学発ベンチャーとの間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと、（4）兼業の申請前２年間に、大学発ベンチャーとの間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと、（5）兼業の職務内容に、本法人に対する契約の締結に係る折衝の業務（研究成果活用事業に関係する業務を除く。）が含まれていないこと、（7）教員としての職務の遂行に支障を生じないこと	国
2	企業において活用される研究成果を教員自らが発明していること。本務に影響を及ぼさないこと等	国
3	技術移転事業者の役員等、研究成果活用企業の役員等、営利企業の役員等を兼ねる場合は、審査を行った上で諾否を決定する	国
4	技術移転事業者又は研究成果活用企業に限り認めている	国
5	規則に定めた7項目を満たす場合に限り認めている（①自ら成果創出、②職務内容が研究成果活用事業に関係、③企業との間に契約関係で審議参加する恐れがない、④申請前2年以内に利害関係がない、⑤大学との契約折衝の業務がない、⑥職務に支障がない、⑦公正性と信頼性確保に支障がない）	国
6	主たる担当業務が研究成果活用事業に関係するものであること。許可は、取締役の任期等を考慮して定める期限を付して行う。兼業の前後2年間は当該企業と利害関係を持たないこと	国
7	大学の許可基準を満たした場合に、任期等を考慮し期限を定めて認める	国
8	大学発ベンチャーにおいては、役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員に就任することを認めている。（監査役については大学発ベンチャーに限らない。）	国
9	大学発ベンチャーの事業において活用される研究成果を自ら創出しており、取締役としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に関係するものであって、契約締結等の営業業務が含まれていない場合に限り認めている	国
10	代表権を持たないことを条件としている	国
11	当該ベンチャー企業の特性、報酬、利益授受、学生との関係等を総合的に検討し、必要に応じて認めている	国
12	特に条件は定めていない	国
13	特に条件は定めていない	国
14	特に条件はない	国
15	特に条件を定めず認めている	国
16	特に制限がない	国
17	特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。その他業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。など	国
18	年限、条件を定めないが、毎年継続の審査をしている	国
19	必要性が極めて高いとき。兼業申請前2年以内を含めて、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないとき。COI委員会の意見を聴取。期限を付す。半年ごとに兼業内容、日時、報酬等を報告	国
20	必要に応じて遵守事項を付して認めている	国
21	ベンチャー設立からの年限は定めていないが、役員等の任期等を考慮して定める期限を付して許可している	国
22	利益相反にならないようにして認めている	国
23	過去2年間、当該企業との間に契約関係又は利害関係がある職を占めていた期間がないこと。更に、就任後大学に対する契約の締結に係る折衝業務（研究成果活用事業に関する業務を除く。）が含まれないこと	国
24	技術移転兼業、研究成果活用兼業及び監査役兼業に従事する場合であり、それぞれ本学で規定する許可基準に適合する場合に認めている	国
25	技術移転事業者、研究成果活用企業	国
26	許可申請前2年以内に、職員と企業との間に、物品購入等の契約関係その他特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。職務の内容に、大学に対する契約の締結に係る折衝の業務が含まれていないこと	国
27	勤務に支障が出ない範囲で認めている	国
28	兼業の申請前2年間及び現在、大学教育職員が当該申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと等	国
29	兼業審査委員会の承認が必要	国
30	兼業審査専門委員会の審査による	国

No.	具体的に	種別
31	兼業申請があった場合に個別に判断する	国
32	個別案件ごとに、兼業審査会で審査を行う	国
33	国立大学法人〇〇大学職員兼業規程第8条第1項各号（兼業の申請前2年間に企業との間に特別な利害関係等がある職を占めていた期間がないことや本学に対する契約の締結に係る折衝の業務が含まれていないこと等。）に掲げる基準に適合し、兼業審査委員会の議を経て承認判定を得たもの	国
34	事前に兼業の申出をし、学長の承認を得たものに限って認めている	国
35	主たる担当業務が研究成果活用事業に関係すること。兼業の申請前後2年以内に、教員と企業との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のないこと	国
36	主たる担当業務が研究成果活用業務に関するものである時に認めている	国
37	主たる担当業務が研究成果活用事業に関係するものであること	国
38	主たる担当業務が研究成果活用事業に関係するものであるとき	国
39	職務の内容が、主として研究成果活用事業に関係するものであること、職務内容に、本学に対する契約の締結に係る折衝の業務(研究成果活用事業に関係する業務を除く。)が含まれていないこと、研究成果活用企業の事業の実施に必要な資質を有していること	国
40	審査を経て認めている	国
41	他の兼業の許可基準と同様の条件で認めている	国
42	大学の職務に支障が生じないと認められる場合に限る。また、過去2年以内に、教員と会計取引など関係無い場合等　ただし、これらの制約は取締役に限らない	国
43	大学発ベンチャーに対する定めはありませんが、兼業規定の基準を満たしていれば認めている	国
44	直接経営権のない職について認めている	国
45	特に条件を定めず認めている	国
46	特に条件を定めず認めている	国
47	特に条件を定めず認めている	国
48	特に条件を定めず認めている	国
49	特に条件を定めず認めている	国
50	特に条件を定めず認めている	国
51	特に条件を定めていない	国
52	特に年限を定めずに認めている	国
53	特に年限を定めず認めている	国
54	特に年限を定めず認めているが、研究成果活用企業が活用する研究成果を教員自らが創出していること、職務内容が主として研究成果活用事業に関係するものであることを許可基準としている	国
55	認めている。兼業期間は1年以内と定めている。なお、再申請は可能	国
56	法人化以前の人事院規則に準じて運用	国
57	本務に支障のない限り認めているが、慣例として2年を目途に更新手続きを行っている	国
58	特に要件は定めていない	公
59	（1）特別な利害関係がない、（2）職務の遂行について支障がない、（3）職務の公平性及び信頼性の確保に支障が生じない、（4）大学等の入学試験の準備を目的として設置・開講されている予備校、教室、塾、講座等の講師を行わない	公法
60	基準の範囲内で許可	公法
61	規程上の条件は定めていない	公法
62	研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合（研究成果活用企業）には、理事長の許可を受けて従事することができる。なお、特に条件の定めなし	公法
63	兼業先との間で利害関係が生じる恐れがない場合は認めることになるが、現時点で事例はない	公法
64	特に条件を定めず認めている	公法
65	特に条件を定めず認めている	公法
66	規定していない	公法
67	兼業規程の範囲内	公法
68	兼業の状況について、1年ごとに理事長に報告しなければならない。また、従事者は、兼業の終了した日から2年間は、当該企業との間に特別な利害関係等がある業務に従事することができない	公法
69	兼業許可期間は2年以内としている。ただし、法令等により任期の定めがある場合は5年を限度として許可することができる	公法
70	職務内容が主として研究成果活用事業に関するものであること	公法
71	特段の規定なし	公法
72	「就業規則」及び「教員規程」により許可を得ることとしている	私
73	一定の兼業の許可基準を満たし、理事長が許可すれば、取締役への就任も可能。兼業許可期間は原則として1年以内だが、兼業の再申請は妨げられない	私
74	教員が教員所属箇所に届け出た後、教員所属箇所と大学が協議した上で認めている	私
75	研究成果を自ら創出していること、研究成果に関する知見を有していること	私
76	大学発ベンチャーの取締役の就任の兼業の可否については、明文化された規程はないため、就業規則に基づき兼業の可否を審議する。就業規則では「許可なくして本学以外の職務に従事してはならない」と規定される	私

No.	具体的に	種別
77	当該教授会、研究科委員会、研究所委員会等の議を経て学長が承認する	私
78	特に定めてない	私
79	特に条件を定めず認めている	私
80	特に条件を定めず認めている	私
81	特に条件を定めず認めている	私
82	特に条件を定めず認めている	私
83	特に条件を定めず認めている	私
84	特に制限はない	私
85	届出を前提とする	私
86	年限等定めていないが個別に判断している	私
87	年限を定めずに認めているが、規定はない	私
88	決めていない	私
89	現状では、特に該当する規程等はない	私
90	事案ごとに判断する	私
91	特に条件は設けていない	私
92	特に条件を定めずに認めている	私
93	特に制限はしていない	私
94	特に定めはない	私
95	非常勤であり、人事部を経由して理事長に申請し認められた場合	私
96	本法人が保有する特許による技術移転事業者及び特許以外による本法人の研究成果活用企業等の役員を兼ねる場合は、兼業審査委員会の審査結果に基づき許可を行う	私
97	本法人が保有する特許による技術移転事業者及び特許以外による本法人の研究成果活用企業等の役員を兼ねる場合は、兼業審査委員会の審査結果に基づき許可を行う	私

【Ⅰ-3.3-a　広い意味での利益相反（Conflict of Interest）には責務相反（Conflict of Commitment）が含まれ、責務相反の問題の一つに兼業があります。兼業についてお伺いします。／貴大学では、教員の兼業について時間や報酬に関する制限を設けていますか。／制限を設けている→具体的に記入してください。（記入例：兼業時間については年間の総勤務時間数の30%を越えないこと、報酬については本給を越えないことなど）】　※12

No.	具体的に	種別
1	・勤務時間外：4週間につき週平均8時間以内（土日は制限しない、含まない） ・勤務時間内：4週間につき週平均2時間以内 ・報酬については規定なし	国
2	16時間／週　以下	国
3	1週間当たりの延べ兼業従事時間数が12時間を超える場合には、学長は当該職員に対する兼業を制限することができるとしている	国
4	1週間につき20時間まで。月～金曜日の間に10時間、土・日曜日のいずれか1日に10時間を限度	国
5	1週間平均した兼業従事時間数の合計時間が、16時間を超えないこと	国
6	1週8時間以内	国
7	①従事時間数の基準…全兼業の従事時間が、1週間の合計で15時間（部局長にあっては8時間。）以内または1か月間の合計が45時間（部局長にあっては32時間。病院の当直医等の兼業に従事しようとする者にあっては60時間。）以内であること ②報酬額の基準…当該年度の全兼業の報酬額の合計が前年の年収以内であること	国
8	勤務時間外に従事する兼業（兼業規則第2条）の総従事時間の合計は、年360時間以内。ただし、大学発ベンチャー等の兼業従事時間は含めない	国
9	勤務時間数の20%を超えないこと（1週間当たり7時間45分）	国
10	兼業時間については、兼業に従事する総日数が4週間につき1週間（土曜日及び日曜日を含む。）あたり3日を超えないこと。報酬については、社会通念上合理的であること	国
11	兼業の従事合計時間数が週当たり20時間以内であること	国
12	件数が7件、従事時間の合計が1週当たり8時間を超える場合には兼業を制限することができる。報酬については、本給との均衡を見て、個別に判断する	国
13	原則1週間当たりの兼業時間数の合計時間が週10時間を超えないこと	国
14	原則として1年以内。年間52日以内又は週あたり2日を超えないこと。又は週あたり4授業科目を超えないこと報酬については特に制限なし	国
15	原則として勤務時間外であること。1週間の従事時間数の合計が16時間を超える場合は、学長は兼業を制限できる	国
16	・時間：1日につき4時間まで、1か月につき80時間まで、1年につき360時間（一部480時間）まで ・報酬：報酬額の合計が年収（前年に本学から支給された年間給与総額）を上回ることが予想される場合は、事前協議、役員会の審査を要する）	国
17	時間数：職務の遂行に支障が生じない範囲、報酬：20万円／回まで	国
18	週20時間以内	国
19	週20時間まで	国
20	週8時間を限度とし、年収を超えない範囲とする	国

No.	具体的に	種別
21	週のべ従事時間数の合計時間は、週16時間を超えないこと。報酬の総額は、当該機関の職員の給与総額を超えないこと	国
22	全兼業の勤務時間：15時間／週、報酬：1時間5万円以内	国
23	前年度の年俸と同額まで。及び200時間／年以内	国
24	本給を超えないこと、教育に支障のないこと	国
25	学長は1週間当たりの延べ兼業時間数が、恒常的に10時間を超える場合には、兼業を制限することができる	国
26	規定では制限をもうけていないが、部局で制限を設けている	国
27	勤務時間については年間120 時間以内、但し、国、自治体等の委員の勤務時間は含めない。報酬の制限は設けていない	国
28	兼業による報酬の総額（年額）が、職員の年収を超えない範囲内とする。（営利企業の役員等兼業により受ける報酬は除く。）また、非常勤講師及び非常勤医師として兼業に従事できる時間は、週当たり平均8時間以内とする制限を設けている	国
29	兼業に従事しても職務の遂行に支障が生じるおそれのない場合	国
30	兼業の週の従事時間数の合計が、20時間を超えないこと	国
31	兼業の従事時間の合計は無報酬の兼業、自営の兼業、短期間の兼業及び社会貢献（国又は地方公共団体の審議会委員、特殊法人等の審査会委員その他これに類するもの）及び産官学連携に資するもので学長が認めた兼業を除き、週8時間（週休日及び休日に従事する時間を除く。）を限度としている。報酬については、特に定めた場合を除き1時間5万円、1回あたり20万円を上限としている	国
32	兼業時間について、4週間を平均して1週間につき8時間以内	国
33	兼業時間については、1週間当たりの上限時間数は原則15時間（本学の定める短期間の兼業及び無報酬の兼業は除く。）であり、報酬については、特段の定め等はない	国
34	兼業時間については、月30時間、年間360時間（総長が特に認めた場合は月40時間、年間480時間）を限度とし、報酬については社会的説明責任の範囲内であること	国
35	兼業時間については週20時間以内	国
36	兼業時間については年間の総勤務時間数の20%を越えないこととしています	国
37	兼業時間については年間の総勤務時間数の30%を越えないこと、報酬については本給を越えない程度	国
38	兼業時間は1週8時間を超えないこと	国
39	兼業時間数の制限については、1週間の平均した兼業従事時間数の合計が週16時間を超えないこと。兼業による報酬の制限については、兼業による報酬の年度総額は、年収（前年に本学から支給された年間給与総額）を超えないこと	国
40	裁量労働制適用職員については、1週間当たりの兼業従事時間の上限は10時間とする。（勤務時間内（公的兼業等）兼業に従事した時間を除く）	国
41	時間は週8時間以内、報酬は年間で本給を超えないこと	国
42	時間的制約としては、1週6時間、7件以内を限度として認めている。また、金銭的制約としては、大学での年間総収入を超える額の継続的な営利企業への兼業は認めていない	国
43	週20時間以下、時給10万以下	国
44	週の従事時間数の合計が、12時間を超える場合、学長は、兼業を制限することができる	国
45	職員が兼業に従事する場合、その職員の正規の勤務時間が1週38時間45分又は4週で155時間確保できること。非常勤講師、非常勤医師等定期的な兼業に従事する時間が、原則として週8時間以内であること	国
46	定期的な兼業に要する時間は、原則として週8時間以内であること	国
47	本務に支障のない範囲内の時間で認めている	国
48	理事等1週当たり4時間、それ以外の職員1週当たり8時間を超えてはならない。研究成果活用企業の役員等・TLO役員等・株式会社の監査役は報酬の額の概数を氏名とともに公表。また、総額400万円／年以上の報酬の場合もその総額の概数を公表（氏名なし）	国
49	申告のたびに審査を受ける	公
50	年間120時間を上限に許可している	公
51	①兼業時間については、所定労働時間数の20%を超えないこと（一般教員）②報酬については、一日当たりの給料相当額を目安としている	公法
52	1週8時間を超える場合には、理事長は兼業を制限することができる	公法
53	1週間8時間以内、年間300時間内・1月に8日以内	公法
54	8H/週×52週＝416Hを超えない	公法
55	兼業時間については、原則1週間につき8時間以内	公法
56	兼業時間については年間の総勤務時間数の240時間を超えないこと	公法
57	原則として勤務時間外（割り振り有）。平日の場合は（月の兼業総時間数）／（当該月の平日数の総計）が2時間を超えてはならない。土日の場合は①兼業日数が（月の土日の数）／2を超えてはならない。②（月の兼業総時間数）／｛（月の土日の数）／2｝が10時間を超えてはならない	公法
58	その月の1週間平均した従事時間数の合計時間は、兼業については週20時間を超えてはならない。ただし、兼業において1週間平均の月曜日から金曜日までを合算して10時間、土曜日及び日曜日を合算して10時間を限度とする	公法
59	年間416時間を超えないこと	公法
60	兼業期間原則1年、任期制は4年まで、原則時間外勤務、報酬規程はない	公法

No.	具体的に	種別
61	原則として勤務時間外	公法
62	合計件数が7件以内かつ1週当たりの延べ従事時間数が8時間以内となるものを除き、勤務時間内に従事した場合は給与を減額する	公法
63	週当たりの兼業時間数の上限は、集中講義で実施する場合を除いて週5時間以内とし、かつ週4日の終日勤務を確保することを基本とする。報酬については本給を越えないこと	公法
64	報酬に関する具体的な制限はなし。許可期間については、原則1年以内とする。（但し法令等に任期の定めがある職に就く場合は、当該任期を限度として許可することができる。また、時間（勤務時間）については、原則として勤務時間外とする。ただし、理事長が必要と認めた場合（就業免除）と認めた場合は、勤務時間内に行うことを許可することができる。（具体的な制限時間はなし）但し、（1）特別な利害関係がない、（2）職務の遂行について支障がない、（3）職務の公平性及び信頼性の確保に支障が生じない、（4）大学等の入学試験の準備を目的として設置・開講されている予備校、教室、塾、講座等の講師を行わない等の許可基準で制限している	公法
65	1週間通算8時間	私
66	1週間につき8時間以上の兼業は不可としている	私
67	1週間に半日～1日までとし、資格により異なる	私
68	4週を平均して1週につき8時間以内、ただし職務上、必要と認められる場合、従事時間数等を超えることが出来る	私
69	機関の長を経由して理事長の許可があった場合	私
70	教員が、基準授業時間（10時間（5講義））を超えて授業を担当する場合は、学内外兼務の時間を含めて10時間（5講義）を限度とする	私
71	具体的にはないが、就業規則を準拠できない場合は制限がかかる	私
72	兼業時間については年間の総勤務時間数の30%を超えないこと	私
73	兼業時間年間1コマ	私
74	兼業時間は週1日を限度としているが、報酬に関する制限はない	私
75	兼業のために時間を割くことで、本大学の職務に支障をきたさないこと。なお、現在のところ責務相反を利益相反マネジメントの対象としていない。3.1～3.3は大学の規程により回答	私
76	原則、勤務時間外に勤務。時間内に行う場合は給与を減額（公共性の高いものは例外）	私
77	週4時間程度又は週1回程度	私
78	持ち時間数の1／3以内	私
79	許可日数は、原則として1週につき1日又は平日2回(移動時間を含む。)以内とし、年間の兼業許可の累計日数は、半日2回の場合は1日と換算して、60日以内とする	私
80	兼業時間についてのみ基準としては週4時間の制限を設けている	私
81	兼業時間については週1日を超えないこと	私
82	研修日（週1日間）の範囲での兼業を基本としている	私
83	原則４時間/週	私
84	原則として1週につき1日又は平日2回(移動時間を含む。)以内とし、年間の兼業許可累計日数は60日以内	私
85	制限を設けている（週1日）	私
86	本学において行う職務に支障がないことが許可条件の1つになっているが、数値では示されていない。報酬については定めがない	私

【Ⅰ-5.1-a　貴大学の利益相反マネジメント体制について、お伺いします。／利益相反に関する学内委員会制度について／学内委員会として利益相反委員会を設けている→具体的に記入してください。（記入例：利益相反委員会は教員のみで構成される、利益相反委員会は教員及び幹部事務職員により構成される、利益相反委員会は教員及び学外有識者2名により構成される、など）】　**※13**

No.	具体的に	種別
1	理事、副学長、教員、評議員、幹部事務職員により構成される	国
2	理事、学部長、幹部事務各2-3人	国
3	利益相反委員会は教員、幹部事務職員及び学外有識者により構成されている	国
4	利益相反委員会は教員及び幹部事務職員により構成される	国
5	(1)一般教育又は基礎医学の教員、(2)学外の有識者、(3)その他学長が必要と認めた者により構成される	国
6	「利益相反マネジメント室」を設けており、学長が指名する理事２名及び、その他学長が必要と認める者により構成されています	国
7	委員会は学内役員及び学外利益相反アドバイザー	国
8	学長補佐、事務局長、学外有識者、学長指名教員、事務職員で構成される	国
9	教員、幹部事務職員及び学外有識者	国
10	教員及び幹部事務職員、学外有識者若干名で構成される	国
11	教員及び幹部事務職員及び学外有識者2名	国
12	教員のみで構成している	国

No.	具体的に	種別
13	研究担当理事が兼ねる副学長、企画総務担当理事、利益相反アドバイザー3名、産学官連携本部長、及び委員長が必要と認めた者から構成される	国
14	担当理事、各学部長、学外有識者、幹部事務職員、その他委員長が必要と認めたもので構成する	国
15	役員、教員及び学外有識者1名により構成される	国
16	利益相反委員会（教員、事務員）	国
17	利益相反委員会は教員7名、事務局長1名、学外有識者1名、計9名	国
18	利益相反委員会は教員及び学外有識者1名により構成される	国
19	利益相反委員会は教員及び学外有識者1名により構成される	国
20	利益相反委員会は理事、教員及び幹部事務職員により構成される	国
21	利益相反審査会は、教員及び幹部事務職員により構成される	国
22	理事（研究・付属学校担当）、学系長、事務局長、教育研究支援部長、委員長が必要と認めた者で構成される（策定中）	国
23	理事（全員）及び教員（学部長、大学院各研究部長）、その他必要と認めた者	国
24	理事2名、局長、部長2名、弁護士、その他学長の指名する者	国
25	理事又は副学長、教員によって構成される	国
26	委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。（1）理事（研究・評価担当）、（2）学部選出の教員各学部1名、（3）産学官連携本部知的財産部長、（4）産学官連携本部の専任教員1名、（5）人事労務課長、（6）研究推進課長	国
27	学長が指名する副学長、産学連携推進センター長、産学連携推進センター知的財産部門長、利益相反アドバイザー、3学部の専任の教授、准教授及び講師の中から各1名：合計3名、学長が指名する者若干名、その他委員長が必要と認めた場合は、専門知識を持つ学外者に委員を委嘱することができる	国
28	学長が指名する理事（委員長）、教員（各学部長等）及び事務系幹部職員により構成	国
29	教員、幹部事務職員、利益相反アドバイザー（教員）、研究担当理事、学外有識者（弁護士）	国
30	教員・事務職員及び学外有識者により構成されている	国
31	教員3名	国
32	教員及び幹部事務職（部長クラス）により構成されている	国
33	教員及び幹部事務職、学外有識者1名	国
34	知的財産本部に、利益相反マネジメント部会を置いている。理事、知財本部長、教員、学外有識者等により構成される	国
35	本学では、利益相反に関する重要事項を審議・調査するため利益相反マネジメント委員会を設置している。構成員は、理事、学内教員、当業務を所掌する事務職員及び外部専門家	国
36	利益相反管理委員会は教員、幹部事務職員、利益相反アドバイザーにより構成。利益相反専門委員会は、教員、利益相反アドバイザーにより構成	国
37	利益相反マネジメントに関する重要事項の審議は、役員会が行う	国
38	利益相反マネジメント委員会（「役員会」が兼務する）	国
39	利益相反マネジメント委員会：教員及び幹部事務職員により構成される 利益相反マネジメント専門委員会：教員及び学外の弁護士・公認会計士	国
40	利益相反マネジメント委員会は、教員・幹部事務職員及び学外有識者若干名により構成される	国
41	利益相反マネジメント委員会は、教員及び幹部事務職員により構成されている	国
42	利益相反マネジメント委員会は、平成24年9月現在、委員長（総括責任者）及び次の委員（②～⑥）で構成されている。①委員長（総括責任者：総長が指名した理事）②各部局長のうち委員長が指名した者　5名③全学実施責任者（総長特別補佐）　1名④臨床実施責任者（医学系研究科副研究科長）　1名⑤学外有識者　2名⑥幹部事務職員　1名	国
43	利益相反マネジメント委員会は、役員、教員、幹部事務職員及び学外有識者若干名により構成される	国
44	利益相反マネジメント委員会は、理事（学長指名）、領域長（教員）、事務局長、その他学長が必要と認める者により構成される	国
45	利益相反マネジメント委員会は教員及び幹部事務職員により構成される	国
46	利益相反マネジメント委員会は産学連携・研究担当理事を委員長とし、全学部長、幹部事務職員らにより構成される	国
47	利益相反マネジメント委員会は理事（総務・財務担当副学長）及び教員、幹部事務職員により構成される	国
48	利益相反委員会は、各理事・副学長、部局長、事務局長及び学外有識者により構成される	国
49	利益相反委員会は、委員長1名及び委員4名を以てこれを組織する。委員長及び委員の過半数は、公認会計士、弁護士又はその他の外部有識者により構成される	国
50	利益相反委員会は、教員、幹部事務職員、弁護士、公認会計士により構成される	国
51	利益相反委員会は、教員及び学長が必要と認めた者（事務職員）により構成される	国
52	利益相反委員会は、副学長1名、〇〇支援センター長1名、教員4名、事務職員2名、学外有識者1名により構成される	国

No.	具体的に	種別
53	利益相反委員会は、理事、幹部事務職員、教員、学長が指名した者3名（本法人職員以外の者1名を含む）により構成される	国
54	利益相反委員会は教員、学外有識者及び事務職員により構成されている	国
55	利益相反委員会は教職員及び学外有識者により構成	国
56	利益相反委員会は教員、幹部事務職員及び委員長が指名する学外者により構成される	国
57	利益相反委員会は教員及び幹部事務職	国
58	利益相反委員会は教員および学外有識者(利益相反アドバイザー）1名で構成される	国
59	利益相反委員会は教員及び幹部事務職員により構成される	国
60	利益相反委員会は教員及び幹部事務職員により構成される	国
61	利益相反委員会は教員及び幹部事務職員により構成される	国
62	利益相反委員会は研究担当理事、教員及び学外有識者2名により構成される	国
63	利益相反管理委員会は教員10名＋総務部長　の11名により構成されている 利益相反専門委員会は教員10名＋人事課長＋産学連携課長＋外部専門家3名の15名により構成される	国
64	利益相反審査委員会は、理事・部局長・外部有識者で構成される	国
65	理事、副学長、系長（研究組織の長で教員）、事務局長、学長が必要と認めた者	国
66	臨床研究利益相反マネージメント委員会を設けている。教員5名、事務職員1名	国
67	利益相反方針に関する運用及び具体的事案の対応等について、産学〇〇運営委員会で審議する	公
68	教員と事務職員及び学外有識者1名により構成されている	公
69	（1）学長、（2）副学長、（3）学部長、（4）教育研究センター長、（5）地域連携センター長、（6）利益相反の管理関係法令産学連携活動等に精通した学外者、（7）その他委員会が必要と認めた者	公法
70	教員、幹部事務職員、学外有識者1名	公法
71	構成員は具体の案件があった際に決める	公法
72	利益相反委員会は教員及び学外有識者1名	公法
73	利益相反委員会は教員及び幹部事務職員により構成	公法
74	利益相反委員会は教員及び幹部事務職員により構成される	公法
75	学内の委員会「教育研究審議会」の構成員(学長を除く)を委員として構成する	公法
76	教員及び学外有識者2名	公法
77	今年度の利益相反委員会は教員のみで構成されているが、外部の有識者を委員会の委員とすることもできる	公法
78	産学連携担当理事、各学部選出の教授又は准教授、〇〇産学連携センター教授、事務局次長、外部有識者若干名	公法
79	産学連携理事1名・副学長・研究科1名・研究支援課長	公法
80	利益相反委員会は教育研究担当理事と教員及び利益相反に関し識見を有する者により構成されている	公法
81	利益相反委員会は倫理委員会として設置し、教職員及び学外有識者1名で構成される	公法
82	利益相反委員会は理事、教員、幹部事務職員、及び学外有識者により構成される	公法
83	利益相反管理委員会は教員及び幹部事務職員により構成される	公法
84	利益相反委員会は、教員4名・委員会が必要と認めた若干名により構成される	私
85	利益相反委員会は教員及び学外有識者により構成される	私
86	副学長（学長指名者）、学長が指名する学部長5名、研究推進部長、産学官連携センター長、知的財産センター長などにより構成される	私
87	教員のみで構成される	私
88	教員、幹部事務職員、学外識者（顧問弁護士、会計士、監査員＝OB幹部教員）	私
89	教員、幹部事務職員及び学外有識者により構成される	私
90	教員5名、財務担当理事、事務局長、総務企画部長、法務知的財産室長、学外有識者（1名）	私
91	教員及び部長級事務職員、学外委員1名で構成されている	私
92	教員と有識者2名で構成されているが、教員が有識者として構成されることは妨げていない	私
93	教員のみで構成される	私
94	地域連携・研究センター（学内の教職員から構成される）	私
95	利益相反委員会は教員及び幹部事務職員により構成される	私
96	利益相反委員会は教員と外部有識者（弁護士）で構成される	私
97	医学部教員3名以上5名以内、看護学部教員1名、附置研究所教員1名、事務職員若干名、及び産学官連携活動に従事している者若干名	私
98	1 各学部及び共通教育センター教授会において選出された教授各1名 2 財務担当理事 3 事務局長 4 総務企画部長又はゼネラルマネジャー 5 法務・知的財産室長 6 学外の有識者 若干名 7 その他各委員会が必要と認めた者 若干名	私
99	規程では教員および幹部事務職員、学外有識者と定めています	私
100	教員、幹部事務職員、学外有識者からなる	私

No.	具体的に	種別
101	教員、幹部事務職員、学外有識者により構成	私
102	教員及び幹部事務職員、学外有識者により構成される	私
103	教職員等の中から数名、利益相反マネジメントに関する審議を行う際は、学外有識者を１名以上加える	私
104	全学組織（統括、監査）と部局組織（部局内管理、個別案件処理）を設けている。委員は教員により構成され、適宜外部有識者を加える。委員会事務は職員組織が担当している	私
105	利益相反マネジメント委員会は教員及び学外委員2名により構成される	私
106	利益相反委員会・・・教員及び学外有識者1名	私
107	利益相反委員会は、学長、副学長、教員及び幹部事務職員により構成される	私
108	利益相反委員会は、法人理事1名、倫理委員会委員2名、外部有識者1名で構成している	私
109	利益相反委員会は、教員5名・事務職員1名・専門知識を有する学外委員1名により構成	私
110	利益相反委員会は、教員及び専務理事・知的財産アドバイザーで構成される	私
111	利益相反委員会は、常務理事を委員長とし、教員及び学外弁護士により構成される	私
112	利益相反委員会は4学部から各1名の教員、法人の常務理事および学外有識者1名により構成されている	私
113	利益相反委員会は教員、幹部事務職員及び学外有識者1名により構成される	私
114	利益相反委員会は教員、幹部事務職員及び学外有識者により構成される	私
115	利益相反委員会は教員及び学外有識者により構成される	私
116	利益相反委員会は教員及び幹部事務職員、学外委員により構成される	私
117	利益相反委員会は教員及び幹部事務職員により構成される	私
118	利益相反委員会は教職員および学外有識者1名で構成される	私

【Ⅰ-5.2-a　貴大学の利益相反マネジメント体制について、お伺いします。／利益相反に関する学外委員会制度について／学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けている→具体的に記入してください。（記入例：利益相反アドバイザリーボードは学外有識者のみで構成される、など）】　※14

No.	具体的に	種別
1	学識経験者や弁護士などの外部の専門家により構成される利益相反カウンセラーを必要に応じ設置することとしている	国
2	状況に応じて求めることが出来る	国
3	利益相反アドバイザリーボードは、学外有識者のみで構成される	国
4	利益相反アドバイザリーボードは、平成24年9月現在、次の学外委員で構成されている。①利益相反に関し専門的知識を有する弁護士または公認会計士　3名②利益相反に関し高度な実務経験を有する者　2名③利益相反に関し高度な学識経験を有する者　5名（委員長は、上記委員のうちから利益相反マネジメント委員会委員長から指名された者）	国
5	利益相反アドバイザリーボードは学外有識者のみ	国
6	利益相反アドバイザリーボードは学外有識者のみで構成される	国
7	利益相反アドバイザリーボードは学外有識者のみで構成される	国
8	教員と学外有識者による相談室を設置	公法
9	異議申立がなされた時の利益相反審査会の委員は、利益相反委員会委員の若干名と必要に応じて学外有識者	私

【Ⅰ-5.3-a　貴大学の利益相反マネジメント体制について、お伺いします。／利益相反アドバイザーを設けている→具体的に記入してください。（記入例：利益相反アドバイザーは教員が兼任により就任している、利益相反アドバイザーは企業出身の専門家が就任している、利益相反アドバイザーは顧問弁護士が兼業している、など）】　※15

No.	具体的に	種別
1	アドバイザーは、弁護士、弁理士、公認会計士にお願いしている	国
2	アドバイザーは教員	国
3	規程には設けているが、任命していない	国
4	教員及び顧問弁護士が兼務している	国
5	顧問弁護士に依頼する	国
6	産学連携コーディネーターと知的財産マネージャーが兼任している	国
7	制度としてはないが、学外有識者にその都度相談をしてもらっている	国
8	知的財産管理運用部門の教員（元企業出身）が兼任により就任	国
9	特定の役職はないが、知的財産の担当教員が相談窓口になっている	国
10	利益相反アドバイザーは学外有識者（弁護士）が就いている	国
11	利益相反アドバイザーは教員や弁護士等が就任している	国
12	利益相反アドバイザーは専門的知識を有する者	国
13	委員長が必要と認めるときは、外部専門家を利益相反アドバイザーとして委嘱し、助言を求める	国
14	学外の利益相反に関する専門家（顧問弁護士）を充てている	国
15	学外有識者を利益相反アドバイザーに任命している	国

No.	具体的に	種別
16	学内教員1名兼任及び学外公認会計士1名委嘱	国
17	企業出身の専門家を産学官連携アドバイザーに委嘱し利益相反問題に特化して相談している	国
18	利益相反アドバイザーは、学外有識者（弁護士、弁理士、公認会計士等）に委嘱しています	国
19	利益相反アドバイザーは、教員が兼任により就任、及び弁護士が兼業	国
20	利益相反アドバイザーは、産学連携推進センター知的財産部門の非常勤客員教授が兼務している	国
21	利益相反アドバイザーは、弁護士、公認会計士が就任している	国
22	利益相反アドバイザーは教員が兼任により就任している	国
23	利益相反アドバイザーは顧問弁護士	国
24	利益相反アドバイザーは外部専門家2名（公認会計士、弁護士）、事務職員3名に委嘱している	国
25	利益相反アドバイザーは学外の有識者又は監査法人等の職員に委嘱している	国
26	利益相反アドバイザーは教員が兼任により就任している	国
27	利益相反アドバイザーは教員が兼任により就任している	国
28	利益相反アドバイザーは教員が兼任により就任している	国
29	利益相反アドバイザーは教員及び顧問弁護士が兼任している	国
30	利益相反アドバイザーは弁護士に委嘱している	国
31	利益相反カウンセラーとして、平成24年9月現在、利益相反に関し専門的知識を有する弁護士に委嘱している	国
32	利益相反に関する相談は、利益相反マネジメント室で対応することになっている。利益相反マネジメント室は研究協力・産学連携課長を室長として、室員は利益相反マネジメント委員会委員長が指名することになっている	国
33	利益相反に関わるアドバイスは顧問弁護士にいただいている	国
34	利益相反マネジメント・アドバイザーは、学内外の専門家の中から学長が委嘱する	国
35	利益相反委員会は、職員等のプライバシー保護の観点から、報酬、資産等に関する自己申告内容の確認については、顧問弁護士と相談することができるものとしている	国
36	利益相反審査委員会委員のである外部有識者（弁護士）	国
37	利益相反相談員として、「産学〇〇機構所属の専任教員」が兼務するか、もしくは「その他、理事（総務・財務担当）が必要と認めた者」が兼務もしくは指名される	国
38	連携創造本部に特命教授を配置し、相談に対応しているが、必要に応じて外部専門家からもアドバイスを受けられるようにしている	国
39	アドバイザーは教員が兼任している	公
40	教員が兼任、弁護士が兼業	公法
41	教員が兼任により就任している	公法
42	学内外の利益相反に関する専門的知識を有する者に委嘱	公法
43	教員の兼任と学外有識者（他大学教員）	公法
44	他大学の専門家	公法
45	利益相反アドバイザーは企業出身の専門家が就任している	公法
46	利益相反アドバイザーは顧問弁護士及び教員が兼務している	公法
47	利益相反アドバイザーは弁護士、公認会計士が就任している	公法
48	外部有識者（弁護士）にアドバイスを受ける	私
49	企業出身の知財顧問が役割を担っている	私
50	教員が兼任	私
51	研究推進部門の長（教員）、社会連携部門の長（教員）、以前は監査部門の長（教員OB)も	私
52	産学官連携の担当教員（管理職）が兼務している	私
53	人事課事務職員が対応することになっている	私
54	他大学の専門家に委嘱	私
55	必要に応じて顧問に相談をしている	私
56	本学の相談員は教員1名、企業出身の専門家1名の計2名で構成されている	私
57	利益相反アドバイザーは、企業出身の専門家が就任している	私
58	利益相反アドバイザーは弁護士が兼業している	私
59	利益相反カウンセラーは弁護士と教員	私
60	各学部に利益相反アドバイザーを置く事としており、アドバイザーは利益相反委員会の委員を兼務する事が出来る	私
61	各事務局の事務部長等が兼任する	私
62	規程では教員が兼任により就任することと定めています	私
63	本学職員のうちから利益相反マネジメント委員会の推薦に基づき学長が委嘱している	私
64	利益相反アドバイザーは、専門知識を有する専任教職員の複数人。利益相反委員会で選任する	私
65	利益相反アドバイザーは企業法務に詳しい弁護士が務めている	私
66	利益相反アドバイザーは教員の兼任1名並びに外部専門家（弁護士・弁理士各1名）2名が就任している	私
67	利益相反アドバイザーは外部専門家に委嘱するものと規定されている	私
68	利益相反カウンセラー制度を利用して、顧問弁護士、学外有識者のアドバイスを仰げる	私

No.	具体的に	種別
69	利益相反マネジメント委員会の委員である教員1名と、弁護士1名が兼業している	私

【Ⅰ-5.4-a　貴大学の利益相反マネジメント体制について、お伺いします。／利益相反担当の事務職員についてお伺いします。／利益相反担当の専任の事務職員を置いている→具体的に記入してください。（記入例：専任の事務職員1名を置いている、利益相反担当の室を設けて専任事務職員2名を置いている、など）】　**※16**

No.	具体的に	種別
1	専任の事務職員（非常勤職員）を1名置いている	国
2	利益相反マネジメント事務室を設けて、兼任の教員2名、専任の事務職員1名、専任の教員1名、専任の事務補佐員1名を置いている	国
3	利益相反担当の係を設けて専任事務職員2名を置いている	国

【Ⅰ-5.4-b　貴大学の利益相反マネジメント体制について、お伺いします。／利益相反担当の事務職員についてお伺いします。／利益相反担当の兼任の事務職員を置いている→具体的に記入してください。（記入例：兼任の事務職員1名を置いている、担当の係を設けて兼任の事務職員1名を置いている、など）】　**※17**

No.	具体的に	種別
1	学術研究部で処理	国
2	研究協力課の事務職員が兼任している	国
3	兼任事務職員2名	国
4	兼任の係に事務職員2名配置	国
5	兼任の事務職員1名を置いている	国
6	兼任の事務職員1名を置いている	国
7	兼任の事務職員1名を置いている	国
8	兼任の事務職員2名を置いている	国
9	産学連携推進部に安全環境管理部門（利益相反・安全保障輸出管理）を設けて、非常勤職員を1名置いている	国
10	担当係の事務職員が兼任している	国
11	担当する係（他業務と兼任の2名体制）を設けている	国
12	担当のグループを定めている	国
13	利益相反委員	国
14	関係課の事務職員が兼任している	国
15	兼業については人事課服務研修係、研究については国際・研究協力課研究協力係が担当	国
16	兼任の事務職員1名	国
17	兼任の事務職員１名（産学連携係）を置いている	国
18	兼任の事務職員1名を置いている	国
19	兼任の事務職員1名を置いている	国
20	兼任の事務職員1名を置いている	国
21	兼任の事務職員1名を置いている	国
22	兼任の事務職員1名を置いている	国
23	兼任の事務職員1名を置いている	国
24	兼任の事務職員1名を置いている	国
25	兼任の事務職員1名を置いている	国
26	兼任の事務職員1名を置いている	国
27	兼任の事務職員1名を置いている	国
28	兼任の事務職員1名を置いている	国
29	兼任の事務職員1名を置いている	国
30	兼任の事務職員1名を置いている	国
31	兼任の事務職員1名を置いている	国
32	兼任の事務職員1名を置いている	国
33	兼任の事務職員1名を置いている	国
34	兼任の事務職員2名が担当している	国
35	兼任の事務職員2名を置いている	国
36	兼任の事務職員2名を置いている	国
37	兼任の事務職員2名を置いている	国
38	兼任の事務職員2名を置いている	国
39	兼任の事務職員3名	国
40	兼任の事務職員3名を置いている	国
41	兼任の事務職員を置いている	国
42	兼任の職員（常勤1、非常勤1）で対応している	国
43	研究協力・産学連携課として担当しており、課長、室長、係員の3 名の事務職員を置いている	国
44	研究国際部、総務部及び各部局総務担当	国
45	産学・地域連携係で担当している	国
46	人事課職員が対応している	国

No.	具体的に	種別
47	担当のグループを設けて、当該グループの職員が事務に当っている	国
48	担当の係を設けて兼任の事務職員1名を置いています	国
49	担当の係を設けて兼任の事務職員1名を置いている	国
50	担当の係を設けて兼任の事務職員2名を置いている	国
51	担当の係を設けて兼任の事務職員2名を置いている	国
52	担当の係を設けて兼任の事務職員3名を置いている	国
53	担当の係を複数部署に置いてワーキンググループを構成し、各部署担当係に兼任の事務職員を置いている	国
54	担当の事務職員3名	国
55	担当課の事務職員が1名兼任として担当している	国
56	利益相反アドバイザーの産学連携推進センター知的財産部門の非常勤客員教授が兼務している。本学では利益相反問題に繋がる可能性がある行為に関しては、学内手続きの段階で捉え利益相反委員会に諮問する制度を設けている。その各関連事務取扱部門では利益相反に関係する事務を兼任で実施している。利益相反アドバイザーは諮問された後、相談をされた後の事務を担当している	国
57	利益相反マネジメントに係る事務は、関係部局の協力を得て研究資金管理課が行うこととしている	国
58	利益相反担当の室を設けて兼任事務職員4名を置き、担当の係を設けて兼任の事務職員2名を置いている（担当係の事務職員のうち1名は前記室員でもある。）計5名	国
59	兼任の事務職員1名を置いている	公
60	兼任の事務職員1名を置いている	公
61	兼任事務職員1名を置いている	公法
62	兼任の事務職員1名	公法
63	兼任の事務職員2名を置いている	公法
64	事務局に兼任の事務職員1名を置いている	公法
65	総務グループの業務と兼任の事務職員1名を置いている	公法
66	担当の係を設けて兼任の事務職員1名を置いている	公法
67	利益相反に関する事項の担当課が決められているので、兼任の職員はいるが、現実的には問題が生じたときのみの役割となっている	公法
68	案件により、人事担当または研究推進担当が担当する	公法
69	兼任の事務職員1名を置いている	公法
70	兼任の事務職員1名を置いている	公法
71	兼任の事務職員1名を置いている	公法
72	産学官連携担当部門4名（担当、係長、課長補佐、課長）	公法
73	社会連携センターに兼任の事務職員1名を置いている	公法
74	担当の係を設けて兼任の事務職員1名を置いている	公法
75	知財兼任の事務職員1名を置いている	公法
76	研究支援担当事務部門で担当している	私
77	研究支援部署が兼務	私
78	兼任2名	私
79	兼任の事務職員１名を置いている	私
80	兼任の事務職員1名を置いている	私
81	兼任の事務職員1名を置いている	私
82	兼任の事務職員1名を置いている	私
83	兼任の事務職員2名を置いている	私
84	兼任の事務職員2名を置いている	私
85	兼任の事務職員2名を置いている	私
86	兼任の事務職員2名を配置している	私
87	兼任の事務職員3名を置いている	私
88	大学事務局庶務課において担当している	私
89	担当の係を置き、兼務	私
90	担当の係を設けて兼任の事務職員1～2名を置いている（研究1、兼業1）	私
91	担当の係を設けて兼任の事務職員1名を置いている	私
92	担当の係を設けて兼任の事務職員2名を置いている	私
93	担当の係を設けて兼任の事務職員を置いている	私
94	法務・知的財産室長が兼務している（2名）	私
95	利益相反委員会の運営を担う事務職員2名を置いている	私
96	学校法人〇〇大学法務・知的財産室と連携し、本学研究支援グループに兼任の事務職員2名を置いている	私
97	〇〇研究支援部、リエゾンセンターが事務を兼任する	私
98	規程では利益相反担当の事務部門が定められています	私
99	兼任の事務職員2名を置いている	私
100	兼任の事務職員4名	私
101	兼任の事務職員5名を置いている（専任職員4名、嘱託職員1名）	私
102	兼任の事務職員を4名置いている	私
103	研究推進課の管理職で担当している	私
104	全学組織と部局組織のそれぞれに、兼任の事務職員を配置している（約20名）	私
105	総務部職員が担当（兼任1名）	私

No.	具体的に	種別
106	担当の係を設けている	私
107	担当の係を設けて兼任の事務職員を置いている	私
108	担当の部署を設け、兼任の事務職員を3名置いている	私
109	知的財産推進センター事務室員が、利益相反マネジメント委員会の事務を行っている	私
110	臨床試験治験センター及び研究推進課の事務職員数名並びに産学連携コーディネータ1名が利益相反に係る事務に関わっている	私

【Ⅱ　大学（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況について】

【Ⅱ－1-a　大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。／貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反に関して、ポリシーや規則・規程等を制定していますか。／制定している（制定年月日：　　）】　※18

No.	制定年月日	種別
1	2004	国
2	2004.4.7	国
3	2004.10.21	国
4	2004.11.4	国
5	2004.11.5	国
6	2004.12.8	国
7	2005.3.17	国
8	2005.3.24	国
9	2005.4.18	国
10	2005.4.19	国
11	2005.10.6	国
12	2006.4.1	国
13	2006.6	国
14	2006.9.15	国
15	2006.11.21	国
16	2007.2.26	国
17	2008.9.20	国
18	2009.4.27	国
19	2009.11.9	国
20	2010.3.17	国
21	2011.1.20	国
22	2012.8.1	国
23	2006.8.2	公法
24	2006.9.27	公
25	2007.2.13	公法
26	2008.4.1	公法
27	2009.1.7	公
28	2009.4.1	公法
29	2009.7.1	公法
30	2010.3.18	公法
31	2011.3.30	公法
32	2006.2.10	私
33	2006.3	私
34	2007.11.1	私
35	2009.1.14	私
36	2009.4.1	私
37	2009.10.19	私
38	2011.4.1	私
39	2011.7	私
40	2011.9	私

【Ⅱ－1-a　大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。／貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反に関して、ポリシーや規則・規程等を制定していますか。／制定している（制定年月日：　　）→具体的に記入してください。（記入例：大学（組織）としての利益相反に関するポリシーを制定している、大学（組織）としての利益相反に関する規則を制定している、など）】　　**※19**

No.	具体的に	筆者の調査による実態	種別
1	「臨床研究に係る利益相反ポリシー」において、学長、病院長等の関係者についても申告の対象として	役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	国
2	個人も組織も同様	非公開でおそらく役員も職員と同様の申告を課していると考えられる	国
3	大学（組織）としての利益相反に関する規則を制定している	規則中利益相反の定義に入っている。これに該当する場合利益相反アドバイザーに相談する等回避に努める旨の規定あり	国
4	大学（組織）としての利益相反に関するポリシーを制定している	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	国
5	大学としての利益相反ポリシーの制定	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の申告はあるが大学自体のシステムはない。ポリシーの補足説明で開示審査について若干触れている	国
6	ポリシーにおける利益相反管理の対象を「法人の役員及び職員」としている	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はある。大学自体のシステムはない	国
7	ポリシー等に大学（組織）としての利益相反に関する事項を盛り込んでいる	職員等が問題提起のできる手続きが明記されている	国
8	利益相反マネジメントポリシーに個人と組織の両方を定義している	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	国
9	学長をはじめとする役員は、教職員と同等のマネジメントを行っている	規程中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	国
10	個人としての利益相反及び組織としての利益相反、いずれも含んだ内容で「利益相反マネジメントポリシー」として定めている	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	国
11	国立大学法人〇〇大学利益相反マネジメントポリシーにおいて、大学（組織）としての利益相反と個人としての利益相反の双方を規定している	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	国
12	制定しているポリシーは組織だけでなく、個人・組織を含むものである	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	国
13	大学（組織）かつ個人（教職員）を対象とした利益相反に関するポリシー及び規程を制定している	ポリシー・規程中利益相反の定義に入っている。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	国
14	大学（組織）としての利益相反に関するポリシーを制定している	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	国
15	大学（組織）としての利益相反に関するポリシーを制定している	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	国
16	大学（組織）としての利益相反に関するポリシーを制定している	規程に利益相反の発生が懸念される場合は利益相反相談室に相談する等回避に努めることが規定されている	国
17	大学（組織）としての利益相反に関するポリシーを制定している、大学（組織）としての利益相反に関する規則を制定している	規程に利益相反全般の発生懸念時に利益相反委員会に相談する等回避に努める旨を規定	国

No.	具体的に	筆者の調査による実態	種別
18	大学（組織）並びに役員及び職員について、利益相反に関するポリシーを制定している	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが、大学自体のシステムはない	国
19		規則にあり、役員の規定はあるが大学自体の規定がない	国
20		ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。大学自体のシステムはない	国
21		ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はある	国
22		ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	国
23		ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	国
24	個人と組織を一括して制定している	規程に大学及び個人のCOIが対象とされているが、特別なシステムはない	公
25	大学として利益相反に関する基本方針を定めている	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。大学自体のシステムはない	公
26	大学として、利益相反ポリシーを規定している	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	公法
27	個人と大学の両方にかかる規定を同じポリシーに記載している	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	公法
28	大学（組織）としての利益相反に関する規則を制定している	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	公法
29	大学（組織）としての利益相反に関するポリシー、規程を制定している	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	公法
30	大学（組織）としての利益相反に関するポリシーを制定している	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	公法
31	利益相反ポリシー・規程を制定している	役員も対象となっているのみ	公法
32		ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体のシステムはない	公法
33	個人としての利益相反ポリシーとともに大学（組織）としての利益相反ポリシーを制定している	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。対象者は教職員となっており大学自体のシステムはない	私
34	個人としての利益相反も大学としての利益相反もあわせてポリシーを制定	ポリシー中利益相反の定義に入っているのみ。対象者は教職員となっており大学自体のシステムはない	私
35	大学（組織）としての利益相反に関する規程を制定している	規程に大学本体のCOI定義があり、教職員等は随時問題提起ができる	私
36	利益相反マネジメントポリシーのなかで、役員（理事及び監事）はポリシーの対象者に含まれており、組織としての利益相反の概念もポリシーで規定されている	ポリシー、規程中利益相反の定義に入っているのみ。役員の自己申告はあるが大学自体の具体的なシステムはない	私
37		規程に大学本体のCOI定義があり、教職員等は随時問題提起ができる	私
38		規程に定義されているが、具体的なシステムは明記されていない	私
39		不明	私
40		役員も申告をすることになっているだけで特に組織としての利益相反に言及していない	私
41		利益相反に関する基本方針の中の利益相反の定義に入っているのみ。対象者は教職員となっており大学自体のシステムはない	私

【Ⅱ－１-b-エ　大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。／貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反に関して、ポリシーや規則・規程等を制定していますか。／制定していない／現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない（理由）】　※20

No.	理由	種別
1	学長、理事、部局長の兼業はすべて申告させており、これまでの利益相反マネジメントで足りるため	国
2	学長等についても、一般職員と同等の申告義務を課している	国
3	既存の利益相反ポリシーや規則には、組織としての利益相反が記載されている。学長等の自己申告は一般職員と同様の申告義務を課している。審査は個人としての利益相反委員会で行う	国
4	個人としての規則整備を行った段階で運用面での整備をこれから行う段階のため	国
5	個人としての規則を策定している	国
6	これらの特別の利益を保有している場合が無い為	国
7	対象事例がないため	国
8	現時点において策定の予定はないが、今後の状況を見ながら、策定を検討することも考えられる	国
9	現状では必要性がないため	国
10	将来的な課題と考えている	国
11	組織としての問題が発生していないため	国
12	組織に特化したポリシーや規則等はないが、役職員個人を対象とした利益相反マネジメントにおいて常勤役員並びに産学官連携活動に関係する組織の長を対象に含めており、実行上は管理している	国
13	役員も利益相反マネジメントの申告対象としている	国
14	現在のところ該当する問題がないため	公法
15	制度が発足して間もないので、当面個人を対象に運用することとしている	公法
16	外部企業との間で特別の利益を保有する予定がない。また、当面、特許の実施料収入の見込みがない	私
17	事例がないため	私
18	大学発ベンチャーは会社設立段階から経済的関係を持たない。又、ベンチャーと大学との共同研究契約も、案の段階で回避措置させている	私
19	利益相反ポリシー・規程が制定されてから間もなく、そこまで準備が至っていない	私
20	現在、個人としての利益相反マネジメントの啓発活動に重点を置いて取り組んでいるため	私
21	現在の利益相反マネジメント規程で網羅できていると考えている	私
22	現状のところ必要性を感じていないから	私

【Ⅱ-2.1　大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。／既に制定されている大学（組織）としての利益相反ポリシー、規則・規程等について、お伺いします。／学長、理事、研究科長等の大学（組織）のために意思決定を行う権限のある者について、一般の職員とは異なる特別の個人的利益の申告義務を課していますか。／特別の申告義務を課している→具体的に記入してください。（記入例：学長及び役員については、大学と特別の関係にない企業の株式保有も申告させている、学長及び役員については、個人的利益の申告の基準値を年間1企業・団体当たり50万円（一般職員は100万円）としている、など）】　※21

No.	具体的に	種別
1	学長、役員、部局長についてはすべて申告させている	国
2	役員の兼業を役員会に報告している	国
3	臨床研究を実施してなくても申告を義務づけている。申告内容は臨床研究実施者と同じ	国

【Ⅱ-2.2-c　大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。／既に制定されている大学（組織）としての利益相反ポリシー、規則・規程等について、お伺いします。／大学（組織）そのものの利益相反についてどのような禁止事項を設けていますか。／その他→具体的に記入してください。】

※22

No.	具体的に	種別
1	禁止事項を設けるのではなく、大学としての利益相反の対応に係る手続き等を定めている	国
2	抽象的な記載「法人としての大学がその社会的責任を果たしていないと客観的に見られ（組織としての利益相反）ないこと」	公法

【Ⅱ-2.3-a　大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。／既に制定されている大学（組織）としての利益相反ポリシー、規則・規程等について、お伺いします。／大学（組織）としての利益相反を審議するための特別の委員会を設置していますか。／設置している→具体的に記入してください。（記入例：組織としての利益相反委員会を設置している、常設ではないが問題が起こるつど設置している、一般市民を委員に参加させている、など）】

※23

No.	具体的に	種別
1	キャンパス毎に委員会を設定	公法

【Ⅲ　実際に生じた個人としての利益相反事例について】

【Ⅲ-a　貴学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。／生じたことがある／問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いの困難なケースなどをご記入ください。）】

※24

No.	具体的に	種別
1	・NPO法人理事長を兼任、NPOに入った寄付金の残りを研究費としてNPO法人から教室に寄付（改善指導） ・臨床研究の相手企業に顧問就任報酬を受け取る（顧問退任）	国
2	大学で判断が難しい場合、利益相反に詳しい弁護士等（客員教授）に相談している	国
3	共同研究の相手企業が、共同研究成果にかかわる商品に大学の名称、大学の写真を使用したり、教員のコメントを発表したいといってくることが頻繁にある。企業が奨学寄付金を提供したりした場合も同様である	国
4	教職員からの自己申告を受け、その活動がAppearance（推定的利益相反）にならないよう、マネジメントしている	国
5	兼業報酬が100万円以上：本俸を超えるような場合は、本務に支障をきたす恐れがないかを確認できるよう、勤務実態の記録を残しておくことをアドバイスした	国
6	研究者が、以前に代表取締役に就任していた企業から物品等を購入した事例がある。本件については、明確に利益相反状態にあるとはいえない状況であったため、研究者ならびに経理部署に注意を促した	国
7	厚生労働科学研究内で使用する薬品等の販売に係る企業等から、多額の講演料、寄付金等を受け取っている教員の事例があり、対応を検討中	国
8	守秘義務があるため、空欄にしております	国
9	本学では、営利企業での「兼業」については、大学と教員個人との利益相反が生じることがないよう、当該営利企業と共同研究又は受託研究を実施しない場合に限り、当該兼業を許可することとしているが、営利企業での兼業を許可された後に、共同研究を開始した事案が発生した。このため、事実関係の調査等を行い、利益相反状況は生じてないことが確認されたが、改めて、共同研究・受託研究と兼業との関係に係る注意喚起等を行った	国

No.	具体的に	種別
10	・教員が企業の役員（ベンチャー）に就任しようとした ・現時点で利益相反規程がなく、兼業を禁止している規則により止めることになった	私
11	学部の新教学システムを開発する会社の社外役員に学部の教育担当幹部教員が就任した。当該教員に委員会から役員辞任を命じ、従った	私
12	内容：研究者が企業から個人で受託した研究と職務との兼ね合い 対処：相談員が当該研究内容やそれにかける時間などを多角的に検証し、研究者本人にヒアリングを実施した上で判定した	私
13	守秘義務等の関係により、具体的な記述は控えさせていただきます	私
14	本学の大学発ベンチャーのケースで、当該ベンチャーには所属していないが、当該ベンチャーと共同研究を行っている研究者が、当該ベンチャーの意向により大学の職員としての責務を一部果たせないケースが想定される状況となっている。当該職員とベンチャーの権利と義務を明確にするため、大学と当該ベンチャーで適切な契約を締結する必要があり、現在、契約内容についての検討を開始したところである	私
15	臨床研究を行う場合に、その研究テーマとなる薬剤の販売会社から、研究者が所属する部署に対して寄附金を得ている場合や、研究者自身が個人的収入を得ている場合がある。同意説明文書に利益相反に関する事項を明記のうえ、研究参加者（患者、被験者）に対して説明を行い、諒解を得た上で研究を行っている	私

【Ⅳ　実際に生じた組織としての利益相反事例について】

【Ⅳ-a　貴学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄付をしている（あるいは過去にした、将来する）企業との共同研究について、契約内容について他企業よりも優遇した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業に対して、治験審査委員会（IRB）等の研究審査委員会で特権や例外を設けた。／大学発ベンチャーに関係する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学教職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄付をしたりしている会社の株式を所有している。）／生じたことがある／問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いの困難なケースなどをご記入ください。）】　※25

No.	具体的に	種別
1	本学教員が国の大型の研究費を獲得し、その研究を遂行するために、当該教員が発明し、本学が特許権を有している装置を製作している本学発のベンチャー企業から本学が当該特許権に係る装置を購入しなければならないという事例があった	国
2	一般論として利益相反は避けられないものであり、また過去における利益相反問題に関する検証可能な記録はなく、生じたことがないとは断定できない。ただし、回答時点では社会からの信用を損ねるような問題は生じていないと思われる	私

【Ⅵ　大学における利益相反に関する自由意見】

【Ⅵ　大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。】　※26

No.	具体的に	種別
1	自己申告の対象事項及び基準について各大学において相違がある。今後社会連携がますます重要かつ拡大していく中で社会連携活動を阻害しない範囲での基準等の見直しを図る必要があるものと考える	国
2	難しい。完全にはチェックできないので、線引きに明確な指針があれば。ただそういう一律的なものでもないので	国
3	具体的な事例に対して、利益相反状態であるとする基準、利益相反状態を疑われ得る状態であるとする基準、またそれらの状態を解消するための具体的なマネジメント方法が、曖昧・不明確であり、解決のノウハウがないため、教職員等からの相談等に対して対応に苦慮することが多い。日本の大学において取り組むべき利益相反マネジメントの内容について、より具体的基準が作成され、適用されることが望ましいと思われる。（国によるガイドラインの具体化）	国
4	日本の社会全体に共通する傾向であるが、大学においても、利益相反マネジメントの重要性の認識が乏しい。まして組織としての利益相反問題になると、その存在すら知らない教員が大多数であるので、今後、組織としての利益相反に係るポリシー、規則等を制定していくのには相当の困難が伴うと考えられる	国
5	開学して7年目の比較的新しい単科大学のために、利益相反に関わる具体的な事例は生じていない。また、市立の公立大学のため、利益相反に関わる対応については、設置者との十分な協議が必要となると考える	公
6	「〇〇大学における利益相互事例の取扱い」を拝読しています	公
7	同一研究室内で教員、院生、企業からの共同研究者が同一に実験を行い、それぞれが別の研究課題に取り組むことがある。そういう場合の秘密保持、利益相反といった認識を深く持っていなければ、ここに上がる諸課題が生じる	私

No.	具体的に	種別
8	本学の利益相反委員会について、以前は未実施の附属施設が多々あったが、現在はほとんどの施設での実施が確認できる。一方で、組織体制が整っていないのが現状であり、運営方法を検討していく必要があると考える	私
9	本学は、産学連携を推進する方針を前面に出していますが、規模が小さく教員の活動を把握できるためか、大学と個人の間で利益相反があまり顕在化していません。問題意識を持ちながら整備が遅れている理由です	私
10	本学は起業実践を教学の基本としている。教員も研究の一環として起業し、その体験を学生指導や研究発表に活かしている	私
11	本年8月から〇〇市内の国立大学法人〇〇大学の協力（指導）のもと、利益相反に関する規程等の策定について検討を開始した	私
12	利益相反について、教職員・法人役員が理解している大学は少ないと思う。本学においても産学連携の部署の教職員以外理解しているとは思われない。利益相反についての理解を特に研究者にしてもらう方法を考えなければならないと思う	私
13	産学連携活動に伴って生じる利益相反への具体的対応の欠如により、「大学に対する社会的信頼が損なわれる」との報告（「利益相反ワーキング・グループ報告書」）にもある通り、未然の対処が可能となるポリシー等が必要であると考える	私
14	指針、細則等はありません	私
15	大学組織および個人として利益相反ポリシーや規定に従うことは教育・研究の健全化のためにも必要不可欠である。ただし、この理念は不易であっても、制度というのは基本的に取り巻く環境の変化とともに機能不全に陥ることもあるので定期的にPDCAを回しながら実態に対応した適切な修復が必要となるであろう	私
16	利益相反の専門家がおらず、大学として利益相反体制の整備・実行に苦慮している。有効な方策、他大学の状況等を詳しく知りたい	私

【付帯意見】
【Ⅰ　個人としての利益相反マネジメントの整備状況について】

【Ⅰ－１-b-ア　貴大学では個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を制定していますか。（単に、「利益相反ポリシー」、「利益相反規則」などを制定している場合は、通常、個人としての利益相反ポリシー・規則等を制定しているものと考えられます。）／制定していない／無記入】 ※(1)

No.	付帯意見	種別
1	策定することを決めた段階。まず個人としての利益相反ポリシー、規程の制定が先	私

【Ⅰ－１-b-イ-iii　貴大学では個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を制定していますか。（単に、「利益相反ポリシー」、「利益相反規則」などを制定している場合は、通常、個人としての利益相反ポリシー・規則等を制定しているものと考えられます。）／制定していない／今後個人及び組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である】 ※(2)

No.	付帯意見	種別
1	厚生労働科学研究における利益相反マネジメントポリシーは制定済み（2010.4.9）	私

【Ⅰ－１-b　貴大学では個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を制定していますか。（単に、「利益相反ポリシー」、「利益相反規則」などを制定している場合は、通常、個人としての利益相反ポリシー・規則等を制定しているものと考えられます。）／制定していない／無記入】 ※(3)

No.	付帯意見	種別
1	ポリシーというほどのものではないが、厚生労働科学研究費補助金応募に伴う利益相反自己申告書の提出を義務付けている	国

【Ⅰ-2.4-b　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の内容に関して、個人的利益の自己申告についてお伺いします。／産学連携活動に伴う大学への資金（共同研究及び受託研究（治験を含む。）や奨学寄付金）について記入してください。／自己申告させていない】 ※(4)

No.	付帯意見	種別
1	会計からデータを取得しチェックしている	国
2	全て事務で把握しているものは事前に記入したものを配付	国
3	ただし厚生労働科学研究の研究代表者又は分担者となっている者については、厚生労働省の指針に示されている基準に準じて自己申告させている	国
4	本学では、共同研究等は大学との間で契約を結ぶことになるので、 大学として把握しております	国
5	利益相反による申告ではないが全て事務局を通しているので、把握可能である	公法
6	外部資金は大学が管理している	公法
7	大学が直接契約、研究費等受領している	私

【Ⅰ-2.4　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の内容に関して、個人的利益の自己申告についてお伺いします。／産学連携活動に伴う大学への資金（共同研究及び受託研究（治験を含む。）や奨学寄付金）について記入してください。／無記入】 ※(5)

No.	付帯意見	種別
1	自己申告の制度、手続き等を検討中である	国

【Ⅰ-3.1-b　広い意味での利益相反（Conflict of Interest）には責務相反（Conflict of Commitment）が含まれ、責務相反の問題の一つに兼業があります。兼業についてお伺いします。／貴大学では、教員が大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用したベンチャー）の代表取締役に就任することを認めていますか。／認めてない】 ※(6)

No.	付帯意見	種別
1	ベンチャー設立がないのが理由	私
2	特に定めていないが専念義務に反する場合はもちろん不可である	私

【Ⅰ-3.1　広い意味での利益相反（Conflict of Interest）には責務相反（Conflict of Commitment）が含まれ、責務相反の問題の一つに兼業があります。兼業についてお伺いします。／貴大学では、教員が大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用したベンチャー）の代表取締役に就任することを認めていますか。／無記入】　※(7)

No.	付帯意見	種別
1	規定がない	国
2	本学ではいまだ実例がないため、この点については検討中です	国
3	可否を定めていない	国
4	規定されていません	私

【Ⅰ-3.2-b　広い意味での利益相反（Conflict of Interest）には責務相反（Conflict of Commitment）が含まれ、責務相反の問題の一つに兼業があります。兼業についてお伺いします。／貴大学では、教員が大学発ベンチャーの取締役に就任することを認めていますか。／認めてない】　※(8)

No.	付帯意見	種別
1	ベンチャー設立がないのが理由	私
2	特に定めていないが専念義務に反する場合はもちろん不可である	私

【Ⅰ-3.2　広い意味での利益相反（Conflict of Interest）には責務相反（Conflict of Commitment）が含まれ、責務相反の問題の一つに兼業があります。兼業についてお伺いします。／貴大学では、教員が大学発ベンチャーの取締役に就任することを認めていますか。／無記入】　※(9)

No.	付帯意見	種別
1	明確な規定がないため作成予定	国
2	本学ではいまだ実例がないため、この点については検討中です	国
3	可否を定めていない	国
4	規定されていません	私

【Ⅰ-3.3-b　広い意味での利益相反（Conflict of Interest）には責務相反（Conflict of Commitment）が含まれ、責務相反の問題の一つに兼業があります。兼業についてお伺いします。／貴大学では、教員の兼業について時間や報酬に関する制限を設けていますか。／制限を設けていない】　※(10)

No.	付帯意見	種別
1	制限ありの部局もある	国
2	ただし審査を経て認めている	国
3	規則等で制限を設けていないが、倫理法に基づく大学のガイドラインの限度内	国
4	本務に支障がないこと以外には、特段の制限を設けていない	国
5	教員の兼業について、時間や報酬に関する規定がない	私
6	勤務時間について本務への影響度は審査する	私

【Ⅰ-3.3　広い意味での利益相反（Conflict of Interest）には責務相反（Conflict of Commitment）が含まれ、責務相反の問題の一つに兼業があります。兼業についてお伺いします。／貴大学では、教員の兼業について時間や報酬に関する制限を設けていますか。／無記入】　※(11)

No.	付帯意見	種別
1	規定されていません	私

【Ⅰ-4.1-a　貴大学では、全学に共通する個人的利益の自己申告制度以外に、特定の研究計画の審査に関連して、利益相反に係る事実の申告と審査の制度を設けていますか。／ヒトを対象とする研究（臨床研究など）について／利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている】　※(12)

No.	付帯意見	種別
1	利益相反の審査と研究計画の審査は別に行う	私

【Ⅰ-4.1　貴大学では、全学に共通する個人的利益の自己申告制度以外に、特定の研究計画の審査に関連して、利益相反に係る事実の申告と審査の制度を設けていますか。／ヒトを対象とする研究（臨床研究など）について／無記入】　※(13)

No.	付帯意見	種別
1	対象なし	国
2	設けていません	私

【Ⅰ-4.2-a　貴大学では、全学に共通する個人的利益の自己申告制度以外に、特定の研究計画の審査に関連して、利益相反に係る事実の申告と審査の制度を設けていますか。／厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究について／ヒトを対象としない研究であっても、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている】　※(14)

No.	付帯意見	種別
1	ヒトを対象としない研究であっても、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反に関する状況のみを審議している	国
2	利益相反の審査と研究計画の審査は別に行う	私

【Ⅰ-4.2-b　貴大学では、全学に共通する個人的利益の自己申告制度以外に、特定の研究計画の審査に関連して、利益相反に係る事実の申告と審査の制度を設けていますか。／厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究について／（申請がない等の理由により）ヒトを対象としない研究については、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けていない】　※(15)

No.	付帯意見	種別
1	ただし、申告があった場合は問Ⅰ．２の「個人的利益の自己申告」として審査	国

【Ⅰ-4.2　貴大学では、全学に共通する個人的利益の自己申告制度以外に、特定の研究計画の審査に関連して、利益相反に係る事実の申告と審査の制度を設けていますか。／厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究について／無記入】　※(16)

No.	付帯意見	種別
1	設けていません	私

【Ⅰ-5.2-b　貴大学の利益相反マネジメント体制について、お伺いします。／利益相反に関する学外委員会制度について／学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けていない】　※(17)

No.	付帯意見	種別
1	アドバイザリーボードを設けていないが、上記委員会に学長が必要と認めれば学外委員をおくことは排除されない	国
2	利益相反アドバイザリーボードとして学外者（弁護士等）を客員教授として発令している	国
3	必要に応じ、外部専門家を委員として加える	国
4	但し、産学〇〇運営委員会に外部委員を若干名含めている	公
5	学外者は任命できる	私
6	委員会のメンバーに学外委員を含む	私

【Ⅰ-5.3-b　貴大学の利益相反マネジメント体制について、お伺いします。／学内の利益相反問題について教員等からの相談に応じてアドバイスをすることが職務である利益相反アドバイザーについてお伺いします。／利益相反アドバイザーを設けていない】　※(18)

No.	付帯意見	種別
1	アドバイザーとの名称はないが、COI委員会が相談に応じる	私

【Ⅰ-5.4　貴大学の利益相反マネジメント体制について、お伺いします。／利益相反担当の事務職員についてお伺いします。／無記入】　※(19)

No.	付帯意見	種別
1	利益相反に特化した事務職員は置いていない	国
2	置いていない	国
3	特に担当の事務職員は置いていない	国
4	専任ではないが、事務方が一緒に委員会へ参加する	公法
5	おいていない	私

【Ⅱ　大学（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況について】

【Ⅱ－１-b　大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。／貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反に関して、ポリシーや規則・規程等を制定していますか。／制定していない／無記入】　※(20)

No.	付帯意見	種別
1	国立大学法人〇〇大学役員兼業規程を制定している	国

【Ⅱ-2.1　大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。／既に制定されている大学（組織）としての利益相反ポリシー、規則・規程等について、お伺いします。／学長、理事、研究科長等の大学（組織）のために意思決定を行う権限のある者について、一般の職員とは異なる特別の個人的利益の申告義務を課していますか。／無記入）】　※(21)

No.	付帯意見	種別
1	特に定めていない	国
2	申告義務を課していない	私
3	役員（理事及び監事）は利益相反ポリシーの対象者ではあるが、マネジメント規程の対象者ではなく、申告義務は課されていない	私

【Ⅱ-2.2-d　大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。／既に制定されている大学（組織）としての利益相反ポリシー、規則・規程等について、お伺いします。／大学（組織）そのものの利益相反についてどのような禁止事項を設けていますか。／特に禁止事項を設けていない】　※(22)

No.	付帯意見	種別
1	特に定めていない。具体の事例に応じて審議する	公

【Ⅱ-2.3-b　大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。／既に制定されている大学（組織）としての利益相反ポリシー、規則・規程等について、お伺いします。／大学（組織）としての利益相反を審議するための特別の委員会を設置していますか。／特別の委員会を設置せず、個人としての利益相反委員会で併せて審議している】　※(23)

No.	付帯意見	種別
1	委員会は個人、大学（組織）と特に分けていない	国
2	利益相反委員会を設置している	公
3	利益相反方針に関する運用及び具体的事案の対応等について、産学〇〇運営委員会で審議する	公

【Ⅱ-2.3　大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。／既に制定されている大学（組織）としての利益相反ポリシー、規則・規程等について、お伺いします。／大学（組織）としての利益相反を審議するための特別の委員会を設置していますか。／無記入】　※(24)

No.	付帯意見	種別
1	特に定めていない	国
2	現在のところ大学（組織）としての利益相反については利益相反マネジメントの対象としていない	私

【Ⅲ　実際に生じた個人としての利益相反事例について】

【Ⅲ　貴学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。／無記入】　※(25)

No.	付帯意見	種別
1	生じたかどうか把握できていない	私

【Ⅳ　実際に生じた組織としての利益相反事例について】

【Ⅳ-a　貴学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄付をしている（あるいは過去にした、将来する）企業との共同研究について、契約内容について他企業よりも優遇した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業に対して、治験審査委員会（IRB）等の研究審査委員会で特権や例外を設けた。／大学発ベンチャーに関係する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学教職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄付をしたりしている会社の株式を所有している。）／無記入】　※(26)

No.	付帯意見	種別
1	生じたかどうか把握できていない	私

【Ⅴ　利益相反指針・細則等のWeb上情報等について】

【Ⅴ　利益相反ポリシー、規則・規程及び自己申告書の様式等がWeb上で公開されている場合は、以下にURLの記載をお願いいたします。もし、公開されていない場合は、お手数ですが、利益相反ポリシー、規則・規程、自己申告書等のコピーを電子メールの添付文書又は郵送でお送りいただけるようお願いいたします。／無記入】　※(27)

No.	付帯意見	種別
1	非公開	私
2	申し訳ございませんが、外部へは公開しておりません	私

（2）学協会

＜学協会（回答数：108）＞

※1～26および※(1)～(2)は別紙参照

調査事項							回答数	割合	備考
Ⅰ	利益相反マネジメントの整備状況について								
	1　貴学協会では利益相反に関する指針・細則等を制定していますか。								
	a	制定している			制定年月日	※1	28	25.93%	分母は108
	b	制定していない					80	74.07%	
		ア	i	現在個人としての利益相反指針・細則等を	策定中である	施行予定時期	0	0.00%	分母は13
			ii	現在組織としての利益相反指針・細則等を		施行予定時期 ※2	3	23.08%	
			iii	現在個人及び組織としての利益相反指針・細則等を		施行予定時期 ※3	7	53.85%	
			無記入			施行予定時期 ※4	3	23.08%	
			小計				13	16.25%	分母は80
		イ	i	今後個人としての利益相反指針・細則等を策定するかどうかを	検討中である		0	0.00%	分母は21
			ii	今後組織としての利益相反指針・細則等を策定するかどうかを			1	4.76%	
			iii	今後個人及び組織としての利益相反指針・細則等を策定するかどうかを			13	61.90%	
			無記入				7	33.33%	
			小計				21	26.25%	分母は80
		ウ	利益相反指針・細則等の策定を検討したことがあるが断念した			理由	0	0.00%	
		エ	現在のところ利益相反指針・細則等を策定する予定はない			理由 ※5	44	55.00%	
		無記入					2	2.50%	
	計						108	100.00%	分母は108
	2　利益相反に関する指針・細則等で、マネジメントの対象となっている者すべてに○印を付けてください。（複数回答有）								
	a	学協会会員					24	85.71%	分母は28
	b	学協会会員以外でも学協会主催の学術講演会で発表する者又は学協会機関紙などで発表する者					27	96.43%	
	c	学協会の役員（会長、理事、監事等）					27	96.43%	
	d	学協会の各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員					23	82.14%	
	e	その他				具体的に ※6	20	71.43%	
Ⅱ	個人としての利益相反マネジメントの整備状況について								
	1　学協会の会員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。（例えば、学協会主催の学術講演会での発表、学協会機関紙などの刊行物での発表の際に会員等に要求される個人的利益の自己申告）								
	1.1	自己申告の対象となる個人的利益の内容について記入してください。（記入例：兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料、旅費・贈答品など）				※7	27	96.43%	分母は28
	1.2	個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記入してください。（記入例：1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間100万円以上など）				※8	26	92.86%	
	1.3	保有する株式の自己申告の基準値について記入してください。（記入例：公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象など）				※9	26	92.86%	

調　査　事　項						回答数	割合	備考
Ⅱ	1.4	産学連携活動に伴う資金（共同研究費及び受託研究費（治験を含む。）や奨学寄付金など）について記入してください。						
		a	自己申告させている	具体的に	※10	25	89.29%	分母は28
		b	自己申告させていない			1	3.57%	
		無記入				2	7.14%	
		計				28	100.00%	
	2　学協会の利益相反マネジメント体制についてお伺いします。							
	2.1	利益相反委員会の設置についてお伺いします。						
		a	学協会に利益相反委員会を設置している	具体的に	※11	20	71.43%	分母は28
		b	学協会に利益相反委員会を設置していない	具体的に	※12	8	28.57%	
		計				28	100.00%	
	2.2	不服審査の仕組みについてお伺いします。						
		a	学協会に不服審査を担当する委員会を設置している	具体的に	※13	14	50.00%	分母は28
		b	学協会に不服審査を担当する委員会を設置していない	具体的に	※14	14	50.00%	
		計				28	100.00%	
Ⅲ	学協会（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況について							
	1　学協会の役員、各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。							
	1.1	学協会の役員、各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員等の個人的利益の自己申告の制度はありますか。						
		a	自己申告の制度がある	制定年月日	※15	25	89.29%	分母は28
		b	自己申告の制度がない			3	10.71%	
			ア	現在組織としての利益相反指針・細則等を策定中である	施行予定時期	0	0.00%	分母は3
			イ	今後組織としての利益相反指針・細則等を策定するかどうかを検討中である		1	33.33%	
			ウ	組織としての利益相反指針・細則等の策定を検討したことがあるが断念した	理由	0	0.00%	
			エ	現在のところ組織としての利益相反指針・細則等を策定する予定はない	理由	※16	2	66.67%
		計					28	100.00%	分母は28
	1.2	自己申告の対象となる個人的利益の内容について記入してください。（記入例：兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料、旅費・贈答品など）			※17	25	100.00%	分母は25
	1.3	個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記入してください。（記入例：1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間100万円以上など）			※18	25	100.00%	
	1.4	保有する株式の自己申告の基準値について記入してください。（記入例：公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象など）			※19	25	100.00%	
	1.5	産学連携活動に伴う資金（共同研究費及び受託研究費（治験を含む。）や奨学寄付金など）について記入してください。						
		a	自己申告させている	具体的に	※20	24	96.00%	分母は25
		b	自己申告させていない			0	0.00%	
		無記入				1	4.00%	
		計				25	100.00%	

調　査　事　項				回答数	割合	備考
Ⅲ	２　学協会（組織）そのものの利益相反についてどのような禁止事項を設けていますか。（複数回答有）					
	a	学協会（組織）と受託研究、製品・サービスの納入、工事の請負等の契約関係にある企業について、学協会（組織）が寄付金を受けることを禁止している		2	8.00%	
	b	その他	具体的に　※21	2	8.00%	
	c	特に禁止事項を設けていない		18	72.00%	分母は25
	無記入			4	16.00%	
	３　上記「１」、「２」以外に学協会（組織）としての利益相反マネジメントに個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的に記入してください。			0	0.00%	
Ⅳ	実際に生じた個人としての利益相反事例について					
	貴学協会において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（個人としての利益相反の例：医薬品の製造販売後の使用成績調査を実施し、その結果を学会誌に掲載しようとする学会員が、当該医薬品を製造販売している製薬会社から多額の寄付金を受け取っていた、など）					
	a	生じたことがある	具体的に　※22	1	0.93%	
	b	生じたことはない		97	89.81%	分母は108
	無記入		※(1)	10	9.26%	
	計			108	100.00%	
Ⅴ	実際に生じた組織としての利益相反事例について					
	貴学協会において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：学協会に多額の寄付をしている（あるいは過去にした、将来する）企業から学協会あての委託研究について当該寄附の事実を公表しなかった。／学会で農業用ダムの耐震性の基準に関する指針を策定する部会を構成する際に、ダムの製造にあたる土木会社関係者が多数含まれていた。／学協会に委託研究をしている会社の株式を学協会長が大量に所有していた、など）					
	a	生じたことがある	具体的に　※23	1	0.93%	
	b	生じたことはない		95	87.96%	分母は108
	無記入		※(2)	12	11.11%	
	計			108	100.00%	
Ⅵ	利益相反指針・細則等のWeb上情報等について					
	学協会の利益相反指針・細則がWeb上で公開されている場合は、以下にURLの記載をお願いいたします。もし、公開されていない場合は、お手数ですが、利益相反指針・細則等のコピーを電子メールの添付文書又は郵送でお送りいただけるようお願いいたします。（複数回答有）					
	ＵＲＬ			20	71.43%	
	添付有			9	32.14%	分母は28
	無記入			2	7.14%	
Ⅶ	学協会における利益相反に関する自由意見					
	学協会における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。		※24	17	15.74%	分母は108
Ⅷ	貴学協会について					
	１　貴学協会の会員数をご記入ください。	具体的に	※25	108	100.00%	
	２　貴学協会の分野（複数回答有）					
	理学			16	14.81%	
	工学			28	25.93%	
	農学			21	19.44%	分母は108
	医学			59	54.63%	
	薬学			9	8.33%	
	その他	具体的に	※26	13	12.04%	
回答総数				108	36.00%	分母は300

【Ⅰ　利益相反マネジメントの整備状況について】

【Ⅰ－１-a　貴学協会では利益相反に関する指針・細則等を制定していますか。／制定している（制定年月日）】　※1

No.	制定年月日	備考
1	2008.8.2	
2	2009.4	
3	2009.9.4	
4	2009.10.4	
5	2010	
6	2010.4.12	
7	2010.4.12	
8	2010.4.26	
9	2010.12.5	2年間施行後完全実施
10	2011.2.23	ガイドラインを策定（以下はガイドラインによる）
11	2011.3.11	
12	2011.3.28	
13	2011.5.25	
14	2011.6.4	
15	2011.9.2	
16	2011.11.14	指針のみ。細則等は策定中（未定）
17	2011.11.28	
18	2012	
19	2012.2	
20	2012.3.1	
21	2012.3.15	
22	2012.4.1	一般社団法人移行時に定款30条でき表記した
23	2012.4.12	
24	2012.4.24	
25	2012.5.24	
26	2012.10.1	より施行
27	2013.1.1	

【Ⅰ－１-b-ア-ⅱ　貴学協会では利益相反に関する指針・細則等を制定していますか。／制定していない／現在組織としての利益相反指針・細則等を策定中である（施行予定時期：　年　月頃）】　※2

No.	施行予定時期
1	2012.1

【Ⅰ－１-b-ア-ⅲ　貴学協会では利益相反に関する指針・細則等を制定していますか。／制定していない／現在個人及び組織としての利益相反指針・細則等を策定中である（施行予定時期：　年　月頃）】　※3

No.	施行予定時期
1	2012.11
2	2012.11
3	2013.3
4	2013.4
5	2013.5
6	2014.4
7	2013年中

【Ⅰ－１-b-ア　貴学協会では利益相反に関する指針・細則等を制定していますか。／制定していない／現在（ⅰ．個人　ⅱ．組織　ⅲ．個人及び組織）としての利益相反指針・細則等を策定中である（施行予定時期：　年　月頃）／無記入】　※4

No.	施行予定時期	備考
1	2013.4	
2	2013.7	目標

【Ｉ－１-b-エ　貴学協会では利益相反に関する指針・細則等を制定していますか。／制定していない／現在のところ利益相反指針・細則等を策定する予定はない（理由）】　**※5**

No.	理由
1	一般社団法人化に移行中
2	一般法人法に基づく定款、細則を制定しており、その中で対応可能と考える。例：法人法第95条
3	外部から金銭的利益を得るような事業はなく、必要性を感じていない
4	学会として具体的な事例や状況がこれまで無かった
5	学会として研究費や寄付金等を受けたことがないため
6	学会の趣旨・会員の活動状況から、利益相反が生じるような活動は行われていないため
7	現在は倫理規程で運用されている
8	個人並びに学会として事例が生じたことがない。一義的に会員の所属機関で利益相反マネジメントを行っているため
9	このような状況にない
10	今後取り組むべき課題として認識している。2010年8月に学会誌・投稿規程を全面改訂し、利益相反の開示について明記した
11	そのような事態が起こる可能性がない、または極めて低い
12	当会において、個人・組織としての利益相反は発生する可能性がないと思われるため
13	特段の問題は生じていないため
14	特段の理由はない
15	特になし。必要性を感じない
16	特に必要を感じないため
17	特に問題が生じていない
18	特に理事会等で問題となっていない
19	必要なしと判断される
20	利益相反の事例がない
21	議案が生じた場合は、先ず理事会執行部が対応することになっている。不服審査も原則、理事会執行部が対応する
22	現時点でその必要性を認めない
23	個人としての利益相反に関しては、当学会倫理規定の行動指針の範囲内と考えている。また、組織としては、当学会が寄付を得て受託研究や基準等の作成・調査を行う体制にないので、利益相反の事態にいたることが予想しがたい状況であるため
24	指針・細則はないが、定款では利害関係者は決議に関与しないよう定められている
25	組織としての利益相反について、公益社団法人である本学会は、関係法令及び本学会定款により役員等の担当業務は規定され、さらにそれを監査する制度がすでにあるため
26	定款等に、非営利が徹底された法人、鉄道技術ならびに会員のための明確な目的及び事業、役員の無報酬（常勤理事1名の報酬は社員総会で上限決定、全ての事業の内容・収支は監事監査、理事会承認の対象、などを定めている。また、役員・会員であることで外部から特定の利益を得る性格の協会ではない
27	倫理綱領に“５．品格を保ち、法を遵守した責任ある行動をとる”と記していることと、関連する業界団体がないから

【Ｉ－２-e　利益相反に関する指針・細則等で、マネジメントの対象となっている者すべてに○印を付けてください。／その他→具体的に記入してください。（記入例：配偶者・一親等の親族など）】　**※6**

No.	具体的に
1	（上記）a～dの対象者の配偶者、一親等の親族、または財産・収入を共有する者
2	各種委員会委員長のみ
3	学協会の従業員
4	学会事務職員
5	雇用する事務職員
6	事務職員、上記の対象者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産を共有する者
7	配偶者、一親等の親族、学会事務局従業員
8	分科会雇用の事務職員
9	本学会の事務職員、全号すべてに該当する者の配偶者、一親等内の親族又は収入もしくは財産を共有する者
10	本学会の事務職員、配偶者・一親等内の親族、または収入・財産を共有する者
11	学協会の事務職員、a～dの対象者の配偶者、一親等の親族、または収入財産を共有する者
12	事務職員、a～eの対象者の配偶者、一親等内の親族、または収入･財産を共有する者
13	対象者の配偶者、1親等の親族、また収入財産を共有する者
14	配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者
15	配偶者、一親等の親族
16	配偶者、一親等の親族、生計を共にする者
17	配偶者、一親等内の親族、または収入・財産を共有する者、学会事務局の従業員
18	配偶者・一親等の親族など
19	本会機関誌・編集協力誌○○の編集者

【Ⅱ　個人としての利益相反マネジメントの整備状況について】

【Ⅱ-1.1　学協会の会員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。（例えば、学協会主催の学術講演会での発表、学協会機関紙などの刊行物での発表の際に会員等に要求される個人的利益の自己申告）／自己申告の対象となる個人的利益の内容について記入してください。　※7（記入例：兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料、旅費・贈答品など）】

No.	具体的に
1	1.役員・顧問職の有無と報酬、2.株の保有とその利益、3.特許使用料、4.講演謝金、5.原稿料、6.研究費（治験、共同研究）、7.奨学寄附金、8寄付講座、9.その他の報酬（旅費、贈答品等）
2	①役員・顧問職②株③特許権使用料④講演料⑤原稿料⑥研究費（治験、委託・受託研究、共同研究等）⑦奨学寄付金（奨励寄付金）⑧寄付講座⑨贈答品など
3	営利企業の役員・顧問職、株式の保有、知的財産権使用料、日当・講演料、原稿料、研究費、奨学寄付金、寄付講座、旅費・贈答品
4	営利団体の役員・顧問職、株、特許権使用料、日当（発表・講演料）、原稿料、研究費
5	株、特許権使用料、講演料、原稿料、研究費、旅行、贈答品
6	株式、特許使用料、交通費、宿泊費、参加費、一定額以上の講演謝金、原稿料、旅費、贈答品など
7	企業の役員等への就任、株式の保有、特許使用料、講演謝金、原稿料、臨床研究費、受託研究費、寄付講座、旅費・贈答品
8	企業や団体の役員、顧問職、社員などへの就任、エクイティ、特許権使用料、日当（講演料など）、原稿料、研究費、寄附金、その他報酬・客員研究員受け入れなど
9	兼業収入（役員・顧問職）、株の保有、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、その他報酬
10	兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料、旅費・贈答品、奨学寄附金
11	講演料、株、原稿料、研究費、寄付金など
12	顧問、株保有・利益、特許使用料、講演料、原稿料、受託研究・共同研究費、寄附金講座所属、贈答品などの報酬
13	コンサルタント契約、株式の保有、特許権等のロイヤルティ、兼業収入など
14	謝金規程により運用
15	特許使用料、講演謝金、株、原稿料、治験研究費、寄付金、エクイティ（株）、贈答品
16	役員・顧問職、株式、特許権使用料、講演料、原稿料、研究費、奨学寄付金、寄付講座、その他報酬
17	役員報酬、株、講演料、特許権使用料、日当、研究費、寄附金、原稿料、贈答品・旅行
18	企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職、特許権使用料、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）、パンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料、その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）
19	企業等からの報酬、株保有とその利益、特許権使用料、講演料・原稿料、研究費など
20	兼業収入、講演料、特許使用料、原稿料、旅行、贈答品など
21	兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料、旅費・贈答品
22	研究費、研究材料、企業への投資者である場合、企業の従業員である場合、企業のコンサルタントを務めている場合、特許権を保有、給与、旅費、知的財産権、株式、ストックオプション、コンサルタント料、講演料、アドバイサリーコミッティまたはそれらに関する委員に対する費用
23	講演料、原稿料、治験・臨床試験費、受託研究・共同研究、寄付金、旅費、贈答品など
24	事業収入、株式収入、特許権のロイヤルティ収入、講演謝金、原稿料、研究費、助成金・寄附金、寄付講座、旅費・贈答品など
25	報酬、配当、特許使用料、日当、講演料、原稿料、研究費、寄付金、旅費、贈答品など
26	報酬額、特許使用料、講演料、原稿料、旅費、贈答品などの受領
27	役員・顧問職報酬、株式、特許使用料、講演料など、原稿料など、研究費、その他報酬 ※筆頭演者が開示する義務のあるCOI状態は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する

【Ⅱ-1.2　学協会の会員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。（例えば、学協会主催の学術講演会での発表、学協会機関紙などの刊行物での発表の際に会員等に要求される個人的利益の自己申告）／個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記入してください。　※8（記入例：1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間100万円以上など）】

No.	具体的に
1	【口頭発表時（抄録提出1年前から発表時まで）】 1）企業または営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円以上 2）企業または営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上 3）企業または営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業または団体からの年間の日当が合計50万円以上 4）企業または営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業または団体からの年間の原稿料が合計50万円以上 5）その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円以上

No.	具体的に
2	1企業・団体当たりの利益が年間100 万円以上
3	① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上は申告する ② 株式の保有については、 1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上の場合は申告する ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合は申告する ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合は申告する ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する ⑦ その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）については、1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合は申告する
4	1. 企業・団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上 2. 企業・団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上 3. 企業・団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上 4. 企業・団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上 5. その他（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）の提供については、1つの企業・団体から受けた総額が年間5万円以上
5	1.役員・顧問職の有無と報酬、特許使用料は年間100万円以上 2.株の保有とその利益は年間100万円以上、当該株式5%以上 3.講演謝金、原稿料は1企業から年間50万円以上 4.研究費（治験、共同研究）、奨学寄附金は総額年間200万円以上 5.その他の報酬（旅費、贈答品等）は1企業から年間5万円以上
6	1企業から100万円以上、ただし、原稿料は50万円以上
7	1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上
8	1つの企業・団体当たり100万円を超える場合
9	1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上
10	1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上
11	1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする
12	1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上
13	1企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上、その他、贈答品などの提供については、1企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上
14	1企業・団体当たり、過去3年間で１円／年以上の場合に申告
15	①1企業から年間100万円以上、ただし、日当・講演料、原稿料は50万円以上、旅費・贈答品：5万円以上 ②株式の保有については、 1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する ③企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上の場合は申告する ④企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合は申告する ⑤企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合は申告する ⑥企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する ⑦その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）については、1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合は申告する

No.	具体的に
16	①1企業の役員等への報酬額：年間100万円以上、特許使用料：100万円以上、講演料：50万円以上、原稿料：50万円以上、旅費・贈答品：5万円以上（いずれも年間） ②株式の保有については、 1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する ③企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上の場合は申告する ④企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合は申告する ⑤企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合は申告する ⑥企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する ⑦その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）については、1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合は申告する
17	1団体当たり1年で、役員報酬・特許権使用料は年間100万円以上、講演料・日当は50万円以上、贈答品・旅行は5万円以上、その他200万円以上
18	①報酬額：1つの企業・団体から年間100万円以上 ②特許使用料：1つにつき年間100万円以上 ③講演料・原稿料：1つの企業・団体から年間50万円以上 ④旅費、贈答品などの受領：1つの企業・団体から年間5万円以上
19	過去1年間に1企業当たり100万円超
20	企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職、寄付講座に所属する者、特許使用料については、1つの企業又は団体からの報酬額が年間100万円以上、会議、講演料、原稿料は50万円以上、その他旅行・贈答品等の報酬は5万円以上
21	講演料　50万円以上、研究費　200万円以上、特許権使用料　100万円以上、原稿料　50万円以上
22	講演料、原稿料：年間50万円以上
23	一つの企業・団体からの利益、報酬等が年間100万円以上
24	企業等からの報酬、株保有とその利益、特許権使用料は100万円以上、講演料・原稿料などは50万円以上、研究費は200万円以上
25	基準値は定めていないが、発生すれば申告する必要がある
26	兼業収入・株式・特許：1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上、講演謝金、原稿料：1企業・団体当たりの利益が年間50万円以上、贈答品：1企業・団体当たりの利益が年間5万円以上

【Ⅱ-1.3　学協会の会員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。（例えば、学協会主催の学術講演会での発表、学協会機関紙などの刊行物での発表の際に会員等に要求される個人的利益の自己申告）／保有する株式の自己申告の基準値について記入してください。（記入例：公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象など）】　**※9**

No.	具体的に
1	【口頭発表時（抄録提出1年前から発表時まで）】株の所有については、1つの企業についての1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、あるいは当該企業の全株式の5%以上
2	1 つの企業についての1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円超の場合、あるいは当該全エクイティの5%以上を所有する場合
3	1企業1年間の利益が100万円以上、あるいは当該株式の5%を保有する場合
4	1企業で1年間の利益（配当・売却益の総和）が100万円以上、または全株式5%以上の所有
5	1団体当たり1年で株（配当、売却益）が100万円以上または全株式の5%以上
6	1つの企業についての1年間の株による利益（配当・売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合
7	1つの企業についての年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合
8	1つの企業から年間100万円超、あるいは当該株式の5%以上保有
9	1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合あるいは当該株式の5%以上有する場合
10	1つの企業についての1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、あるいは当該企業の全株式の5%以上
11	1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合
12	1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、あるいは当該全株式の5%以上を所有
13	1つの企業について年間の株式による利益が100万円以上あるいは当該全株式の5%以上所有
14	1つの企業につき1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上あるいは当該株式の5%以上を所有する場合

No.	具体的に
15	1年間の株利益が1企業当たり100万円を超える場合、当該全エクイティの5%以上を所有する場合
16	1企業当たり、1株以上
17	株式の保有と、その株式から得られる利益（1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載）
18	株式：年間100万円以上
19	研究に関連した企業の株の保有については、1つの企業についての1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、または当該企業の全株式の5%以上
20	全株式の5%を保有する場合、あるいは配当、売却益の総和が100万円以上の場合
21	一つの企業からの年間の株式による利益（配当、売却益の総額）または当全株式の保有割合
22	株資金利益：1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有
23	株式の5%以上、年間利益100万円以上
24	株式の総数の5%以上
25	基準値は定めていないが、発生すれば申告する必要がある
26	全株式の5%以上

【Ⅱ-1.4-a　学協会の会員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。（例えば、学協会主催の学術講演会での発表、学協会機関紙などの刊行物での発表の際に会員等に要求される個人的利益の自己申告）／産学連携活動に伴う資金（共同研究費及び受託研究費（治験を含む。）や奨学寄付金など）について記入してください。／自己申告させている→具体的に記入してください。（記入例：1企業・団体当たりの合計金額が年間200万円以上、など）】　**※10**

No.	具体的に
1	【口頭発表時（抄録提出1年前から発表時まで）】企業または営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上
2	1 企業・団体当たりの合計金額が間200万円以上
3	1 企業・団体当たりの合計金額が年間200万円以上、奨学寄附金200万円以上
4	1. 企業・団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から研究（受託研究、共同研究など）に対して支払われた総額が年間200万円以上 2. 企業・団体が提供する寄付金については、1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座など）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上 3. 企業・団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している
5	1企業・団体当たり200万円を超える場合
6	1団体から1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上。奨学寄附金については、1企業・1団体から1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上
7	1つの企業・組織や団体から年間総額200万円以上
8	1つの研究に対して支払われた総額が年間200万円超
9	1つの臨床研究に対し年間200万円以上
10	1つの企業・組織や団体から支払われた総額が年間200万円以上
11	1つの企業・団体当たりの合計金額が年間200万円以上
12	1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する部局あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上
13	1企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上
14	1企業・団体当たりの合計金額が年間200万円以上
15	①研究費・助成金などの総額：1つの企業・団体から研究経費を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が200万円以上 ②奨学（奨励）寄付などの総額：1つの企業・団体から研究経費を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が200万円以上 ③企業などが提供する寄付講座：企業などからの寄付講座に所属している場合
16	1臨床研究あたり年間200万円以上
17	いずれも1企業からの合計が200万円以上の場合
18	営利企業からの臨床研究費が1企業から年間200万円以上
19	企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から臨床研究（受託研究費、共同研究費、委任経理金など）に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。企業・組織や団体が提供する治験日、奨学（奨励）寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究者の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする
20	研究費、奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業又は団体から年間200万円以上
21	1企業・団体当たり、過去3年間で1円／年以上の場合に申告。ただし、所属先への使途が明確にされていない従来のいわゆる委任経理金は対象外
22	年間200万円以上
23	一つの企業・団体が提供する研究や奨学寄付金が年間200万円以上
24	企業や営利を目的とした団体が提供する研究費（1つの医学研究に対して支払われた総額が年間200万円以上のものを記載）
25	研究費、寄付金：年間200万円以上

【Ⅱ-2.1-a　学協会の利益相反マネジメント体制についてお伺いします。／利益相反委員会の設置についてお伺いします。／学協会に利益相反委員会を設置している→具体的に記入してください。（記入例：利益相反委員会に外部有識者1人を委員として参加させている、など）】　※11

No.	具体的に
1	6名の委員で構成し、うち1名は外部有識者としている
2	COI委員会へ、外部有識者2名を委員として参加させている
3	外部委員はいません
4	学会員
5	学会員から委員を決めている
6	○○学会利益相反委員会を設置（外部有識者3人を委員として参加させている）
7	本学会員若干名及び外部委員1名
8	利益相反委員会に外部委員（弁護士）を参加させている
9	理事長が委嘱する委員長等若干名および外部委員1名以上
10	理事長が指名する本学会員若干名により、評議員若干名および外部委員1名以上により、COI委員会を構成し、委員長は委員の互選により選出する
11	理事長が指名する本学会員若干名により、利益相反委員会を構成し、委員長は委員の互選により選出する
12	理事長から指名を受けた複数名
13	倫理委員会が当面兼務することとしている（外部有識者1名を含む）
14	内部のみ9名
15	利益相反委員会に外部有識者1人を委員として参加させている
16	利益相反委員会に外部有識者1人を委員として参加させている
17	利益相反委員会に外部有識者1人を委員として参加させている
18	利益相反委員会に外部有識者2人を委員として参加させている
19	利益相反委員会に女性委員１人と外部有識者1人を委員として参加させている
20	理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成

【Ⅱ-2.1-b　学協会の利益相反マネジメント体制についてお伺いします。／利益相反委員会の設置についてお伺いします。／学協会に利益相反委員会を設置していない→具体的に記入してください。（記入例：理事会が利益相反委員会の役割を果たしている、など）】　※12

No.	具体的に
1	1設置準備中、現在は倫理委員会が担当している
2	これから設置の予定
3	設置準備中
4	倫理委員会で対応し、外部有識者1人を委員として参加させる
5	倫理委員会の検討と理事会の審議
6	機関誌への論文投稿時に自己申告を義務づけ、編集委員会が利益相反委員会の役割を果たしている
7	理事会が利益相反委員会の役割を果たしている

【Ⅱ-2.2-a　学協会の利益相反マネジメント体制についてお伺いします。／不服審査の仕組みについてお伺いします。／学協会に不服審査を担当する委員会を設置している→具体的に記入してください。（記入例：理事長が不服審査の申立を受け付けて理事会がその都度特別の委員会を設置し、その答申を理事会で協議して最終決定する、など）】　※13

No.	具体的に
1	1. 不服申し立ての審査請求を受けた場合、理事長は速やかに不服申し立て審査委員会（以下、審査委員会という）を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから30日以内に委員会を開催してその審査を行う 2. 審査委員会は、当該不服申し立てにかかる倫理・医療安全委員会委員長ならびに不服申し立て者から必要がある時は意見を聴取することができる 3. 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1ヶ月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、理事長に提出する 4. 審査委員会の決定を持って最終とする
2	COI委員会の委員以外の会員から事案ごとに理事長が指名した複数名をもって構成される「臨時審査委員会が再審理を行い、結果について理事会の協議を経て、披措置者に通知する
3	その都度委員会を設置して対応する
4	被措置者は、本会に対し、不服申立をすることができる。本会がこれを受理した時は、利益相反委員会において誠実に再審理を行い、理事会の協議を経て、その結果を被措置者に通知する
5	理事長が不服審査の申立を受け付けて理事会がその都度特別の委員会を設置し、その答申を理事会で協議して最終決定する
6	理事長が不服審査の申し立てを受理した場合、速やかに不服申し立て審査委員会を設置してその答申を理事会で協議した上でその結果を不服申立者に通知する

No.	具体的に
7	理事長が不服審査の申立を受理した場合、速やかに不服申立審査委員会を設置し、その答申を理事会で協議して不服申立者に通知する
8	理事長が不服申立を受理し、不服申立委員会を設置して審査を委ね、その答申を理事会で審議する
9	理事長は不服申立を受理した場合、速やかに不服申立審査委員会を設置し、その答申を理事会で協議する
10	不服申し立て審査手続 1. 不服申し立ての審査請求を受けた場合、理事長は速やかに不服申し立て審査委員会（以下、審査委員会という）を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから30日以内に委員会を開催してその審査を行う 2. 審査委員会は、当該不服申し立てにかかる倫理委員会委員長ならびに不服申し立て者から必要がある時は意見を聴取することができる。 3. 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1ヶ月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、理事長に提出する 4. 審査委員会の決定を持って最終とする
11	被措置者は、本学会に対し不服申立をすることができる。本学会の会長は、これを受理した場合、速やかに不服申立て審査委員会（暫定諮問委員会）を設置して、審査を委ね、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申立者に通知する
12	理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない
13	理事長は速やかに特別の委員会を設置し、委員会は理事長が指名する理事若干名、評議員若干名および外部委員1名以上により構成され、委員長は理事長が指名する
14	本学会の理事長は、これを受理した場合、速やかに不服申立審査委員会を設置して審査を委ね、その答申を理事会で審議をする

【Ⅱ-2.2-b　学協会の利益相反マネジメント体制についてお伺いします。／不服審査の仕組みについてお伺いします。／学協会に不服審査を担当する委員会を設置していない→具体的に記入してください。（記入例：理事会が不服審査の役割を担う、など）】　※14

No.	具体的に
1	現在未定
2	これから必要に応じて設置の予定
3	コンプライアンス委員会で再審理し理事会で協議の上、結果を通知する
4	罰則規定を設けていない為、不服審査を担当する委員会を設置していない
5	理事会が担当している
6	理事会が担う
7	理事会が不服審査の役割を担う
8	倫理委員会／通報に関する規定／調査委員会を設置する
9	案件がないため、今後の検討課題となっている
10	所轄委員会において再審理を行い、理事会の協議を経て、その結果を被措置者に通知する
11	常任理事会が不服審査の役割を担う
12	理事会が不服審査の役割を担う

【Ⅲ　学協会（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況について（以下「１」～「３」が組織としての利益相反に関する質問になります。）】

【Ⅲ-1.1-a　学協会の役員、各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。／学協会の役員、各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員等の個人的利益の自己申告の制度はありますか。／自己申告の制度がある（制定年月日）】　※15

No.	制定年月日	備考
1	2008.8	
2	2009.9.4	
3	2009.10.4	
4	2010.4.12	
5	2010.4.12	
6	2010.4.26	
7	2010.12.5	2年間施行後完全実施
8	2011.2.23	ガイドラインを策定（以下はガイドラインによる）
9	2011.3.28	
10	2011.5.25	
11	2011.6.4	
12	2011.11.28	
13	2012.2	
14	2012.3.1	

No.	制定年月日	備考
15	2012.3.15	
16	2012.4	
17	2012.4.12	
18	2012.4.24	
19	2012.5.24	
20	2012.10.1	より施行
21	2012.11.24	指針のみ。細則等は策定中（未定）
22	2013.1.1	役員のみ。各種委員会等の委員の申告はない

【Ⅲ-1.1-b-エ　／学協会の役員、各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。／学協会の役員、各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員等の個人的利益の自己申告の制度はありますか。／自己申告の制度がない／現在のところ組織としての利益相反指針・細則等を策定する予定はない（理由）】　**※16**

No.	理由
1	現行規程に基づく

【Ⅲ-1.2　学協会の役員、各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。／自己申告の対象となる個人的利益の内容について記入してください。（記入例：兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料、旅費・贈答品など）】　**※17**

No.	具体的に
1	1.役員・顧問職の有無と報酬、2.株の保有とその利益、3.特許使用料、4.講演謝金、5.原稿料、6.研究費（治験、共同研究）、7.奨学寄附金、8寄付講座、9.その他の報酬（旅費、贈答品等）
2	①役員・顧問職②株③特許権使用料④講演料⑤原稿料⑥研究費（治験、委託・受託研究、共同研究等）⑦奨学寄付金（奨励寄付金）⑧寄付講座⑨贈答品など
3	あらゆる利益すべて
4	営利企業の役員・顧問職、株式の保有、知的財産権使用料、日当・講演料、原稿料、研究費、奨学寄付金、寄付講座、旅費・贈答品
5	営利団体の役員・顧問職、株、特許権使用料、日当（発表・講演料）、原稿料、研究費
6	株、特許権使用料、講演料、原稿料、研究費、旅行、贈答品
7	株式、特許使用料、交通費、宿泊費、参加費、一定額以上の講演謝金、原稿料、旅費、贈答品など
8	企業の役員等への就任、株式の保有、特許使用料、講演謝金、原稿料、臨床研究費、受託研究費、寄付講座、旅費・贈答品
9	企業や団体の役員、顧問職、社員などへの就任、エクイティ、特許権使用料、日当（講演料など）、原稿料、研究費、寄附金、その他報酬・客員研究員受け入れなど
10	兼業収入、株の保有、特許権使用料、講演料、原稿料、研究費、奨学寄付金、その他報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）
11	兼業収入、特許権等のロイヤルティ、治験費
12	兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料、旅費・贈答品、奨学寄附金
13	講演謝金、原稿料、贈答品など
14	特許、著作権、公益事項
15	役員・顧問報酬、株の保有とその利益、特許権使用料、講演料等、原稿料
16	役員報酬、株、講演料、特許権使用料、日当、研究費、寄附金、原稿料、贈答品・旅行
17	企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職、特許権使用料、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）、パンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料、その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）
18	企業等からの報酬、株保有とその利益、特許権使用料、講演料・原稿料、研究費など
19	兼業収入、講演料、特許使用料、原稿料、旅行、贈答品など
20	兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料、旅費・贈答品
21	原稿料、講演料、医学研究費、受託研究、奨学寄附金
22	講演料、原稿料、治験・臨床試験費、受託研究・共同研究寄付金、旅費、贈答品など
23	報酬、配当、特許使用料、日当、講演料、原稿料、研究費、寄付金、旅費、贈答品など
24	報酬額、特許使用料、講演料、原稿料、旅費、贈答品などの受領
25	役員・顧問職報酬、株式、特許使用料、講演料など、原稿料など、研究費、その他報酬 ※役員、委員長、倫理委員が開示・公開する義務のあるCOI状態は、本学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する

【Ⅲ-1.3　学協会の役員、各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。／個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記入してください。（記入例：1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間100万円以上など）】　**※18**

No.	具体的に
1	【就任日から1年前まで、就任後は1年ごとに】 1)企業または営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円以上 2)企業または営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上 3)企業または営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業または団体からの年間の日当が合計50万円以上 4)企業または営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業または団体からの年間の原稿料が合計50万円以上 5)その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円以上
2	① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上は申告する ② 株式の保有については、 1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上の場合は申告する ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合は申告する ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合は申告する ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する ⑦ その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）については、1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合は申告する
3	1. 企業・団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上 2. 企業・団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上 3. 企業・団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上 4. 企業・団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上 5. その他（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）の提供については、1つの企業・団体から受けた総額が年間5万円以上
4	1.役員・顧問職の有無と報酬、特許使用料は年間100万円以上 2.株の保有とその利益は年間100万円以上、当該株式5%以上 3.講演謝金、原稿料は1企業から年間50万円以上 4.研究費（治験、共同研究）、奨学寄附金は総額年間200万円以上 5.その他の報酬（旅費、贈答品等）は1企業から年間5万円以上
5	1企業・団体あたりの報酬額が年間100万円以上
6	1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上
7	1企業から100万円以上、ただし、原稿料は50万円以上
8	1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上
9	1つの企業・団体当たり100万円を超える場合
10	1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上
11	1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする
12	1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上
13	1企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上、その他、贈答品などの提供については、1企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上
14	1企業・団体当たり、過去3年間で１円以上
15	1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上
16	1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上

17	①1企業から年間100万円以上、ただし、旅費・贈答品：5万円以上 ②株式の保有については、 1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する ③企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上の場合は申告する ④企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合は申告する ⑤企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合は申告する ⑥企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する ⑦その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）については、1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合は申告する
18	①1企業の役員等への報酬額：年間100万円以上、特許使用料：100万円以上、講演料：50万円以上、原稿料：50万円以上、旅費・贈答品：5万円以上（いずれも年間） ②株式の保有については、 1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する ③企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上の場合は申告する ④企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合は申告する ⑤企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合は申告する ⑥企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する ⑦その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）については、1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合は申告する
19	1団体当たり1年で、役員報酬・特許権使用料は年間100万円以上、講演料・日当は50万円以上、贈答品・旅行は5万円以上、その他200万円以上
20	①報酬額：1つの企業・団体から年間100万円以上 ②特許使用料：1つにつき年間100万円以上 ③講演料・原稿料：1つの企業・団体から年間50万円以上 ④旅費、贈答品などの受領：1つの企業・団体から年間5万円以上
21	企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職、寄付講座に所属する者、特許使用料については、1つの企業又は団体からの報酬額が年間100万円以上、会議、講演料、原稿料は50万円以上、その他旅行・贈答品等の報酬は5万円以上
22	講演料　50万円以上、研究費　200万円以上、特許権使用料　100万円以上、原稿料　50万円以上
23	定めなし
24	企業等からの報酬、株保有とその利益、特許権使用料は100万円以上、講演料・原稿料などは50万円以上、研究費は200万円以上
25	兼業収入・株式・特許：1企業・団体当たりの利益が年間100万円以上、講演謝金、原稿料：1企業・団体当たりの利益が年間50万円以上、贈答品：1企業・団体当たりの利益が年間5万円以上

【Ⅲ-1.4　学協会の役員、各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。／保有する株式の自己申告の基準値について記入してください。（記入例：公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく1株についても対象など）】　**※19**

No.	具体的に
1	【就任日から1年前まで、就任後は1年ごとに】株の所有については、 1つの企業についての1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、あるいは当該企業の全株式の5%以上
2	1企業1年間の利益が100万円以上、あるいは当該株式の5%を保有する場合
3	1企業で1年間の利益（配当・売却益の総和）が100万円以上、または全株式5%以上の所有
4	1団体当たり1年で株（配当、売却益）が100万円以上または全株式の5%以上
5	1つの企業について1年間の株による利益が100万円超
6	1つの企業についての年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合
7	1つの企業から年間100万円超、あるいは当該株式の5%以上保有
8	1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合あるいは当該株式の5%以上有する場合

No.	具体的に
9	1つの企業についての1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、あるいは当該企業の全株式の5%以上
10	1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、あるいは当該全株式の5%以上を所有
11	1つの企業についての定められた年限内での株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合に申告する
12	1つの企業について年間の株式による利益が100万円以上あるいは当該全株式の5%以上所有
13	1つの企業につき1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上あるいは当該株式の5%以上を所有する場合
14	1年間の株利益が1企業当たり100万円を超える場合、当該全エクイティの5%以上を所有する場合
15	1企業当たり、1株以上
16	株式から得られる利益（1企業の1年間の利益）が100万円以上のもの、あるいは当該全株式の5%以上所有のものを記載
17	研究に関連した企業の株の保有については、1つの企業についての1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、または当該企業の全株式の5%以上
18	最近1年間の本株式による利益が100万円以上、当該株式の5%以上保有のもの
19	定めなし
20	全株式の5%を保有する場合、あるいは配当、売却益の総和が100万円以上の場合
21	株資金利益：1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有
22	株式の5%以上、年間利益100万円以上
23	株式の保有については、 1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する
24	全株式の5%以上
25	発行済み株式の総数の5%以上、利益が100万円以上

【Ⅲ-1.5-a　学協会の役員、各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。／ 産学連携活動に伴う資金（共同研究費及び受託研究費（治験を含む。）や奨学寄付金など）について記入してください。／自己申告させている→具体的に記入してください。（記入例：1企業・団体当たりの合計金額が年間200万円以上、など）】　**※20**

No.	具体的に
1	【就任日から1年前まで、就任後は1年ごとに】企業または営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上
2	1 企業・団体当たりの合計金額が年間200 万円以上、奨学寄附金200万円以上
3	1. 企業・団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から研究（受託研究、共同研究など）に対して支払われた総額が年間200万円以上 2. 企業・団体が提供する寄付金については、1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座など）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上 3. 企業・団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している
4	1企業・1団体合計額は年間200万円以上
5	1企業・団体からの支払総額が年間200万円以上
6	1つの企業・組織や団体から年間総額200万円以上
7	1つの研究に対して200万円を超える場合
8	1つの研究に対して支払われた総額が年間200万円超
9	1つの臨床研究に対し年間200万円以上
10	1つの企業・組織や団体から支払われた総額が年間200万円以上
11	1つの企業・団体当たりの合計金額が年間200万円以上
12	1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する部局あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上
13	1企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上
14	1企業・団体当たりの合計金額が年間200万円以上
15	1企業・団体当たりの合計金額が年間200万円以上
16	①研究費・助成金などの総額：1つの企業・団体から研究経費を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が200万円以上、②奨学（奨励）寄付などの総額：1つの企業・団体から研究経費を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が200万円以上、③企業などが提供する寄付講座：企業などからの寄付講座に所属している場合
17	1臨床研究あたり年間200万円以上
18	いずれも1企業からの合計が200万円以上の場合
19	営利企業からの臨床研究費が1企業から年間200万円以上

No.	具体的に
20	企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から臨床研究（受託研究費、共同研究費、委任経理金など）に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。企業・組織や団体が提供する治験日、奨学（奨励）寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究者の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする
21	研究費、奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業又は団体から年間200万円以上
22	1企業・団体当たり、過去3年間で1円／年以上の場合に申告。ただし、所属先への使途が明確にされていない従来のいわゆる委任経理金は対象外
23	年間200万円以上
24	企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合は申告する

【Ⅲ-2-b　学協会（組織）そのものの利益相反についてどのような禁止事項を設けていますか。／その他→具体的に記入してください。】　※21

No.	具体的に
1	各分科会で対応
2	社会規範に反する行為

【Ⅳ　実際に生じた個人としての利益相反事例について】

【Ⅳ-a　貴学協会において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（個人としての利益相反の例：医薬品の製造販売後の使用成績調査を実施し、その結果を学会誌に掲載しようとする学会員が、当該医薬品を製造販売している製薬会社から多額の寄付金を受け取っていた、など）／生じたことがある／問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いの困難なケースなどをご記入ください。）】　※22

No.	具体的に
1	著作権：相手との和解

【Ⅴ　実際に生じた組織としての利益相反事例について】

【Ⅴ-a　貴学協会において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：学協会に多額の寄付をしている（あるいは過去にした、将来する）企業から学協会あての委託研究について当該寄附の事実を公表しなかった。／学会で農業用ダムの耐震性の基準に関する指針を策定する部会を構成する際に、ダムの製造にあたる土木会社関係者が多数含まれていた。／学協会に委託研究をしている会社の株式を学協会長が大量に所有していた、など）／生じたことがある／問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いの困難なケースなどをご記入ください。）】　※23

No.	具体的に
1	本学会〇〇検証小委員会委員に就任したA氏が、兼業としてその製剤と関係ある某製薬企業の安全性レビュー係をも務め、一定の報酬を得ていたことが判明した。対処：A氏に勧告を行い、当企業の役職を辞任してもらった

【Ⅶ　学協会における利益相反に関する自由意見】
【Ⅶ　学協会における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。】　※24

No.	具体的に
1	「学協会においても、組織としての利益相反の問題に対する取り組みは、一部の先進的な団体を除いて、一般的には立ち遅れているのが実態ではないかと危惧されます」と手紙に記載されておりますが、その認識は必ずしも正しくないと考えます。〇〇学会が加盟学会に対して昨年実施したアンケートでは、「策定している」もしくは「平成23、24年度策定予定」と答えた学会が合わせて80%に上ります。また、〇〇学会では、「〇〇研究のCOIマネージメントに関するガイドライン」を策定し、加盟学会に対して利益相反マネジメントを実施するよう指導しています。したがって、医学分野に限っていえば、すでに認識が十分高まっているとする評価が適当と考えます
2	委員会及び指針を作成中であり、これは今後の学会運営上必須のことである
3	学協会の属している研究コミュニティによって起こり得る利益相反とその対応が異なることが想定されるため、指針・細則等は学協会ごとに個別に制定していくしかないように考える
4	学会として研究費あるいは寄付金等を受けることがなかったため、利益相反に対する問題意識を持っていないのが実情
5	学会としての対応に苦慮している
6	学会として利益相反があるとしたら、学術団体としては論外である。本会としては、会としての利益相反は会則等でうたうこととし、会員の利益相反は、発表中、論文中に宣言することとしたい

No.	具体的に
7	規則類の整備は必要
8	規程等は素案として公開しています。学会事務局にお尋ねください
9	申告の対象期間を過去1年あるいはもっと長い期間とするか様々な意見がある
10	新材料開発のため、学会から企業に材料の提供を求めた施設により、学会で医療問題検討委員会を通して材料の開発を行っているが、金銭的授受は全くない
11	定款、民法、会社法に基づく運営をしているので、小規模団体はそこまで不要
12	当学会の親学会である〇〇学会の指針・細則に沿って策定することで、〇〇学会COI委員長と調整済みである
13	〇〇学会に準じて指針作成を検討中である
14	理事会で検討することになろう
15	研究材料や課題が該当する可能性がある掲載論文については、論文査読の段階で利益相反に関する記述を、投稿論文の「謝辞」セクションに求めている 投稿者はそれぞれの研究機関で、倫理審査および利益相反審査を受けた後に研究開始しているので、個人としての利益相反は問題とならない。疑わしき場合は、編集委員会が当該研究機関の利益相反審査委員会に問い合わせている。したがって、外から見て利益相反に疑義をもたれる可能性がある研究成果は「利益相反審査を通っている」旨の記載無しに掲載しない仕組みとしている。一方、学会での口頭・ポスター発表に関しては、そのチェック機能はない。組織に関しては必要性が想定できない
16	〇〇学会は、関連する業界そのものが存在しないので、利益相反が起きる可能性は極めて低いと考えている
17	利益相反は、本来、自由で公正な組織体制があれば、チェックされうる。組織に問題がありがちなので、関係者や外部からの指摘を補助・支援するための規則・指針・細則か。ただし、本来の個人能力・利益と組織依拠の利益、組織への利害を定性的・定量的に判断するのは難しいところもあろう。常識を超える利益・損害で線引きするか、小額でも厳密に排除するか。まずは全ての組織に関連する可能性のある個人利益をオープンにすることから始まるだろう。利益相反も問題だが、益相乗(?)は、自ら発見・指摘されることがなく、場合によってはより大きな社会的問題となる恐れがある。 （例：原発関係～大事故で露見、〇〇検定協会～過度な利益で発覚、など）　如何にチェックすべきか、関係組織任せでOKか？？

【Ⅷ　貴学協会について】

【Ⅷ-１　貴学協会の会員数をご記入ください。】　　**※25**

No.	人数	備考
1	120	
2	165	
3	199	
4	200	
5	320	
6	334	
7	399	111社
8	400	
9	400	
10	400	
11	420	
12	422	
13	475	
14	488	
15	494	
16	495	
17	500	
18	500	約
19	520	
20	530	
21	575	
22	600	
23	600	
24	600	約
25	613	
26	650	
27	700	
28	700	
29	500～1,000	
30	800	
31	800	
32	800	約
33	900	
34	950	
35	1,000	約

No.	人数	備考
36	1,000	
37	1,100	
38	1,140	
39	1,150	
40	1,180	
41	1,200	約
42	1,200	
43	1,200	
44	1,200	
45	1,300	
46	1,300	
47	1,400	
48	1,424	
49	1,441	
50	1,496	2012.10.10
51	1,500	
52	1,500	約
53	1,500	
54	1,850	
55	1,900	
56	1,900	
57	1,973	
58	2,000	
59	2,000	
60	2,000	
61	2,010	
62	2,100	
63	2,200	
64	2,300	
65	2,370	
66	2,444	
67	2,500	約
68	2,516	
69	2,559	
70	2,658	
71	2,700	
72	2,800	
73	2,856	
74	3,200	約
75	3,214	
76	3,219	
77	3,300	
78	3,400	
79	3,400	約
80	3,657	
81	3,664	
82	4,000	約
83	4,200	
84	4,200	
85	4,517	平成24年3月末現在
86	4,554	
87	4,700	約
88	5,000	約
89	5,000	約
90	5,100	
91	6,000	
92	6,000	
93	6,500	
94	6,600	個人会員　約5100人、団体会員　約1500団体
95	7,000	
96	8,933	
97	9,500	約
98	9,601	
99	10,132	
100	11,621	
101	14,294	平成23年12月末日現在
102	15,000	
103	16,077	
104	23,000	概ね

No.	人数	備考
105	32,433	
106	32,823	2012年8月末現在
107	103,558	2012年9月末現在
108	882,352	平成24年7月12日現在、112分科会の合計

【Ⅷ－２　貴学協会の分野／その他】　　**※26**

No.	具体的に
1	栄養
2	環境化学
3	看護学
4	看護学
5	気象学・大気科学
6	歯学
7	歯学
8	歯学
9	獣医学
10	すべて
11	生活科学
12	統合生物学
13	図書館

【付帯意見】

【Ⅳ　実際に生じた個人としての利益相反事例について】

【Ⅳ　貴学協会において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（個人としての利益相反の例：医薬品の製造販売後の使用成績調査を実施し、その結果を学会誌に掲載しようとする学会員が、当該医薬品を製造販売している製薬会社から多額の寄付金を受け取っていた、など）／無記入】　※(1)

No.	付帯意見
1	各分科会で対応
2	これから2年間の試行期間を経て本実施の予定

【Ⅴ　実際に生じた組織としての利益相反事例について】

【Ⅴ　貴学協会において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：学協会に多額の寄付をしている（あるいは過去にした、将来する）企業から学協会あての委託研究について当該寄附の事実を公表しなかった。／学会で農業用ダムの耐震性の基準に関する指針を策定する部会を構成する際に、ダムの製造にあたる土木会社関係者が多数含まれていた。／学協会に委託研究をしている会社の株式を学協会長が大量に所有していた、など）／無記入】　※(2)

No.	付帯意見
1	各分科会で対応
2	これから2年間の試行期間を経て本実施の予定

２．調査票
（１）大学

平成 24 年 9 月

大学における利益相反マネジメントに関する調査について
（大学（組織）としての利益相反を含む。）
―ご協力のお願い―

日本では、国の産学連携推進施策の拡充に伴い、特に、2000 年以降産学連携活動が急速に拡大してきました。他方、それに伴い、教職員が得る金銭的利益と大学におけるその職務上の責任との間で利益の衝突の起こる可能性が増大しています。これがいわゆる**個人としての利益相反**であり、大学ではこうした産学連携に伴う利益相反の管理が課題とされるようになりました。

大学における産学連携に伴う利益相反マネジメントに関する国の行政レベルの検討としては、2002 年の文部科学省科学技術・学術審議会の利益相反ワーキング・グループ報告書を嚆矢としますが、その後の文部科学省の調査でも、国公私立大学等（大学共同利用機関及び高等専門学校を含む。）のうち、2010 年度現在利益相反ポリシー等が整備済みのところは 22％に過ぎません。また、整備済みの大学においても、利益相反マネジメントがどの程度にどのようにして行われているのかについては、資料が存在せず不明の状況にあります。

さらに、同報告書が主な対象としたのは、当面緊急に対処する必要のあった「個人としての利益相反」であり、**大学（組織）としての利益相反**については、その後の検討課題とされました。このため、利益相反ポリシーを制定している日本の大学のほとんどは個人としての利益相反についてのみマネジメント体制を構築してきたものと推測されます。（組織としての利益相反の定義は 3 ページ、詳しい説明は 6 ページに記載しています。）

日本の大学が広く社会からの信頼を保持し、研究成果の客観性について疑義を招くことのないようにするためには、大学における利益相反マネジメントの適正な実施が不可欠であると考えられます。そこで、私どもは、大学における利益相反マネジメントの現状の把握と分析を行い、**その結果を各大学にフィードバックすることにより、大学における公正な活動に資することを目的**として調査研究を行っています。このため、企業との共同研究を実施している国公私立大学の研究担当副学長の方々にアンケート調査のご協力をお願いしております。

ご多用中誠に恐れ入りますが、本調査票（ホームページからもダウンロードできます。→http://www.ilc.tsukuba.ac.jp/rehp/jp/hp/activities.html）にご回答いただき、同封の返信用封筒又は E-mail、FAX で 10 月 11 日（木）までにご返信くださるよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

・ 調査票返信先 E-mail アドレス　yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp
・ 調査票返信先 FAX 番号　　029-853-7461

本調査結果につきましてはすべて統計的に処理し、大学名および個人名等を公表することはありませんので、ご理解いただけますようお願いいたします。

調査結果は調査研究報告書として刊行する予定でおり、ご希望の方々にお送りいたしますので、このアンケートの末尾の送付先のご記入をお願いいたします。

なお、本調査研究は平成 24～26 年度文部科学省科学研究費補助金の助成を受けて実施しているものです。

筑波大学産学リエゾン共同研究センター
准教授　新　谷　由紀子
客員研究員（名誉教授）菊　本　　虔

＊ この調査に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

筑波大学産学リエゾン共同研究センター
新谷（しんや） 由紀子
〒305-8577　つくば市天王台１－１－１　TEL & FAX 029-853-7461
E-mail: yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp

大学における利益相反マネジメントに関する調査について
（大学（組織）としての利益相反を含む。）
＜調　査　票＞

以下の回答につきましては、該当する記号に○印を付し（または非該当の回答を消し）、また、空欄に具体的にご記入ください。

本アンケート調査において、用語を次のように定義します。なお、いずれも大学を対象として利益相反を定義したものです。

・**個人としての利益相反**：教職員が企業等から得る利益（実施料収入、兼業報酬、株式等）又は企業等に負っている責任（主に兼業等）と、大学における当該教職員の責任（教育・研究等）が対立している状況にあることから、研究の客観性又は教育の公正性に影響を及ぼすこと、又は影響を及ぼすように見えることをいう。（前者は狭義の利益相反、後者は責務相反）

・**組織としての利益相反**：大学（組織）又は大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する学長、理事、副学長若しくは研究科長等が外部から金銭的利益を得たり、あるいは、外部の組織・団体と特別の関係にあったりすることから、研究の客観性又は教育の公正性を担保するための適正な手続きの履行に影響を及ぼすこと、又は影響を及ぼすように見えることをいう。

Ⅰ　個人としての利益相反マネジメントの整備状況について

1　貴大学では個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等を制定していますか。（単に、「利益相反ポリシー」、「利益相反規則」などを制定している場合は、通常、個人としての利益相反ポリシー・規則等を制定しているものと考えられます。）

a．制定している（制定年月日：　　）→次の「2」に進む

b．制定していない

ア．現在（i．個人　ii．組織　iii．個人及び組織）としての利益相反ポリシーや規則・規程等を**策定中**である（施行予定時期：　年　月頃）

イ．今後（i．個人　ii．組織　iii．個人及び組織）としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを**検討中**である

ウ．利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが**断念**した
（理由：　　）

エ．現在のところ利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する**予定はない**
（理由：　　）

→7ページの「Ⅲ」に進む

2　個人としての利益相反ポリシーや規則・規程等の内容に関して、個人的利益の自己申告についてお伺いします。

2.1 自己申告の対象となる個人的利益の内容について記入してください。

（記入例：兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料など）

〔　　〕

2.2 個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記入してください。

（記入例：1 企業・団体当たりの利益が年間 100 万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間 100 万円以上など）

〔　　〕

2.3 保有する株式の自己申告の基準値について記入してください。

（記入例：公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の 5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく 1 株についても対象など）

〔　　〕

2.4 産学連携活動に伴う大学への資金（共同研究及び受託研究（治験を含む。）や奨学寄付金）について記入してください。

ａ．自己申告させている→具体的に記入してください。（記入例：1 企業・団体当たりの合計金額が年間 200 万円以上、臨床研究実施計画等の審査の場合にのみ自己申告させている、など）

〔　　〕

ｂ．自己申告させていない

３　広い意味での利益相反（Conflict of Interest）には責務相反（Conflict of Commitment）が含まれ、責務相反の問題の一つに兼業があります。兼業についてお伺いします。

3.1 貴大学では、教員が大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用したベンチャー）の代表取締役に就任することを認めていますか。

ａ．認めている→具体的に記入してください。（記入例：ベンチャー設立から 3 年以内に限って認めている、特に年限を定めず認めている、など）

〔　　〕

ｂ．認めていない

3.2 貴大学では、教員が大学発ベンチャーの取締役に就任することを認めていますか。

ａ．認めている→具体的に記入してください。（記入例：特に条件を定めず認めている、CTO（Chief Technology Officer）に限って認めている、など）

〔　　〕

ｂ．認めていない

3.3 貴大学では、教員の兼業について時間や報酬に関する制限を設けていますか。

ａ．制限を設けている→具体的に記入してください。（記入例：兼業時間については年間の総勤務時間数の 30%を越えないこと、報酬については本給を越えないことなど）

〔　　〕

ｂ．制限を設けていない

４　貴大学では、全学に共通する個人的利益の自己申告制度以外に、特定の研究計画の審査に関連して、利益相反に係る事実の申告と審査の制度を設けていますか。

4.1 ヒトを対象とする研究（臨床研究など）について

ａ．利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている

ｂ．研究計画の審査制度を設けているが、利益相反に関する審査を含んでいない

4.2 厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究について

ａ．ヒトを対象としない研究であっても、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けている

ｂ．（申請がない等の理由により）ヒトを対象としない研究については、厚生労働省科学研究費補助金の申請に係る研究計画に関して、利益相反を含む研究計画の審査制度を設けていない

５　貴大学の利益相反マネジメント体制について、お伺いします。

5.1 利益相反に関する学内委員会制度について

ａ．学内委員会として利益相反委員会を設けている→具体的に記入してください。（記入例：利益相反委員会は教員のみで構成される、利益相反委員会は教員及び幹部事務職員により構成される、利益相反委員会は教員及び学外有識者２名により構成される、など）

〔　　〕

ｂ．学内委員会として利益相反委員会を設けていない

5.2 利益相反に関する学外委員会制度について

ａ．学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けている→具体的に記入してください。（記入例：利益相反アドバイザリーボードは学外有識者のみで構成される、など）

〔　　〕

ｂ．学外者を中心として構成される利益相反アドバイザリーボードを設けていない

5.3 学内の利益相反問題について教員等からの相談に応じてアドバイスをすることが職務である利益相反アドバイザーについてお伺いします。

ａ．利益相反アドバイザーを設けている→具体的に記入してください。（記入例：利益相反アドバイザーは教員が兼任により就任している、利益相反アドバイザーは企業出身の専門家が就任している、利益相反アドバイザーは顧問弁護士が兼業している、など）

〔　　〕

ｂ．利益相反アドバイザーを設けていない

5.4 利益相反担当の事務職員についてお伺いします。

ａ．利益相反担当の専任の事務職員を置いている→具体的に記入してください。（記入例：専任の事務職員１名を置いている、利益相反担当の室を設けて専任事務職員２名を置いている、など）

〔　　〕

ｂ．利益相反担当の兼任の事務職員を置いている→具体的に記入してください。(記入例：兼任の事務職員１名を置いている、担当の係を設けて兼任の事務職員１名を置いている、など)

〔　　〕

Ⅱ　大学（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況について

大学（組織）としての利益相反には二つの局面があり、一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）で、もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest)。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。

１　貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反に関して、ポリシーや規則・規程等を制定していますか。

ａ．制定している（制定年月日：　　）→具体的に記入してください。(記入例：大学（組織）としての利益相反に関するポリシーを制定している、大学（組織）としての利益相反に関する規則を制定している、など）→次の「２」に進む

〔　　〕

ｂ．制定していない

ア．現在組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を**策定中**である
（施行予定時期：　年　月頃）

イ．今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを**検討中**である

ウ．組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが**断念**した
（理由：　　）

エ．現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する**予定はない**
（理由：　　）

→7 ページの「Ⅲ」に進む

２　既に制定されている大学（組織）としての利益相反ポリシー、規則・規程等について、お伺いします。

2.1 学長、理事、研究科長等の大学（組織）のために意思決定を行う権限のある者について、一般の職員とは異なる特別の個人的利益の申告義務を課していますか。

ａ．特別の申告義務を課している→具体的に記入してください。（記入例：学長及び役員については、大学と特別の関係にない企業の株式保有も申告させている、学長及び役員については、個人的利益の申告の基準値を年間 1 企業・団体当たり 50 万円（一般職員は 100 万円）としている、など）

〔　　〕

ｂ．一般職員と同様の申告義務を課している

2.2 大学（組織）そのものの利益相反についてどのような禁止事項を設けていますか。

ａ．大学（組織）と共同研究・受託研究、製品・サービスの納入、工事の請負等の契約関係にある企業について、大学（組織）や大学と関連する財団などが寄付金を受けることを禁止している

ｂ．大学（組織）が相当程度の株式（未公開株式等を含む）を保有する企業について、大学（組織）が共同研究・受託研究（治験等の臨床研究を含む）を行うことを禁止している

ｃ．その他→具体的に記入してください。

〔　　〕

ｄ．特に禁止事項を設けていない

2.3 大学（組織）としての利益相反を審議するための特別の委員会を設置していますか。

ａ．設置している→具体的に記入してください。（記入例：組織としての利益相反委員会を設置している、常設ではないが問題が起こるつど設置している、一般市民を委員に参加させている、など）

〔　　〕

ｂ．特別の委員会を設置せず、個人としての利益相反委員会で併せて審議している

2.4 上記「2.1」～「2.3」以外に大学（組織）としての利益相反マネジメントに個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的に記入してください。

〔　　〕

Ⅲ　実際に生じた個人としての利益相反事例について

貴学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。

ａ．生じたことがある

問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いの困難なケースなどをご記入ください。）：

b．生じたことはない

Ⅳ　実際に生じた組織としての利益相反事例について

貴学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄付をしている（あるいは過去にした、将来する）企業との共同研究について、契約内容について他企業よりも優遇した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業に対して、治験審査委員会（IRB）等の研究審査委員会で特権や例外を設けた。／大学発ベンチャーに関係する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学教職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄付をしたりしている会社の株式を所有している。）

a．生じたことがある

問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いの困難なケースなどをご記入ください。）：

b．生じたことはない

Ⅴ　利益相反指針・細則等の Web 上情報等について

利益相反ポリシー、規則・規程及び自己申告書の様式等が Web 上で公開されている場合は、以下に URL の記載をお願いいたします。もし、公開されていない場合は、お手数ですが、利益相反ポリシー、規則・規程、自己申告書等のコピーを電子メールの添付文書又は郵送でお送りいただけるようお願いいたします。

〔　　〕

Ⅵ　大学における利益相反に関する自由意見

大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。

Ⅶ　貴学の設置形態は

ａ．国立大学法人
ｂ．公立大学
ｃ．公立大学法人
ｄ．私立大学

◎調査にご協力いただきましてありがとうございました。

※ご記入いただけるようでしたら、以下の欄にご氏名等の記入をお願いいたします。なお、個人名につきましては、外部に一切公表いたしません。

貴大学名	ご氏名
Tel	E-mail

☆　**本調査研究報告書の送付を・・・・　　希望する　・　希望しない**
（ご希望の場合は上記の欄にご氏名等をご記入ください）

ご協力に感謝申し上げます。

（２）学協会

平成 24 年 9 月

学協会における利益相反マネジメントに関する調査について
（学協会（組織）としての利益相反を含む。）
―ご協力のお願い―

2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震に起因して発生した東京電力福島第一原子力発電所の重大事故に関連して、東京電力が津波対策の基準としていた関連学会津波評価部会作成の「原子力発電所の津波評価技術」（2002 年）について、その作成手続きが公正に遂行されたかどうかが問題とされています。[1]

この津波評価技術に関する報告書は、電力会社が同学会に委託した研究（受託研究：1,350 万円）による成果であり、また、当該部会の構成員についても、30 人のうち 13 人が電力会社、4 人が電力会社関連組織の所属であり、電力業界に偏った編成となっていました。同学会が、津波評価部会構成員の大半を委託者側である電気事業者等で占めることとしたことは、委託者である電気事業者に配慮し、委託者側に有利な報告書を作らせたのではないかという疑念を招き、報告書の科学的客観性を損ない、又は損なうように見える場合として、**学協会（組織）としての利益相反**が生じることにつながった可能性があります。（組織としての利益相反の定義は 3 ページ、詳しい説明は 5～6 ページの「Ⅲ」に記載しています。）

このほかにも、学協会における組織としての利益相反が懸念される実例が見受けられたことがありますが、現状では、大学がそうであるように、学協会においても、組織としての利益相反の問題に対する取り組みは、一部の先進的な団体を除いて、一般的には立ち遅れているのが実態ではないかと危惧されます。

そこで、私どもは、大学を対象とした調査と並行して、日本の学協会における組織としての利益相反マネジメントの現状の把握と分析を行い、**その結果を各学協会にフィードバックすることにより、学協会における公正な活動に資することを目的**として調査研究を行うこととしました。このため、産学連携活動が困難な分野の団体を除いた学協会の中から 300 団体を無作為抽出し、アンケート調査のご協力をお願いしております。

ご多用中誠に恐れ入りますが、本調査票（ホームページからもダウンロードできます。→http://www.ilc.tsukuba.ac.jp/rehp/jp/hp/activities.html）にご回答いただき、同封の返信用封筒又は E-mail、FAX で 10 月 11 日（木）までにご返信くださるよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

---

[1] 国会事故調東京電力福島原子力発電所事故調査委員会『調査報告書【本編】』p.92（2012.6.28）

・ 調査票返信先 E-mail アドレス　yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp
・ 調査票返信先 FAX 番号　　029-853-7461

本調査結果につきましてはすべて統計的に処理し、学協会名および個人名等を公表することはありませんので、ご理解いただけますようお願いいたします。

調査結果は調査研究報告書として刊行する予定でおり、ご希望の方々にお送りいたしますので、このアンケートの末尾の送付先のご記入をお願いいたします。

なお、本調査研究は平成 24～26 年度文部科学省科学研究費補助金の助成を受けて実施しているものです。

筑波大学産学リエゾン共同研究センター
准教授　新　谷　由紀子
客員研究員（名誉教授）菊　本　　虔

＊ この調査に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

筑波大学産学リエゾン共同研究センター
新谷（しんや） 由紀子
〒305-8577　つくば市天王台１－１－１　TEL & FAX 029-853-7461
E-mail: yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp

学協会における利益相反マネジメントに関する調査について
（学協会（組織）としての利益相反を含む。）

＜調　査　票＞

以下の回答につきましては、該当する記号に○印を付し（または非該当の回答を消し）、また、空欄に具体的にご記入ください。

本アンケート調査において、用語を次のように定義します。なお、いずれも学協会を対象として利益相反を定義したものです。

・**個人としての利益相反**：学協会の会員が企業等から得る利益（実施料収入、兼業報酬、株式等）と学協会における当該会員としての資格に伴う責任が対立している状況にあることから、会員として果たすべき役割の公正な遂行に影響を及ぼすこと、又は影響を及ぼすように見えることをいう。

・**組織としての利益相反**：学協会（組織）又は学協会（組織）のために意思決定を行う権限を有する会長、理事、副会長又は指針等作成部会構成員等が外部から金銭的利益を得たり、あるいは、外部の組織・団体と特別の関係にあったりすることから、学協会に期待される本来の役割の公正な遂行に影響を及ぼすこと、又は影響を及ぼすように見えることをいう。

Ⅰ　利益相反マネジメントの整備状況について

1　貴学協会では利益相反に関する指針・細則等を制定していますか。

a．制定している（制定年月日：　　）→次の「2」に進む

b．制定していない

ア．現在（i．個人　ii．組織　iii．個人及び組織）としての利益相反指針・細則等を**策定中**である（施行予定時期：　年　月頃）

イ．今後（i．個人　ii．組織　iii．個人及び組織）としての利益相反指針・細則等を策定するかどうかを**検討中**である

ウ．利益相反指針・細則等の策定を検討したことがあるが**断念**した
（理由：　　）

エ．現在のところ利益相反指針・細則等を策定する**予定はない**
（理由：　　）

→6ページの「Ⅳ」に進む

2　利益相反に関する指針・細則等で、マネジメントの対象となっている者すべてに○印を付けてください。

a．学協会会員

b．学協会会員以外でも学協会主催の学術講演会で発表する者又は学協会機関紙などで発表する者

c．学協会の役員（会長、理事、監事等）
d．学協会の各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員
e．その他→具体的に記入してください。（記入例：配偶者・一親等の親族など）
〔　　〕

Ⅱ　個人としての利益相反マネジメントの整備状況について

1　学協会の会員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。（例えば、学協会主催の学術講演会での発表、学協会機関紙などの刊行物での発表の際に会員等に要求される個人的利益の自己申告）

1.1 自己申告の対象となる個人的利益の内容について記入してください。
（記入例：兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料、旅費・贈答品など）
〔　　〕

1.2 個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記入してください。
（記入例：1 企業・団体当たりの利益が年間 100 万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間 100 万円以上など）
〔　　〕

1.3 保有する株式の自己申告の基準値について記入してください。
（記入例：公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の 5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく 1 株についても対象など）
〔　　〕

1.4 産学連携活動に伴う資金（共同研究費及び受託研究費（治験を含む。）や奨学寄付金など）について記入してください。
a．自己申告させている→具体的に記入してください。（記入例：1 企業・団体当たりの合計金額が年間 200 万円以上、など）
〔　　〕
b．自己申告させていない

2　学協会の利益相反マネジメント体制についてお伺いします。

2.1 利益相反委員会の設置についてお伺いします。
a. 学協会に利益相反委員会を設置している→具体的に記入してください。（記入例：利益相反委員会に外部有識者 1 人を委員として参加させている、など）
〔　　〕
b．学協会に利益相反委員会を設置していない→具体的に記入してください。（記入例：理事会が利益相反委員会の役割を果たしている、など）
〔　　〕

2.2 不服審査の仕組みについてお伺いします。

ａ．学協会に不服審査を担当する委員会を設置している→具体的に記入してください。（記入例：理事長が不服審査の申立を受け付けて理事会がその都度特別の委員会を設置し、その答申を理事会で協議して最終決定する、など）

〔　　〕

ｂ．学協会に不服審査を担当する委員会を設置していない→具体的に記入してください。（記入例：理事会が不服審査の役割を担う、など）

〔　　〕

Ⅲ　学協会（組織）としての利益相反マネジメントの整備状況について（以下「１」～「３」が組織としての利益相反に関する質問になります。）

１　学協会の役員、各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員等の個人的利益の自己申告についてお伺いします。

1.1 学協会の役員、各種委員会の委員長・委員、作業部会の委員等の個人的利益の自己申告の制度はありますか。

ａ．自己申告の制度がある（制定年月日：　　）→次の「1.2」に進む

ｂ．自己申告の制度がない

ア．現在組織としての利益相反指針・細則等を**策定中**である
（施行予定時期：　年　月頃）

イ．今後組織としての利益相反指針・細則等を策定するかどうかを**検討中**である

ウ．組織としての利益相反指針・細則等の策定を検討したことがあるが**断念**した
（理由：　　）

エ．現在のところ組織としての利益相反指針・細則等を策定する**予定はない**
（理由：　　）

→6 ページの「Ⅳ」に進む

1.2 自己申告の対象となる個人的利益の内容について記入してください。

（記入例：兼業収入、特許権等のロイヤルティ・売却収入、講演謝金、原稿料、旅費・贈答品など）

〔　　〕

1.3 個人的利益の自己申告の基準値（金額）について記入してください。

（記入例：1 企業・団体当たりの利益が年間 100 万円以上、複数の企業からの利益の合計が年間 100 万円以上など）

〔　　〕

1.4 保有する株式の自己申告の基準値について記入してください。

（記入例：公開株式の場合 - 発行済み株式の総数の 5%以上、未公開株式（ストックオプションを含む。）の場合は株式数に関わりなく 1 株についても対象など）

〔　　〕

1.5 産学連携活動に伴う資金（共同研究費及び受託研究費（治験を含む。）や奨学寄付金など）について記入してください。

ａ．自己申告させている→具体的に記入してください。（記入例：1 企業・団体当たりの合計金額が年間 200 万円以上、など）

〔　　〕

ｂ．自己申告させていない

２　学協会（組織）そのものの利益相反についてどのような禁止事項を設けていますか。

ａ．学協会（組織）と受託研究、製品・サービスの納入、工事の請負等の契約関係にある企業について、学協会（組織）が寄付金を受けることを禁止している

ｂ．その他→具体的に記入してください。

〔　　〕

ｃ．特に禁止事項を設けていない

３　上記「１」、「２」以外に学協会（組織）としての利益相反マネジメントに個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的に記入してください。

〔　　〕

Ⅳ　実際に生じた個人としての利益相反事例について

貴学協会において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（個人としての利益相反の例：医薬品の製造販売後の使用成績調査を実施し、その結果を学会誌に掲載しようとする学会員が、当該医薬品を製造販売している製薬会社から多額の寄付金を受け取っていた、など）

ａ．生じたことがある

問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いの困難なケースなどをご記入ください。）：

ｂ．生じたことはない

Ⅴ　実際に生じた組織としての利益相反事例について

貴学協会において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利

益相反の例：学協会に多額の寄付をしている（あるいは過去にした、将来する）企業から学協会あての委託研究について当該寄附の事実を公表しなかった。／学会で農業用ダムの耐震性の基準に関する指針を策定する部会を構成する際に、ダムの製造にあたる土木会社関係者が多数含まれていた。／学協会に委託研究をしている会社の株式を学協会長が大量に所有していた、など）

ａ．生じたことがある

問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いの困難なケースなどをご記入ください。）：

ｂ．生じたことはない

Ⅵ　利益相反指針・細則等の Web 上情報等について

学協会の利益相反指針・細則が Web 上で公開されている場合は、以下に URL の記載をお願いいたします。もし、公開されていない場合は、お手数ですが、利益相反指針・細則等のコピーを電子メールの添付文書又は郵送でお送りいただけるようお願いいたします。

〔　　〕

Ⅶ　学協会における利益相反に関する自由意見

学協会における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。

Ⅷ　貴学協会について

１　貴学協会の会員数をご記入ください。＿＿＿＿＿人

２　貴学協会の分野

→理学・工学・農学・医学・薬学・その他（　　）

◎調査にご協力いただきましてありがとうございました。

※ご記入いただけるようでしたら、以下の欄にご氏名等の記入をお願いいたします。なお、個人名につきましては、外部に一切公表いたしません。

貴学協会名	ご氏名
Tel	E-mail

☆ **本調査研究報告書の送付を・・・・　　希望する　・　希望しない**

（ご希望の場合は上記の欄にご氏名等をご記入ください）

ご協力に感謝申し上げます。

平成 25 年 4 月
新谷　由紀子
菊本　　虔
（筑波大学産学リエゾン共同研究センター）
TEL & FAX 029-853-7461
〒305-8577　つくば市天王台 1-1-1